

立命館大学審査博士論文

現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究
—ネイション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—

(A Study on the Minority Protection Policy in Contemporary Croatia:
Through the Dialectical Interaction between Nationalization and Europeanization)

2016 年 3 月

March 2016

立命館大学大学院国際関係研究科国際関係学専攻博士課程後期課程

Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University

山川 順
YAMAKAWA Takashi

研究指導教員：南野泰義 教授
Supervisor: Professor MINAMINO Yasuyoshi

**現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究
—ネイション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—**

目次

凡例	ii
序論	1
第一章 個別主義と普遍主義の弁証法的関係	16
第一節 政治的共同体	16
第二節 国民国家のネイション化とヨーロッパ化	20
第三節 近代クロアチアのナショナリズム運動	27
第二章 ユーゴスラヴィア連邦時代におけるクロアチアのナショナリズム運動	40
第一節 ユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギー	41
第二節 「クロアチアの春」	46
第三節 社会主義イデオロギーの失墜と複数政党制の導入	52
第四節 ネイション化の契機	59
第三章 セルビア系難民の帰還をめぐるネイション化とヨーロッパ化の相克	63
第一節 ユーゴスラヴィア紛争と難民	64
第二節 難民政策をめぐるネイション化とヨーロッパ化	70
第三節 セルビア系難民帰還の実態：住居問題	76
第四節 難民政策から見るクロアチア・ナショナリズムとヨーロッパ化	81
第四章 ロマ保護政策とヨーロッパ化	86
第一節 ロマ保護の方法：再配分と承認	87
第二節 ヨーロッパ統合におけるロマ保護	90
第三節 クロアチアのロマ保護政策	97
第四節 ヨーロッパ化によって正当化されるネイション化	104
第五章 現代クロアチアのマイノリティとナショナリズム	107
第一節 マイノリティ保護政策のネイション化とヨーロッパ化	107
第二節 ヨーロッパ統合におけるナショナリズムの意味	117
結論	121
参考文献	126

凡例

1. 脚注に記載する参考文献の表記方法は、原語で一般的に用いられる表記に従った。また、日本語と英語以外の言語によって書かれた文献は、著者名と表題の日本語表記を付した。具体的な表記について、(ur.) は「編集」、u ~ は「～所収」、*Isto* は「同上」、*nav.dj.* は「前掲」、str. は「頁」、dio は「部」、čl. は「条」を意味する。
2. 人名、地名は可能な限り原音に従った表記を基本としたが、「チトー」など通例として定着している名称はそれに従った。

序論

本研究は、現代クロアチア¹におけるマイノリティ²保護政策を、難民帰還政策とロマ保護政策という二つの事例から分析するものである。分析対象となるクロアチア共和国は、1990年代前半に武力紛争に巻き込まれる中でユーゴスラヴィア社会主義共和国連邦から独立し、2013年7月に欧州連合（European Union, EU）に加盟することによって、ヨーロッパ統合への参加という独立当初からの目的を達成した。その過程において形成されたマイノリティ保護政策を分析し、そこから見出されるナショナリズムとヨーロッパ統合の論理の関係性を明らかにすることが本研究の目的である。

現代の世界は、国境を越えて人、物、金、情報が活発に移動する「グローバル化（globalization）」が進展し、それを通じた「社会の均質化傾向」が深化しつつあると言われる。しかし同時に、国境線によって区切られた一定の領域からなり、ナショナルなアイデンティティを帯びる「国民」を構成員とし、これを統治する権力装置としての「国民国家（nation state）」³によって構成される世界もある⁴。

国民国家とは、近代という特定の時代背景の中で生まれた政治体制であり、時代的・空

¹ 本研究において「クロアチア」という名称を単独で使用する場合、統一的な意思を帯びた主体としてではなく、現代クロアチア共和国の領域を中心として、そこでの共同性をめぐってさまざまな主体が交渉する「場」としての意味で用いる。

² 本研究において「マイノリティ」と「マジョリティ」という言葉は、実体としての集団ではなく、政治的共同体をめぐる関係性を示す概念として使用する。マイノリティという言葉は、特定の政治体制を正当化する政治的共同体において、その構成員に含まれながら同化、周縁化、排除の対象となるか、そもそも構成員に含まれる「べきではない」と定められる人々の対象化を意味することとする。なお、「ナショナル・マイノリティ」は、特定のナショナリズム運動の担い手、あるいは国民国家内における自治の単位として認識されるマイノリティを指すこととする。吉川元、加藤普章「マイノリティと政治学・国際政治学」（吉川元、加藤普章編著『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年、3-10頁）。窪誠『マイノリティの国際法—レスブリカの身体からマイノリティへ—』（信山社、2006年）1-2、268-272頁。

³ マックス・ウェーバー（Max Weber）は、「国家」について「ある一定の領域の内部で—この「領域」という点が特徴なのだが—正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である」とする。マックス・ウェーバー（脇圭平訳）『職業としての政治』（岩波書店、1980年）9頁。また、アンソニー・ギデンズ（Anthony Giddens）は、「国民国家」について「他の国民国家と形づくる複合体のなかに存在し、画定された境界（国境）をともなう領土にたいして独占的管理権を保有する一連の統治制度形態であり、この国民国家による支配は、法と、さらに国内的および対外的暴力手段にたいする直接の統制によって正統化されていく」としている。アンソニー・ギデンズ（松尾精文、小幡正敏訳）『国民国家と暴力』（而立書房、1999年）144頁。すなわち、国家という政治体制において問題とされるのは、人間の社会を境界線によって囲い込む機能と、暴力手段の独占を通じて対内的・対外的に自立した統治を行う機能、およびそれを正当化する機能である。国民国家とはその源泉を「国民」という共同体に求める政治体制であると理解できる。「国民」については脚注14を参照。

⁴ Eric Zuelow, Mitchell Young and Andreas Sturm, “The Owl's Early Flight Globalization and Nationalism, an Introduction” in Mitchell Young, Eric Zuelow and Andreas Sturm (eds.) *Nationalism in a Global Era: The Persistence of Nations*, London: Routledge, 2007, pp.1-2.

間的な課題に応じて変容してきたと考えられる。その体制とイデオロギーは、現代という時代状況において、どのように変容しつつあるのかという疑問が本研究を貫く問題関心である。

では、その疑間に答える上で、なぜマイノリティに注目する必要があるのか。

国民国家は18世紀以降の近代ヨーロッパにおいて一般的な統治体制として確立され、その後、世界中に普及したとされる。それを正当化するナショナリズム・イデオロギーは、既存の国家に対抗する運動を含めて、様々な形態・目的をとる形で広がり、展開された⁵。その多様な形態は、その時々のマジョリティ＝マイノリティ関係に応じた内実を伴うものであったと考えられる。すなわち、第一次世界大戦後の難民と無国籍者の処遇、第二次世界大戦後のアジア・アフリカ諸国の植民地支配からの独立、20世紀後半に「先進国」で問題化されるようになった移民社会の形成など、それぞれの時代状況を背景にしながら、国民国家の統治とそれを正当化する政治的共同体としての国民のあり方はマイノリティの位置づけをめぐる問いに直面してきたのである⁶。

冷戦構造が解体した後、20年あまりが経過し、グローバル化の進展が喧伝される今日の国際社会における重要な傾向の一つに、国際政治上のマイノリティ保護レジームの形成と諸国民国家内のマイノリティ保護制度を整備しようとする動きがあげられる。国際社会でのマイノリティ保護の試みは、19世紀以降、諸々の条約を通じて実践されてきたものであり、近年にはじまることではない⁷。しかし、人の移動に伴う社会構成の変化や、あるいは冷戦末期から各地で盛んに展開してきたナショナリズム運動に対応する形で、1990年代に入ると、欧州安全保障協力会議（Conference on Security and Co-operation in Europe, CSCE、1995年からOrganization for Security and Co-operation in Europe, OSCE）で締結されたパリ憲章や、国際連合で決議されたマイノリティの権利宣言など、新たなマイノリティ保護体系が構築されるようになった。こうした体系が作られる中で、それぞれの国民国家は国内法体系にマイノリティ保護制度を構築する必要に迫られたのである⁸。

しかしその一方で、マイノリティ保護が規範化され、法体系として具体化されることに

⁵ エリック・J・ホブズボーム（浜林正夫、嶋田耕也、庄司信訳）『ナショナリズムの歴史と現在』（大月書店、2001年）130-132頁。

⁶ ハンナ・アーレント（大島通義、大島かおり訳）『新装版 全体主義の起原2：帝国主義』（みすず書房、1981年）235-290頁。高坂正堯『現代の国際政治』（講談社、1989年）159-167頁。マルコム・アンダーソン（土倉莞爾、古田雅雄訳）『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』（ナカニシヤ出版、2004年）76-91頁。

⁷ 櫻井利江「歐州における民族的少数者保護基準の発展：効果的参加権・自治・集団としての権利をめぐって」（『同志社法学』第59巻2号、2007年、640頁）。

⁸ Will Kymlicka, "The Evolving Basis of European Norms of Minority Rights: Rights to Culture, Participation and Autonomy" in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs (eds.) *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, London: Palgrave Macmillan, 2008, pp.12-17.

反発し、既存のナショナルな枠組みを強化しようとする潮流が存在する。ここでは、マイノリティ保護体系の構築が、グローバル化による経済構造や社会的価値規範の再編成過程と重ね合わせられることで、従来の国民国家で保全されていたとされるナショナルな価値体系や権力構造が解体されていく過程として認識される。その過程に対抗して、マジョリティのネイションを中心に据えた国家体制および国民概念への再編成を志向する動きが生じるのである⁹。具体的には、各国政府による新自由主義経済政策とナショナルな共同体意識の高揚を目的とする政策の同時展開や、排外主義的な活動団体による移民受け入れやマイノリティ保護への反対運動などがあげられるであろう¹⁰。また、独立して間もない新興国家においても、ナショナルな政治的共同体を新たに確立しようとする目的の反動としてマイノリティの同化・排除を強める傾向が存在する¹¹。

現代の国民国家は、マイノリティをめぐってかかる二つの潮流の狭間にあると考えられる。そこにあらわれるものは、マイノリティを保護しようとする活動と、マイノリティを排斥しようとする活動のジレンマである。より抽象的な表現をするならば、政治体制と政治的共同体の再編成の過程において、それを正当化するイデオロギーをめぐる揺らぎである。それゆえ、この問題を通して現代の国民国家の変容過程が浮き彫りになると考えるのである。

では、国民国家におけるマイノリティの位置づけは、理論的にはどのように把握できるであろうか。

人間集団としての共同体は、集団的な意思決定を行う必要に迫られるとき、政治的共同体としての性格を持つ。政治的共同体のあり方には、常に正統性の問題がつきまと。政治的共同体にかかわる正統性の問題とは、まず誰が構成員に含まれるかという問題であり、次いでその構成員によって支持される意思決定の体制=政治体制を定める規範的構成原理にかかわる問題である¹²。そしてその正統性は、集団を構成する諸個人の思想が相互に葛藤を重ねた結果としての特定のイデオロギーにもとづいている。そうであるならば、そのイデオロギーは静態的なものではなく、諸個人の意思と共同体の実態との矛盾のうちにあって、常に問い合わせられるはずのものである。

人間集団にとって基本的な政治体制の一つである国家のあり方と、その基礎となる政治

⁹ Michael Stewart, "Populism, Roma and the European Politics of Cultural Difference", in Michael Stewart (ed.) *The Gypsy Menace? Populism and the New Anti-Gypsy Politics*, London: Hurst & Company, 2012, pp.17-18.

¹⁰ *Ibid.*, pp.4-9.

¹¹ Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, pp.79-80.

¹² 政治体制の評価については、政治体制のあり方そのものが問われる正統性の問題と、政治的共同体の構成員の日常的な利害の充足にかかわる正当性の問題が存在する。本研究では二つの言葉を使い分けるが、両者の意味を共に含む場合には正当性と表記する。山口定『政治体制』(東京大学出版会、1989年) 38-45、270-275頁。

的共同体のあり方は、現代に限らず人間の歴史を通して問われ続けてきた問題と言ってもよからう。たとえば、国王によって統治される政治的共同体の成員が「臣民」として意思決定プロセスへの参加資格を持たない場合、誰が臣民に含まれるのか、どのような権利・義務を課されるのかといった問題は、臣民自身のあざかり知らぬところで決定される。そこでは、意思決定から除外される共同体の成員が個人意思への自覚を強くするごとに、社会における矛盾も増大してゆく¹³。その矛盾が、近代に入り国民国家という政治体制の出現を導く一つの要因となった。

国民国家という政治体制は、資本制社会経済と個人主義思想の普及を背景として生まれたとされる。それは、国家を構成する専門的な行政管理制度や軍隊制度、教育制度などを確立し、その担い手となる「国民」¹⁴という政治的共同体を生み出すこととなった¹⁵。「民主的」な国民国家においては、国民自身の意思によって、そこに所属する構成員と諸定律を

¹³ ジョン・ロック（加藤節訳）『完訳 統治二論』（岩波書店、2010年）394-404頁。

¹⁴ 本研究では「国民」について、国民国家での政治的意思決定に関する正当性の源泉として認識される政治的共同体の意味で使用する。そのため、単に当該国家の国籍・市民権を保持する人々を意味するのではなく、特定のナショナリズムによって正当化される概念を意味する。つまり、国民国家の政治的共同体である国民は「ネイション」としての性格を付与されるということである。ネイションについて、アントニー・D・スミス（Anthony D. Smith）は、「その構成員によって共有される神話、記憶、象徴、価値が育まれ、歴史的な郷土を定めてそこに居住し、独自の大衆文化を保有・普及し、共通の法と慣習を創造・普及するような、名前を持った自己定義的な共同体」とする理念型を提示する。Atsuko Ichijo and Gordana Uzelac (eds.) *When is the Nation?: Towards and Understanding of Theories of Nationalism*, New York: Routledge, 2005, p.119. 重要なことは、ここであげられているような要素に社会の成員の理想が投影されることで、特定のナショナリズム・イデオロギーが生み出され、運動が展開されるということである。それによってあるべき国民国家、国民の形が正当化され、実現化するための活動が行われる。また、「エスニック共同体（もしくはエトニ ethnie）」については、スミスの定義に倣い、上記のネイションから「領域性」「大衆文化の構成員への普及」「共通の法と慣習」という特徴を除いた共同体を理念型とする。Ibid., p.99. それゆえ、「エスニック」という言葉は、政治運動の主体としての意味を持たず、何らかの「文化的」特徴にかかわる自己・他者の主観的認識によって共通性を見出される対象という意味で用いることとする。なお、ネイション（nation）は、一般的に「国民」と「民族」という二つの言葉で訳されるが、本研究での方法概念としては、原則的に「国民」「ネイション」「エスニック」という言葉を用い、「民族」という言葉は引用や、訳語、「民族自決権」など一般に定着している言葉の一部である場合を除いて用いない。「民族」という言葉を用いない理由は、この言葉がネイションとエスニック共同体の意味をともに含むので、政治運動の力学を見えにくくするためである。また、国民とネイションを区別して用いる理由は、本研究の中心テーマの一つである「ネイション化」にかかわって、政治的共同体としての国民が、いかに特定のナショナリズムによってネイションとして対象化されるかという問題が核心に存在するからである。アーネスト・ゲルナー（加藤節、亀嶋庸一、室井俊通、西崎文子訳）『民族とナショナリズム』（岩波書店、2000年）1-12頁。丸山真男『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、1952年）321-324頁。南野泰義「ナショナリズム論への視点<序説>—ヨーロッパ型民族理論の構造と問題点」（『立命館法学』第229号、1993年、94-107頁）。Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, pp.4-6.

¹⁵ アントニー・D・スミス（巣山靖司、高城和義、河野弥生、岡野内正、南野泰義、岡田新訳）『ネイションとエスニシティ』（名古屋大学出版会、1999年）154-159頁。

定めることが規範とされたのである。

しかし、「民主的」な国民国家が、いかに国民の手によってその内実を定められることを理想とするものであっても、その構成員や諸定律を定める自由、および権利行使する自由は、個人にとって完全に認められるものではない。それは単純に集団の中で個人の意思が制限されるということではなく、意思決定プロセスへの参加形態や権利行使の形態が、出生や性別、エスニシティなどの、個人を前提的に規定する諸要素によって制限されるということを意味する。言い換えれば国民国家は、人間の意思＝合理性、またはゲゼルシャフト的な契機にもとづいて形成されるにもかかわらず、人間の意思によらない客観的諸事実＝非合理性、またはゲマインシャフト的な契機によって構成員の所属を決めるという、ウェーバーが言うところの「アンシュタルト (anstalt)」的な性格を持つということである。ウェーバーは、意思とは無関係な客観的諸事実をもとに構成員の所属が定められながら、同時に合理的な諸定律と強制装置によって構成員の行為を規定する共同体を、アンシュタルト的であるとしている¹⁶。つまり、諸定律は合理的な内実を伴うが、誰がそれを決める権利を保持するのか、誰がそれに従う義務を保持するのかという問題は、非合理性を内包した特定の諒解関係を土台として前提的に定められている共同体である。それゆえ、「民主的」な国民国家のようなシステムにおいてさえ、政治的共同体の正当性は諸個人の意思の総合ではなく、その前提に存在する諒解関係に依存するのである¹⁷。

ここにおいて問題が生じる。すなわち、出生によって市民権を付与されることなくその地域で生まれ育った個人や、女性するために参政権を認められない個人、あるいは肌の色によって社会的な権利の行使を制限される個人など、自らの意思によらない事由によって周縁化される諸個人が存在するという問題である。この場合、個人の意思とは無関係に国民から除外されるか、もしくは国民に含まれるとされながらも国民として保障されるべき十全の権利行使できない状況に置かれる。かかる人々は、国民国家において市民権にもとづく権利を完全に行使できる多数者に含まれないことから、「マジョリティ」に対する「マイノリティ」として位置づけられる。マイノリティが共同体において実際に周縁化される理由は多様であるが、少なくとも国民国家のアンシュタルト性は、政治的共同体の周縁にマイノリティとしての諸個人を生み出す契機として作用するのである。

マイノリティとしての諸個人の意思から生まれる葛藤は、現行の国民および国民国家のあり方と、それを正当化するイデオロギー、すなわちナショナリズムに疑問を突きつける。ナショナリズムについて、ブライアン・バリー (Brian Barry) は、政治体制や諸個人の利害関係が一義的に「ネイション」という枠組みにそって構成されるべきであるとする近代

¹⁶ マックス・ウェーバー（林道義訳）『理解社会学のカテゴリー』（岩波書店、1968年）78-79頁。

¹⁷ 同上、77-85頁。

的なイデオロギーであると説明する¹⁸。そのため、ナショナリズムは諸個人のアイデンティティと忠誠心の源泉が一義的にネイションに見出されることを要求するというのである¹⁹。政治的共同体の正当性を担保するイデオロギーは諸個人の意思の葛藤の結果として生まれるはずのものであるにもかかわらず、ここでは特定のナショナリズムが、マイノリティをあらかじめ意思決定プロセスから排除している。それゆえ、上記の疑問は既存の政治体制においては解消されないため、マイノリティに属するとされる個人とマジョリティに属するとされる個人の権利の平等化を求める運動や、マイノリティの「民族自決権」²⁰を求める対抗的なナショナリズム運動が生まれる契機を生み出すのである。つまり、国民国家という政治体制は、その体制を維持しようとするナショナリズムがマイノリティとの関係において常に緊張を内包していると言えよう。

ここで、ネイションとナショナリズムをめぐる議論について整理しておきたい。長く議論されてきた問題の一つが、ネイションとは近代に入ってはじめて生まれた概念か、あるいは前近代から連続する共同体かというテーマである²¹。アーネスト・ゲルナー（Ernest Gellner）や、エリック・ホブズボーム（Eric Hobsbawm）、ジョン・ブリューリー（John Breuilly）といった「近代主義」論者は、ナショナリズムとネイションという共同体概念が生まれた条件を近代資本制社会の形成に見出し、それ以前の時代におけるイデオロギー、共同体概念との相違を強調した。これらの論者に共通する点は、近代という特定の時代の条件下において生まれた思想、社会構造、政治体制が、ネイションという共同体を発生さ

¹⁸ Brian Barry, "Nationalism" in David Miller, Janet Coleman, William Connolly and Alan Ryan (eds.) *The Blackwell Encyclopaedia of Political Thought*, Oxford: Blackwell Publishing, 1991, pp.352-354.

¹⁹ *Ibid.*, p.352.

²⁰ 「民族自決権」という言葉について、ヴラディミール・イリイチ・「レーニン」（Владимир Ильич «Ленин»）は、20世紀初頭の帝国主義支配下において抑圧される人々が解放され、自らの意思によって統治形態を定める権利として把握していた。レーニンは帝国主義を「資本主義の最高段階」として理解し、そこにおける社会主义革命と帝国主義支配打倒の可能性を、支配的ネイションの内部における労働者の階級闘争と、植民地支配を受けるネイションの解放闘争とを結びつけることによって見出したのである。つまり、レーニンにとっての「民族自決権」とは、単にネイションを主体とするナショナリズムの論理ではなく、被支配の人々が抑圧に対して抵抗し、自由意思によって共同体のあり方を決める権利として理解されていた。国際法上の「自決権」は、かかる「民族自決権」に由来する概念である。「自決権」概念は、第二次世界大戦以後に定着していく中で、植民地・従属国の人民の独立国家形成を中心とする政治的自主権として、さらには国家主権と重ね合わせて理解されてきたと言われる。巣山靖司『世界平和と「勢力均衡」論』（新日本出版社、1985年）85-118頁。雀部幸隆「民族問題に関するレーニン最後の覚書について」『名古屋大学教養部紀要』（第25巻、1981年、165-168頁）。松井芳郎『現代の国際関係と自決権』（新日本出版社、1981年）10-11頁。

²¹ この論争とそれぞれの立場の相違点については、Anthony D. Smith, Obi Igwara, Athena S. Leoussi and Brendan O'Duffy (eds.) "The Warwick Debates", *Nations and Nationalism*, 2(3), 1996, pp.357-370. Atsuko Ichijo and Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.212-217. 佐藤成基「ナショナリズムの理論史」（大澤真幸、姜尚中編『ナショナリズム理論・入門』有斐閣、2009年、43-53頁）を参照。

せたとする論旨である²²。

一方で、かかる「近代主義」に対する批判として、エドワード・シルズ (Edward Shils) やジョン・アームストロング (John Armstrong)、スティーヴン・グロスビー (Steven Grosby) などの「原初主義」論者は、ネイションという共同体が特定の時代に限定されるものではなく、人間が持つ普遍的な感情にもとづいて形成される共同体の一形態であると主張した²³。また、エイドリアン・ヘイステイングズ (Adrian Hastings) やスザン・レイノルズ (Susan Reynolds) らは、ネイションとされる共同体が共有する諸要素と、そこに投影される構成員の所属意識は「前近代」から存在したものであったことを主張した²⁴。これらの「反近代主義」論者は、「近代主義」論者が構造的な関心に傾斜することによって見落とした、ネイションという共同体に投影される人々の感情・意識に注目し、それが近代に限ったものではないとしている点に特徴がある。

さらに、アントニー・スミスやジョン・ハッチンソン (John Hutchinson) らは、ネイションが近代に生成されたものであるとする主張を肯定しながらも、その形成過程ではナショナリストによる前近代的な要素の解釈が重要な役割を果たしているとする「エスノ・シンボリズム」を提唱した。これらの論者は、ナショナリズム運動を主導する知識人の活動が前近代から受け継がれてきた事象を恣意的に意味づけることによって、ネイションの「記憶」や「シンボル」が構築されてきたことを強調する。それを通じて、ネイションの構成員がすべて同じ意識を共有していると想定するような「集団主義」的理解や、一義的に資本制と生産力の発展によってネイション形成が導かれたとする論、近代国家システムの設立過程とネイションの形成過程を同一視する論など、ネイション概念が持つ複雑さを捨象する議論を批判したのである²⁵。

これらの立場の相違について、一條敦子とゴルダナ・ウゼラツ (Gordana Uzelac) は、ネイションおよびナショナリズムが生じてくる過程の、どこに焦点を当てるかという点で生まれたものであるとする。つまり、異なっているのは社会形成過程を観察する上での各々

²² アーネスト・ゲルナー、前掲書、93-95 頁。Eric Hobsbawm, “Introduction: Inventing Traditions” in Eric Hobsbawm and Terence Ranger (eds.) *The Invention of Tradition*, New York: Cambridge University Press, 1983, pp.9-14. John Breuilly, *Nationalism and the State (2nd)*, Chicago: Chicago University Press, 1993, pp.1-5.

²³ Edward Shils, “Primordial, Personal, Sacred and Civil Ties: Some Particular Observations on the Relationship of Sociological Research and Theory”, *The British Journal of Sociology*, 8(2), 1957, pp.142-144. John Armstrong, *Nations before Nationalism*, North Carolina: University of North Carolina Press, 1982, pp.3-11. Steven Grosby, “Territoriality: The Transcendental, Primordial Feature of Modern Societies”, *Nations and Nationalism*, 1(2), 1995, pp.157-158.

²⁴ Adrian Hastings, *The Construction of Nationhood: Ethnicity, Religion and Nationalism*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, pp.1-12. Susan Reynolds, *Kingdoms and Communities in Western Europe, 900-1300*, Oxford: Clarendon Press, 1984, pp.251-256.

²⁵ Anthony D. Smith, *Ethno-Symbolism and Nationalism: A Cultural Approach*, London: Routledge, 2009, pp.14-20. John Hutchinson, *Nations as Zones of Conflict*, London: SAGE Publications, 2005, pp.2-5.

の問題関心である。裏を返せば、ネイション形成が社会形成であること、すなわちネイションが特定の時代状況において社会的に形成された共同体であるという理解は共通しているというのである²⁶。

しかし、かかる議論において、多くの論者はネイションが社会的な構築物であると踏まえながら、同時に「共同体」として理解している。ネイションが社会的な構築物であるということは、日々の諸個人による交流から生まれてくるものであり、静態的な実体として把握することが困難なものであるということを意味する。だが、「エスノ・シンボリズム」が批判するように、ネイション意識を形成しようとする運動の多様性を捨象し、ネイションを統一的な行動主体として暗黙のうちに前提とするような論が存在する²⁷。こうした論においては、ネイションやエスニック共同体が所与の実体として認識され、その内部があたかも均質な諸個人によって形成されているかのように描写され、社会行為の土台として把握される。ネイションを社会的に構築される対象であると理解する論者でさえ、しばしば方法論的集団主義にとらわれるるのである²⁸。

ロジャース・ブルーベイカー（Rogers Brubaker）は、上記のような集団主義的な議論が社会的範疇を本質化してしまうとして批判する。その一方で、ネイションが社会的構築物であるという議論は、今日において明確に受け入れられているため、時に集団主義的な理解と結びついて平板な論に陥ってしまうとする²⁹。ブルーベイカーはこうした方法論上の混乱を乗り越える方法を、ネイションやエスニシティという概念をカテゴリーとして把握する議論に見出す。人々が営む社会行為の関係性の中で、いかにカテゴリー化がなされ、前提的な認識枠組みを形成しているかに注目することが重要であると言うのである³⁰。このことから、ブルーベイカーの議論は、エスニック共同体やネイションという実体ではなく、「日々のエスニシティ（everyday ethnicity）」や「ネイション性（nationhood, nationness）」というカテゴリーをめぐって、いかに人々の社会行為が意味づけられているかを解明することが中心になる³¹。そして、国民国家という政治体制とのかかわりでは、「ネイション性」が制度化される過程としての「ネイション化（nationalization）」³²に焦点が当てられるの

²⁶ Atsuko Ichijo and Gordana Uzelac, *op.cit.*, p.213.

²⁷ John Hutchinson, *op.cit.*, pp.3.

²⁸ Rogers Brubaker, *Ethnicity without Groups*, Massachusetts: Harvard University Press, 2004, pp.7-9.

²⁹ *Ibid.*, pp.2-3.

³⁰ Rogers Brubaker, Margit Feischmidt, Jon Fox and Liana Grancea, *Nationalist Politics and Everyday Ethnicity in a Transylvanian Town*, Princeton: Princeton University Press, 2006, pp.10-12.

³¹ それゆえにブルーベイカーは、公的な組織やナショナリストが主導する「上からの」ナショナリズムだけではなく、政治的な場に限定されない社会空間で、諸個人の行為や意識によって形成され、同時に諸個人の行為や意識を規定する「下からの」エスニシティを分析する必要性を説く。*Ibid.*, pp.13-15.

³² “Nationalization”という言葉について、梶田孝道は「国民国家化」という訳語を使用している。だが、本研究では、この過程が、特定のネイション概念を中心として国民国家を（再）編

である³³。

ネイション化という概念は、現代の国民国家とマイノリティの関係を考察する上で有用と考えられる。なぜなら、国民国家のあり方とマイノリティの位置づけは動態的なものであり、マイノリティを対象化する実践に着目することによって、それを深く理解できると考えられるからである。その意味で、ネイション化という概念はマイノリティと国民国家の緊張関係について動態的な理解を可能にする。また、ネイション化という言葉には、政治的交渉の実践の対象としてのネイションと、それが制度化される結果としての国民との差異が含意されている。ネイション化の論理では、国民の内部に中核となるべきネイションの存在が想定され、国家はそのネイションの利益に資することが要求されるというのである³⁴。裏を返せばネイション化は、国民という政治的共同体の境界線上に位置づけられる人々に対する、特定のナショナリズムによる同化と異化の過程を指す概念でもある。それゆえ、すでに独立を達成した国家の内部で生じる再帰的なナショナリズム運動に対する理解を可能にするのである。

かかるネイション化を独立過程において経験した国民国家の一つの事例として、クロアチアがあげられる³⁵。クロアチアは1990年代に入り、武力紛争を経てユーゴスラヴィア連邦から独立した。その過程では、紛争に伴う危機的な社会状況を背景として排他的なクロアチア・ナショナリズム運動が勃興し、その内でクロアチア政府はクロアチア・ネイションのための国家を樹立するという目的のもとで、国家体制と国民概念の再編成を展開した。マイノリティは、権利を尊重されるべき対象として憲法に明記されながら、実際の政策においては市民権の付与や選挙の実施などにおいて、クロアチア・ネイションに所属するとされる人々を優遇する措置がとられたのである³⁶。

しかし、独立以降のクロアチアのネイション化を考察する上では、マイノリティの位置

成しようとする試みである点を重視することから、「ネイション化」という言葉を用いる。梶田孝道「R・ブルーベイカーのナショナリズム理解をめぐって」(『一橋論叢』第120巻2号、1998年、323頁)。

³³ Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, pp.20-21. Rogers Brubaker, "Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in post-Soviet States", *Ethnic and Racial Studies*, 34(11), 2011, p.1786.

³⁴ Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, p.5.

³⁵ 実際に、ブルーベイカーは1990年代のクロアチア紛争の事例を取り上げて、ネイション化する国家(nationalizing state)、ナショナル・マイノリティ、外部の祖国(external homeland)という三者関係から、クロアチア、セルビア系マイノリティ、セルビアの、それぞれのナショナリズム運動が相互に対立関係を激化させていった過程を分析している。この分析は、三者関係というモデルを通すことによって「クロアチア人対セルビア人」という二項対立を相対化している点で有効だが、「三者」それぞれの内部の多様性が捨象されている点に限界がある。

Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, pp.69-75.

³⁶ 本研究の第三章第二節を参照。

づけをめぐるもう一つの制度化の試みとの比較が必要である。それはヨーロッパ統合によって進められる「ヨーロッパ化（Europeanization）」の過程であり、その中でクロアチアに課せられた「ヨーロッパ」³⁷の価値規範にもとづくマイノリティ保護制度の構築過程である。クロアチアでは、1980年代末の「民主化」を目指す諸運動組織から、独立を確立した後のクロアチア政府に至るまで、大多数の勢力によってヨーロッパ統合への参加が政治的目的として掲げられていた。一方で、CSCE / OSCE や欧州審議会（Council of Europe, CoE）、EU などの欧州国際組織は、1990年代にヨーロッパ統合の深化と拡大を進める中で、マイノリティ保護にかかる法体系の整備と理念の展開を推し進めていた。クロアチア政府は、ここにあげた国際組織への加盟を実現するために、そうしたマイノリティ保護体系に適応することが求められた。実際に、クロアチア政府は難民帰還政策やロマ保護政策といったマイノリティ保護政策を、ヨーロッパの国際組織の要求に沿う形で実現してきた。独立以降のクロアチア政府は、国民国家としての独立に伴うネイショナリゼーション化と、ヨーロッパ統合への参加に伴うヨーロッパ化との間で、マイノリティの位置づけをめぐるジレンマに直面してきたと言える³⁸。

ここにおいて、クロアチアではマイノリティをめぐる政治的共同体と政治体制の再編成が、ネイショナリゼーション化とヨーロッパ化という二つの過程が並存する中で推し進められてきたと把握できる。ここで問われなければならない問題は、この二つの過程が同時に進められてきた理由である。ブルーベイカーは、EU や CoE などの国際組織が、中東欧の新興独立諸国に対して、少なくとも表面上は多文化主義やマイノリティ保護制度の構築を促したことについて言及しながら、それにもかかわらずネイショナリゼーション化が進められたことを指摘する³⁹。しかし、ここではネイショナリゼーション化が「どのように」進められたかは問題とされていても、「なぜ」そのように進められたかが深く問われていない。「ネイショナリゼーション性」が社会的に形成され、敷衍される過程を分析するのであれば、その根底にあるはずの理由とあわせて問わなければ、その一般性と特殊性を把握できないであろう。過程の背後に存在する理由を解明することによって、個別の事例から一般的なナショナリズム理論へと抽象する可能性が生まれると考

³⁷ 本研究では、「ヨーロッパ」と括弧付きで表記する際、特定の地理空間を意味するのではなく、そこで一定程度共有されている政治・経済・社会的空间と、それを正当化するイデオロギーの存在を示している。また、その空間とイデオロギーの内実は、統合を進める潮流と分裂を進める潮流との不断の葛藤によって再編成されるものと考える。クシシトフ・ポミアン（松村剛訳）『ヨーロッパとは何か：分裂と統合の1500年』（平凡社、1993年）7-8頁。

³⁸ 独立以降のクロアチアのマイノリティ保護政策についての全体像は、Siniša Tatalović, „Nacionalne Manjine i Hrvatska Demokracija“, (シリニシャ・タタロヴィチ「ナショナル・マイノリティとクロアチアの民主主義」) *Politička Misao*, 43(2), 2006, str.162-172. Siniša Tatalović i Tomislav Lacović, „Dvadeset Godina Zaštite Nacionalnih Manjina u Republici Hrvatskoj“, (シリニシャ・タタロヴィチ、トミスラヴ・ラツオヴィチ「クロアチア共和国におけるナショナル・マイノリティ保護の二十年」) *Migracijske i Etničke Teme*, 27(3), 2011, str.378-387. を参照。

³⁹ Rogers Brubaker, “Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in post-Soviet States”, p.1787.

える。

クロアチアの場合、ヨーロッパ統合への参加という外交上の目的を超えたところで、ナショナリストたちがヨーロッパとの文化的・価値的同一性を主張しているケースが多く見られる⁴⁰。ここには、ネイション化とヨーロッパ化を並存させるような、単純なレトリックではない論理が存在しているのではないか。むしろ「ヨーロッパ」との同一化によってネイション化が促進される側面が存在しているのではないだろうか。クロアチアにおいて、「なぜ」ネイション化とヨーロッパ化が並存したのかという問い合わせを解明することは、現代クロアチアのナショナリズムと、ヨーロッパ統合の論理の関係性を探ることになる。言い換えれば、クロアチアの事例を通して、マイノリティ保護にかかる現代の国民国家の変容を、ヨーロッパ統合の影響という視点から問うということである。ここに、現代のヨーロッパ国際政治という文脈から、ナショナリズムの理解に寄与する契機が存在すると考えられるのである。

では、独立後のクロアチアにおけるネイション化とヨーロッパ化の過程は、過去の研究でいかに検討されてきたのであろうか。

その主流をなす視座として、クロアチア共和国の独立が社会主義国としてのユーゴスラヴィア連邦からの離脱であったことに着目する、「民主化」という論理にもとづく分析がある。そのうちの一つが、サブリナ・ラメ（Sabrina P. Ramet）とダヴォルカ・マティチ（Davorka Matić）によってまとめられた研究である⁴¹。同書の結論を執筆したクヌート・ヴェステルダル（Knut Vesterdal）は、1990年以降のクロアチアの経験を権威主義的統治から民主主義的統治への移行として捉えつつ、移行期における困難を伴いながらもユーゴスラヴィア連邦やフラニョ・トウジマン（Franjo Tuđman）大統領の時代から脱却して、「自由民主的」な統治と市民文化を確立するものであったとしている⁴²。1990年以降のクロアチア政治の展開を評価する上で、統治形態や社会運動の変化に注目することは重要である。しかし、同書では、以前とは異なった「自由民主的」な政治体制と市民文化が、どのような論理に依拠して生まれるに至ったのかという点について深く論じられていない。「民主化」の実質的な進展と限界を明らかにするためには、その結果を規範的に評価するだけではなく、それを導いた根本の論理を明らかにする必要がある。

その一方で、ネナド・ザコシェク（Nenad Zakošek）はクロアチアとセルビアの「民主

⁴⁰ 典型的なものとして、クロアチアが歴史的に「ヨーロッパ」に属しており、「バルカン」の文化的背景を共有しない地域であるという主張があげられる。Maple Razsa and Nicole Lindstrom, “Balkan is Beautiful: Balkanism in the Political Discourse of Tuđman's Croatia”, *East European Politics and Societies*, 18(4), 2004, pp.639-646.

⁴¹ Sabrina P. Ramet and Davorka Matić (eds.) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A&M University Press, 2007.

⁴² Knut Vesterdal, “Conclusion: Building Liberal Democracy in Croatia”, in Sabrina P. Ramet and Davorka Matić (eds.) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A&M University Press, 2007, pp.354-355.

化」過程を比較しながら、その経緯について論じている。ザコシェクによると、クロアチアの「民主化」は、クロアチア・ネイションのための国民国家建設が究極的な目的として掲げられた傍ら、与党のクロアチア民主共同体 (Hrvatska Demokratska Zajednica, HDZ) メンバーによる権力機構やメディア、国有企業などの重要なポストの独占を伴って進められた。それが、2000 年の政権交代以降、相対的に安定した複数政党議会制度に落ち着いたとしている⁴³。そして、紛争中はセルビア系マイノリティの抵抗とクロアチア政府によるボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争への介入によって「民主化」過程が阻害されたが、明確な国家領域の画定と軍隊の文民統制を通じて「民主制」の定着が進められたとしている⁴⁴。ザコシェクの論文は、1990 年代のクロアチアを取り巻く政治状況を詳細に分析する中で、各政治勢力の関係と「民主化」過程の複雑さを浮き彫りにしていることに利点がある。しかし、「民主化」過程に影響を与える環境要因に着目する一方で、各政治勢力が掲げるイデオロギーの内実については、研究の焦点から外れていることもあって簡略な描写にとどまり、なぜ 2000 年以降に安定した制度が構築されたかという点について、内在的な論理の面からは詳しい分析がなされていない。

そして、これらの研究では、「民主化」によってクロアチアにおけるマイノリティの位置づけがどのように変化したのかという点に焦点を当てて論じられていないのである。前述の二つの研究では、「自由民主的」な体制において、マイノリティが相対的に公正な扱いを受けることが前提とされている。だが、どのような制度であれアンシュタルトな国民国家という体制上で構築される限り、そこには周縁化される個人が存在しうるということであり、「民主制」を標榜した体制であれば、逆説的にその周縁化の形式と論理に注目することが求められよう。なぜなら、「民主主義」の根本には、共同体による政治的意見決定に対して個々の成員の意思が最大限反映されることを価値とする思想があり、意思が反映されない人々が存在するのであれば、そこには「民主主義」の理念とは異なる事由にもとづいた諒解関係が潜在しているはずだからである⁴⁵。その諒解関係の実態、すなわちナショナリズムの論理を問うことによって、「民主化」過程が持つ意味を明らかにできると考えられるのである。よって本研究は、1990 年代以降のクロアチアの「民主化」過程における、独立以前の政治運動と独立をめぐる紛争の延長線上にあるクロアチア政府のナショナリズムのあらわれ方を、マイノリティ保護というテーマから把握し直したものとして位置づけられよう。

次に、日本における先行研究との関連性について整理しておきたい⁴⁶。まず、クロアチア

⁴³ Nenad Zakošek, “Democratization, State-building and War: The Case of Serbia and Croatia”, *Democratization*, 15(3), 2008, pp.605-606.

⁴⁴ *Ibid.*, p.607.

⁴⁵ ロバート・A・ダール（中村孝文訳）『デモクラシーとは何か』（岩波書店、2001 年）47-55 頁。

⁴⁶ クロアチアのナショナリズム運動に関する邦語文献は、ユーゴスラヴィアやバルカン諸国を

を含む旧ユーゴスラヴィア諸国への EU 拡大について、月村太郎は「非バルカン化」という言葉によって表現している。月村は「バルカン」という地域を論じる上で鳥山成人の東欧史に関する議論⁴⁷を参照しながら、同地域が地政上の「境界地帯」として位置づけられてきたことによって、(1) 歴史的に「ヨーロッパ」の周縁に位置づけられ、なおかつ (2) 「ヨーロッパ」と非「ヨーロッパ」の境界線上にあってローマ帝国やオスマン帝国などの「大国」による支配を受ける中で、(3) 社会・文化における多様性を発展させ、その共存を保ってきたという三点によって特徴づけられるとする⁴⁸。その上で、旧ユーゴスラヴィア諸国の EU 加盟は、EU という「大国」の影響をより強固なものにする一方で、一元的な支配のもとでバルカン地域において発展してきた多様性を捨象させ、短期的には同地域をヨーロッパの周縁に位置させ続けることになるであろうとしている⁴⁹。つまり、ここで言う「非バルカン化」とは、ヨーロッパ的な制度・価値規範への順応過程において、歴史的に育まれてきた多様性が失われることを意味している。月村の指摘は、クロアチアを含めた旧ユーゴスラヴィア諸国と「ヨーロッパ」の非対称的な権力関係と、歴史的にこの地域の人々が

総合的に分析したものまで含めると相当数存在する。それぞれ時代別に整理すると、第二次世界大戦以前の歴史的展開を追った研究として、19世紀のダルマチアにおける「国民」理念形成の多様な道筋を描いた、石田信一『ダルマチアにおける国民統合過程の研究』(刀水書房、2004年)。オーストリア=ハンガリー帝国内のクロアチアにおけるナショナリズム運動を20世紀初頭までの各政党間の交渉を中心に分析した、月村太郎『オーストリア=ハンガリーと少数民族問題：クロアティア人・セルビア人連合成立史』(東京大学出版会、1994年)。19~20世紀の東南欧の農民運動の枠組みでクロアチア農村指導者のナショナリズムを論じた、越村勲『東南欧農民運動史の研究』(多賀出版、1990年)などがあげられる。第二次世界大戦中の「クロアチア独立国」によるマイノリティの絶滅政策については、清水明子『クロアチア独立国』におけるセルビア人抹殺政策』(『三田学会雑誌』第94巻4号、2002年、627-644頁)で分析されている。ユーゴスラヴィア連邦時代のナショナリズム運動については、1970年代に展開された「クロアチアの春」での知識人とカトリック指導者の役割に注目した、磯村尚弘「クロアチアにおける『二つの民族主義』について」(『多元文化』7、2007年、167-180頁)。「クロアチアの春」で掲げられた運動の目的が、独立後の政権によって追求された展開を描いた、斎藤厚「現代クロアチアの文化ナショナリズム」(『ロシア研究』34号、2002年、114-131頁)などが存在する。1990年代前半、ユーゴスラヴィア紛争下でのクロアチア・ナショナリストの行動については、ユーゴスラヴィア解体の過程を追った、久保慶一『引き裂かれた国家：旧ユーゴ地域の民主化と民族問題』(有信堂、2003年)。佐原徹哉『ボスニア内戦：グローバリゼーションとカオスの民族化』(有志舎、2008年)。月村太郎『ユーゴ内戦：政治リーダーと民族主義』(東京大学出版会、2006年)などで触れられている。また、独立後のマイノリティ問題については、セルビア系難民の帰還状況について現地調査を含めて詳細な分析を行っている、材木和雄「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還と再統合—雇用問題の側面からの考察—」(『環境科学研究』第4号、2009年、51-75頁)、材木和雄「クロアチアにおけるセルビア人難民の帰還と再統合—雇用問題の側面からの考察—」(『環境科学研究』第6号、2011年、9-38頁)などがあげられる。

⁴⁷ 鳥山成人「東欧史の位置づけ」(木戸翁、伊東孝之編『東欧現代史』有斐閣、1987年、20-21頁)。

⁴⁸ 月村太郎「バルカン地域における非バルカン化—旧ユーゴ後継諸国の現状と展望を中心に」(『同志社政策研究』第5号、2011年、89-90頁)。

⁴⁹ 同上、101-102頁。

「外部」からの介入によって翻弄されてきたことを確認する意味で重要である。しかし、この指摘はあくまでも国際政治上の位置関係から見た側面であり、表層的な指摘にとどまっている。地域的な支配＝被支配の関係は、長期的には社会の構成および価値規範を規定するであろうし、少なくとも政治的共同体のあり方を正当化するナショナリズムの内実に影響を及ぼすであろう。多様性の喪失とはそこにあらわれる一つの側面であり、そうであるならば、「大国」の影響がいかにして国民国家形成やその正当性を担保するイデオロギーにあらわれているかを分析する必要がある。その意味で、本研究は「非バルカン化」の実態の一部を、クロアチアの事例を通して解明するものであると位置づけられる。

さらに、マイノリティとの関連で EU 拡大がおよぼす問題を示唆するものとして、近年クロアチアのヴコヴァル市で展開されたキリル文字をめぐる運動に関する、百瀬亮司による分析が存在する。ヴコヴァルでは 2012 年末から、マイノリティ言語の使用に関する権利と関連して、公的機関において「セルビア語」の文字であるとされるキリル文字による表記を促す動きが生じ、それをめぐって反対派と推進派の対立が生まれた。反対派はヴコヴァルがクロアチア独立をめぐる「祖国戦争」の象徴であるとして、紛争当時の対立勢力であった「セルビア人」の文字であるとされるキリル文字の導入を否定し、推進派は、マイノリティの権利保護の原則と、それが規定されている法律にもとづいてキリル文字の導入を支持した。百瀬は、ここでの対立がクロアチア系とセルビア系というエスニックな所属によるものではなく、むしろクロアチア社会における「祖国戦争」の「記憶」をめぐる対立であるとしている⁵⁰。ヴコヴァルのセルビア系住民の多くが実際には公定のセルビア標準語やキリル文字を使用していない状況の中、ナショナル・マイノリティの権利保護という「ヨーロッパ」が掲げる規範を忠実に適用しようとしたことで、かえって対立構図を生み出すことになったと言うのである⁵¹。ここでは、「ヨーロッパ」の普遍主義的な原則が、クロアチアの「特殊」な状況において齟齬を生み出した過程が浮き彫りにされている。

しかし、「ヨーロッパ」のマイノリティ保護規範とクロアチア・ナショナリズムの関係性を見るにあたり、前者が普遍主義的であり、後者が個別主義的であると単純に位置づけることはできない。なぜなら、マイノリティとは普遍主義と個別主義の相克によって生み出される認識であり、クロアチア・ナショナリズムの特殊性は共同体内部のマイノリティに対して普遍主義的に機能しうるからである。「ヨーロッパ」とクロアチアの双方においてマイノリティが見出されるのであれば、保護の対象として捉えることも、ナショナリズムによって周縁化することも、等しく普遍主義的な行為である。そのため、異なる普遍主義の葛藤の中で、マイノリティがいかに対象化されているかを読み解くことが、ここでの課題であると考える。

⁵⁰ 百瀬亮司「ヴコヴァルの反キリル文字運動と『記憶』の双極化」(『ことばと社会：多言語社会研究』第 16 号、2014 年、180-182 頁)。

⁵¹ 同上、183 頁。

以上の問題設定に従って、本研究では具体的な論点として、(1) 独立以降のクロアチアの「民主化」過程において、どのような論理と形式によってマイノリティが位置づけられていたのか、(2) その論理と形式は、ネイション化とヨーロッパ化によってそれぞれいかに方向付けられたのか、(3) ネイション化とヨーロッパ化は、いかなる論理によって並存したのか、(4) ヨーロッパ統合は、現代の国民国家に対してどのような意味を持つのか、という問い合わせを提起する。

第一章では、分析の枠組みとして、普遍主義と個別主義の弁証法的関係およびネイション化とヨーロッパ化にかかる諸概念の整理を行い、クロアチア近代史におけるナショナリズム運動の展開を概観する。第二章では、ユーゴスラヴィア連邦時代のクロアチアにおけるナショナリズム運動を分析し、独立後の国民国家形成の際に主流となったイデオロギーの根幹を探る。第三章では、独立後のクロアチアにおけるマイノリティ保護の具体的事例として難民帰還政策を取り上げ、欧州国際組織からの圧力を背景に変容していった過程と、その限界を明らかにする。第四章では、もう一つのマイノリティ保護政策の事例として、ロマ保護政策を対象にしながら「ヨーロッパ」におけるロマ保護とクロアチアにおけるロマ保護との比較を行い、両者の共通点と相違点から、ヨーロッパ統合におけるマイノリティ保護の構造を明らかにする。第五章では、クロアチアにおける二つのマイノリティ保護の事例から、クロアチアにおけるネイション化とヨーロッパ化の関係を明らかにし、そこからヨーロッパ統合の国民国家に対する影響の意味を読み解く。最後に結論として、ネイション化とヨーロッパ化の間で形成されるマイノリティ保護政策が、現代の国民国家の変容という文脈において意味することを明らかにしたい。

第一章 普遍主義と個別主義の弁証法的関係

第一節 政治的共同体

国民国家によって実践されるマイノリティ保護政策は、当該国家における国民という政治的共同体のあり方と、そこでのマイノリティの位置づけに応じて策定されるものである。その性格を明らかにする上では、国民とマイノリティという概念がいかなる関係にあるかを整理しておく必要がある。そのためには、まず政治的共同体とは何であるかを問わなければならぬ。

政治的共同体とはいかにして形成されるものであろうか。共同体は、相互に認識可能な諸規範にもとづいて、諸個人が継続的な社会関係を取り結ぶことで成立する。共同体が政治的であるということは、諸個人の多様な価値・利害が社会関係上で葛藤する中で、望ましい社会と実現可能な社会との間に妥協点を見出すプロセスが存在することを意味する⁵²。そのプロセスによって共同体は、それぞれ異なる動機を持った諸個人の合意によって担保される普遍的な共同性としての性格と、同時にそれぞれの個人の価値・利害を制約する超越的な実体としての性格を併せ持つことになる⁵³。

守本順一郎はカール・K・マルクス（Karl K. Marx）の前資本制に関する共同体論⁵⁴を踏まえながら、個と共同体の関係およびそれを規定・批判する思想を、歴史空間における個別性と普遍性の相互作用として捉えている。守本によれば、前近代社会で直接生産者の生産力が増進していく過程は、共同体が帯びる超越性に対して個人の主体性が拡大していく過程と重なっていた。とりわけ封建社会では、個別主義の成立と、同時に個人の主体性の歴史的限界、すなわち自らの生産過程だけでは自律できないという生産力の限界から必要とされる共同性＝普遍性の成立が見られた。この普遍性は、個人の主体性が前提となって生み出されるにもかかわらず、個別主義に優越する普遍主義的な超越的実体としてあらわれる。封建社会における共同体は、個人にとって内発的であるにもかかわらず、かかる個人を不完全なものとして共同体の下に置く階層主義的な構造をとっていたのである⁵⁵。

より一般化して言えば、政治的共同体は実体として現出することによって特定の社会や体制の形態に固定化され、ある歴史空間における特殊な普遍性として機能することになる。

⁵² Bernard Crick, *In Defence of Politics*, London: The University of Chicago Press, 1962, pp.19-28.

⁵³ 守本順一郎「思想史の方法手続きについて—田原嗣郎氏の『読書ノート』を念頭に—」（『季刊科学と思想』第17号、1975年、162頁）。

⁵⁴ カール・マルクス（手島正毅訳）『資本主義的生産に先行する諸形態』（大月書店、1963年）9-30頁。

⁵⁵ 守本順一郎『東洋政治思想史研究』（未來社、1967年）276-279頁。

それはたとえばコミュニケーションのための共通の言語であり、特定の様式・価値を伴った文化であり、同じ歴史空間に属しているとの感覚を共有するためのシンボル・記憶であろう。しかし、その特殊歴史的な普遍性は固定化されることによって、個人が主体=思想を形成していく中で制約的に作用する。逆に、個人は自己を疎外する共同体に直面した際、それに対する批判を通じて共同体の普遍性が特殊歴史的であることを知り、同時にその共同体における自己の歴史的主体としての限界を認識し、その上で限界を克服するような新しい体制と自己自身を導く思想を追求することになる⁵⁶。かくて、個と共同体の関係は常に緊張関係に置かれることになり、既存のイデオロギーに対する批判を通して、新しいイデオロギーにもとづく特殊歴史的普遍性=正統性を付与された体制が生まれるというのが、その都度繰り返される政治的共同体形成の道筋であると言えよう⁵⁷。

つまり、「共同体が即時的に言語や血統等の共通性 (das Gemeinschaftliche) として、個人的所有者の前提をなしている」⁵⁸ことは、前資本制社会に限られるものではないと考えられる。いかに近代資本主義社会において個人主義思想が普及しようとも、アンシュタルトな政治体制に所属する人々は、何らかの共同性が前提的に存在している場に生きてきた人々である。そうであるならば、共同体が有する特殊歴史的な普遍性がいかにして形成されているかを問う守本の理論的枠組みは、今なお政治的共同体の実体を解き明かす上で有効であろう。

では、この個別主義と普遍主義の弁証法的関係は、近代以降、国民国家の政治的共同体である国民のあり方に際しては、いかにしてあらわれるであろうか。国民に含まれる諸個人の個別性は、国民国家を正当化する普遍主義が打ち出す普遍性=共同性に包摂される。だが、その普遍性は常に特殊歴史的であることから、その普遍主義を批判するマイノリティの個別性が同時に潜在する。ここで、個と共同体の関係が常に転変してゆく緊張関係にあると想定するならば、制度化されたナショナリズム・イデオロギーがマイノリティの個別性によって改変されていくことが予想されるであろう。しかし、実際には多くの政治的共同体においてマイノリティは、むしろ周縁に固定化される。なぜ、国民の特殊歴史的な普遍性が維持される一方で、それぞれの特殊な個別性がマイノリティとして抑圧されるのであるか⁵⁹。

⁵⁶ 同上、18-22 頁。

⁵⁷ ジエルジ・ルカーチ（平井俊彦訳）『歴史と階級意識』（未來社、1962 年）34-38 頁。

⁵⁸ カール・マルクス、前掲書、25 頁。

⁵⁹ 南野泰義は、ナショナリズム・イデオロギーの性格が、共同体において個を制約する非合理性の性質に依存するという点を指摘している。南野は、前近代社会では、個というものが自然的存在から明確に分離しない状態で、生産過程上の社会関係によって制約されていたため、その生産過程の形態から生み出される非合理性に応じて、共同体イデオロギーの性格が異なっていたという。そして、近代においても生産過程を自然的条件から分離することは不可能であり、資本制社会の成立過程では前近代の社会階級に依拠した制度構築がなされたことを示しているのである。そうであるならば、ナショナリズム・イデオロギーは近代においても残り続ける

かかる問い合わせに対して、湯浅赳男はウェーバーの「民族 (nation=ナチオン)」論を通して、ナショナリズムに内在する内集団=外集団関係を論じている。まず、ウェーバーは「民族」を「人種の相違のみならず、言語、地域、経済、文化等の相違によって形成される内集団=外集団関係」⁶⁰として、なんらかの客観的要素が主観的に共通のメルクマールとして認識されることによって、歴史的規定性のもとで生成し、変容してきたものであると考えていた。その上で、この内集団と外集団の関係は、支配=被支配、収奪=非収奪の抑圧関係としてあらわれ、その関係によって内集団と外集団との敵対が一層強化される。さらに、その関係は、単に自然的差異や習俗の差異によって生まれるのではなく、そこに込められた社会的意味、すなわち内的=心理的利害状況によって特徴づけられる。つまり、言語や文化などの違いが、「他者」に対する優越性の契機として作用する時に、内集団=外集団という集団意識上の関係が生じるのである。ネイションに関しては、言語や文化、政治的記憶などが重要であるだけではなく、それが政治権力に対する熱望と結びつき、「他を支配せんとする、他の支配に抵抗せんとするパトス」が生じることによって、ネイション形成のエネルギーとなる。その権力への熱望が権力的威信を生み出し、文化的威信と結びつくことによって、ネイション意識を裏付ける内的=心理的利害状況になると言うのである⁶¹。

国民の共同性は、実態的な共通項に価値的な共通規範と諸定律が結合されることによって普遍性としてあらわれるが、その普遍性は何よりも共通意識を導くイデオロギーの形成の上に成り立っている。国民という形態を形作る場合、イデオロギーの形成過程は集団意識の形成とあいまって、そのまま国民国家という政治体制にあらわれる権力関係に投射されることになるであろう⁶²。権力関係において支配的な地位にある者によって国民が定められるということは、それに対して身をもって異議を呈しうる者は被支配の位置に置かれるということである。つまり、国民のあり方というイデオロギーを軸にした内集団=外集団関係が、マイノリティに対して発生する。それゆえに、マイノリティの個別性は抑圧されることになると考えられる。すなわち、国民は特定の（諸）ネイションを支配集団として想定するナショナリズムにもとづいて形成され、他方でそのネイションから除外されるマイノリティの個別性が、かえってナショナリズムを枠付けるのである。これが意味することとは、国民という政治的共同体の普遍性が、マイノリティの個別性の対象化を通じて実現されるということである⁶³。

非合理性が合理的制度に組み込まれていく過程に応じて形成されるのであり、ナショナリズムのマイノリティに対する排他的な性格を明らかにする際には、その非合理性の導出過程を解明する必要があると考えられる。南野泰義、前掲論文、96-106 頁。

⁶⁰ 湯浅赳男『民族問題の史的構造：国民的生産力批判序説』（現代評論社、1973 年）30 頁。

⁶¹ 同上、29-44 頁。

⁶² 佐藤成基「マックス・ウェーバーと『ネーション』」（『ソシオロジ』第 43 卷 2 号、1998 年、51-65 頁）。

⁶³ マックス・ウェーバー（中村貞二訳）「種族的共同社会関係」（『みすず』第 221 号、1977 年、77-80 頁）。

一方で、ロバート・K・マートン（Robert K. Merton）は内集団と外集団の関係について、「準拠集団」という概念を中心にして精緻な議論を行っており、いくつかの理論的示唆を提示している⁶⁴。まずマートンは内集団と外集団という枠組みが、必ずしも個人の所属集団と非所属集団にあたるわけではないことを指摘している。ある場合は自分が所属する集団の内部に外集団を見出し、ある場合は自分が所属しない集団を内集団として同定することが起りうるとしている⁶⁵。マートンが指摘する点は、内集団と外集団の境界線は多様かつ流動的なものであり、なおかつ両方の集団がより大きな社会組織によって包摂される可能性が常に存在するということである⁶⁶。すなわち、個人が所属する集団の内的結束は必ずしも確かなものではなく、同時に個人の非所属集団に対する敵対心も確実なものではないということである。

マートンの議論は、個人の所属・非所属が集団意識にかかる決定的な要因ではないことと、場合によっては新しい集団形成への契機として内集団=外集団意識が作用しうることに向けられている。つまり、内集団=外集団意識のあり方は固定的なものではなく、その意識のあり方によってはマイノリティとマジョリティの統合が生じうるということである。国民がマイノリティの存在を前提とし、支配=被支配関係を必然的に導き出すとしても、そこに生じるのは集団同士の存在論的な価値・利害対立ではなく、日々の政治的、経済的、社会的、文化的実践の動態的な解釈・再形成なのである。言い換えれば、国民の普遍性とマイノリティの個別性の対抗プロセスは、「民族」やエスニック共同体という「集団」間の権力争いではなく、ネイション、エスニシティという「カテゴリー」に応じた集団意識、権力関係およびイデオロギーの形成過程であると言えよう⁶⁷。

つまり、近代の国民国家における普遍主義と個別主義の相互作用は、マイノリティの対象化を通した国民の再帰的形成プロセスであると言えよう。そこでは常に内集団=外集団意識を土台として、国民の普遍性とマイノリティの個別性が対比され、それによって国民を普遍主義的に形成していくイデオロギーとしてのナショナリズムの内容が決定されていくのである。

⁶⁴ なお、マートンは「集団（group）」という言葉を、具体的な社会的相互作用が営まれている人々に限定して使用している。集団ではないが、共通の規範と連帯意識を有することで集団形成の可能性を持った人々を「集合体（collectivity）」とし、単に類似の社会的特徴を保持している人々を「社会的カテゴリー（social categories）」としている。ロバート・K・マートン（森東吾、森好夫、金沢実、中島竜太郎訳）『社会理論と社会構造』（みすず書房、1961年）272-273頁。

⁶⁵ 同上、258-275頁。

⁶⁶ 同上、272頁。

⁶⁷ Rogers Brubaker (et al.), *Nationalist Politics and Everyday Ethnicity in a Transylvanian Town*, pp.11-12.

第二節 国民国家のネイション化とヨーロッパ化

ではナショナリズムと国民の形成過程はいかなる形で現象するのであろうか。

国民がマイノリティの対象化を通して形成されるとするならば、ナショナリズムはマイノリティの同化、統合、排斥過程と、それに対するマイノリティの適応、抵抗過程において形成されていくと考えられる。マイノリティに対して最も公正な国民の形成過程は、マイノリティの個別の諸要素を新たに統合する形で共同性が再構築されていくことであろうが、現実には支配的な諸集団の特殊な普遍性をマイノリティが受容することで同化されていくか、個別性を理由として排斥されていくという傾向を持つ。なぜならば、これらの諸過程はマジョリティとマイノリティの権力関係における不均衡を前提としているからである。また、国民の普遍性はマイノリティの個別性を対抗要素として、マジョリティのナショナリズムに応じた性格を付与され、国民の普遍性と重ね合わせられたナショナリズムは、政治体制の再構成を図り、マイノリティの個別性を抑圧する形で機能することになる。たとえば、それはマジョリティの言語を公定語とし、支配的集団のシンボルを国定化し、支配的集団への所属を市民権付与の前提条件に設定するといった政策としてあらわれる。このような、マジョリティのナショナリズムにもとづく国民の共同性形成および政治体制の再構築過程を、ネイション化と呼ぶことができよう⁶⁸。

ネイション化についてブルーベイカーは、「ネイション化する国家（nationalizing states）」という概念を通してそのモデルを説明している。ブルーベイカーはネイション化を進めるイデオロギーの特徴を、第一次世界大戦後に諸帝国から独立した国家や冷戦後にソヴィエト連邦（以下、ソ連）およびユーゴスラヴィア連邦から独立した諸国家の事例から類型化し、(1) 国家の内部にエスニックな言葉で理解される中核ネイション（core nation）が存在するという認識、(2) 国家はそのネイションのものであるという主張、(3) そのネイションの地位が十分に保障されていないという主張、(4) その地位を強化するために国家による措置が必要であるという主張、(5) そうした措置は、中核ネイションが（独立）以前にうけていた差別や抑圧を是正するために必要な救済的なものであるという主張の、五つの点をあげている。そして、ネイション化はネイション形成の過程とは区別され、ネイションに属するとされる成員の、すでに一定程度確立されている自己認識と、政治体制の枠組みを一致させていく過程と位置づけられているのである⁶⁹。

つまり、ネイション化は特定のナショナリズム・イデオロギーを具現化する方法であり、その対象は、特定のネイションの利害状況に関する認識を通して実現される国民および国

⁶⁸ Anthony D. Smith, *The Ethnic Revival*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, pp.87-107.

⁶⁹ Rogers Brubaker, “Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in Post-Soviet States”, p.1786.

民国家ということになる。これは、ウェーバーが言うところの権力的威信が文化的威信と結びついて方向付けられ、それに応じた政治体制が形成されていく過程として把握できるであろう⁷⁰。ただし、ネイション化概念が焦点を当てるのは、国民国家の成立を契機とする、前体制の批判を通した新しい支配的イデオロギーにもとづく共同性＝普遍性の形成と個別性の抑圧である。ネイション化それ自体は、国民国家という形態の政治体制が形成・維持されようとする場において不可避的に生じる過程であろう⁷¹。それゆえ、ナショナリズム・イデオロギーにもとづく政治体制の再編成過程は、一面で国民の普遍性を具現化しようとするネイション化と、その普遍性を内部から相対化するマイノリティの個別性の抑圧としてあらわれることになるのである。つまり、ネイション化は国民国家の内部における内集団＝外集団関係に即して生じる現象であり、それゆえにマイノリティの被支配者としての位置づけを確定するものであると言うことができる⁷²。

しかし、国民国家は国際社会における一アクターとして他の政治体制と並存し、なおかつネイション意識やナショナリズム運動の境界線は国境線と必ずしも一致しない以上、ナショナリズムは国民国家外部に存在する共同体との緊張関係、内集団＝外集団関係によつても規定されうる。では、国民国家のナショナリズムを外部から相対化する試みは、どのような形で作用するのであろうか。

ここでは、国民国家を相対化する普遍主義について見ていきたい。外部から国民国家を相対化する普遍主義は、より大きな共同性の構築という目的に従って、国家の独占的な機能を分有しようとする試みに見られる。それは国家間の合意による国際法体系の構築から、非政府組織（Non-Governmental Organization, NGO）による社会運動までさまざまなレベルに存在する。国際社会という空間での共同性は、人々の生活形態の変化から生まれる必要に応じて形成されるものであろう。しかし、それは国民国家のナショナリズムのあり方そのものを脱構築しうるであろうか。地域統合の一つの事例であるヨーロッパ統合においては、欧州委員会、欧州司法裁判所、欧州議会などの国際的な制度体系は構築されているが、共同体意識は必ずしも「ヨーロッパ」市民に共有されているわけではないとされる⁷³。ヨーロッパ統合の過程は、ナショナリズムのあり方と、そこでのマイノリティの位置づけについて、いかなる示唆をもたらすであろうか。

⁷⁰ マックス・ウェーバー、前掲「種族的共同社会関係」80頁。マックス・ウェーバー（濱島朗訳）『権力と支配』（みすず書房、1954年）207-212頁。

⁷¹ Rogers Brubaker, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, p.106.

⁷² Rogers Brubaker, “Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in Post-Soviet States”, pp.1786-1787.

⁷³ 近年に至るまで、市民がヨーロッパ統合に対して懐疑的な態度を抱いていることは、2014年5月に行われた欧州議会選挙において「反ヨーロッパ」政党が躍進した結果からも見て取れる。Chris Kroh, “Stability amid Change: Impact of the 2014 European Parliament Elections at the European Level”, *Electoral Studies*, 36, 2014, p.204.

ヨーロッパ統合は第二次世界大戦終結後に、大戦を繰り返さないとする反省、あるいは冷戦構造におけるアメリカとソ連の狭間での自律の確保といった動機から開始されたと言われる。それは一方で現実の国際政治における力関係の所産でありながら、同時に、欧州審議会規約に示されているように、ヨーロッパの「共通の遺産である理想と原則の遵守および実現と、経済的・社会的進歩の促進」⁷⁴を目的としたイデオロギーに根ざすプロセスでもあった。しかし、そのイデオロギーは、当初は「西側」諸国における利害状況に端を発する論理であったと言える。実際の統合過程は、加盟国の国家主権を統合組織に移譲することによって統合組織の連邦化を図る立場と、あくまでも国家主権を護持することによって統合組織の国家連合化を図る立場との間で、バランスをとりながら進められてきたとされる⁷⁵。

また、冷戦構造が解体されるとともに、旧社会主義諸国に対してヨーロッパ統合への扉が開かれることとなった。旧社会主義諸国における政治指導者の多くが「ヨーロッパへの回帰」を熱望し、「西側」諸国や欧州国際組織の政治指導者たちの多くが体制転換に伴う旧社会主義諸国の不安定化は「ヨーロッパ」に不利益をもたらすと考えたことから、同諸国の安定化を目的としたヨーロッパ統合の拡大とヨーロッパ化の促進が図られたのである⁷⁶。

ヨーロッパ化という概念は、ヨーロッパ統合にかかわる研究において多様な用例を示してきたが⁷⁷、多くの研究においては、ヨーロッパレベルで形成される諸制度や統合の試みによって国内政治に対して及ぼされる影響を示す概念として用いられてきた⁷⁸。また、その影響とは欧州国際組織から国家に対する一方的なものに限られず、国際組織と国家の間での双方向的な影響、あるいは国家間での影響を含むものであったとされる⁷⁹。これらの議論からは、ヨーロッパ統合の中で生まれる政治過程の動態性と、それを把握するために用いられるヨーロッパ化という概念の多様性が看取される。

⁷⁴ 遠藤乾編『「原典」ヨーロッパ統合史』（名古屋大学出版会、2008年）205頁。

⁷⁵ 内田勝敏、清水貞俊編著『EU 経済論：拡大と変革の未来像』（ミネルヴァ書房、2001年）2頁。なお、この場合の「主権」とは、国際法上の独立権としての意味ではなく、法律上の主権である管轄権を意味しており、統合組織への「主権」の移譲とは、統合組織および国家間の交渉によって定められる管轄権の配分を意味する。龍澤邦彦「国際機構と国家主権の制限 EU の場合」（『憲法研究』第44号、2012年、27・29、32・33頁）。

⁷⁶ Frank Schimmelfennig and Ulrich Sedelmeier, "Candidate Countries and Conditionality" in Paolo Graziano and Maarten P. Vink (eds.) *Europeanization: New Research Agendas*, New York: Palgrave Macmillan, 2007, pp.88-89.

⁷⁷ たとえば、ヨハン・P・オルセンはヨーロッパ化概念の用例として、(1) ヨーロッパの境界線の変更、(2) ヨーロッパレベルでの制度の発展、(3) 国家統治システムの変容、(4) 政治組織形態の（非ヨーロッパ世界への）輸出、(5) 政治統合プロジェクト、の五つの類型をあげている。Johan P. Olsen, "The Many Faces of Europeanization", *Journal of Common Market Studies*, 40(5), 2002, pp.923-924.

⁷⁸ 力久昌幸「欧州統合の進展に伴う国内政治の変容—『欧洲化』概念の発展と課題に関する一考察—」（『同志社法学』第59巻2号、2007年、36-37頁）。

⁷⁹ 同上、39-44頁。

さらに、クラウディオ・ラダエッリ（Claudio Radaelli）とロマン・パスキール（Romain Pasquier）は、ヨーロッパ化について、政治制度の形成、定着、安定にかかる政治的側面と、アクター間の関係や政治的アイデンティティの創出にかかる社会的側面という、二つの側面に着目する必要性を指摘している。前者は統治の制度設計における変化であり、後者は新しい言説空間や正当性の源泉がヨーロッパ統合の進展によって生まれる可能性の問題である。すなわち、ヨーロッパ化によって国内政治に及ぼされる影響とは、表面的には政治体制の再構築という形であらわれうるが、同時に政治過程の担い手である人々の意識やイデオロギー、ひいては政治的共同体をいかに形成するかという、より深層の問題にも及ぶと考えられる⁸⁰。

よって、本研究におけるヨーロッパ化の定義としては、ヨーロッパ統合に参加する国民国家の政治制度およびイデオロギーが、ヨーロッパ統合を基礎付ける価値規範の影響下において再形成される過程を指すこととする。

その再形成の過程は、必ずしも EU や CoE、OSCE などの欧州国際組織による圧力や、法的拘束力を伴う措置によるものであるとは限らず、国民国家による「自発的な」適応によるものもある⁸¹。ここで浮上してくる疑問は、なぜ国民国家はヨーロッパ統合に参加するのかということである。重要な要因としては、第二次世界大戦後のヨーロッパ国際政治環境で要請されたように、統合を通して諸国家の国際社会での地位を強化するということが指摘できるであろう。一国のみでは国際社会において周縁化されることに対抗できないが、統合することによって政治的、経済的諸力を結集し、国際的な地位を高めることで、同時に国内の安定化を図るという論理である⁸²。

しかし、その動機は、必ずしも参加国に共通するわけではない。ヨーロッパ統合に参加している国々の中でも、主導者として統合を進めていく中心的な諸国と、統合過程に適応していくことを主な課題とする周縁的な諸国との立場は異なっている。特に、冷戦構造解体直後の旧社会主义国にとって、ヨーロッパ統合への参加という道は国際政治上のプレゼンスと国際経済取引における利益の確保という目的から、当時現実に考えられる唯一の選

⁸⁰ Claudio M. Radaelli and Romain Pasquier, "Conceptual Issues" in Paolo Graziano and Maarten P. Vink (eds.) *Europeanization: New Research Agendas*, New York: Palgrave Macmillan, 2007, pp.42-44.

⁸¹ フランク・シムルフェニヒとウルリッヒ・セデルマイアーは、EU 加盟候補国の事例を用いてヨーロッパ化について論じる際に、EU 主導の場合と加盟候補国主導の場合が存在することを指摘し、「外部動因」「社会学習」「教訓導出」という三つのモデルを提唱している。「外部動因」モデルでは EU への加盟や財政支援という「報酬」によって EU 主導でヨーロッパ化が引き起こされ、「社会学習」モデルでは EU が掲げる民主主義や人権保護などの価値観の「正当性」によって EU 主導で引き起こされ、「教訓導出」モデルでは候補国が得られる「報酬」および「正当性」のいずれかによって候補国主導で引き起こされるとしている。Frank Schimmelfennig and Ulrich Sedelmeier (eds.) *The Europeanization of Central and Eastern Europe*, New York: Cornell University Press, 2005, pp.8-10.

⁸² 上原良子「ヨーロッパ統合の生成 1947-50 年：冷戦・分断・統合」（遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、2007 年、127-130 頁）。

択肢であり、その点で加盟候補国と既加盟国およびヨーロッパ諸機関との関係は対等なものではなかったと言えるであろう。つまり、ここには支配＝被支配関係の契機が存在しているのであり、ヨーロッパ化とはその関係に応じて進められるプロセスでもあるということである⁸³。

だが同時に、現代のヨーロッパ統合を理解する上で、ヨーロッパ化と「EU化（EU-ization）」の相違について言及しておく必要がある。EUは、1993年に発行されたマーストリヒト条約によって発足し、それまで経済分野に限定されていた欧州共同体（European Community, EC）の統合機関を、政治、行政分野に拡大し、なおかつ共同市場と通貨同盟を形成しながら、EU市民権を導入するという組織であった⁸⁴。また、EUの特徴としてあげられるのが、欧州委員会と加盟国政府との行政のトランクションナルな相互関係の構築と、地方や地域、NGOや企業といった国家とは異なる位相の共同体組織の役割強化による、複層的な統治形態である⁸⁵。すなわち、EUは国民国家の連合にとどまらず、加盟国の統治のあり方に対して否応なく変容を迫る統合組織と言えよう。

EU化とは、各国家がEUの法体系および規範を適用し、その政策と制度に適応していく過程として把握できる⁸⁶。ヨーロッパ統合を推進する諸組織の中で、国内に直接適用される法体系を持ち、さらに予算配分によって政策的な動因をも行使しうるEUは、諸国民国家の統治に対して大きな影響力を保持した組織である。しかし、たとえばマイノリティ保護について言えば、CSCEやCoEが先んじて政策化を行い、EUはそれを後追いする形で政策に反映した。ヨーロッパ化のあらわれ方はEUが及ぼす影響の範囲よりも広いものであり、その中でEUが果たしている役割を限定することが必要である⁸⁷。

ヨーロッパ統合は当初、国家間交渉の産物であり、必ずしも超国家的共同体の創出を共

⁸³ 阿部浩己『国際法の暴力を超えて』（岩波書店、2010年）129-133頁。

⁸⁴ 内田勝敏、清水貞俊、前掲書、12頁。

⁸⁵ 中村健吾「現代帝国主義論とEU—ポストナショナルな政治経済システムの解剖学—」（篠田武司、西口清勝、松下冽編『グローバル化とリージョナリズム：「グローバル化の現代—現状と課題」第二巻』お茶の水書房、2009年、88-92頁）。

⁸⁶ Heather Grabbe, *The EU's Transformative Power: Europeanization through Conditionality in Central and Eastern Europe*, New York: Palgrave Macmillan, 2006, p.5.

⁸⁷ Trine Flockhart, "Europeanization or EU-ization?: The Transfer of European Norms across Time and Space", *Journal of Common Market Studies*, 48(4), 2010, pp.790-791. さらに、ヨーロッパ化が、より大規模な過程であるグローバル化と切り離せない過程であることにも言及しておかなければならぬ。第二次世界大戦後のヨーロッパ統合は国際社会における「西側」諸国の自立性を強化するために展開され、加盟国に対するグローバル化の影響の緩衝という性格を持っていったと言える。しかし、冷戦終結後のヨーロッパにおいては、グローバル化の矛盾を和らげる社会福祉政策が効果的に運用されなくなり、むしろEUなどの組織が率先してグローバル化を推し進め、国民国家の自立性を奪う主体として認識されるようになった。本研究ではグローバル化という概念を詳細に検討することはしないが、ヨーロッパ化がより広範な国際情勢の中で進められる過程であることには留意しておく必要がある。Robert Ladrech, *Europeanization and National Politics*, New York: Palgrave Macmillan, 2010, pp.4-7. 遠藤乾『統合の終焉：EUの実像と論理』（岩波書店、2013年）224-225頁。

通の目的として進められたわけではなかった⁸⁸。そうであるならば、ヨーロッパ化はもとより近代以降の国際社会における国民国家のあり方を前提としているのであり、ナショナリズムの再考を普遍主義的に迫りうるものではないように思われる。しかし、EUによる統一的な法体系の確立は、国民国家に対して統治体制の再設計を迫り、たとえば国家主権の移譲を通じた地方自治・マイノリティ自治の可能性を開いてきた⁸⁹。それは、国民国家を主体とする政府間交渉によって決められた制度であるが、それによって当該の国民国家の体制のあり方が制約されることとなる。それゆえ、ヨーロッパ統合のプロセスにも個と共同体の弁証法的関係が内在していると考えられる。

すなわち、個と共同体の関係が普遍主義と個別主義の相互作用によって形成されるとするならば、その緊張関係は、個々の国民国家と「ヨーロッパ」の繋がりにおいても想定されうるということである。ここでの普遍主義は、国際政治上の力関係を梃子として進められてきたヨーロッパ統合のレトリックと理想が、イデオロギーとしての力を持ったものであろう。実際に、「ヨーロッパ」の共同性を具体化する制度として、共通の人権保護規範、共通市場、欧州議会などが構築されてきた。諸国民国家の必要に応じて形成されてきた共同性は、各国家のイデオロギーによって合意できる範囲を体現しながらも、超越的な実体として国民国家を制約する。EUにおいて、当初は旧社会主义諸国の国内状況を問題として進められたマイノリティ保護政策が、既加盟国の政策をも論理上制約することになったのは、その一例であると考えられる⁹⁰。

その一方で、共同性の形成過程は内集団=外集団関係にもとづいて進展する。ヨーロッパ統合への参加を目指す諸国に対して課せられたヨーロッパ化は、明確にヨーロッパ統合の中心的アクターと参加を希望する各国政府の権力関係に依存していた。「ヨーロッパ」によって設定された参加基準が参加を希望する国に対して課せられ、その基準の適用は政治状況に応じて変化した⁹¹。また、EUに新しく加盟国を加えるということは、既加盟国と非加盟国との間に新しい境界線を引きなおすということでもある。既加盟国は新たに加盟を希望する国に対して、しばしば立場の違いを利用して圧力を掛ける⁹²。

⁸⁸ CoE の創設当初の活動について、「ヨーロッパ文化」を共通の梃子として大衆的にヨーロッパ意識を構築しようとしていたと指摘する研究も存在する。上原良子「『ヨーロッパ文化』と欧州審議会の成立」(『国際政治』129号、2002年、100-102頁)。

⁸⁹ John McGarry, Michael Keating and Margaret Moore, "Introduction: European Integration and the Nationalities Question" in John McGarry and Michael Keating (eds.) *European Integration and the Nationalities Question*, London: Routledge, 2006, p.8.

⁹⁰ Gabriel von Toggenburg, "A Remaining Share or a New Part?: The EU's Role *vis-à-vis* Minorities after Enlargement Decade" in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs (eds.) *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, London: Palgrave Macmillan, 2008, pp.116-118.

⁹¹ *Ibid.*, pp.97-99.

⁹² クロアチアのゾラン・ミラノヴィチ (Zoran Milanović) 首相は、2015年9月25日にセルビア国営放送にテレビ出演した際、同月に問題化された難民危機と国境封鎖に関するセルビア政府との論争を背景に、「セルビアは国家として機能しなければならない」「クロアチアはセルビ

国民国家と「ヨーロッパ」の間に個と共同体の弁証的関係を見出せるとするならば、以下のように考えられる。実体としてあらわれる「ヨーロッパ」の超越性に直面する国民国家は、その特殊歴史的な普遍性を批判的に直視しようとして、かえって「ヨーロッパ」のあり方のみならず当の国民国家のあり方をも問い合わせるという課題を背負う。国民という特殊歴史的な普遍性が、「ヨーロッパ」という別の特殊歴史的な普遍性に直面するとき、ナショナリズム＝普遍性の特殊性が浮き彫りになり、その問い合わせが要求される。すなわちヨーロッパ統合の過程では、単に制度上の変化だけではなく、ヨーロッパ的な共同性＝普遍性との矛盾において国民の再定義が要求されるのである。

1990年代初頭のクロアチア政府にとって、独立とヨーロッパ統合への参加は表裏一体の目的として進められた。そこでは、新しいクロアチア共和国における政治的共同体としてのクロアチア国民の再形成と、それを「ヨーロッパ」の中で再定位するという課題が、同時に課せられていた。その二つの課題が、ネイション化とヨーロッパ化という過程を不可分な形で結びつけながら、クロアチア政府の政策に反映されたと考えられる。つまり、そこではヨーロッパ諸組織によって要求される制度の構築のみならず、「ヨーロッパ」イデオロギーを反映した新しいナショナリズムの形成が課題となったと考えられるのである。

新しいイデオロギーが、支配的イデオロギーの批判的克服の試みから生まれるとするならば、独立直後の国家においてネイション化を推し進めるイデオロギーは、独立以前の体制で支配的であったイデオロギーに対抗する内実をもって生じるであろう。すなわち、1990年代のクロアチア政府のナショナリズムはユーゴスラヴィア連邦時代の支配的イデオロギーに対抗的な内容を伴って形成されたと想定できる。そうであるならば、独立後のネイション化の論理は、ユーゴスラヴィア連邦時代のクロアチア・ナショナリストによるユーゴスラヴィア社会主義に対する批判との連續性を見ることによってその意味を理解できると考えられる。さらに言えば、そこで用いられたレトリックは、ユーゴスラヴィア連邦の社会主义が克服しようとした過去のイデオロギーとの関係に応じて形成されたであろう。つまり、近代以降のクロアチア・ナショナリズム運動の諸潮流の中で、それぞれの時代状況に応じて形成されてきたイデオロギー的内実の批判的継承によって形成されていたということである。それゆえ、クロアチアの独立後のネイション化の論理を明らかにしていく上で、まず政治的イデオロギーとしてのナショナリズムが、クロアチアの領域においてどのように発生してきたかを整理しておく必要がある。そこで次節では、19世紀初頭から第二

アの EU 加盟を妨害できる。しかし我々はそれを望まない。正常な関係を望む」と発言した。首相の発言がどのような意図に裏打ちされていたかを留保するとしても、この背景には EU 既加盟国としてのクロアチア政府が、その立場に依拠した影響力をセルビア共和国に対して行使可能であるという認識が存在する。Radio Televizija Srbije, „Milanović za RTS: Želimo Normalne Odnose, ali Granicu Možemo opet da Zatvorimo“, (セルビア国営放送「セルビア国営放送に出演したミラノヴィチ：我々は正常な関係を望む。だが再び国境を開鎖する可能性はある」) 25 septembra 2015, <<http://www.rts.rs/page/stories/sr/story/11/Region/2050659/>> (最終検索日：2015年11月12日)。

次世界大戦の終わりまでにクロアチアで展開された諸ナショナリズム運動を概観し、それぞれがどのような時代状況のもとで発生し、どのような性格を持っていたのかを見ていきたい。

第三節 近代クロアチアのナショナリズム運動

本節では、近代クロアチアにおける主要なナショナリズム運動の展開を、時代背景に応じたナショナリズムの性格に着目することによって五つの時期に分けて論じる。それは、(1) 19世紀前半のウィーン体制をめぐる動搖の中で、はじめて大規模な政治的ナショナリズム運動が展開された時期、(2)「ナゴドバ (nagodba)」体制においてユーゴスラヴ主義を掲げる民族党とクロアチア主義を掲げる権利党の二つの潮流が確立された時期、(3) 帝国主義の矛盾が激化していく中で、クロアチア系とセルビア系の協力関係を土台にしたスラヴ主義的な運動が展開された時期、(4) 第一次世界大戦が終結して新王国が成立した後、王国制と「セルビア支配」への対抗として農民党を中心とする政治運動が展開された時期、(5) ファシズムが台頭する中で、ウスタシャと共に産党という二つの地下組織の活動が第二次世界大戦の勃発とともに活発化して展開された時期の五つである⁹³。このように分ける理由は、それぞれの時期で主流となったナショナリズム運動の目的と時代背景の相違を明確にし、同時に近代クロアチア・ナショナリズム運動に通底してきた共通の論点を明らかにするためである。以下では、それぞれの時期の運動が、いかなる目的によって、「誰」をナショナリズムの担い手とし、どのような勢力に対抗して展開されたのかという点に着目していく。

(1) ウィーン体制の動搖とイリリア運動

クロアチアにおいて、エスニックな要素にもとづく政治的共同体を形成しようとするナショナリズム運動が展開されるのは 1840 年代に入ってからである。ハンガリー王国に従属する形でオーストリア帝国の一部分を構成していた当時のクロアチア王国は、独自の国内議会 (sabor) を保持しながら、ハンガリー王国議会に代表を送る権限を持ち、なおかつハンガリー国王がクロアチア国王を兼任してクロアチア総督を任命するという、複雑な体制の下で統治されていた⁹⁴。

⁹³ ウゼラツはこの時期のクロアチアにおける主要なイデオロギーについて、イリリア主義、ユーゴスラヴ主義、権利党ナショナリズム、農民党ナショナリズム、ウスタシャ・ナショナリズムという、五つをあげている。本研究でのクロアチア・ナショナリズムの整理はウゼラツの議論に重なるところが大きいが、その時々の国際情勢との関係での把握をより重視している。

Gordana Uzelac, *The Development of the Croatian Nation: An Historical and Sociological Analysis*, New York: The Edwin Mellen Press, 2006, p.54.

⁹⁴ さらに、実態としてはハプスブルク家のオーストリア皇帝がハンガリー国王とクロアチア国

1830 年代に入ると、クロアチア王国内で、イリリア⁹⁵主義 (Ilirizam) にもとづく文化復興運動が、文学者のリュデヴィト・ガイ (Ljudevit Gaj) を中心として展開されていく。イリリア運動は、スラヴ圏における共通の言語や文化的一体性を前提とした、汎スラヴ主義的な性格をもった運動として展開された。当初は、ラテン語やドイツ語、マジャール語が公の場で用いられている状況に対して「イリリア語」の復興を目的に掲げて、新聞や雑誌を発行するなどの活動を行っていた。それが、クロアチア貴族階級の親ハンガリー派と反ハンガリー派の政治闘争と結びつくことによって、ハンガリーのネイション化政策に対抗する運動としての性格を強めながら政治化されてゆく。1841 年にイリリア党（後に民族党 [Narodna stranka] に改称）⁹⁶が結成され、政治的な場においてクロアチア・ネイション (narod)⁹⁷の権益を守るための運動として本格的に展開されていったのである⁹⁸。

19 世紀前半のウィーン体制と呼ばれるヨーロッパ国際秩序は、フランス革命以前の領土的境界線と絶対王政支配を回復することによって安定を求める、「正統主義」と「勢力均衡」の原則にもとづいていた。ウィーン体制の主な推進者となったオーストリア帝国の宰相クレメンス・メッテルニヒ (Klemens Metternich) は、多様なエスニック・カテゴリーに属する人々を内包していた帝国を維持するために、かかる原則を採用したのである。それゆえ、ウィーン体制は、同時期にヨーロッパのさまざまな場所で勃興しつつあった秩序を乱す可能性を持ったナショナリズム運動を抑圧するものであった。しかし、それでもナショナリズム運動の高揚を抑えることはできなかった⁹⁹。

そうした流れは、1848 年 2 月にフランスで起きた革命以降の、ヨーロッパ全土の革命運動の連鎖として表出することになる¹⁰⁰。ウィーンでは 3 月革命によってメッテルニヒが失

王を兼任していた。黒住宏「1848 / 1849 年革命における民族運動と地方社会—クロアチアの国民統合とイエラチチの独裁」(『歴史学研究』第 589 号、1989 年、1 頁)。

⁹⁵ 「イリリア」とは古代バルカン半島に居住していたとされる人々の名称であり、近世にはすでに南スラヴ共通のシンボルとしての意味を持っていたとされる。磯村尚弘「クロアチア・ナショナリズムと言語問題:マティツァ・フルヴァツカとユーゴスラヴィア芸術アカデミー」(『アリーナ』第 6 号、2009 年、139 頁)。

⁹⁶ 改称の理由は、1843 年に帝国政府が「イリリア」の名称と紋章の使用を禁止したためである。黒住宏「1848 年革命期のクロアチア問題の一考察」(『東欧史研究』第 6 号、1983 年、9 頁)。

⁹⁷ “Narod” は多義的な言葉であり、本研究では「人民」「国民」「民族」「ネイション」という訳語を文脈に応じて使い分けることとする。

⁹⁸ 黒住宏、前掲「1848 年革命期のクロアチア問題の一考察」7-9 頁。

⁹⁹ 岡義武『岡義武著作集第八巻 近代ヨーロッパ政治史』(岩波書店、1993 年) 31-54 頁。巣山靖司、前掲書、50-56 頁。ハンス・コーン (Hans Kohn) はオーストリア帝国でナショナリズム運動が高揚した背景として、立憲主義の理念の再生、啓蒙主義時代の教育政策による農民層の識字率の向上と方言の発展、ヨハン・ゴットフリート・フォン・ヘルダー (Johan Gottfried von Herder) らの理念に端を発するドイツ・ロマン主義の影響という三つの点をあげている。ハンス・コーン (稻野強、小沢弘明、柴宜弘、南塚信吾訳)『ハプスブルク帝国史入門』(恒文社、1982 年) 36-37 頁。

¹⁰⁰ この年に広範な地域で革命運動が展開された背景には、前年の恐慌が大きな契機として存在し、さらには資本主義的な生産体制の構築過程が進んでいた中で、機械化によって仕事を失っ

脚し、ハンガリーにおいても革命派が優勢になった。クロアチアでは、ガイら民族党の議員が帝国政府に「民族の要求」¹⁰¹を提出する一方で、ヨシップ・イエラチチ (Josip Jelačić) が総督として擁立された。イエラチチを中心とするクロアチア政府は、ウィーンの保守派と連携をとりつつ、徐々にハンガリー政府の執行を受け付けない独自の統治体制を確立していく。そして、7月にクロアチア議会が無期限休会を宣言し、執行権がイエラチチに預けられることによって、イエラチチを中心とするクロアチアの自治が実現されようとしたのである。だが、国内諸勢力を統合しクロアチア政府の自治権を担保する象徴的な役割を担ったイエラチチは、10月に革命を鎮圧するための行軍の最中でオーストリア帝国軍の指揮下に入った。これによってイエラチチはクロアチアの指導者としての政治的影響力を失い、クロアチア政府の自治拡大への試みも頓挫したとされる¹⁰²。

この時期のクロアチアのナショナリズム運動は、ドイツ・ロマン主義の流れを受けた文化復興運動としてはじまり、言語、歴史、文学などの復興によってネイション意識を発展させるという理念を根底に据えていた。それは、イリリアという名称に象徴されるようにスラヴ主義的な性格を伴っており、クロアチア王国を中心とする共同体において新しくイリリア文化を確立しようとするものであった¹⁰³。それが政治的な要求と結びついて、イエラチチを中心に据えたクロアチアの自治獲得の運動へと転化したのである。イリリア運動が高揚した背景には、ハンガリー王国による同化政策が存在した。ハンガリー王国では帝国のドイツ化政策に対するマジャール語復興運動を起点として王国内のネイション化が進められていたが、それはクロアチア系住民を含む王国内の非マジャール系の人々に対する同化圧力となったのである¹⁰⁴。イリリア運動は、かかるドイツ、ハンガリーの同化主義的なナショナリズムに対抗する運動としての性格を持っていた。

イリリア運動は、政治的成果をあげられなかった一方で、その後のナショナリズム運動に受け継がれる文化復興の潮流を生み出した。その結果、1843年に文化団体マティツア・イリルスカ (Matica Irlska、1874年にマティツア・フルヴァツカ [Matica Hrvatska] に改称)、1867年にユーゴスラヴィア科学・系術アカデミー、1874年にザグレブ大学が創設されるなど、現代に受け継がれる文化的基盤の構築が実現されるのである。また、標準「ク

た社会層と階層分化によって生み出された労働階級の、現状に対する大衆の不満が高まっていたことが指摘される。岡義武、前掲書、88-89頁。

¹⁰¹ この文書では、クロアチア、スラヴォニア、ダルマチアの「三位一体王国」の領土回復、公的な場での「クロアチア語」使用、国民軍の編成などが要求されている。ハンス・コーン、前掲書、197-200頁。

¹⁰² 黒住宏、前掲「1848/1849年革命における民族運動と地方社会—クロアチアの国民統合とイエラチチの独裁」10-13、15頁。

¹⁰³ 磯村尚弘、前掲「クロアチア・ナショナリズムと言語問題：マティツア・フルヴァツカとユーゴスラヴィア芸術アカデミー」140頁。

¹⁰⁴ ピーター・F・シュガー、イヴォ・J・レデラー編（東欧史研究会訳）『東欧のナショナリズム：歴史と現在』（刀水書房、1981年）198-202頁。

ロアチア語」の整備と公的使用の要求や、クロアチア、スラヴォニア、ダルマチアをクロアチア国家の歴史的領土とする主張など、その後の運動においても中心的な争点となる問題が、すでにこの時期に見られることも特徴と言えよう。

(2) 二つの潮流：ユーゴスラヴ主義と権利党イデオロギー

1848年の革命は、結果的にオーストリア帝国による再度の中央集権化を招いた。しかし、1866年のドイツ統一をめぐる普墺戦争でプロイセンに敗北した結果、オーストリア帝国はハンガリー王国の自主権要求に対する譲歩を迫られることとなり、1867年の協定(Ausgleich もしくは Kiegyezés)によって、オーストリア＝ハンガリー二重帝国として国家体制を再構築するに至った¹⁰⁵。その翌年、ハンガリー王国とクロアチア王国の間では「ナゴドバ」とクロアチア側によって呼ばれる協定が締結された。この協定は親ハンガリー議員を中心とする代表団によって交渉が進められ、クロアチア王国に形式的な自治を認めながらも、ハンガリー政府による総督の選出、ハンガリー政府の政令の直接的な拘束力、クロアチア議会の法律に対するハンガリー国王の拒否権など、実質的にはクロアチア王国を従属的な地位に置くものであった¹⁰⁶。

かかる状況に至る中、1860年代のクロアチアでは、その後のクロアチア・ナショナリズム運動を特徴づける二つの潮流が確立してゆく。その一つが、民族党の指導者であったヨシップ・ユライ・シュトロスマイエル (Josip Juraj Strossmayer) 司教とフラニョ・ラチュキ (Franjo Rački) 司教らを中心に展開されたユーゴスラヴ主義 (Jugoslavizam) の運動であり、もう一つはスラヴ主義から一線を画し、独自のクロアチア・ネイションの形成を目的とするアンテ・スタルチェヴィチ (Ante Starčević)、エウゲン・クヴァテルニク (Eugen Kvaternik) らが主導した権利党 (Stranka prava) の運動である。

ユーゴスラヴ主義はイリリア主義の後継思想に位置づけられるが、政治情勢の変化に伴ってその目的・展開も変化していた。まずユーゴスラヴ主義はその名のとおり南(jug)スラヴのエスニックな共通性を前提として、クロアチアの政治的自治を実現しようとする運動であり、そこでは特にセルビア系住民や、隣国のセルビア公国との関係が争点となった。カトリック教会の司教でもあったシュトロスマイエルらは、クロアチア・ネイションをキリスト教文明の守護者として認識し、カトリック教徒と正教徒の協力によって南スラヴ諸地域がオスマン帝国の支配から脱出し、なおかつ新しい国家を構築することでハプスブル

¹⁰⁵ この協定では、軍事、外交、共通業務に關係する財政のみが帝国の共通閣議によって決められるとされ、それ以外の統治はオーストリアとハンガリーがそれぞれ独自に実施できるとされた。大津留厚『ハプスブルクの実験：多文化共存を目指して 増補改訂版』(春風社、2007年) 31-34頁

¹⁰⁶ 月村太郎、前掲『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題—クロアティア人・セルビア人連合成立史』70-71頁。

ク帝国から自立できると考えていた¹⁰⁷。しかし、セルビア公国はクロアチアとの対等な合併による新国家の樹立ということは基本的に考慮しておらず、オーストリア＝ハンガリー帝国内の一勢力としてのクロアチア政府との協力を、自らがオスマン帝国からの完全な独立を目指す限りで捉えていた¹⁰⁸。また、民族党もナゴドバの締結以降は南スラヴ統一国家の樹立という目的を修正し、ナゴドバの改定を通して帝国内での自治権拡大を目指すようになった。

一方で、南スラヴのエスニックな一体性を否定し、クロアチア・ネイションの独自性にもとづく独立国という「歴史的権利」を主張したのが権利党である。スタルチェヴィチは、ネイションとは同質でなければならず、その精神は自らの国家を持つことによって保障されると考えていた。そのためスタルチェヴィチは、民族党のことを、クロアチア・ネイションの独自性を抹消しようとする反クロアチア的な勢力であると認識していた。さらに、クロアチアのセルビア人は「正教徒のクロアチア人」であり、セルビア・ネイションというものは存在しないとする同化主義的な主張をしていたのである¹⁰⁹。1860年代の権利党は議会に大きな勢力をもっておらず、市民の啓蒙活動を通して勢力を拡大しようとした。また、クヴァテルニクは諸外国からの支援を得ることができなかったため、政治的方法による目的の実現が困難と判断し、1871年に軍政クライナ地域で武装蜂起を起こす。この反乱は即座に鎮圧され、権利党は以降の政治活動を禁止されることとなった¹¹⁰。

民族党と権利党という二つの政党による運動は、ともにイリリア運動に源流を持つが、南スラヴの一体性を重視する運動と、クロアチア・ネイションの純粹性を追求する運動として二派に分かれたのである¹¹¹。この分派は、ナショナリズム運動の焦点が、ハンガリーに対する自治要求だけではなく、南スラヴの中でのクロアチアの位置づけという論点に当てられたことによるであろう。それゆえ、ハンガリーとの関係に加えて、セルビア公国、「セルビア人」との関係が問題になったのである。二つのクロアチア・ナショナリズムの潮流は、「スラヴ」および「セルビア」との関係において、クロアチアの独自性をどう意味づけるかという葛藤の表出を示していると考えられるのである。この葛藤の生成は、同時期のダルマチアにおける運動にも共通する。1860年代初頭のダルマチア・ナショナリズム運動の主な争点は、ダルマチアの個別性を強調するダルマチア主義と、南スラヴの中に位置づける南スラヴ主義との対立にあった。その構造が徐々に変化し、1870年代後半には、ダルマチアの住民をそれぞれ「イタリア人」、「クロアチア人」、「セルビア人」として把握する

¹⁰⁷ Nikša Stančić, *Hrvatska Nacija i Nacionalizam u 19. i 20. Stoljeću*, (ニクシャ・スタンチチ『19・20世紀におけるクロアチアのネイションとナショナリズム』) Zagreb: Barbat, 2002, str.187-188.

¹⁰⁸ *Isto*, str.189-190.

¹⁰⁹ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.101-112.

¹¹⁰ Nikša Stančić, *nav.dj.*, str.191-192.

¹¹¹ Mirjana Gross, *Povijest Pravaške Ideologije*, (ミリヤナ・グロス『権利派イデオロギーの歴史』) Zagreb: Sveučilište u Zagreb – Institut za Hrvatsku Povijest, 1973, str.22.

ナショナリズム運動の諸潮流に分化したとされるのである¹¹²。

(3) 「クロアチア人・セルビア人」連合の成立

19世紀後半のヨーロッパでは近代産業の発展が進んだことに伴って、市場を国外にもとめる帝国主義的膨張政策が志向されるようになった。各国の膨張政策は、世界規模で展開されることによって、非ヨーロッパ世界での列強の出現、および帝国間での対立のみならず、帝国支配に抵抗する被支配者のナショナリズム運動を引き起こした。オーストリア＝ハンガリー帝国は、ドイツ、イタリアの統一によって失った勢力の補填を求めてバルカン半島への植民地支配の強化・拡大を志向していたが、結果として同地域のナショナリズム運動に新たな展開をもたらすこととなった¹¹³。

1878年は南スラヴ地域にとって一つの転機となる年であり、この年に露土戦争の結果として結ばれたベルリン条約で、セルビア公国とモンテネグロ公国の独立、およびオーストリア帝国のボスニア・ヘルツェゴヴィナ占領が認められた。その3年後、対オスマン帝国の前線として独自の統治体制が敷かれていたスラヴォニアおよびクライナの軍政国境地帯がクロアチア王国に併合された。軍政国境地帯には多数のセルビア系住民が居住していたため、これ以降クロアチア国内政治においてセルビア系政党が、より重要なアクターとなつたのである。また、1878年に活動の再開を許された権利党は、バルカン半島の勢力図の変化とロシアの影響力の拡大を考慮し、「反スラヴ主義」的、「反セルビア的」な論を控えるようになった¹¹⁴。これにより、権利党はスタルチェヴィチの思想を修正し、より南スラヴ統一運動に接近した政治方針によって急速に勢力を拡大していく¹¹⁵。一方で、民族党から分化した独立民族党（Neodvisna Narodna stranka）は、反体制派としての立場を確立していく中で権利党との協力関係を模索していった¹¹⁶。

クロアチアにおけるクロアチア系活動家とセルビア系活動家の政治協力は、1903年が一つの転機となって発展してゆく。クロアチア王国では、1903年3月に首都ザグレブで始まった大規模な大衆運動が、親ハンガリー政策およびクロアチア系住民とセルビア系住民の分化を推進してきたクロアチア総督を退陣させた。さらに、セルビア王国では1903年6月に新国王が就任すると、国内の民主化および外交面でのオーストリア＝ハンガリー帝国離れを進めたのである。一連の出来事は、アンテ・トルンビチ（Ante Trumbić）を中心としたダルマチアにおける「新路線（Novi kurs）」の出現に間接的な影響を及ぼした。「新路線」はオーストリア拡大主義に対抗し、クロアチア系とセルビア系活動家の協力関係と、ハン

¹¹² 石田信一、前掲『ダルマチアにおける国民統合過程の研究』116-138、161-187頁。

¹¹³ 岡義武『岡義武著作集第七巻 国際政治史』（岩波書店、1993年）77、86、91-92頁。

¹¹⁴ Nikša Stančić, *nav.dj.*, str.193.

¹¹⁵ 月村太郎、前掲『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題—クロアティア人・セルビア人連合成立史』84-87頁。

¹¹⁶ 同上、98-99、103-111頁。

ガリー王国との協調を通じて、クロアチアとダルマチアの統一を目指すものであった。この活動は、1905年12月に、主要政党の多くが参加する「クロアチア人・セルビア人連合」の成立を導き、同連合は翌年のクロアチア王国議会選挙で過半数議席を獲得することとなったのである¹¹⁷。

「クロアチア人・セルビア人連合」の成立は、クロアチア系政党とセルビア系政党の協力としての側面と、クロアチアとダルマチアの運動の統合という側面との、二つの意味で重要であったとされる¹¹⁸。ボスニア併合を契機に変化したバルカン半島の情勢の中で、クロアチアではオーストリア帝国に対抗して自治拡大を目指す、南スラヴの連帯に力点を置いた運動が展開されるようになった。これは、クロアチア・ネイションの純粹性を追求してきた権利党が穩健化することによって実現した運動であった。そして、これまでのナショナリズム運動で主張されてきたクロアチア王国の一体性が、クロアチアとダルマチアの運動の一体化という形で実現する契機でもあったのである。

(4) 「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」の建国と農民党の台頭

1914年6月、サライエヴォでのオーストリア皇太子暗殺事件をきっかけに、オーストリア＝ハンガリー帝国がセルビア王国に宣戦布告し、それぞれの同盟国が相次いで参戦することで第一次世界大戦が始まった。大戦中、トルンビチラクロアチアの一部の政治指導者は国外に亡命し、同じようにオーストリア＝ハンガリー帝国から亡命した活動家と協力して、南スラヴ統一連邦の実現を目的とするユーゴスラヴ委員会を組織した。委員会の目的是、セルビア王国との協同による南スラヴ連邦の実現であった。当初は、セルビア王国を中心とする統合を志向する王国政府との交渉が難航していたが、ロシア革命とアメリカ参戦による情勢の変化を通じて、王国政府の態度が軟化する。その結果、1917年7月20日にコルフ島で、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」の建国を決定する協定が締結され、正式な建国宣言は1918年12月1日に出された。新王国の設立に関して、当初は、セルビアとクロアチアで合同の立憲議会が開かれるまでは、それぞれの領域で独自の主権を行使するという取り決めがなされていた。しかし、セルビアのアレクサンダル・カラジョルジェヴィチ(Aleksandar Karađorđević)皇太子の要請により、ザグレブの民族評議会で議長不在のうちに单一国家結成を支持する決議が採択された¹¹⁹。この一事によって、クロアチアの政治指導者たちの新国家に対する不信感が高まった。

新国家に対するクロアチアの最も急進的な批判者は権利党とクロアチア農民党(Hrvatska seljačka stranka)であった。1904年に農民党を結成したステイエパン・ラデ

¹¹⁷ 同上、146-152、157-174頁。木戸翁『バルカン現代史』(山川出版社、1977年) 126-128頁。

¹¹⁸ 月村太郎、前掲『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題—クロアティア人・セルビア人連合成立史』174頁。

¹¹⁹ 木戸翁、前掲書、181-185頁。

イチ (Stjepan Radić) は、南スラヴの連帯を土台として、農民文化を基礎とした農民民主主義的なナショナリズムを提唱していた¹²⁰。新王国の建国直後、ラディチは「全ての森や牧草地、耕地を人民へ」というスローガンを掲げ、「我々クロアチア人は南スラヴ統一の中でクロアチア国家を要求する」と主張した。農民の解放とネイションの解放を重ね合わせた上で、多数派の農民を共和制への移行の力と見なして中央集権的な王制国家を否定し、その上で他のスラヴ「部族」との連帯によるユーゴスラヴィア連邦共和国の樹立を訴えたのである¹²¹。1918年11月26日にラディチは民族評議会から除名され、明確に反体制派として運動を展開するようになった。その後ラディチは何度か逮捕・投獄されるが、農民党は1920年代から30年代にかけて、クロアチアの領域を中心に大衆的な支持を集め、1923年以降の王国議会選挙では常に第二党となる議席数を確保することとなるのである¹²²。

「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」の成立は、クロアチア・ナショナリズム運動の性格を一転させることとなった。それまでオーストリア帝国とハンガリー王国に対して主張されていた自治要求が、新王国では、対王国政府、対セルビアという形をとるようになった。南スラヴ主義に依拠している点で農民党の運動はハンガリー王国時代の運動からの連續性を有しているが、その対象が異なっている。ここで南スラヴの連帯は、新たに新王国の支配者に対抗して共和制とクロアチアの自主権・国家を実現するという目的に基づけられている。すなわち、クロアチア・ナショナリズムの主体と対抗相手が同じ「スラヴ」という枠に収まることとなったのである。また、クロアチア農民党のナショナリズムは、それまでの政治エリートによる運動とは異なり、クロアチア人口の大半を占めていた農民を対象とする大衆運動としての性格を持つものであった。この、対セルビア、大衆運動というナショナリズムの性格が、第二次世界大戦期の「クロアチア独立国」において極めて先鋭的な形であらわれることになるのである。

(5) 第二次世界大戦と「クロアチア独立国」：ウスタシャとパルチザン

1928年6月の王国議会で、他の議員との口論の末、ラディチら農民党議員が銃撃され命を落とすという事件が起きた。アレクサンダル国王は、翌1929年1月に政治情勢の不安定化を理由として議会の廃止を宣言し、国名をユーゴスラヴィア王国に改称した。国王独裁の宣言直後、クロアチア権利党 (Hrvatska Stranka Prava) の指導者であったアンテ・パヴェリチ (Ante Pavelić) らは王国政府の打倒とクロアチアの独立を目的とするウスタシャ (Ustaša)・クロアチア解放運動を組織した。この運動は即座に弾圧を受け、国外に亡命し

¹²⁰ 越村勲、前掲書、106-109頁。

¹²¹ ラディチは、農民が市民や労働者とは異なり、物質的生産物を手にできるという点に強みを見出し、多数派の農民が権力の中枢を握る力となると信じていたとされる。Tihomir Cipek, *Ideja Hrvatske Države u Političkoj Misli Stjepana Radića*, (ティホミル・チペク『ステイエパン・ラディチの政治思想におけるクロアチア国家の理念』) Zagreb: Alinea, 2001, str.61-65.

¹²² 同上、109-115頁。

たパヴェリチはイタリアでファシスト政権の支援を受けながら運動を展開した。農民党が一定の支持を得ていたのに対して、ウスタシャは大衆的な支持を得られない中、国外でのテロを中心に活動することとなる¹²³。

一方、同じく王国政府に対する先鋭的な批判者であった共産党は、1919年に王国内で組織された後、労働者革命の実現と人民による自決を目的とした活動を展開した。1920年の王国議会選挙では第三党になるほどの支持を集めたが、1921年に大臣の暗殺事件に関与したとして非合法化された後は地下活動を継続していた¹²⁴。

アレクサンダル国王は1931年に新たな憲法を発布して議会を復活させたが、司法の独立や市民権の保障などは以前に比べて制約されたものになった上、それまで以上にユーゴスラヴィアの一体性が強調され、クロアチアにおける反発を誘発した。クロアチアで支持を集めている農民党は、党首のヴラトコ・マチエク（Vlatko Maček）を中心として、人民主権に基づく連邦制への改革を訴えた。その後、1939年8月にベオグラード政府とマチエクらの間で協定が結ばれ、クロアチアは独自の議会と行政を持つ自治州として認められた。しかし、この協定は王国側のみならずクロアチア側にも不満を残すものであった。特に、ウスタシャからはクロアチアの独立から遠ざかる協定であると批判され、共産党からは大衆の利益を無視したブルジョア間の合意に過ぎないと批判された。大衆的にも、マチエクらクロアチア農民党に対する支持は失われていき、逆にウスタシャと共産党の支持基盤が拡大していったとされる¹²⁵。

第二次世界大戦がはじまると、枢軸国軍の侵攻によって1941年4月17日にユーゴスラヴィア政府は無条件降伏し、国王と閣僚はイギリスに亡命した。ユーゴスラヴィアは枢軸国に占領され、枢軸国の支援を受けたウスタシャがクロアチアとボスニアの領域を併せた地域で「クロアチア独立国」の設立を宣言した。国外で活動していたパヴェリチは、250人の党员とともにクロアチアへ帰還し、国家の指導者を意味する「ポグラヴニク（poglavnik）」を名乗った¹²⁶。ウスタシャの統治は、「クロアチア民族の名誉と死活利益をいかなる形においても侵害した者、クロアチア独立国や政府の存続を危険にさらした者は、それを試みただけで極刑に処せられる」¹²⁷という法律を字義通りに適用する恐怖政治によるものであった。特にセルビア系、ユダヤ系、ロマの人々に対しては、ヤセノヴァツに設置された強制収容所に象徴されるように、エスニック・カテゴリーを標的とする絶滅政策が採用され、多くの人々が虐殺された¹²⁸。

¹²³ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.138-140.

¹²⁴ Sabrina P. Ramet, *The Three Yugoslavia: State-Building and Legitimation, 1918-2005*, Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press, 2006, pp.53, 58.

¹²⁵ 越村、前掲書、135-145頁。

¹²⁶ Hrvoje Matković, *Povijest Nezavisne Države Hrvatske (drugo)*, (フルヴォイエ・マトコヴィチ『クロアチア独立国の歴史(第二版)』) Zagreb: Naklada P.I.P. Pavčić, 2002, str.53-58, 66.

¹²⁷ *Isto*, str.286.

¹²⁸ 「クロアチア独立国」支配下での犠牲者の数はいまだ論争的だが、ボゴリュブ・コチョヴィ

「クロアチア独立国」の樹立から 2 ヶ月後、ドイツとソ連の戦線が開かれたことをうけて、ユーゴスラヴィア共産党はヨシップ・ブロズ・「チトー」(Josip Broz „Tito“) 書記長の指揮の下でパルチザン部隊を組織し、人民解放運動を開始した。「クロアチア独立国」でのパルチザンはソ連のヨシフ・ヴィサリオノヴィチ・「スターリン」(Иошиф Виссарионович «Сутали») 書記長の指示を仰ぎながら、ファシスト勢力との闘争と並行して、独自の政治体制の構築を準備することとなる。1942 年 11 月に第一回ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト会議(Antifašističko vijeće narodnog oslobođenja Jugoslavije: AVNOJ)が開かれ、「セルビア人、スロヴェニア人、クロアチア人、マケドニア人」のネイションとしての自決権の承認と、私有財産の保護、社会改革の保留、人民民主主義の原則の確認などが決議された。社会主义革命を前面に押し出さないこの諸原則は、連合国に配慮していたスター・リンの意向が反映されたものと考えられている¹²⁹。

その後、パルチザンの支配地域が拡大する中で、1943 年 11 月に第二回 AVNOJ が開催され、ユーゴスラヴィアにおいて、AVNOJ が立法・行政機関として、ユーゴスラヴィア解放全国委員会が執行機関=臨時政府としての役割を果たすことを定めた¹³⁰。1944 年にはイギリス政府の案によって、パルチザンと王国亡命政府の戦後体制にかかわる交渉が進められ、亡命政府が AVNOJ をユーゴスラヴィアにおける政治的権威として、パルチザンを軍隊として承認すること、君主制と共和制の選択は戦後に決定すること、新政権には亡命政府からの参加者を含めることなどが定められた。翌年 11 月の選挙で、実質的に対立候補が不在の中、共産党が 90% に及ぶ得票率で与党となった。その後の議会で共和国宣言が行われ、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国が成立することとなったのである¹³¹。

大戦間期のヨーロッパにおいてはファシズムが台頭したことを一つの特徴として指摘できるが、ウスタシャの運動もファシズムの一つに数えることが可能であり、そのナショナリズムはナチスのイデオロギーに相似する部分が多い¹³²。たとえば、パヴェリチは「クロ

チ (Bogoljub Kočović) による調査では、セルビア系の犠牲者はクロアチアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの領域でおよそ 33 万 4,000 人とされている。ユダヤ系とロマの犠牲者はユーゴスラヴィア全体で試算されており、ユダヤ系が 5 万 7,000~6 万 3,000 人、ロマが 2 万~3 万 5,000 人に上るとされている。Bogoljub Kočović, *Sahrana Jednog Mita: Žrtve Drugog Svetskog Rata u Jugoslaviji*, (ボゴリュブ・コチョヴィチ『一つの神話の埋葬：第二次世界大戦期ユーゴスラヴィアにおける犠牲者』) Beograd: Otkrovenje, 2005, str.51, 56, 110.

¹²⁹ スティーヴン・クリソルド編（田中一生、柴宜弘、高田敏明訳）『ユーゴスラヴィア史《ケンブリッジ版》増補版』（恒文社、1993 年）223-232 頁。

¹³⁰ 同上、234-239 頁。

¹³¹ 柴宜弘編『バルカン史』（山川出版社、1998 年）318、326 頁。

¹³² この時期にファシズムが台頭した理由について、岡義武は、大戦間期に議会制民主主義が各國で運用されるようになり、大陸諸国では小党が乱立したことと結果的に強力な執行権を持っていない連立内閣を生むこととなって、強い指導力を大衆に希求させたことを指摘している。さらに、1929 年の世界恐慌の影響を指摘し、社会における個別資本の対立と階級対立が促進されたことで社会的分解を導き、共産党の拡大とそれに対する資本家の懸念を生み出したとする。この状況においてファシスト勢力は、巨大資本に対する国家統制を通じて中小企業の支持を得

アチア人」が「スラヴ人」ではなく「アーリヤ人種」に属していると主張し、ネイションを人種に結びつけた。また、「敵」として「ユダヤ人」と「セルビア人」、共産主義者を明示している。その主旨は、クロアチア・ネイションが「西欧文明」に属しており、自分たちが文明的なネイションであるのに対して、「ビザンツ」の文明に染まった「セルビア人」は「西欧文明」とカトリックにとっての永遠の敵であるとするものである¹³³。つまり、ここではクロアチアとセルビア、「ヨーロッパ」と「スラヴ」、カトリックと正教という分断線が不可分かつ本質的なものとして重ね合わせられているのである¹³⁴。

また、「クロアチア独立国」に対する評価は、後のナショナリズム運動の中で問題とされることとなる。一方では、そのファシスト政権としての性格と多くの市民を迫害した事実に対する否定的評価が優勢であったが、他方で、一定程度クロアチアの国家としての独立を実現したとして肯定的に評価する見方も存在した。さらに、第二次世界大戦中の「クロアチア独立国」の統治とそれに抵抗する武力闘争の中で、いかなる残虐行為が行われ、どれほどの数の犠牲者が出了のかという問題が論争の対象となつた¹³⁵。

したがって、「クロアチア独立国」における経験は、一面ではクロアチア社会をウスタシヤとパルチザンに分断するものであり、もう一面ではエスニックな指標で分断するものであったと言えよう。戦後のユーゴスラヴィア連邦政府は、「兄弟愛と団結（bratstvo i jedinstvo）」というスローガンによって、この分断の記憶を封じ込めようとしたのであるが、クロアチア・ナショナリズム運動の勃興とともにその都度問題化されることになるのである。

近代クロアチアにおけるナショナリズム運動についてまとめると、三つの特徴が存在していることがわかる。第一に、常に己が従属するより大きな政治体制の中で自主権を拡大する試みとして政治運動が展開してきたということである。イリリア運動以来のクロアチア・ナショナリズムは、帝国・王国のイデオロギー＝普遍主義にもとづく統治をクロア

て、共産主義に対する闘争を展開することで資本家階級の支持を集め、時に人種主義にもとづく急進的ナショナリズムによって国民のナショナル・アイデンティティに訴えたと言うのである。岡義武、前掲『近代ヨーロッパ政治史』203-214頁。

¹³³ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.148-158.

¹³⁴ カトリック教会によるウスタシヤ支配への協力は論争を引き起こしてきた。ヴィクトル・ノヴァク（Viktor Novak）は1948年にザグレブで出版された著書の中で、ヴァチカンを後ろ楯としたカトリックの司教たちが「クロアチア独立国」の統治を積極的に支持していたことを指摘した。ノヴァクの著書は1986年にペオグラードで再版され、「クロアチア独立国」における「セルビア人」絶滅政策の記憶を喚起した一方で、ウスタシヤの罪をカトリック教会や「クロアチア人」の罪として理解することに対する反発を引き起こした。Viktor, Novak, *Magnum Crimen: Pola Vijeka Klerikalizma u Hrvatskoj (rpt.)*, (ヴィクトル・ノヴァク『大罪：クロアチアにおける教権主義の半世紀（再版）』) Beograd: Nova Knjiga, 1986, str.601-602. Tea Sindbæk, *Usable History?: Representations of Yugoslavia's Difficult Past from 1945 to 2002*, Copenhagen: Aarhus University Press, 2012, p.179.

¹³⁵ Tea Sindbæk, *op.cit.*, pp.95-96, 101-106, 161-184.

チア・ネイションの個別性によって批判する運動として展開された。しかし、その個別性の画定は、南スラヴという枠、クロアチアという枠、人民、あるいは人種と、様々な条件に依存していた。この問題は、第二次世界大戦後のクロアチア・ナショナリズムでは、ユーゴスラヴィア連邦という枠組みの中でクロアチア共和国の位置づけをどのように設定するかという争点をめぐるものとなる。

第二に、クロアチア・ナショナリズムの対抗者として位置づけられる対象が、時代によって変化してきたという点である。19世紀から第一次世界大戦までのクロアチア・ナショナリズム運動は、同化圧力をおよぼすオーストリア、ハンガリーからの支配への抵抗として展開された。しかし、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」が成立した後、クロアチア・ナショナリズムの「敵」は、大部分がセルビア系の政治家によって運営される中央集権的な王国政府へと変わった。さらにウスタシヤの場合は、「セルビア人」そのものを敵視し、自分たちが「西側文明」の守護者であるとしてセルビア以東の「ビザンツ文明」を対向者とした。ここで重要なことは、第二次世界大戦後のユーゴスラヴィアにおいて、直近のウスタシヤ時代の人種政策の記憶が色濃く受け継がれたことである。ユーゴスラヴィア連邦政府が南スラヴの連帯を訴える一方で、クロアチア・ナショナリズムがウスタシヤ・イデオロギーと同一視されることによって、「セルビア人」と「クロアチア人」という内集団=外集団意識を、双方向に強化することとなったのである¹³⁶。

第三に、クロアチアのナショナリズム運動にとって、「ヨーロッパ」と「スラヴ」という概念が、それぞれの運動によって相矛盾する意識を伴いながらも重要な位置を占めてきたことを指摘できる。19世紀クロアチアのナショナリズム運動では、多くのクロアチアの知識人たちが、スラヴ世界と同一化することによってオーストリア、ハンガリーという「ヨーロッパ」からの自立を目指していた。だが同時に、シュトロスマイエルが示したように、クロアチアを含むキリスト教世界とオスマン帝国のイスラム世界を対置し、スラヴ世界をキリスト教文明によって解放しなければならないとする認識も存在した。それに対して、農民党のナショナリズムは、農民の生活文化にイデオロギーの基礎を求め、スラヴのナショナリズムは、「西欧」のナショナリズムがもたらすネイション間の憎悪や暴力的な権力闘争には陥らないと主張した¹³⁷。逆に、パヴェリチは「クロアチア人」をスラヴ世界から人種的に分離することによって「西欧」と同一化した。さらに、キリスト教とイスラム教の区別に加え、カトリックと正教が文明の境目として認識され、「我々と他者」の境界線と重ね合わされた。常に「ヨーロッパ」と「スラヴ」の間で揺れ動いてきたクロアチアのナショナリズム運動は、ユーゴスラヴィア連邦において、再度クロアチア・ネイションのヨーロッパ性とスラヴ性を問い合わせすことになるのである。

かかる三つの特徴を踏まえた上で、次章では第二次世界大戦後のユーゴスラヴィア連邦

¹³⁶ *Ibid.*, pp.43-44.

¹³⁷ 越村勲、前掲書、107頁。

におけるクロアチアのナショナリズム運動の展開を分析し、1990年代以降のクロアチア政府によるネイション化の契機がいかにして形成されたかを明らかにしたい。

第二章 ユーゴスラヴィア連邦時代におけるクロアチアのナショナリズム運動

本章では、1945年から1991年までのユーゴスラヴィア連邦¹³⁸時代のクロアチアにおけるナショナリズム運動に着目し、独立後に進められていくネイション化の契機が、いかにして形成されたのかを明らかにする。特に、1970年代初頭の「クロアチアの春 (Hrvatsko proljeće)」もしくは「マスピク (Maspok)」¹³⁹と呼ばれる、政治指導者、知識人、学生たちによって展開された運動と、1989年から90年にかけて活発になった「民主化」運動に注目する。二つの運動をとりあげる理由は、それぞれの運動がユーゴスラヴィア連邦の成立からクロアチア独立までの期間に展開された、大衆を巻き込んだ大規模なナショナリズム運動であり、同時に独立後のネイション化につながる論理が潜在していたと考えられるところにある。これらの運動は、第二次世界大戦後のクロアチアにおいて、ユーゴスラヴィア連邦のあり方を根底から問い直す意味を持った大規模な政治運動として展開された。その問い合わせの論拠として、19世紀から展開してきたクロアチアのナショナリズム運動の諸目的が改めて呼び起されたのである。

クロアチアの自主権を希求する運動は、政治的にはユーゴスラヴィア連邦と共和国間での分権化をめぐる改革として展開された。しかし、それは「クロアチア独立国」とウスターシャ支配の記憶から危険視されていたクロアチア・ナショナリズムへの、抑圧に対する反発という側面を併せて生じた。政治運動が展開される中で、クロアチア・ネイションとしての文化的資源があらためて再形成・活用され、「スラヴ」における位置づけと「ヨーロッパ」との関係および社会主義イデオロギーの正当性を問い合わせナショナリズム・イデオロギーとして醸成されてゆくこととなったのである。では、二つの運動では、そのイデオロギーはどのようにあらわれたのであろうか。

この問い合わせるために答えるためには、二つの運動の関係性を明らかにする必要がある。ここで注目すべき点として、「クロアチアの春」で指導的な役割を担った活動家の多くが、1980年代末から展開されたクロアチアの「民主化」過程の中で、再び運動を引っ張る立場に立っていたという事実が存在する¹⁴⁰。それゆえ、「クロアチアの春」と1989年から1990年の「民

¹³⁸ 建国当初の正式名称はユーゴスラヴィア人民連邦共和国 (Federativna Narodna Republika Jugoslavija) であり、1963年憲法によってユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 (Socijalistička Federativna Republika Jugoslavija) に改称された。本研究ではともにユーゴスラヴィア連邦と表記する。なお、連邦の分裂によって、1992年にセルビア共和国とモンテネグロ共和国によって形成されたユーゴスラヴィア連邦共和国 (Savezna Republika Jugoslavija) については、新ユーゴスラヴィア連邦と表記する。

¹³⁹ 大衆運動 (masovni pokret) の意。この運動を「民主化」運動として肯定的に評価する場合に「クロアチアの春」という呼称が用いられ、「反動的」な運動として否定的に評価する場合に「マスピク」という呼称が用いられる傾向があると考えられる。

¹⁴⁰ その人々の多くは、独立後のクロアチア政治の場においても、国家元首や閣僚、政党の代表など指導的な立場を占めていた。齋藤厚、前掲論文、124頁。

主化」運動との連続性が重要になってくる。だが、そのような可視的な連続性が存在する反面、1971年と1990年という時代的な相違を背景とする非連續性も指摘できる。

以下では、「クロアチアの春」と、1980年代末から1990年に至る「民主化」をめぐる運動を中心に論じながら、クロアチアのネイション化を導いたナショナリズムが、どのような経緯で生み出されたのかを解明していきたい。

第一節 ユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギー

まず、第二次世界大戦後のユーゴスラヴィア連邦が、どのような政治的イデオロギーによって統治されていたかということを確認しておく必要がある。ユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギーには「自主管理（samoupravljanje）」、「非同盟（nesvrstanost）」、「連邦制（federalizam）」という三つの柱があったとされる¹⁴¹。連邦制は、1946年1月に発布されたユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法によって成立し、行政単位としてセルビア、クロアチア、スロヴェニア、マケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの6共和国に加え、セルビア共和国内にヴォイヴォディナとコソボ・メトヒヤの2自治州が設置された。この体制は、ユーゴスラヴィア王国の時代に展開されたようなナショナリズム運動を回避し、社会主義的な発展を実現する上で有効であるとして導入された。かかる文脈において、ユーゴスラヴィア連邦を象徴する言葉として用いられた「兄弟愛と団結」というスローガンは、決して单一のユーゴスラヴィア・ネイションの形成を意味するものではないとされたのである¹⁴²。

各共和国は、地域的一体性を根拠とするボスニア・ヘルツェゴヴィナを除いて、それぞれの共和国内で多数派にあたるネイションの「民族自決権」を保障する政治体制として位置づけられた¹⁴³。しかし、「民族自決権」の実質的な行使については、各共和国の「構成ネイション（konstitutivni narod）」と、それ以外の「民族体（narodnost）」の間には明確な相違が存在した。一例をあげれば、アルバニア系住民は「民族体」と認識され、アルバニア系住民が多数派を占めるコソボは共和国ではなく自治州とされた。つまり、「セルビア人」、「クロアチア人」、「スロヴェニア人」、「マケドニア人」、「モンテネグロ人」という南スラヴ系住民と非南スラヴ系住民の「民族自決権」の制度化には格差が存在したのである¹⁴⁴。

¹⁴¹ 定形衛『非同盟外交とユーゴスラヴィアの終焉』（風行社、1994年）1頁。

¹⁴² エドヴァルド・カルデリ（高屋定國、定形衛訳）『民族と国際関係の理論—世界政治と平和共存』（ミネルヴァ書房、1986年）58-59頁。

¹⁴³ ボスニア・ヘルツェゴヴィナについては「ムスリム人」をネイションとして認めるか否かという議論の結果として、構成ネイションが不在の曖昧な単位として設置された。「ムスリム人」がSKJによって公式にネイションとして認められたのは1970年代に入ってからである。佐原徹哉「ボスニアのムスリム・コミュニストにとっての宗教とネイション」（酒井啓子、白杵陽編『イスラーム地域の国家とナショナリズム』東京大学出版会、2005年、90-91、96頁）。

¹⁴⁴ 共産主義を標榜するユーゴスラヴィア連邦の政治指導者たちは、それぞれのネイションの發

また、サンジャクやダルマチアなど、もともと地域的な独立性が高かったにもかかわらず、共和国や自治州とされなかった地域も存在した。第二次世界大戦後のユーゴスラヴィアにおける連邦制は、実際には南スラヴ系ネイション間の勢力均衡、特にセルビアとクロアチアの力関係を維持しようとする努力と、非南スラヴ系マイノリティに対する階層構造によって形成されたと言えよう¹⁴⁵。

建国直後のユーゴスラヴィア連邦が直面した最大の困難はソ連との関係であった。第二次世界大戦の最中、反ファシスト闘争の基礎に社会主义の実現を掲げるバルチザンに対して、スターリンは連合国との同盟関係に配慮し、社会主义闘争の性格を前面に出さないことをと王国亡命政府との協力を指示していた。しかし、第3回 AVNOJ 大会では、ソ連に無断で新しいユーゴスラヴィア連邦政府を具体化することが決定され、スターリンはチトーの独断専行に激怒したと言われている¹⁴⁶。

戦時中にも軋轢が存在した両者の関係は、戦後のバルカン連邦構想をめぐって悪化することとなる。AVNOJ は 1944 年からユーゴスラヴィアとブルガリアとの連邦構築にかかる交渉を、スターリンの同意のもとで進めていた。だが、戦後のユーゴスラヴィアはソ連に先駆けて東欧の旧枢軸諸国と友好協力相互援助条約を締結し、さらにブルガリアとともにバルカン連邦にハンガリー、ルーマニア、アルバニア、ギリシャを加える構想を掲げるなど、独自の外交政策を展開するようになる。こうした動きに対して、スターリンは 1948 年 2 月にユーゴスラヴィアとブルガリアの指導者をモスクワに呼びつけ、「叱責」を加えた。さらに、ソ連は 3 回にわたる往復書簡を通して、ユーゴスラヴィア共産党に民主主義の欠如、資本主義の容認、ソ連の批判に対する傲慢なブルジョア的態度が見られるとして、強烈な批判を繰り返した。そして 6 月 28 日の第二回コミニフォルム大会において、ユーゴスラヴィア連邦の代表が不在の中、「マルクス・レーニン主義からの逸脱」「意識的な反ソ政策」などを理由にあげて、コミニフォルムからの追放の決議が採択されたのである¹⁴⁷。

これに対しチトーは、同年 7 月 21 日に開かれた第五回ユーゴスラヴィア共産党大会において、コミニフォルム決議が誤った決定であると主張しながらも、ユーゴスラヴィア国内でスターリンに対する信頼が根強い状況を鑑みて、ソ連に対する批判、対決姿勢を明確にはしなかったが、その後 1953 年にスターリンが死去するまでソ連との関係は改善されるることは無かったのである。ここで、自らの社会主义に対する理解と実践をコミニフォルム決議によって否定されたユーゴスラヴィアは、ソ連の権威下から脱却し、新しいイデオロギ

展と平等な関係の上に理想的な社会が実現されると考えていたため、この格差を是正するために、1974 年憲法のような「構成ネイション」と「民族体」の平等を確保するための制度を構築することとなった。Dejan Jović, *Yugoslavia: A State Withered Away*, Indiana: Purdue University Press, 2009, pp.113-115.

¹⁴⁵ 柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』(岩波書店、1996 年) 107-108 頁。

¹⁴⁶ ヴラディミール・デディエル(平井吉夫訳)『クレムリンの敗北：いかにユーゴはソ連に抵抗したか』(河出書房新社、1981 年) 56-58 頁。

¹⁴⁷ 柴宜弘編、前掲『バルカン史』336-338 頁。定形衛、前掲書、24-26 頁。

一を構築する必要に迫られた。これが、自主管理というユーゴスラヴィア独自の社会主义思想を作り上げる契機となったのである¹⁴⁸。

ソ連型の社会主义イデオロギーから脱却するための方法の模索は、マルクスやレーニンらの文献を再検討することから始められた。ここで問題にされたことは、社会主义思想が実践に移された際に顕現する集権的な傾向である。ユーゴスラヴィアが自らの置かれた国際環境に応じて作り上げた外交政策を強権的に批判するソ連の姿勢は、労働者による生産過程を一元的に管理する官僚の権威主義的姿勢と重ね合わせられた。つまり、社会主义運動とは本来労働者階級を解放するための運動であり、そのためには国家官僚による集権的な管理ではなく、労働者自身を管理、分配に携わらせることが必要ではないかとされたのである。また、その論理によってソ連の指導から逸れて独自の社会主义運動を展開するユーゴスラヴィアの正当性も保障されるというわけである¹⁴⁹。

1949年12月、連邦経済評議会議長のボリス・キドリチ（Boris Kidrić）と労働組合の中央委員会議長らの協議の末、「労働者評議会」の設立に関する指令が策定された。この評議会は労働者から選ばれた代表によって構成される各企業の諮問機関として位置づけられるものであり、経済計画の策定・修正に労働者の意思を反映させる意図が込められていた¹⁵⁰。

当初実験的に始められたこの試みは、キドリチ、エドヴァルド・カルデリ（Edvard Kardelj）、ミロヴァン・ジラス（Milovan Djilas）などの政治指導者たちによる議論を経て精緻化され、1950年6月に「労働集団による国家経済企業と上級経済連合の管理に関する基本法」に結実された。この法律では、すべての国家企業を労働集団が管理するとされ、労働者評議会に加えて管理委員会の設置が規定された。これにより、評議会の権限はそれまでよりも強化され、企業の計画と決算の承認、管理委員の選出・解任、企業所得の分配などを実行するとされた。管理委員会は計画の作成、生産性の向上、職員の配置、労働条件の配慮などが任務とされた。また、主要な企業が参加する上級経済連合が設置され、そこでも労働者評議会と管理委員会の体制によって経済計画が決定されることが規定された¹⁵¹。

かかるシステムの構築によって労働者自主管理の理念が具体化され、これ以降ユーゴスラヴィア社会主义イデオロギーの主柱として機能してゆくこととなるのである。

国内で自主管理の理念が形成された一方、国際社会における独自の地位を見出そうとする試みが進められていた。1952年11月の第六回ユーゴスラヴィア共産党大会で、チトーは「スターリン主義」を公然と批判し、「西側」と「東側」の対立構図の中で、ユーゴスラ

¹⁴⁸ 定形衛、前掲書、32-39頁。

¹⁴⁹ カルデリ（山崎洋、山崎那美子訳）『自主管理社会主义と非同盟：ユーゴスラヴィアの挑戦』（大月書店、1978年）4-6頁。

¹⁵⁰ 岩田昌征『労働者自主管理：ある社会主义論の試み』（紀伊國屋書店、1974年）、148-158頁。

¹⁵¹ 同上、158-166頁。

ヴィアがどちらに依存することもなく独自の社会主義を打ち立てたことを強調した。また、この大会から、ユーゴスラヴィア共産党はユーゴスラヴィア共産主義者同盟（Savez Komunista Jugoslavije, SKJ）に改称され、各国の共産党も共産主義者同盟と改称された。SKJ 中央委員会の執行委員には、チトー、カルデリ、ジラス、キドリチ、アレクサンダル・ランコヴィチ（Aleksandar Ranković）、ヴラディ米尔・バカリチ（Vladimir Bakarić）らが名を連ねた¹⁵²。

しかし、コミニフォルムからの追放はソ連との経済関係を断ち切ることとなり、必然的にユーゴスラヴィアを「西側」諸国との接近に導き、その経済援助に依存させることとなった。さらに、ソ連からの軍事侵攻の脅威が高まると、ユーゴスラヴィアはアメリカとの軍事援助協定を締結することとなる。だが、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization, NATO）への参加は、ユーゴスラヴィア連邦の正当性を担保する社会主义イデオロギーを自ら打ち捨てことにつながるため、実現しえなかった。ユーゴスラヴィア連邦は、東西ブロック間で、どちらにも重心を移しきれないジレンマに立たされたのである¹⁵³。

このような状況においてユーゴスラヴィア連邦は、ソ連からの軍事的脅威という点で共通しているギリシャ、トルコとの三国間協定の可能性に頼ることになる。三国は 1954 年 8 月にバルカン同盟を結んだ。チトーはこれをイデオロギーから自由な同盟関係であるとして、東西対立関係に当てはまらないものであることを強調した。かくて、コミニフォルム追放からバルカン同盟締結までのユーゴスラヴィア外交において、東西対立の中で自立を確保するための試みが、非同盟という概念の核心となったのである¹⁵⁴。これ以降、ユーゴスラヴィアはインドやエジプトとの関係構築を介して、アジア・アフリカ諸国を巻き込んだ広範な非同盟運動を展開していくこととなった¹⁵⁵。

ここで、自主管理理念と非同盟運動、連邦制との関係について確認しておきたい。自主管理は、直接にはソ連型社会主义路線からの脱却のために新しい社会主义を構築する過程で、労働者自身による社会改革のための方法として見出された理念であった。すなわち、かかる理念はその出発点からしてソ連からのユーゴスラヴィア連邦の自立という文脈で必要とされたものであった。それは、アメリカとソ連という帝国的支配からの諸国家の自立という理念と重なる。非同盟運動は、第二次世界大戦後に独立した新興諸国を中心として、国際社会での自立とブロック間対立からの脱却の模索が図られる中で、多様な利害状況と

¹⁵² Dušan Bilandžić, *Hrvatska Moderna Povijest*, (ドゥシャン・ビランジチ『クロアチア近代史』) Zagreb: Golden Marketing, 1999, str.342-343.

¹⁵³ 定形衛、前掲書、42-46 頁。

¹⁵⁴ 同上、46-50 頁。

¹⁵⁵ 非同盟運動・外交政策の成立過程については、同上、51-66 頁。および、岡倉古志郎『非同盟研究序説 増補版』(新日本出版社、1999 年) 98-122 頁を参照。

思想にもとづいて幅をもって展開された運動であった¹⁵⁶。つまり、自管理理念と非同盟運動は、冷戦構造における「小国」の自立という文脈のもとで、論理的に結び付けられたのである¹⁵⁷。また、自管理はそれぞれの共和国から構成される連邦制を裏付ける論理にもなる。それぞれの共和国の政府および共産主義者同盟の存在によって、自管理理念は必然的に連邦に対する共和国の自立という主張を導くこととなった¹⁵⁸。同時に、共和国政府の運動のみならず、自管理理念にもとづくナショナリズム運動をも導くこととなったのである¹⁵⁹。

以上のように、ユーゴスラヴィアにおける政治的イデオロギーは、スターリンによるコミニフォルム追放を契機として生まれた自管理理念を基礎とするものであった。しかし、政治的実践の中で自管理理念をどう適用するべきなのかという問題におよんで、指導者たちの間で論争が生じた。それが、「保守派」と「改革派」の対立構図として、ユーゴスラヴィア連邦の時代を通して存在し続けることとなる。保守派は集権派とも呼ばれ、制度的には連邦政府や官僚機構による集権的な統治を志向し、イデオロギー的にはSKJによる統制を強化しようとする立場に代表される。それに対して改革派は分権派とも言い換えられ、制度的には連邦における共和国・自治州や企業における労働者など、個々の構成要素が意思決定に参加することを志向し、同時に社会主義イデオロギーの枠内で可能な限りの多様性を確保しようとする立場を示す名称と言える¹⁶⁰。

1950年代から60年代の半ばまで、二つの路線の対立は、しばしば政府高官の肅清を伴いながら展開された。その犠牲となった一人が、改革派の中心人物のジラスである。ユーゴスラヴィア王国時代から共産党員として活動し、戦後体制の中で指導的な地位にあったジラスは、1953年6月の第二回SKJ中央委員会総会以降、民主化の推進と官僚主義の否定を掲げて現行体制の批判を強めた。当初、ジラスによる官僚主義批判を支持していたチト

¹⁵⁶ 岡倉古志郎、前掲書、14-35頁。

¹⁵⁷ カルデリ、前掲『自管理社会主義と非同盟：ユーゴスラヴィアの挑戦』9-12頁。定形衛によると、実際にはユーゴスラヴィアの非同盟運動とアジア・アフリカ同盟運動との間には、国際政治に対する認識の違いが存在したとされる。ユーゴスラヴィアは「平和五原則」の一つに数えられる「平和共存」の原則を、「小国」が国際政治の中で生き延びるための政策として非同盟の核に据えていたが、アジア・アフリカ運動の理解では、「平和共存」とは「力の政治」を超えて、イデオロギーや宗教、エスニックな立場の違いを乗り越えて国際社会における共生を実現するための精神的価値として捉えられていたとされる。従来の国際政治におけるパワー・ポリティクスを克服しようとしたアジア・アフリカ同盟の精神は、ユーゴスラヴィアによって「小国」の現実主義外交としての非同盟に作り変えられ、自管理社会主義の理論の中で正当化されたというのである。定形衛、前掲書、67-72頁。

¹⁵⁸ Dejan Jović, *op.cit.*, pp.77-83.

¹⁵⁹ Ante Cuvalo, *The Croatian National Movement: 1966-1972*, New York: Columbia University Press, 1990, p.95.

¹⁶⁰ しかし、1974年憲法の成立以降は、逆に分権的な制度の維持を主張する勢力が保守的な立場に立ち、連邦政府の権限拡大のための改革を進めようとする勢力が改革派としての立場に立つことになる。Dejan Jović, *op.cit.*, pp.8, 62-68, 156-159.

一は、ジラスによる批判が共産主義イデオロギーに向けられたことを受けて、1954年1月の第三回SKJ特別中央委員会総会でジラスを「修正主義者(revisionist)」として批判した。この会合でジラスは中央委員会から追放され、すべての役職を解任された¹⁶¹。

さらに、1966年の第四回SKJ中央委員会総会において、保守派の中心人物であったランコヴィチ副大統領が「集権主義者(unitarist)」として批判を受け、役職からの解任を言い渡された。ランコヴィチはユーゴスラヴィア連邦の発足時から内務大臣として国家保安庁の長官を務め、反体制派の人々を逮捕し、国内を統制してきた。そのため、市民のみならず同僚の政治指導者たちにも恐れられてきたとされる。解任の直接の理由は国家保安庁長官としての職権乱用とされた¹⁶²。

ジラスとランコヴィチという、戦後のユーゴスラヴィア連邦で指導的な立場を占めてきた二人が失脚した事例は、連邦政府内部の保守派と改革派の間で、チトーがバランスを取ろうとしていたことのあらわれであった。ジラスは共産主義イデオロギーにもとづく体制構築が特權的な「新しい階級」を生んだことを批判し、官僚支配からの脱却を目指す人々に支持されていた。それに対してランコヴィチは体制批判者を強硬に取り締まることで、ユーゴスラヴィア連邦政府の支配を強化しようとする人々の支持を受けていた。改革派と保守派の対立は、自主管理社会主義というユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギーをいかに実践に移すかという課題において不可避的に生じたものであろう。ランコヴィチが解任された1960年代には、連邦レベルのみならず各共和国の共産主義者同盟内部においても改革派が台頭してくることとなる。

かくて、ユーゴスラヴィアのソ連からの自立を確保するための理念として形成された自主管理は、連邦からの共和国の自立を確保するための論理として、また、特にクロアチアにおけるナショナリズム運動を展開させていく論拠としての意味を持つようになるのである。

第二節 「クロアチアの春」

デニソン・ルシナウ(Dennison Rusinow)によると、1960年代のユーゴスラヴィア連邦では、政治・経済・社会など様々な側面で自由化が進んだとされる¹⁶³。1971年にピークを迎えた「クロアチアの春」は、かかる自由化のプロセスを背景に、1963年憲法の発布やランコヴィチ失脚を直接の契機として生まれた改革への期待の表出であった。この運動は、

¹⁶¹ 田中一夫「ユーゴスラヴィアの知識人問題—ジラスの周辺」(『共産主義と国際政治』第10号、1978年、43-45頁)。

¹⁶² Dušan Bilandžić, *navđi*, str.491-496.

¹⁶³ Dennison Rusinow, *The Yugoslav Experiment: 1948-1974*, California: University of California Press, 1977, p.346.

政治指導者、知識人、学生など、多層的なアクターによって生みだされた¹⁶⁴。ここでは、クロアチア共産主義者同盟（Savez Komunista Hrvatske, SKH）の改革派指導者たちによる分権化を求める運動と、マティツア・フルヴァツカを中心とした知識人たちのネイション復興運動という、二つの潮流から「クロアチアの春」を見ていきたい。なぜなら、改革派指導者とネイション復興運動を主導した知識人は、主な活動領域や目的を異にしながらも、ともにユーゴスラヴィアの中央集権化を批判して大規模な社会改革の機運を醸成し、広い意味でのクロアチアの自立を確保するという共通の課題にもとづいて接近することによって、ナショナリズム運動としての性格を帯びるようになったと考えるからである。

1960年代のSKHでは、1948年から中央委員会議長を務めてきたバカリチが指導的な立場を占めていた。バカリチはSKJのカルデリとともに、共和国への分権化と社会制度の脱国家化を進める改革派の急先鋒として保守派と対決した。具体的には、連邦憲法の改定による連邦から共和国への権限移譲や、選挙や企業収入の分配にかかわる意思決定への一般市民の参与などが主張されていた。また、1960年代に入って経済改革の一環として市場化が進められることによって、連邦政府の中枢であるベオグラードに基盤をおく大規模銀行や貿易会社による独占が進んだことを問題視し、外貨管理の問題を中心的な争点として共和国主導の経済システムの構築を要求していた¹⁶⁵。

さらに、この時期にはミコ・トリパロ（Miko Tripalo）やサヴカ・ダブチェヴィチ=クチャル（Savka Dabčević-Kučar）といった新しい世代の改革派指導者が台頭し、バカリチの指導の下で連邦を構成する各共和国への権限移譲による分権化に腐心した。その中で、1969年にバカリチがSKH中央委員会議長を、トリパロがSKH中央委員会執行委員会書記をそれぞれ辞任し、SKJの幹部会メンバーとなった。新しいSKH中央委員会議長にはダブチェヴィチ=クチャルが選出され、ペロ・ピルケル（Pero Pirker）がSKH中央委員会執行委員会書記に就任した。これ以降、バカリチはSKHにおける影響力を弱め、新たに若い世代がSKH指導部で中心的な地位を担うようになった。また、トリパロは新しいSKH指導部のSKJに対する窓口としての役割も同時に担うことになったのである¹⁶⁶。

他方で、自由化を求める機運はクロアチアにおける知識人たちの運動をも誘発することとなった。1967年3月17日、「クロアチア文章語の名称と地位に関する宣言（Deklaracija o Nazivu i Položaju Hrvatskog Književnog Jezika）」が、マティツア・フルヴァツカを中心として複数の文化団体と知識人の連名によって発表された。この宣言では、「クロアチア語」を「クロアチア・セルビア語（もしくはセルビア・クロアチア語）」の方言としてではなく、「セルビア語」、「スロヴェニア語」、「マケドニア語」と同格の言語として憲法に規定

¹⁶⁴ Marko Zubak, "The Croatian Spring: Interpreting the Communist Heritage in Post-Communist Croatia", *East Central Europe*, 32(1-2), 2005, pp.198-199.

¹⁶⁵ Dennison Rusinow, *op.cit.*, pp.248-250.

¹⁶⁶ Dino Mujadžević, *Bakarić: Politička Biografija*, (ディノ・ムヤジエヴィチ『バカリチ：政治的伝記』) Zagreb: Plejada, 2011, str.277-278.

すること、クロアチア国内で「クロアチア語」を公用語として使用することや、「セルビア語」が連邦の実質的な公用語とされており、ユーゴスラヴィア連邦の「国家語」としようとする意図が存在するなどの主張が展開された¹⁶⁷。SKH 指導部は「集権主義者」との闘いと並行してナショナリストとの闘いを掲げていたこともあり、発表直後に宣言を批判する声明がバカリチによって出された¹⁶⁸。

さらに、言語の問題に加えて、ユーゴスラヴィアの歴史にかかわる連邦政府の公式見解を覆すような議論も浮上した。当時、軍隊を退役した後に労働運動史研究所の所長を務めていたトウジマンは、ウスタシャの罪が「クロアチア人」の罪と同一視されることに反発し、支配的となっていた歴史認識を修正する議論を展開したのである。トウジマンの議論の中で特に論争を引き起こした点は、ヤセノヴァツ収容所での犠牲者の数を数万人と試算し、公式見解であった 70 万人という数字を否定したことである。この犠牲者数の修正については、バカリチを含めた SKH 指導部が暗黙に支持していたとされるが、公式にはトウジマンは共産主義者同盟から除名されることとなった¹⁶⁹。かくて、1960 年代後半には、クロアチアの知識人による連邦政府、クロアチア共和国政府批判が高揚していくのである。

しかし、SKH 改革派と知識人という二つの勢力は、1970 年代に入ると運動を展開していく上で接近してゆく。SKH 改革派にとっては、1970 年 1 月の第 10 回中央委員会会合が転機となった。この会合で、保守派の中心人物とされていたミロシュ・ジャンコ (Miloš Žanko) が「集権主義者」として批判を受けた末に役職を解かれることとなる。ジャンコは前年の末に発行された党機関紙に、近年のクロアチアにおけるナショナリズムの高揚と、それに対する SKH 指導部の弱腰を批判する記事を掲載していた。議長のダブチェヴィチ＝クチャルは会合の最後に、今後の SKH は「集権主義者」との闘いに専念するという結論をだした。この会合で、新世代の改革派が SKH 内での主導的な地位を確かなものにすると同時に、ナショナリストではなく集権主義に対する闘いを宣言したことによって、知識人の運動に接近する素地が生まれたのである¹⁷⁰。

一方、知識人たちの側でも、SKH 改革派の分権化要求と重なる政治経済的な問題提起がなされる中で、運動の規模が拡大してゆく。マルコ・ヴェセリツア (Marko Veselica) らを中心とする経済学者は、クロアチア共和国で得られた経済的利益が中央の連邦政府によって搾取されるという経済構造上の問題を、連邦の支配者層によるクロアチア・ネイションの搾取という構造と重ね合わせる議論を展開した。また、1960 年代以降、ユーゴスラヴィアから「西側」諸国への出稼ぎ労働者が急増し、その内半数ほどがクロアチア系の労働

¹⁶⁷ 三谷恵子「現在のクロアチア語について」(『スラヴ研究』第 40 号、1993 年、81-82 頁)。

¹⁶⁸ Dino Mujadžević, *nav.dj.*, str.266.

¹⁶⁹ Stevo Đurašković, "Nation-Building in Franjo Tuđman's Political Writings", *Politička Misao*, 51(5), 2014, pp.63-64.

¹⁷⁰ Pedro Ramet, *Nationalism and Federalism in Yugoslavia, 1963-1983*, Indiana: Indiana University Press, 1984, pp.115-116.

者であった。このことから、クロアチアは外貨と労働力を二重に搾取されている上に、伝統的な家族の生活を奪われているとする主張が唱えられたのである¹⁷¹。かかる議論を背景にして、1970年11月のマティツア・フルヴァツカの年次会合において、政治・経済上の問題について言及したプログラムが採択された。この時点で2,323人であった団体のメンバーは、翌年の11月には約41,000人にまで拡大した¹⁷²。

運動のピークは1971年におとずれる。まず、知識人による運動に加えて、学生運動が活発に展開されるようになった。彼らの要求は、学生組織や大学機構の改革にとどまらず、経済改革や憲法改定などの政治的スローガンを含むものであった¹⁷³。マティツア・フルヴァツカは、4月に新しく『クロアチア週報(Hrvatski Tjednik)』という、クロアチアが抱える問題について議論することを目的とした雑誌を発刊した。同雑誌は12月に発禁処分を下されるまでに、クロアチアの主要な新聞を上回る部数が発行されるようになったのである。トリパロは、5月ごろにマティツア・フルヴァツカからの運動や学生運動に対する支持を公に表明した¹⁷⁴。そして、11月の5日から6日にかけて開かれた第22回SKH中央委員会会合において、大衆運動の高まりを擁護するSKH内の改革派と、それを野放しにする指導部を非難する保守派の対立が決定的になる。会合の後、委員の一人がチト一大統領にその経緯を報告した。さらに、その会期中にマティツア・フルヴァツカはクロアチア憲法改定案を発表し、同月22日に学生ストライキが開始されるなど、各勢力による運動が錯綜する中で展開された。

ここに至って、連邦政府は運動の沈静化に向けた行動をとることになる。1971年12月1日から開催されたSKJ中央委員会執行委員会で、最近のクロアチアにおける動向が批判され、同月12、13日のSKH中央委員会会合において、トリパロ、ダブチェヴィチ＝クチャル、ピルケルら改革派指導者たちの多くが役職を解任された。かくて、翌年の春まで続く、活動家たちの逮捕・投獄および共産主義者同盟からの除名という肅清活動によって、「クロアチアの春」は終結したのである¹⁷⁵。

「クロアチアの春」が終結した後、SKHはSKJの指導に忠実な立場を維持し続け、クロアチアは「沈黙の共和国」と呼ばれることとなった。しかし、自主管理理念にもとづく分権化の動きはそれ以降も衰えることなく、1974年の新憲法発布によって結実する。「クロアチアの春」は弾圧されたが、SKH改革派の要求であった共和国の自主権拡大は、資本・通貨管理などの経済分野を中心として、1974年憲法によって一定程度達成されたと言うこと

¹⁷¹ Ante Cuvalo, *op.cit.*, pp.77-103.

¹⁷² Jill Irvine, "The Croatian Spring and the Dissolution of Yugoslavia" in Lenard J. Cohen and Jasna Dragović-Soso (eds.) *State Collapse in South-Eastern Europe*, Indiana: Purdue University Press, 2008, p.161. Dušan Bilandžić, *nav.dj.*, str.583-584.

¹⁷³ Marko Zubak, *op.cit.*, p.218.

¹⁷⁴ Mirko Mađor (ur.), *Hrvatsko Proljeće: Presuda Partije*, (ミルコ・マジョル編『クロアチアの春：党の判決』) Zagreb: Dom i Svet, 2003, pp.57-59.

¹⁷⁵ Ante Cuvalo, *op.cit.*, pp.179-184.

ができるよう。一方で、マティツア・フルヴァツカは団体の閉鎖こそされなかったものの、その活動を一部出版のみに制限されることとなった。『クロアチア週報』の編集長を務めていた作家のヴラド・ゴトヴァツ（Vlado Gotovac）¹⁷⁶や、ヴェセリツア、トウジマンなど、活発に活動を展開した知識人の多くが逮捕、投獄された¹⁷⁷。

上記のような運動全体の経緯をふまえて、「クロアチアの春」とはどのような運動であったと評価できるであろうか。そして、SKH 改革派とマティツア・フルヴァツカ周辺に結集した知識人たちのそれぞれの目的と運動の論理を、どのように位置づけ、評価することができるであろうか。

まず、SKH 改革派の運動は、主に SKJ や SKH 内部において連邦の機能・統制を強化しようとする人々に対抗して展開された。前述したように、政治的、経済的な分権化の進展が改革派の目的であり、それはユーゴスラヴィア連邦の政治体制を決定する立場にある SKJ への要求として現象した¹⁷⁸。自主管理の理念にもとづく各共和国への分権化の要求は、憲法の改定と、SKJ から SKH へのイデオロギー管理権の移譲要求として提示され、それはクロアチア共和国単位でのナショナリズムという形態をとることとなる。それゆえ、SKH 改革派は運動の正当性を強化するために共和国内の大衆の支持を得る必要があり、結果としてダブチェヴィチ＝クチャルらは知識人や学生たちの大衆運動と協同する姿勢をとったと考えられるのである¹⁷⁹。

それは、SKH 内部の対立構図からも確認できる。ダブチェヴィチ＝クチャルら改革派は、1970 年 1 月の会合を契機として SKH において主導権を握った後、知識人や学生たちの大衆運動を容認する姿勢を見せた。しかし、以前から改革を推進してきたバカリチらは、ダブチェヴィチ＝クチャルらを批判する立場に回ったのである。彼らは、ナショナリストの運動を容認することによって分権化の動きが社会主義から逸脱することを危惧していたため、SKH 指導部に強硬な姿勢で大衆運動の統制に臨むべきだと主張していた。だが同時に、連邦から共和国への分権化という目的は改革派と共有し続けていた。だからこそ、ダブチ

¹⁷⁶ ゴトヴァツに関しては、クロアチア・ナショナリストというより、言論の自由と人権保護を掲げた人道主義者であったとする評価が存在する。Marko Zubak, *op.cit.*, pp.210-211. Ivo Banac, "Gotovac Today", *Most - Književna Revija*, 3-4, 2002, pp.207-208.

¹⁷⁷ Katarina Spehnjak i Tihomir Cipek, „Disidenti, Opozicija i Otpor – Hrvatska i Jugoslavija 1945.-1990.“, (カタリナ・スペフニヤク、ティホミル・チペク「反体制派、批判者、抵抗者—クロアチアとユーゴスラヴィア 1945-1990」) *Časopis za Suvremenu Povijest*, 39(2), 2007, str.281.

¹⁷⁸ ジル・アーヴィンは、SKH 改革派の分権化要求の源流に、第二次世界大戦時のクロアチア人民解放反ファシスト会議（Zemaljsko Antifašističko Vijeće Narodnog Oslobođenja Hrvatske, ZAVNOH）と AVNOJとの間で論争になった、「緩い連邦制」と「中央集権的な連邦制」との路線対立が存在したことを指摘している。ダブチェヴィチ＝クチャルらは、ZAVNOH の要求と同じように共和国が主権を持つ形での連邦制への再編を主張し、自分たちの要求がパルチザン闘争、すなわちユーゴスラヴィア連邦の正当性の源泉に合致するとしたのである。Jill Irvine, *op.cit.*, pp.155-161.

¹⁷⁹ *Ibid.*, p.159.

エヴィチ＝クチャルら SKH 改革派の中心人物たちが解任された後も、バカリチらは分権化を推進する立場を変えず、その結果として、共和国の権限を今までにないほど拡大する 1974 年憲法が成立したのである¹⁸⁰。

つまり、SKH 改革派による運動の目的は、分権化を通じて社会主義イデオロギーの推進者の多元化を図り、各共和国の共産主義者同盟が社会経済発展の手段と方向性にかかわる自主権を行使できるようにすることであったと考えられる。

他方で、知識人たちの運動は、クロアチア・ネイションという政治主体そのものに価値を見出すナショナリズムに起因していた。「クロアチア語」と「セルビア語」の分離要求は、「セルビア・クロアチア語」を公定言語とする連邦政府、共和国政府だけではなく、「クロアチア語」に対して「セルビア語」優位の状況を作ろうとしていると見なされた言語学者に対しても向けられた。つまり、知識人の運動は現行の政治体制の批判のみならず、「セルビア・ナショナリズム」に対する抵抗運動でもあると、活動家たちが自認していたということである。また、『クロアチア週報』の創刊号に載せられた序文では、クロアチア・ネイションの主要な課題はナショナル・アイデンティティにもとづく精神的、領域的な一体性を示すことであり、自管理社会主義はクロアチアの国家としての地位を確立する唯一の道のりであると主張されている¹⁸¹。つまり、自管理の理念によってユーゴスラヴィア連邦におけるクロアチアの地位を強化することが、クロアチア・ネイションという政治主体のアイデンティティの保全につながると理解されていた。それゆえ、マティツア・フルヴァツカを中心とする知識人たちの運動の目的は、独自の文化を保全、振興することによってクロアチア・ネイションとしての集団的アイデンティティを回復することにあり、政治的な自主権はそれを担保するための手段として追求されたと考えられるのである。

改革派と知識人の目的の違いは、クロアチア憲法改定の議論から見てとることができる。憲法改定において一つの争点となったのが、クロアチアは「誰」の国家として定義されるべきかという問題である。『クロアチア週報』誌上で議論された改定案や、マティツア・フルヴァツカによる改定案では、ただ「クロアチア・ネイションの国民国家」として定義された¹⁸²のに対し、トリパロはクロアチアがクロアチア・ネイションだけでなく、クロアチアのセルビア・ネイションおよびその他の「民族体」の国家でもあることは疑いないという理解を示していた¹⁸³。改定された憲法の文言は、トリパロの理解に即したものであった。この議論は、共和国という単位を重視していた SKH 改革派と、クロアチア・ネイションという枠組みと共和国を適合させるべきだとする文化団体の、二つのナショナリズムの違い

¹⁸⁰ Ante Cuvalo, *op.cit.*, pp.130-133.

¹⁸¹ *Hrvatski Tjednik*, 16 travnja 1971.

¹⁸² ここでは、ユーゴスラヴィア連邦の各「構成ネイション」はナショナル・マイノリティではないため、クロアチア在住のセルビア・ネイションもナショナル・マイノリティではなく、敢えて記載する必要はないと論じられている。 *Hrvatski Tjednik*, 10 rujna 1971.

¹⁸³ Dennison Rusinow, *op.cit.*, p.284.

が明確にあらわれた事例と言える¹⁸⁴。

かくて、「クロアチアの春」における争点は、保守派の「集権主義者」に対抗してクロアチア共和国、あるいはクロアチア・ネイションの自主管理を実現するという点にあった。つまり自主管理社会主義というイデオロギーは、SKH 改革派と知識人の双方にとって、運動の方向性を枠付けるものであり、社会主義イデオロギーそのものの正当性の問い合わせという課題は、少なくとも運動の中心的課題ではなかったのである。

第三節 社会主義イデオロギーの失墜と複数政党制の導入

ユーゴスラヴィア連邦の正当性を、政治体制上の権限配分とナショナルな文化的価値評価という点において問い合わせをする試みであった「クロアチアの春」は、結果として連邦政府の弾圧によって収束した。だが、1980 年代末に国内外の政治情勢が変化する中で、「クロアチアの春」で指導的立場を担っていた人々が再び重要な政治的アクターとして運動を展開することとなる。そして、「クロアチアの春」が基本的には自主管理社会主義を土台とした運動であったのに対し、1980 年代末の運動は社会主義に対する確信が動搖することによって異なるイデオロギーにもとづくものとなった。1970 年代の SKH 改革派と知識人たちの政治的課題が「集権主義」の排除とクロアチア共和国への分権化に置かれていたのに対し、1980 年代末の運動における争点は複数政党制の実現とユーゴスラヴィア連邦体制の再編という課題に存在した。つまり、クロアチア共和国への分権化という枠を超えたユーゴスラヴィアの政治体制とイデオロギーの再編成、もしくは「民主化」の方法が運動の争点となっていたということである。クロアチアの「民主化」過程は、ユーゴスラヴィア連邦全体の不安定化とセルビア共和国政府によるセルビア本国以外のセルビア系住民の問題化の中で進められた。そして、クロアチア国内のセルビア系住民の運動を十分に組み込めなかつたことから、次第に「対セルビア」という構図を取るようになってゆくのである¹⁸⁵。

ここで、1989 年以降のクロアチアにおいて「民主化」が展開されてきた過程を整理しておきたい。

まず、1980 年代のユーゴスラヴィア連邦における政治・経済システムが正当性の危機にあったということを確認しておく必要がある。1980 年 5 月、74 年憲法体制で終身大統領と

¹⁸⁴ ただし、前述のように連邦制には各ネイションの「民族自決権」を保障する制度としての意味が込められており、クロアチア共和国はクロアチア・ネイションの利益を担保する政体であるとされていた。その意味では、トリパロラはその理解を共有しており、領域内の非クロアチア系住民の支持を得るという戦略的思考によって、セルビア系住民の地位を強化する憲法改定案を支持したと考えることも可能である。

¹⁸⁵ Dejan Jović, “Reassessing Socialist Yugoslavia, 1945-90: The Case of Croatia”, in Dejan Djokić and James Ker-Lindsay (eds.) *New Perspectives on Yugoslavia: Key Issues and Controversies*, London: Routledge, 2011, pp.139-140.

されていたチトーが死去した¹⁸⁶。パルチザン闘争とユーゴスラヴィア連邦の象徴的存在であったチトーの死去は、それ自体、国家のシンボルの喪失を意味していた。さらに、「チトー以後」に導入された1年ごとの輪番による「国家元首」制度は、ユーゴスラヴィア連邦の一体性の象徴としては機能せず、また各共和国・自治州の利害関係を十分に調整することができなかった¹⁸⁷。

さらに社会経済的には、1980年代に入ってユーゴスラヴィア連邦の経済状況は急速に悪化し、市民生活は困窮の度を深めていた。その背景として、個人所得の増加率に比して物価上昇率が高かったために人々の生活水準が低下したことと、各共和国間における個人所得の増加率の差が、物価上昇率の差に比して大きかったため、ユーゴ国内における南北間の格差が拡大するという問題が存在した。つまり、分権的な1974年憲法体制における連邦の経済政策は、一方では相対的に裕福な共和国の分離の傾向を生み、他方で貧しい共和国の連邦政府に対する要求を生みだしていたのである¹⁸⁸。

そして、ソ連におけるペレストロイカを端緒として冷戦構造が弛緩したことと、ユーゴスラヴィア連邦の非同盟政策の意義が後退し、他方で、ECへの加盟の可能性を示す動きが現われ、それによってユーゴスラヴィア連邦内部の分裂が促進されたのである¹⁸⁹。

つまり、チトーの死去に伴い「兄弟愛と団結」の象徴が失われ、これを契機とした共和国・自治州間の政治的調整力の低下、南北格差の顕在化と経済状況の悪化、さらには国際環境の変化を背景として、自主管理社会主义に展望が見出せなくなったことにより、連邦の政治体制のあり方を根本的に見直す動きが活発化することになったのである。このような状況下で、1981年のコソボにおける暴動や、1986年に明らかにされたセルビアの知識人による「メモランダム」¹⁹⁰、さらにはスロヴェニアで起こった「ヤンシャ事件」¹⁹¹など

¹⁸⁶ チトーの死に象徴されるように、この時期は世代交代の時期でもあった。これ以前の1979年2月にカルデリが死去し、クロアチアでは、知識人の象徴的存在であったミロスラヴ・クルレジャ（Miroslav Krleža）が1981年12月に、引退後も政治的な影響力を持ち続けていたバカリチが1983年1月に、それぞれ死去した。*Ibid.*, p.135.

¹⁸⁷ Sabrina P. Ramet, *Balkan Babel: The Disintegration of Yugoslavia from the Death of Tito to the Fall of Milošević* (4th), Colorado: Westview Press, 2002, pp.7-8.

¹⁸⁸ 阿部望『ユーゴ経済の危機と崩壊：国内要因と国外要因』（日本評論社、1993年）26-29頁。

¹⁸⁹ 定形衛、前掲書、185-196頁。

¹⁹⁰ セルビア科学・芸術アカデミーに所属する知識人たちによって起草された「セルビア復興のためのメモランダム」は、正式な公表の前に1986年9月にベオグラードの新聞によってその内容を報じられた。この文書ではセルビアが1974年憲法体制の犠牲になってきたことが強調され、コソボとヴォイヴォディナの両自治州をセルビア共和国憲法の枠内に位置づけることが主張されていた。柴宜弘、前掲『ユーゴスラヴィア現代史』143-144頁。

¹⁹¹ この事件は、当時ジャーナリストであったヤネス・ヤンシャ（Janez Janša）が、軍事機密漏洩の疑いでユーゴスラヴィア人民軍に逮捕されたものであり、軍事法廷はスロヴェニアで開かれたにもかかわらず、「スロヴェニア語」ではなく「セルビア・クロアチア語」によって進行された。それゆえ、この事件はスロヴェニアの自主権が奪われつつあることの象徴として喧伝され、スロヴェニアにおける反軍、反連邦、反セルビア感情を高める契機になったとされる。同上、148-149頁。Dejan Jović, *Yugoslavia: A State Withered Away*, pp.327-331.

を契機とするナショナリズムの高揚が見られるようになる。ユーゴスラヴィア連邦解体の直接の端緒となった、セルビアの政治指導者たちによるユーゴスラヴィア連邦の「私物化」と、スロヴェニアの政治指導者たちの反発は、かかる背景のもとで展開されたのである¹⁹²。

クロアチア国内では、1989年3月にSKH中央委員会委員がセルビア共和国政府とセルビア共産主義者同盟の議長であったスロボダン・ミロシェヴィチ (Slobodan Milošević) を痛烈に批判した¹⁹³。その前月から、クロアチア国内においてセルビア系住民が多数居住する地域で、セルビア共和国から送り込まれた活動家によるデモが行われ、「クロアチア人」と「セルビア人」の対立を刺激するような情宣活動が展開されていたのである¹⁹⁴。

同時期に、社会主義体制からの転換を求める声が高まるにつれ、非合法ながら新しい政党を組織する動きが知識人の間に生まれてくる。1989年1月から新しい運動の展開にむけて交渉を開始していたトウジマンやヴェセリツアを中心とした知識人のグループは、2月に会合を開き、政治的多元主義の実現やクロアチアとユーゴスラヴィア連邦のECへの加盟などを提唱する「綱領草案」を採択した¹⁹⁵。6月には、ヴェセリツアらを除いたメンバーによってHDZが正式に組織され、「綱領的宣言」を採択するとともにトウジマンが党首に就任した¹⁹⁶。

他方で、ゴトヴァツらを中心とした知識人グループはトウジマンらとの協力の可能性を模索しながらも別の道を進み、1989年5月にクロアチア社会自由党 (Hrvatska Socialno-Liberalna Stranka, HSLS) を組織した。HSLSが採択した「綱領的原則」の中では、一党制の打破と親「ヨーロッパ」姿勢という点で HDZ と共通する一方で、反共産主義という目的ではなく、自由意思を持った個人の集合による福祉社会の実現という目的が強調された¹⁹⁷。これらの政党に端を発する非合法政党の組織は徐々に増加し、SKHによって強硬に弾圧されることもなく、半ば黙認されるかたちで活動を行っていた。そして12月に、これら諸政党や市民団体によって、政党の合法化と自由選挙実施を求める嘆願書が提

¹⁹² ユーゴスラヴィア連邦の形態をめぐる、セルビアとスロヴェニアの政治指導者間の対立について、Dejan Jović, *Yugoslavia: A State Withered Away*, pp.331-353.を参照。

¹⁹³ *The Times*, 07 March 1989.

¹⁹⁴ Valère P. Gagnon Jr., *The Myth of Ethnic War: Serbia and Croatia in the 1990s*, New York: Cornell University Press, 2004, pp.80-82.

¹⁹⁵ Hrvatska Demokratska Zajednica, „Prednacrt Programske Osnove“, (クロアチア民主共同体「綱領草案」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, 1990, str.59, 62.

¹⁹⁶ Šime Dunatov, „Začetci Višestranačja u Hrvatskoj 1989. Godine“, (シメ・デュナトヴ「1989年クロアチアにおける複数政党制の幕開け」) *Radovi Zavoda za Povijesne Znanosti HAZU u Zadru*, 52, 2010, str.386-388.

¹⁹⁷ Isto, str.384-386. Darko Hudelist, *Banket u Hrvatskoj: Prilozi Povijesti Hrvatskog Višestranačja 1989-1990. (drugo)*, (ダルコ・フデリスト『クロアチアの祝宴：クロアチア複数政党制の歴史に寄せて 1989-1990（第二版）』) Zagreb: Globus, 1999, str.65-66. Vlado Gotovac i Dražen Budiša, *Razgovori o Slobodnoj Hrvatskoj*, (ヴラド・ゴトヴァツ、ドラジエン・ブディシャ『自由なクロアチアについての対話』) Zagreb: HSLS, 1991, str. 109-112.

出された後、同月 15 日の SKH 大会において中央委員会議長のイヴィツア・ラチャン (Ivica Račan) が複数政党制の導入を決定した¹⁹⁸。

かかる改革の動きは SKJ における改革をめぐる論争にも影響をおよぼすこととなる。1990 年 1 月に開かれた第 14 回 SKJ 臨時大会において、クロアチアよりも早く自由化を推進していたスロヴェニアの代表団が、社会主義体制における「民主集中制」原則の撤廃を要求した。そして、この要求が否決されると、スロヴェニアの代表団は途中退席し、クロアチアの代表もこれに追随する姿勢をみせたことで、大会は中断されることとなった。この事件によって SKJ は分裂し、ユーゴスラヴィア連邦の統合要因としての政治的イデオロギーを創出する組織が失われたのである¹⁹⁹。

クロアチアでの複数政党制による共和国議会および地方議会における選挙の実施は、1990 年 4 月から 5 月にかけて行われることが決定された。さまざまな政党が組織され、選挙に向けた活動を行うなか、1990 年 3 月 1 日に、国民合意連合 (Koalicija Narodnog Sporazuma, KNS) の結成が発表された。この連合には HSLS や、ヴェセリツア率いるクロアチア民主党 (Hrvatska Demokratska Stranka, HDS)²⁰⁰を含む四つの政党と、かつての SKH 改革派であるトリパロ、ダブチェヴィチ=クチャルらを含む 5 人の無所属の著名人が参加した。ここにおいて、「クロアチアの春」の二つの潮流における中心的な活動家たちが合同することとなったのである²⁰¹。

KNS は大衆的な人気を得ていたとされるが、選挙の勝者となったのは HDZ であった。HDZ は三つの議院すべてにおいて過半数議席を獲得し、一気にクロアチア政治を主導する立場に上り詰めた。SKH の後身であるクロアチア共産主義者同盟－民主変革党 (Savez Komunista Hrvatske - Stranka Demokratskih Promjena, SKH-SDP、1993 年に社会民主党 [Socijaldemokratska Partija Hrvatske, SDP] に改称) は、一定の支持を得たが、自らが導入した小選挙区制の結果として、議席数において HDZ に大きく水をあけられた。KNS は HDZ と SKH-SDP に次ぐ票を得たが、第一回投票後に HDS が離脱したこともあるって一

¹⁹⁸ 久保慶一、前掲書、111-112 頁。

¹⁹⁹ Valère P. Gagnon Jr., *op.cit.*, pp.83-84.

²⁰⁰ ヴェセリツアは「民主主義に対する理解、組織を構成する方法、相互の寛容等にかかる相違」からトウジマンらと袂を分かち、1989 年 11 月 4 日に弟のヴラディミル (Vladimir Veselica) とともに HDS を立ち上げていた。Marko Veselica, „Milošević nije Srpski Tripalo“ (マルコ・ヴェセリツア「ミロシェヴィチはセルビアのトリパロではない」) u Milovan Baletić (ur.) *Ljudi iz 1971. Prekinuta Šutnja*, Zagreb: DIPVjesnik, 1990, str.226.

²⁰¹ 連合に参加した政党は、HSLS、HDS、クロアチアキリスト教民主党、クロアチア社会民主党の 4 党で、トリパロ、ダブチェヴィチ、イヴァン・スペク (Ivan Supek)、ドラグティン・ハラミヤ (Dragutin Haramija)、スレチュコ・ビイエリチ (Srećko Bijelić) の 5 人がそこに加わった。「クロアチアの春」当時、スペクはザグレブ大学学長として学生運動を支持し、ハラミヤはクロアチア共和国議会執行評議会 (Izvršno vijeće Sabora Socijalističke Republike Hrvatske) の議長、ビイエリチはザグレブ共産主義者同盟中央委員会の副議長として、それぞれ改革派を支持する立場をとっていた。

割前後の得票率にとどまり、議会において大きな影響力をおよぼす議席数を確保することはできなかった（表 2-1 参照）。

表 2-1：1990 年クロアチア共和国議会選挙結果

社会政治 院	得票率		議席数 ※1	議席率
	第 1 回	第 2 回		
HDZ	41.76%	42.18%	54	67.50%
SKH-SDP	23.59%	27.52%	12	15.00%
KNS	10.99%	9.89%	3	3.75%
HDS	3.95%	4.22%	0	0.00%

※1 全 80 議席

コミュニ 院	得票率		議席数 ※2	議席率
	第 1 回	第 2 回		
HDZ	43.91%	41.50%	68	59.13%
SKH-SDP	25.28%	33.28%	23	20.00%
KNS	9.37%	8.19%	2	1.74%
HDS	3.82%	2.98%	3	2.61%

※2 全 115 議席

連合労働 院	得票率		議席数 ※3	議席率
	第 1 回	第 2 回		
HDZ	32.69%	28.32%	83	53.21%
SKH-SDP	25.06%	31.56%	38	24.36%
KNS	10.39%	10.95%	6	3.85%
HDS	3.91%	4.88%	7	4.49%

※3 全 156 議席

(出展) 石田信一「クロアチア政党・選挙データ」
(ポスト社会主義諸国の政党・選挙データベース作成研究会編『ポスト社会主義諸国政党・選挙ハンドブック (CIAS Discussion Paper No.18)』京都大学地域統合情報センター、2010 年、70-71 頁) より筆者作成。

かくて HDZ を中心とする政権の成立が決定的となり、5 月 30 日に選挙後初の議会が開かれた。そこで幹部会議長（後に大統領）に選出されたトウジマンは第一の課題に新憲法の制定を掲げ、「クロアチアの新憲法は、あらゆるイデオロギー的含意から解放され、クロアチアにおける公法の経験に基礎付けられるとともに、現代のヨーロッパおよび北アメリカにおける現実と法学に息づく最も民主的な伝統の精神の内にあらねばならない」²⁰²と訴えた。その第一歩として、7 月 25 日に憲法改定が行われ、「クロアチア社会主義共和国」から「クロアチア共和国」への国名の変更、共和国の政治的・経済的主権の保持、クロアチアの紋章と国旗の制定、公文書におけるラテン文字の使用、そして自治体に対する政府の権限の優越などが定められたのである²⁰³。

²⁰² Hrvatski Sabor, „Govor Franjo Tuđmana u Saboru 30. Svibnja 1990.“, (クロアチア議会「1990年5月30日議会におけるフラニョ・トウジマンの演説」) *Znameniti Govori iz Povijesti Saborovanja*, para.27, <<http://www.sabor.hr/Default.aspx?art=1765&sec=444>> (最終検索日 2015 年 11 月 12 日)

²⁰³ Sabor Socijalističke Republike Hrvatske, „Odluka o Proglašenju Amandmana LXIV. do LXXV. na Ustav Socijalističke Republike Hrvatske“, (クロアチア社会主義共和国議会「クロアチア社会主義共和国憲法第 64-75 条の修正布告に関する決定」) *Narodne Novine*, 31, 28

こうした動きに対し、国内のセルビア系住民の反発が抵抗運動として活発化していく。憲法改定の同日に、共和国議会で議席を保持していたセルビア民主党（Srpska Demokratska Stranka, SDS）のメンバーを中心として、クロアチア議会から独立した「セルビア民族議会」の創設が宣言された。さらに 8 月にはセルビア系住民の自治をめぐる住民投票が実施され、10 月には「クライナ・セルビア自治区」の設立が宣言された。また、この時期からセルビア系住民とクロアチア警察部隊との間での衝突が、頻繁に発生するようになる²⁰⁴。12 月 21 日には、クロアチアがユーゴスラヴィア連邦に残る場合においてのみクライナ・セルビア自治区はクロアチアに残るという意思が表明され、その翌日にクロアチア議会は新憲法を採択した²⁰⁵。新憲法の第一部では、クロアチア・ネイションの自主権が歴史に裏付けられた権利であるとされ、6 世紀から 1990 年に至るまでのクロアチア国家の歴史的根拠がつづられ、クロアチア共和国は「クロアチア・ネイションの国民国家」とされた²⁰⁶。

1991 年に入ると、セルビア系の民兵組織とクロアチア警察部隊との武力衝突が増加していく。加えて、一般市民の間でもクロアチア系、セルビア系というエスニック・カテゴリーに根拠付けた緊張関係や対立が各所で頻度を増して発生した。それによって、セルビア自治地域における強硬派指導者が影響力を増し、それに対して HDZ の強硬派や排外主義的な政党への支持も高まるという悪循環に陥っていた²⁰⁷。

こうした情勢のもとで、5 月 15 日にユーゴスラヴィア連邦幹部会が開かれた。そこでは、新しく幹部会議長と副議長を選出する予定になっていた。しかし、輪番制の議長に選ばれる予定であったクロアチア代表のスティペ・メシチ（Stipe Mešić）は、モンテネグロ、コソボからの代表選出をめぐる混乱の結果、3 日間にわたる 3 度の多数決投票でいずれも否認され、幹部会議長の選出は中止となった²⁰⁸。この結果、一時的に国家元首が不在になり、ユーゴスラヴィア連邦は前年の 1 月にイデオロギー的正当性を失ったことに加えて、この時点で統治機構としての正統性をも失うことになった。その後、7 月 1 日にメシチが議長に選出されたが、すでに 6 月 25 日にクロアチアとスロヴェニアの議会が「独立宣言」を採択してユーゴスラヴィア連邦からの独立を表明するとともに、本格的な内戦に突入していたのである。

srpnja 1990, amd.114-116, 118-120.

²⁰⁴ 月村太郎、前掲『ユーゴ内戦：政治リーダーと民族主義』37-38 頁。

²⁰⁵ Jelena Guskova, *Istorija Jugoslovenske Krize (1990-2000) I*, (イェレナ・グスコヴァ『ユーゴスラヴィア危機の歴史(1990-2000)』1 卷) Beograd: Izdavački Grafički Atelje „M“, 2003, str.199.

²⁰⁶ Sabor Republike Hrvatske, „Ustav Republike Hrvatske“, (クロアチア共和国議会「クロアチア共和国憲法」) *Narodne Novine*, 56, 22 prosinca 1990, dio 1.

²⁰⁷ Valère P. Gagnon Jr., *op.cit.*, pp.149-150.

²⁰⁸ Stipe Mešić (Milena Benini, tr.), *The Demise of Yugoslavia: A Political Memoir*, New York: Central UniversityPress, 2004, pp.26-41.

では、一連の政治情勢の中で、活動家たちはクロアチアの「民主化」という目的においてどのような立場をとっていたのか。そして、独立後のネイション化につながるような論理はかかる運動の中でどのように潜在していたのであろうか。ここでは、「クロアチアの春」で活動した知識人たちが中心となって結成し、議会選挙以降のクロアチア政治を主導した HDZ と、当時の SKH 改革派の指導者たちを担ぎ上げたが、選挙で敗北した KNS の、議会選挙運動における政治的主張に注目したい。

まず、HDZ の 1989 年 6 月創設大会において打ち出された「綱領的宣言」を見ると、この宣言では、特定のイデオロギーにもとづく一党支配が否定され、複数政党制にもとづく民主主義の確立と、HDZ の党内の構成員にまで認められるべき多元性の尊重が主張されている。その延長線上で、ユーゴスラヴィア連邦とクロアチアの関係にかかわる問題は、単純な多数決ではなく、クロアチア・ネイションが保持する歴史的な自決権の尊重と相方の合意の上でのみ解決可能であるとする。また、人口の減少と流出に関する懸念が表明され、クロアチア市民が国内社会に対して抱いている閉塞感の打破と、海外に居住しているクロアチア系移民の帰還にかかわる法的支援が提唱されている。そして、ネイションが自身の文化を保全、発展させる権利を主張する中で、マティツア・フルヴァツカの再興が要請され、同時にクロアチア国内のセルビア系住民の文化保全の努力が肯定されている²⁰⁹。

一方 KNS は、結成の 4 日後の 1990 年 3 月 5 日に「政治的原則」を発表している。この文書の中で、クロアチアは法の支配によって統治される諸個人の権利を尊重する国家として、一党支配の撤廃と公共生活の脱イデオロギー化を進める必要があると主張された。また、国外に居住するクロアチア系移民については、その国で独自の文化・アイデンティティを発展させる権利があるとした上で、独自のアイデンティティを持つことを理由として彼らが居住する国家への忠誠が否定されてはならないとしている。その一方で、国内におけるクロアチア系以外のネイションとマイノリティの存在については一つの章を割いて言及されている。そこでは、クロアチア系とセルビア系住民の関係には特別な重要性があると付言され、マイノリティが独自の文化を発展させる権利を擁護するとしつつも、クロアチアの領域的・一体性を脅かすような自治地域を形成する権利は持たないとされている²¹⁰。

両者の主張を比較すると、既存のレジームに対抗する意味でユーゴスラヴィア連邦の社会主义を否定し、单一のイデオロギーではない「多元性」にもとづく民主主義的な政治体制の確立が主張されているという点において共通している。しかし、それを実現する枠組

²⁰⁹ Hrvatska Demokratska Zajednica, „Programska Deklaracija Osnivačke skupštine HDZ“, (クロアチア民主共同体「HDZ結成会合綱領的宣言」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, 1990, str.63-69.

²¹⁰ Koalicija Narodnog Sporazuma, „Politička Načela“, (国民合意連合「政治的原則」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, 1990, str.115-117.

みの認識において相違がみられるのである。HDZは旧体制においてクロアチア・ネイションが抑圧されてきたことを強調し、体制転換によってその状況を打破することを主張しているのに対し、KNSはナショナル・アイデンティティと政治体制とを結び付けることに対して慎重な姿勢を取り、既存の共和国領域において複数のネイションが対等に共存し得る新しい政治体制を構築することを主張している²¹¹。つまり、前者はあくまでもクロアチア・ネイションを前提とし、後者はむしろ共和国単位での主権を軸に置いているという点で異なっていたのである。しかし、共和国外からの政治介入が生じた際、「クロアチア」の一体性と主権の護持という目的において、結果的に HDZ と KNS の主張に接点が生まれることとなった。すなわち、「クロアチア」という枠組みの上でネイションを単位とするナショナリズムの論理と共和国を単位とするナショナリズムの論理が同一化されたのである。そして、その裏返しとしてセルビア共和国とセルビア・ネイションが同一化され、「クロアチア」に対抗的な「セルビア」という枠組みにクロアチア国内のセルビア系住民が含められたこととなった。

1990年議会選挙の結果、HDZが圧勝し、KNSは旧体制の流れを汲む SKH-SDP にもおよばないという結果に終わった。それ以降、HDZを中心とした政府が形成され、セルビア系住民との間で緊張が高まり、セルビア政府とユーゴスラヴィア連邦からの介入に対する反発が強まっていく。それによってクロアチア議会における野党は与党に対する批判を控え、そうした「侵略行為」に対して団結する姿勢を見せるようになる。1991年4月に、ユーゴスラヴィア連邦の軍隊がクロアチア警察部隊とセルビア系住民の仲裁という名目でクロアチア域内に入っていった際、ダブチェヴィチニクチャルは「軍隊による占領」であるとして批判し、クロアチアのユーゴスラヴィア連邦からの分離を主張した²¹²。そして、1991年8月に与党と野党が一体となった「挙国一致政府」が構成されることで、クロアチアの主権を守るという目的のために、クロアチア政治における運動の一元化が生じたのである²¹³。

第四節 ネイション化の契機

ここで改めて、「クロアチアの春」と1989年から90年の「民主化」運動の違いはどこにあったと考えられるであろうか。

二つの時期の運動に見られる相違点は、改革を推進する原動力としての自主管理社会主義の衰退である。1960年代から70年代初頭において、SKH改革派の分権化を進めようと

²¹¹ *Isto*, str.115. Hrvatska Demokratska Zajednica, „Programska Deklaracija“, str.65.

²¹² *Ottawa Citizen*, 04 April 1991.

²¹³ Zakošek, Nenad, *Politički Sustav Hrvatske*, (ネナド・ザコシェク『クロアチアの政治システム』) Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti, 2002, str.12-13.

する運動は、自主管理の実践をめぐる改革派と保守派の対立から生じていたため、必然的に自主管理社会主義の発展という目的を土台に敷いていた。他方で、マティツア・フルヴァツカを中心とした知識人の運動はユーゴスラヴィア連邦内の社会的な自由化を背景として生まれたが、やはりクロアチア・ネイションの自主管理という論理にもとづいていた。つまり、「クロアチアの春」に存在した二つの潮流は、どちらも自主管理社会主義イデオロギーの枠内で成立していたと言える。活動家たちの多くは社会主義の発展を妨げる「集権主義者」を運動の対向者として認識していた。それゆえ、ユーゴスラヴィア連邦を維持するイデオロギーそのものに対する挑戦としての側面は、当初表に出てこなかったのである。「クロアチアの春」は、学生たちを中心とするストライキが直接の契機となって終結したが、それは SKH 改革派の政治的意図の枠を超えるものであった²¹⁴。運動の論理から考えれば、「クロアチアの春」は、原則的には自主管理理念に忠実な運動であったものが、社会主義の枠を超える主張があらわれたために弾圧される結果になったと考えられる²¹⁵。

しかし、1989 年に始まった運動は、社会主義の否定と民主的な政治体制の実現という点において活動家たちの目的が一致していた。この人々の主張では、ユーゴスラヴィア連邦における自主管理とは名目ばかりで実効性を伴わない理念であり、複数政党からなる議会制度を通して民主的な政治体制を構築しなければならないというものであった。さらに、自主管理理念が生み出された直接の原因であり、その正当性を対向的に裏付ける概念であったソ連型の社会主義が失墜し、それによって冷戦構造が弛緩したことによって、自主管理社会主義の意義は一層薄れることとなったのである²¹⁶。

また、自主管理社会主義の衰退は、ヨーロッパ統合への参加という目的をも導くことになった。自主管理理念を理論的背景として生まれた非同盟政策は、現実の国際政治情勢において冷戦構造が弛緩することでその対外政策上の意義を失うこととなった。それゆえ、ユーゴスラヴィア連邦は新たな外交路線を見出す必要に迫られることとなったのである。「東側」諸国の体制転換が進み、非同盟政策が通用しない国際環境が形成されていく状況下で、特にクロアチア、スロヴェニアにとって、ヨーロッパ統合への参加が重要な選択肢として浮上したのである²¹⁷。

²¹⁴ 後にトリパロは、学生ストライキの計画について事前に知らされておらず、学生たちを止めようと呼びかけたが効果はなかったと発言している。Miko Tripalo, „Bilo je to za Jugoslaviju“ (ミコ・トリパロ「それはユーゴスラヴィアのためだった」) u Milovan Baletić (ur.) *Ljudi iz 1971. Prekinuta Šutnja*, Zagreb: DIPVjesnik, 1990, str.76.

²¹⁵ 当時、「チェコ事件」が起きてから間もなかったこともあり、ユーゴスラヴィア連邦政府は社会主義の枠を超える運動がソ連による軍事介入の口実となることを警戒していた。チトーは 1971 年 7 月 4 日の演説で、「他国もユーゴ情勢を見守っている。不穏な状態になればすぐに入ってくるであろうという事を忘れてはならない。私は介入を許すよりは、その前に我が軍を動員して秩序を保つ」と述べている。欧ア協会編「ユーゴスラビアにおける民族問題」(『月刊共産圏問題』第 16 卷 9 号、1972 年、70 頁)。

²¹⁶ Dejan Jović, *Yugoslavia: A State Withered Away*, p.4.

²¹⁷ 定形衛、前掲書、193 頁。

さらに、ヨーロッパ統合への参加という選択肢は、外交政策の代案としてだけでなく、国内における「民主化」の正当性の源泉としての意味を付与されていた。トウジマンは新政府が取り組むべき課題の一つとしてクロアチアのヨーロッパ化を掲げ、ECに参加するためにあらゆる必要な手段によって民主化を進めると語り、クロアチアが歴史的に「西欧文明」と常につながりを持ち、文化的伝統を共有していると強調したのである²¹⁸。ここでは、民主主義という理念がヨーロッパの文化として語られ、その文化をクロアチアもまた伝統的に保持するとされている。つまり、クロアチア・ネイション独自の文化を取り戻すという目的が「ヨーロッパの伝統への回帰」として語られ、民主化と同一視されることによって正当化されている。

KNSのプログラムについても同様のことが言える。「政治的原則」では、クロアチアは政治・経済システムの「近代化」を進めることによって、歴史的に最も関係が深い「西欧」地域と結び付けられるとしている²¹⁹。ここでは、社会主義から脱却した政治・経済システムの構築がヨーロッパ的な「近代化」として把握され、その過程によってクロアチアが国際社会での自律性を得られると認識されている。

つまり、1980年代末のクロアチアの活動家にとって、民主主義とは「ヨーロッパの伝統」と同義で語られるものであった。それは、HDZにとっては、まず独自の文化を持ったネイション集団にもとづく政治体制の形成を意味し、KNSにとっては、法の支配や市場経済、思想の自由などの諸制度及び価値規範が、近代国家としてのクロアチアが確立するべきものとして認識されていたのである。クロアチアの運動においては、1971年には自主管理社会主義が、1990年にはヨーロッパの伝統という理念が、それぞれナショナリズム運動を正当化する根拠として機能していたということである。

すなわち、「クロアチアの春」と1989年から90年の運動の決定的な違いは、既存の政治体制を変革しようとするイデオロギーの源泉を、ユーゴスラヴィア連邦の内に求めるのか、外に求めるのかという点に存在したと考えられる。

1990年の議会選挙でHDZが勝利した要因もこの点に収斂するものと考えられる。つまり、自主管理社会主義に限界をみて新しい政治体制を構築しようとする際に、1974年憲法で実現された共和国レベルの分権化を目的としていたかつてのSKH改革派による「民主化」の主張よりも、「クロアチアの春」では達成し得なかったクロアチア・ネイションの復興という知識人たちの主張に可能性が見出された。冷戦構造の弛緩によって自立を要請する国際情勢と「対セルビア」という意識が醸成されていく政治情勢の中では、ユーゴスラヴィアを明確に否定するHDZに新鮮さが認められる。それゆえ、クロアチアの有権者の多くがHDZを支持するに至ったと考えられるのである²²⁰。

²¹⁸ Hrvatski Sabor, *nav.dj.*, para.29.

²¹⁹ Koalicija Narodnog Sporazuma, *nav.dj.*, str.116.

²²⁰ ダブチェヴィチ＝クチャルは後年、KNSが選挙で勝利できなかった理由に関連して、「民主

では、1990年議会選挙以降、武力紛争が激化していく傍らで進められていったネイショナリゼーションの契機は、どこに見出せるのであろうか。

議会選挙以降に進められた体制転換は、自主管理社会主義という旧体制のイデオロギーを否定した上で、HDZの志向する「ヨーロッパの標準的な国家」と同じように、特定のネイションを基盤として政治的共同体を再構成しようとする試みであった。その文脈で、ユーゴスラヴィア連邦における、諸ネイションの「兄弟愛と団結」の理念は、「まやかし」であったとして否定されている。そこでは、ユーゴスラヴィア連邦という形骸を支持してクロアチアの自主権を否定する者は、クロアチア共和国とクロアチア・ネイションにとっての「他者」として位置づけられていたのである²²¹。それゆえ、HDZの政治的目的の土台には、自主管理社会主義の理念における諸ネイション関係の否定と、クロアチア・ネイションそのものが行政政府を構成する基盤としての政治的共同体であるという「ヨーロッパ的な国民国家」の理念が存在していた。独立後のネイショナリゼーションの契機とは、直接的にはこの理念に内在したものであると言えるであろう。そのことによって、政治的権利行使する主体としての政治的共同体に含まれず、行政政府の政策によって周縁化され、クロアチアのナショナル・アイデンティティを対抗的に枠付ける「他者」としての「セルビア人」が創出されたのである²²²。

的なクロアチアのために」という KNS のスローガンよりも、共産主義とユーゴスラヴィアを否定するトウジマンのスローガンの方が、クロアチアのより広い社会層に響いたと語っている。Savka Dabčević-Kučar, Vlado Gotovac i Dražen Budija, „Nakon Četvrt Stoljeća“, (サヴカ・ダブチェヴィチ=クチャル、ヴラド・ゴトヴァツ、ドラジエン・ブディシャ「四半世紀後」) *Erasmus*, 15, 1996, str.20.

²²¹ Susan L. Woodward, *Balkan Tragedy: Chaos and Dissolution after the Cold War*, Washington D.C.: The Brookings Institution, 1995, pp.225-228.

²²² 岩田昌征は、ユーゴスラヴィアの紛争において「他者」が創出されていく過程の背景で、自主管理社会システムの特性が大きな役割を果たしたことを指摘している。岩田によれば、社会の不安定化によって蓄積された不信や不和は、中央集権的な社会主義体制の場合には中央の権力機構に向けられるが、自主管理社会主義体制の場合は、市民、労働者といった社会構成員の相互間で発生しやすい仕組みになっている。そのシステムを背景として、連邦政治体制の再編や、財産の私有化過程における「階級形成闘争」が、ナショナルな運動やエスニック・カテゴリーと結びつけられることによって、隣人同士が武器を向け合う「多民族戦争」として現象したと言うのである。岩田昌征『凡人たちの社会主义—ユーゴスラヴィア・ポーランド・自主管理』(筑摩書房、1985年) 24-34頁。岩田昌征『二〇世紀崩壊とユーゴスラヴィア戦争—日本異論派の言立て』(御茶の水書房、2010年) 125-138頁。

第三章 セルビア系難民の帰還をめぐるネイション化とヨーロッパ化の相克

1991年6月25日のクロアチアとスロヴェニアの独立宣言以降、ユーゴスラヴィア連邦全体での内戦が本格化していく。クロアチアでは、すでに散発的な武力衝突が各地で発生していたが、ユーゴスラヴィア連邦軍による介入が本格化し、クロアチア政府軍との戦闘が展開されることとなった。武力紛争が激化する中で、各勢力の軍事組織や民兵組織、民間人による破壊行為、犯罪行為が頻発した。かかる行為は、その加害者と被害者のエスニックな帰属と結び付けて解釈され、エスニック・カテゴリーにもとづく対立関係を強化していった。その中で生じた一つの問題が、戦火や脅迫によって居住地を追われた難民や避難民の問題である。戦闘が激化し、最悪の場合ではエスニック・カテゴリーを標的とした虐殺が発生する中で、多くの人々が危険から逃れるために、あるいは強制的に住む場所から移動せざるをえない状況に追い込まれた²²³。

欧州委員会によると、1991年から1997年までの間にクロアチアから国内外の各所へ避難した難民・避難民の数は推計で約95万人にのぼり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからクロアチア国内に避難した難民が約13万人存在したとされる²²⁴。難民政策は、武力紛争に直面するクロアチアにとって重大な課題であり、紛争を通じて醸成されたナショナリズム・イデオロギーを、直接人口分布に反映するような政策であった。一方で、難民問題は国際的な課題でもあり、紛争終結後の近隣諸国との関係や国際組織からの要請と関連して、クロアチアの国際社会における立場を定める上で重要な位置づけにあったのである。

つまり難民政策は、クロアチアにおけるネイション化の具体的な実践であったと同時に、マイノリティ保護という「ヨーロッパ」の価値規範にもとづく政治体制が構築されているか否かを図るヨーロッパ化の指標でもあった。独立後のネイション化の契機が、クロアチア・ネイションを政治的共同体と同一視する「ヨーロッパ的な国民国家」の理念に内在したことから、トウジマン大統領が主導するHDZ政権はネイション化とヨーロッパ化を重なり合うものとして見なしていた。ここでは、クロアチア・ネイションを中心とした国民国家形成が、社会主義イデオロギーからの脱却と「民主化」、「ヨーロッパへの回帰」と等号で結ばれたのである。しかし、マイノリティを排除する形での国民国家形成は、紛争中の凄惨な戦争犯罪とも相まって、マイノリティ保護を標榜する国際社会において容認されえないものであった。それゆえ、1990年代以降のクロアチア政府にとって、ネイション化と

²²³ Marie-Janine Calic, "Ethnic Cleansing and War Crimes, 1991-1995" in Charles Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars' Initiative*, Indiana: Purdue University Press, 2013, p.115.

²²⁴ クロアチアで発生した難民・避難民のうち、クロアチア系難民・避難民が約55万人、セルビア系難民・避難民が約40万人とされている。European Commission, [COM (2004)257 final], *Communication from the Commission: Opinion on Croatia's Application for Membership of the European Union*, Brussels, April 2004, p.27. 材木和雄、前掲「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題」69-70頁。

ヨーロッパ化は、クロアチア・ネイションを中心とする国民国家の形成と、ヨーロッパ統合への参加という二つの目的のジレンマを体現していたのである。このジレンマのもとで形成されてきた難民政策に着目することで、独立後のクロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーの再編成過程を明らかにできるものと考える。

本章では、独立後のクロアチアにおいてネイション化とヨーロッパ化の葛藤の中で形成されてきた難民政策を取り上げ、それを通して独立後のクロアチア政府のナショナリズムがどのような性格を持っていたかを明らかにする。その際に、難民やセルビア系マイノリティに対する保護政策というものが、クロアチア・ナショナリズムにとって、また、そのヨーロッパ化において、どのような特別な意味を持っていたのかという点に注目する。

第一節 ユーゴスラヴィア紛争と難民

まず、1990年議会選挙以降、クロアチアでの紛争が激化していった背景と、その過程で発生した難民問題の詳細について概観しておきたい。

議会選挙に勝利した HDZ は当初、ユーゴスラヴィア連邦からの離脱を明確に表明していなかった。選挙キャンペーンの間、トウジマン大統領はクロアチア共和国の独立を明言することなく、ユーゴスラヴィアをゆるやかな国家連合として再建することを提言していた。これはクロアチアの世論とも重なっており、1990年の議会選挙直前にザグレブで実施された世論調査では、クロアチアが将来取るべき選択肢として、52%が国家連合を、25%が独立を、23%が連邦の維持を望んでいた²²⁵。

しかし、選挙後の HDZ 政権による統治はクロアチアのネイション化を追求するものであり、1990年12月に制定された新憲法はそれを明示していた。以前の憲法では、クロアチアを「クロアチア・ネイション（narod）の国民国家かつ、クロアチアにおけるセルビア・ネイションおよび国内に居住するその他の民族体の国家」²²⁶としていたが、新憲法では「クロアチア・ネイションの国民国家かつ、その他のネイション、マイノリティに属する成員の国家」²²⁷とされた。また、公用語は「クロアチア語」とされ、ラテン文字を使用することが規定された²²⁸。

さらに、共産主義者同盟が支配していた時代の不平等を是正するという名目で、警察や司法職に就いていたセルビア系職員の一部が解雇され、新たにクロアチア系職員が雇用さ

²²⁵ Dejan Jović, "Reassessing Socialist Yugoslavia, 1945-90: The Case of Croatia", p.138.

²²⁶ Sabor Socijalističke Republike Hrvatske, „Ustav Socijalističke Republike Hrvatske“, (クロアチア社会主義共和国議会「クロアチア社会主義共和国憲法」) *Narodne Novine*, 8, 22 veljače 1974, čl.1.

²²⁷ Sabor Republike Hrvatske, „Ustav Republike Hrvatske“, dio 1.

²²⁸ *Isto*, čl.12.

れた²²⁹。この措置に対して、第二次世界大戦時のウスタシャによる支配と迫害を想起したセルビア系住民は少なくなかった²³⁰。実際、トウジマンは以前からウスタシャの虐殺による犠牲者数を少なく見積もるとともに、「クロアチア独立国」をクロアチアの人々の独立への悲願が形になったものだとする持論を展開していた²³¹。これらの政策や見解は、いずれもセルビア系住民の間にマイノリティとして周縁化、排斥されるという恐怖心を煽り、强硬派の支持者を拡大する方向に作用したと考えられる²³²。

一方で、クロアチア政府の側にも国内のセルビア系勢力を危険視する理由があった。セルビア共和国大統領のミロシェヴィチは、クロアチアが分離独立することへの反対はしないが、セルビア系住民が多数派である地域を含めて独立することは認めないとする姿勢を取っており、SDS の政治指導者を支援していた。また、ボスニアのセルビア系勢力は、隣接するセルビア自治地域と協力関係を結び、紛争の泥沼化を促進した²³³。セルビア系住民の保護を名目とした共和国外部からの介入は、セルビア系住民がクロアチアの自主権を脅かす存在であるという HDZ 政権の認識を裏づけることとなったのである。

かかる事情を背景にして、1990 年議会選挙から 1991 年のクロアチア独立宣言までの時期に、ユーゴスラヴィア連邦からの独立を実現しようとするクロアチア政府と、それを阻もうとするユーゴスラヴィア連邦軍とセルビア共和国政府、およびクロアチア共和国からの分離とユーゴスラヴィア残留を主張する共和国内のセルビア系住民という対立構図が形成されていった。同時にその構図は、「クロアチア人」と「セルビア人」の対立という構図に重ね合わせられたのである²³⁴。

クロアチア警察や民兵組織、セルビア系勢力間の武力衝突は、遅くとも 1991 年 3 月ごろから本格的に起こるようになっていたが、独立宣言の発布後、セルビア自治地域に駐留するユーゴスラヴィア連邦軍とクロアチア政府軍の戦闘も激化することとなった。戦闘の結果として、「クライナ・セルビア共和国」と東スラヴォニアのセルビア自治地域は完全にク

²²⁹ Gale Stokes, “Independence and the fate of Minorities (1991-1992)”, in Charles Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars’ Initiative (2nd)*, Indiana: Purdue University Press, p.94.

²³⁰ Tea Sindbæk, *op.cit.*, pp.190-191.

²³¹ Franjo Tuđman, *Bespuća Povijesne Zbiljnosti: Rasprava o Povijesti i Filozofiji Zlosilja*, (フランヨ・トウジマン『歴史的現実の隘路：悪行の歴史・哲学に関する論争』) Zagreb: Nakladni Zavod Matice Hrvatske, 1989, str.309-349. Franjo Tuđman, *Nationalism in Contemporary Europe*, New York: Columbia University Press, 1981, p.106.

²³² Marius Søberg, “Croatia since 1989: The HDZ and the Politics of Transition” in Sabrina P. Ramet and Davorka Matić (eds.) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A & M University Press, 2007, pp.36-38, 41-42.

²³³ 月村太郎、前掲『ユーゴ内戦：政治リーダーと民族主義』39-40 頁。

²³⁴ エスニックな対立構図が形成・固定化されていく過程で、ユーゴスラヴィア国内外のマスメディアによる、「民族間の憎悪」を煽動するような報道がおよぼした影響は甚大であったと考える。Kemal Kuruspahic, *Prime Time Crime: Balkan Media in War and Peace*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2003, pp.61-86. 高木徹『ドキュメント 戦争広告代理店：情報操作とボスニア紛争』(講談社、2005 年) 110-131 頁。

クロアチア政府の統治から脱することとなった。そして、かかる情勢と前後して戦場となつた地域やセルビア自治地域では、戦火から逃れた人々やエスニック・カテゴリーを標的とする脅迫・暴力によって追放された人々が相次ぎ、クロアチア系住民を中心とした55万人にも及ぶ難民・避難民が発生したのである²³⁵。

1992年1月に合意が公表されたヴァンス和平案によって一時停戦が実現し、クロアチア国内のセルビア自治地域を中心とする保護地区に国連平和維持軍を配置して停戦を監視するという内容が決定された。また、1月15日にEC加盟国がスロヴェニアとクロアチアの国家承認を行うことで、クロアチアの独立に関しては一応の決着がつくこととなった²³⁶。しかし、それ以降は隣国ボスニア・ヘルツェゴヴィナの紛争が激化し、クロアチア政府とセルビア自治地域政府は、それぞれが支持する勢力に対する支援を通してボスニア紛争に関与することとなった²³⁷。

このボスニア紛争に対する関与に、トウジマンが依拠するナショナリズム・イデオロギーの性格があらわれている。トウジマンは、ヘルツェゴヴィナのクロアチア系住民が多数派を占める地域を、クロアチアの「歴史的領土」であると主張しており、1991年のミロシエヴィッチとの会談においてはセルビアと共にボスニア分割を提案したと言われている²³⁸。紛争時のクロアチア政府にとって、クロアチアはディアスボラを含めた全ての「クロアチア人」のための国であり、それは既存の国境線を超えて実現されるべきものだと考えられていたのである²³⁹。

また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでの紛争が激化する過程で、エスニックな帰属を問わず多数の人々が住居を追われて難民・避難民となった。その内、クロアチア系住民を中心とする約30万人の難民はクロアチア国内に避難した。この人々とクロアチアの国内避難民との帰還と定住は、2000年代前半に至るまで、クロアチア政府にとって大きな課題とな

²³⁵ この時期の戦闘の経緯と、各勢力の目的については、Mile Bjelajac and Ozren Žunec, "The War in Croatia, 1991-1995" in Charles Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars' Initiative*, Indiana: Purdue University Press, 2013, pp.238-253.を参照。

²³⁶ この2日前にヴァチカンが両国の独立を承認した。ヴァチカンについては、1990年の段階でスロヴェニアとクロアチアの独立承認運動を展開していたとする証言も存在する。岩田昌征『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像—学者の冒険』(御茶の水書房、1999年) 7-8頁。

²³⁷ Josip Glaurdić, *The Hour of Europe: Western Powers and the Breakup of Yugoslavia*, Connecticut: Yale University Press, 2011, pp.276, 280-281. Jelena Guskova, *navđi*, str.295.

²³⁸ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.203-204. Alex J. Bellamy, *The Formation of Croatian National Identity: A Centuries-Old Dream?*, Manchester: Manchester University Press, 2003, p.72.

²³⁹ ただし、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに対する介入をめぐって、HDZ内には対立が存在した。トウジマンの右腕ともいわれたメシチは、国内政策がおろそかにされているという理由からボスニア内戦に対する介入に消極的であり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ出身の党員らと対立したのである。メシチら非介入派の議員は、1994年4月にHDZから離党して新党を立ち上げた。月村太郎、前掲『ユーゴ内戦：政治リーダーと民族主義』168-170頁。

ったのである²⁴⁰。

一時停戦後から 1995 年までのクロアチア国内は、散発的な武力衝突はあったものの、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのような継続的な武力紛争状態には陥らなかった。しかし、1995 年の 5 月と 8 月、クロアチア政府軍はセルビア自治地域の制圧に向けた大規模な軍事作戦を展開した。その結果、同地域の大部分をクロアチア政府が支配下におくことに成功する。また、この作戦によって、独立以前のクロアチア共和国領土のうち、東スラヴォニアの一部地域²⁴¹を除いた全ての領土をクロアチア政府が支配することとなり、同年 11 月に結ばれたエルドウート和平合意によって、事実上クロアチアにおける武力紛争は終結した。

だが、これら二つの軍事作戦によって、セルビア系住民を中心とする多くの人々が難民としてクロアチア国外へ追われることとなった²⁴²。ここで重要な点として、この時国外に脱出した人々は強制的に追放されたのではなく「自発的に」住居を去った人々であるとする解釈を、クロアチア政府が示したことがあげられる。8 月に行われた軍事作戦の最中、クロアチア政府はメディアを通じてこの作戦が一般市民に危害を加えるものではないと主張し、セルビア系住民に対して同地域に残るように呼びかけていた²⁴³。実際には、呼びかけに応えて残った者は少なく、老年者や病床者の中には残留した人々も存在したが、その多くが軍事作戦の最中および終了後にクロアチア政府軍支配下で殺害された²⁴⁴。しかし、かかる方策によってクロアチア政府は、セルビア系住民の権利「保護」に対する姿勢を見せると同時に、避難民が「自発的に」国外へ出ていった人々であるとする論理を導こうとし

²⁴⁰ Dražen Živić, „Promjene u Dinamici i Razmještaju Prognaničko-Izbjegličkog Kontingenta u Republici Hrvatskoj od Sredine 1991. do Sredine 1998. Godine“, (ドラジエン・ジヴィチ「1991 年半ばから 1998 年半ばまでのクロアチア共和国における追放民・難民構成の動態と配分の変化」) *Društvena Istraživanja*, 8(5-6), 1999, str.778-780.

²⁴¹ この地域については、その後セルビア自治政府とクロアチア政府との間で平和的移管について合意がなされ、移行期間中は国連の暫定行政地区として置かれたが、1998 年 1 月にクロアチアに併合された。United Nations Security Council, [S/RES/1037], UNSCR1037, New York, January 1996.

²⁴² この時の状況については、岩田昌征、前掲『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像—学者の冒險』23-33 頁。Croatian Helsinki Committee for Human Rights, *Military Operation Storm and Its Aftermath: Report*, Zagreb: HHO, 2001. Mile Bjelajac and Ozren Žunec, *op.cit.*, pp.255-265. を参照。また、この二つの軍事作戦で組織的な虐殺・「民族浄化」が行われたとして、後に旧ユーゴスラヴィア国際戦犯法廷 (International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia, ICTY) によって、軍事作戦を遂行したアンテ・ゴトヴィナ (Ante Gotovina) 将軍らが人道に反する罪を含む容疑で訴追されることとなった。ICTY での裁判の結果は、一审で有罪とされたものの、控訴審で、セルビア系住民を強制・脅迫によって永久に追放しようとしたとする証拠は認められないとして、無罪とされた。清水明子「クロアチア『祖国戦争』と『民族浄化』(1991~1995 年)」(松村高夫、矢野久編著『大量虐殺の社会史』ミネルヴァ書房、2007 年、199-202、209-211 頁)。United Nations International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, [IT-06-90-A], *Prosecutor v. Ante Gotovina, Mladen Markač*, Hague, November 2012, para.98.

²⁴³ Croatian Helsinki Committee for Human Rights, *op.cit.*, pp.15-16.

²⁴⁴ Mile Bjelajac and Ozren Žunec, *op.cit.*, pp.259-260.

たと考えられる²⁴⁵。この論理にもとづいて戦後の難民政策が展開されることとなった。

かくて、ユーゴスラヴィア紛争では 1991 年から 1995 年にかけて多くの難民・避難民が国内外で生まれたのである。この内、クロアチア国内外へ避難した人々については発生した時期と避難した経路によって、大きく三つのケースに分類することができると考えられる。まず、第一のケースとして、武力紛争の初期段階で独立を宣言したセルビア自治地域から逃れた人々が存在する。この人々は多くがクロアチア系の難民・避難民であり、居住地から追放されて、あるいは戦火から逃れて、クロアチア国内の他地域や国外へ避難することとなった。第二のケースは、1992 年以降に激化したボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争の影響で難民となった人々である。この人々のうちクロアチア国内へ逃ってきた人々は、やはり多くがクロアチア系難民であった。第三のケースは、1995 年のクロアチア政府軍によるセルビア自治地域奪回作戦によって難民・避難民となった人々である。このケースではセルビア系住民が大部分を占めており、東スラヴォニアのセルビア自治地域、あるいは新ユーゴスラヴィア連邦やボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア自治地域などに避難することとなった。これらのケースから看取されることは、紛争の各段階において難民となった人々のエスニックな帰属と避難先には一定の傾向が存在したということである。紛争の初期段階から中期段階にかけてクロアチア国内で難民・避難民としての地位にあった人々の多くがクロアチア系住民であり、紛争末期になって難民としてクロアチア国外へ避難した人々の多くがセルビア系住民であった。

また、難民・避難民となった人々は、単に紛争の影響を受けて居住地を離れざるをえなかつた人々ばかりではなく、多くの場合、軍隊や民兵組織による強制的な追放によって居住地を追われた人々であった。それは、連邦の軍隊、セルビア自治地域の軍隊およびセルビア民兵組織によるセルビア系住民以外の住民の追放、あるいはクロアチア政府軍やクロアチア民兵組織によるクロアチア系住民以外の住民の追放として実践された。それゆえ、難民・避難民の多くは「民族浄化 (etničko čišćenje)」と呼ばれるエスニックな純粹性を追求する行為によって生まれた人々であった²⁴⁶。言い換えれば、ユーゴスラヴィア紛争での難民・避難民は、最も明確な形でのネイショナリゼーションの産物であり、この人々に対してどのような帰還・定住政策を採用するのかという点から、その政権のナショナリズム・イデオロギーをうかがい知ることができると考えられる。

ユーゴスラヴィア紛争にかかる難民・避難民のうち、セルビア自治地域やボスニア・ヘルツェゴヴィナからクロアチア国内に避難したクロアチア系住民の帰還と定住プロセスは、紛争終結後は比較的順調に進んだと言われている²⁴⁷。他方で、1995 年のクロアチア政

²⁴⁵ United Nations International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, [IT-06-90-T], *Prosecutor v. Ante Gotovina, Ivan Čermak, Mladen Markač*, Hague, April 2011, para.1991, 1994.

²⁴⁶ Marie-Janine Calic, *op.cit.*, p.130.

²⁴⁷ 材木和雄、前掲「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題」52 頁。

府軍の軍事作戦によって、国外に追われた人々の帰還プロセスは困難に直面した。国連難民高等弁務官事務所が 2005 年に出した統計年鑑によると、1996 年以降のクロアチアにおける難民・避難民の状況は表 3-1 のとおりである。

表 3-1：クロアチア国内外における難民・避難民の状況（1996-2005）

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
クロアチアから 他国へ逃れた難 民登録者数	SCG※	297,099	293,246	296,597	298,534	289,924	245,252	228,655	189,746	180,117	100,651
	BiH※	—	40,000	30,000	39,591	24,877	23,607	22,016	19,477	19,213	7,458
他国からクロア チアへ逃れた難 民登録者数	SCG	6,736	523	368	3,414	1,543	1,396	679	455	458	382
	BiH	158,659	68,340	28,659	24,960	20,889	20,421	7,672	3,930	3,204	2,545
クロアチア国内で生じた國 内避難民（IDP）登録者数		144,147	79,441	71,704	52,390	34,134	23,402	17,100	12,566	7,540	4,804

※SCG=セルビア・モンテネグロ、BiH=ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

（出典） United Nations High Commissioner for Refugees, *UNHCR Statistical Yearbook 2005: Trends in Displacement, Protection and Solutions*, New York, April 2007. pp.300-301. より筆者作成。

表 3-1 によれば、他国からクロアチアへ逃れてきた難民や、クロアチア国内で生じた避難民の数は、紛争終結直後の 1996 年から 1997 年にかけて大きく数字を減らしていることが見てとれる。他方で、クロアチアから国外に脱出した難民の登録者数が減少する速度は遅く、紛争終結後に新たに難民となる人々も存在したため、2000 年になるまでほとんど変化していなかったことが示されている。武力紛争が「クロアチア人」と「セルビア人」との対立として構図化されていたことによって、難民の帰還・定住という問題において、クロアチア系難民・避難民はクロアチアに定着することが比較的容認された一方で、「敵」に協力したと見なされたセルビア系難民・避難民の帰還に対しては心理的圧力や身体的脅迫が存在したことは確かであろう。しかし、クロアチア政府の公的な難民政策によって、セルビア系難民・避難民の帰還を困難にするようなクロアチア系難民の定住化促進、すなわちネイショナル化が進められていたことも、この数値に影響したと考えられるのである²⁴⁸。そこで次節では、クロアチア政府による難民政策の変遷を、紛争時から 2000 年代後半に至るまでの時期について詳細に見ていきたい。

²⁴⁸ Ivana Djurić, “The Post-War Repatriation of Serb Minority Internally Displaced Persons and Refugees in Croatia – Between Discrimination and Political Settlement”, *Europe-Asia Studies*, 62(10), 2010, pp.1642-1643.

第二節 難民政策をめぐるネイション化とヨーロッパ化

1990年代のクロアチアにおける難民の権利は、諸々の法律によってマジョリティであるクロアチア系住民とマイノリティとの間で異なった扱いがなされていた。まず、市民権に関する法律による差別化があげられる。もともと、ユーゴスラヴィア連邦の市民は、連邦レベルと共和国レベルで二種類の市民権を保持していた。規定では、ユーゴスラヴィア連邦内のある共和国の市民権を保持する市民は、それ以外の共和国に居住する場合において、当該共和国の市民権保持者と同じ権利を保障されていた。つまり、どこの共和国に居住していても連邦レベルの市民権を保持していれば、人の移動や社会保障の根拠など重要な権利は保障されたのであり、共和国レベルの市民権は実質的な意味を持たなかった。それゆえ、連邦内の他の共和国からクロアチアに移住してきた人々の多くは、クロアチアの市民権を取得しないまま国内に居住していたのである²⁴⁹。

ところが、1991年に発効された「クロアチア国籍に関する法律 (Zakon o hrvatskom državljanstvu)」において、無条件にクロアチアの市民権を認められる人々はユーゴスラヴィア連邦の市民権ではなくクロアチア共和国の市民権を持っていた人々に限定された。そのため、クロアチア共和国市民権を取得しておらず、しかもクロアチア・ネイションに属していると認められなかった人々は、仮に数世代にわたってクロアチアに居住していようと、複雑な帰化の手続きを経なければ市民権を得られないということになったのである。一方で、クロアチア共和国市民権を持っていなくとも、クロアチア・ネイションに属していると認められた人々は、書類による意思表示を行えばクロアチア市民権を得られることになっていた²⁵⁰。難民が帰還のための様々な手続きを進めるためには、市民権の保持が条件とされていたため、独立後に市民権を得られなかった人々は、帰還を申請できないという事態が発生することとなったのである。

次に、クロアチア政府の難民政策を決定づける上で、もっとも重要な法律が1993年に制定された「追放民と難民の地位に関する法律 (Zakon o statusu prognanika i izbjegljica)」であった。この法律では、紛争中に避難した人々について「難民 (izbjeglica)」、「追放民 (prognanik)」「避難民 (raseljena osoba)」という三つの異なった地位に分類し、それぞれの権利を規定していた。ここで重要な点は、「追放民」と「避難民」にかかる定義の違いである。「追放民」が自らの意思ではなく他者によって「非自発的に」居住地を追われた人々と定義されたのに対して、「避難民」は「自発的に」居住地から避難した人々とされた。

²⁴⁹ Igor Štiks, "Nationality and Citizenship in the Former Yugoslavia: From Disintegration to European Integration", *Southeast European and Black Sea Studies*, 6(4), 2006, pp.485-486.

²⁵⁰ Viktor Koska, "Framing Citizenship Regime within the Complex Triadic Nexuses: the Case Study of Croaita" in Jo Shaw and Igor Štiks (eds.) *Citizenship after Yugoslavia*, London: Routledge, 2013, pp.116-117.

行政府による難民帰還支援では、国内で避難したクロアチア系住民を「追放民」、国外からクロアチア国内へ避難してきた人々を「難民」、国内外へ避難したセルビア系住民を「避難民」として解釈し、自らの意思に反して避難せざるをえなかつたとされる「追放民」と「難民」の帰還・定住支援を優先的に行つたのである²⁵¹。

さらに、1995年8月の軍事作戦によってクロアチア政府軍がセルビア自治地域を制圧した後、1996年6月に「特別国家支援地域に関する法律 (Zakon o područjima posebne državne skrbi)」が制定された。同法律では、旧セルビア自治地域を「特別国家支援地域」とし、同地域へのクロアチア市民の移住・定住を奨励しており、移住者はアパートや住宅の提供を受ける権利を保持すると規定されている。一方で、犯罪歴を保持している者や、「クロアチア共和国に対する敵対的活動に参加した者」はこの権利を持たないとされた²⁵²。この法律によって、クロアチア系国内避難民やボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民の旧セルビア自治地域への定住化が進み、後述する住居問題が発生することになるのである。

以上の各法律から言えることは、クロアチア系難民・避難民の帰還と定住が促進される一方で、マイノリティ難民・避難民に対する支援が考慮されていなかったということである。クロアチア系難民・避難民の帰還・定住は、ネイション化の一環として紛争が終結した直後に開始された一方で、セルビア系難民・避難民の帰還は1998年に総合的な難民帰還プログラムが発足するまで、クロアチア政府によって公的に推進されることがなかった。このプログラムは国際社会からの批判に応答する形で発足し、市民権の有無に関係なく、原則的に帰還の権利を認めるなどの規定が盛り込まれていた。しかし、プログラムの内容が具体的な制度の改正や地方住宅委員会など現場の対応に反映されることとは少なく、セルビア系難民・避難民が「自発的に」住居を去った人々であるという認識にも変更はなかつた²⁵³。

ここで、紛争終結後の難民政策と間接的にかかわる問題として、選挙制度の改定事例を確認しておきたい。セルビア自治地域を奪還した2ヶ月後の1995年10月に行われた議会選挙では、二つの重要な制度改定が行われた。第一に、「マイノリティ枠」にかかわる改定である。前回の1992年に行われた議会選挙では、人口8%以上のマイノリティについては人口比に応じた議席数が保証されると規定されており、8%未満のマイノリティについては全体で5議席が割り当てられるとされていた²⁵⁴。しかし内戦中のセルビア系住民の人口減少を理由として、1995年の議会選挙においては、「セルビア人」に対して3議席、その他

²⁵¹ Ivana Djurić, *op.cit.*, p.1644.

²⁵² Sabor Republike Hrvatske, „Zakon o Područjima Posebne Državne skrbi“, (クロアチア共和国議会「特別国家支援地域に関する法律」) *Narodne Novine*, 44, 5 lipnja 1996, čl.31.

²⁵³ Ivana Djurić, *op.cit.*, pp.1644-1645.

²⁵⁴ 人口の8%を超える唯一のマイノリティであった「セルビア人」に対して13議席が割り当てられるが、その時点ではセルビア自治地域が分離しており、実際に特別選挙区が設置されることはない。石田信一「クロアチアにおける選挙制度の変遷：1990-2007年」(『跡見学園女子大学文学部紀要』第42号、2009年、8頁)。

のマイノリティについては全体で 4 議席が割り当てられるという規定に改定されたのである。

第二に、「ディアスボラ枠」が導入されたことである。これは、クロアチアの市民権を持ちながら国外に在住する人たちに対して特別の選挙区を設置する制度であり、合計 12 議席が割り当てられた。1995 年の議会選挙で有権者とされたディアスボラは 398,839 人で、実際に投票したのは 109,389 人（27.4%）であり、ともに全体の約 80% はボスニア・ヘルツェゴヴィナに居住する人々であった²⁵⁵。

かかる二つの選挙制度改定は、クロアチア共和国が全ての「クロアチア人」にとっての母国であるというナショナリズム・イデオロギーを政治体制の上に実現しようとしたネイション化の一環であったと言える。そこには、セルビア系住民の数が半減したことを既成事実化し、将来の難民帰還を考慮することなく、戦後体制を恒久化しようとしていたことが看取されるのである。

つまり、1990 年代のクロアチアにおける難民政策は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民を含むクロアチア系難民・避難民の帰還・定住を促す一方で、セルビア系難民・避難民の帰還を妨害するように運営されていたのである。このような政策が採用された理由としては、紛争の当事者であったセルビア系住民の帰還が紛争の再発につながるという、一般的な不安や恐怖が考えられる。しかしそれ以上に、難民・避難民を生み出した軍隊・民兵組織による住民の追放がナショナルな純粹性を追求する行為であったことを鑑みれば、紛争終結後の難民政策はその延長線上にあったと見るべきであろう。すなわち、クロアチア系住民とセルビア系住民は国境線で分かたれるべきであるとする、トウジマン大統領をはじめとした政治指導者たちのナショナリズム・イデオロギーが、少なからず難民政策にも反映されていたと考えられる。かかる難民政策は、特にセルビア系住民を対象としたマイノリティの排除を通して、クロアチア・ネイションのための国民国家を創り上げるというネイション化の具体的実践であったと考えられるのである²⁵⁶。

トウジマンを中心とした HDZ 政権による統治は 1990 年代を通して続いた。だが、武力紛争終結後、その権威主義的な統治に対してクロアチア国内の不満が蓄積していった。対内的には、社会主义体制からの経済構造の転換において政府与党の幹部や少数の財界人に有利な形で民営化が行われてきたことや、公人による汚職の常習化に対する批判が高まり、

²⁵⁵ HDZ 政権は、この制度を通じて HDZ に対する支持が高いボスニア・ヘルツェゴヴィナのクロアチア系住民からの票を得ることで権力基盤を強化しようとしたと考えられる。実際に、選挙の結果として全 12 議席を HDZ の候補者が獲得した。しかし、選挙実施時点ではボスニア紛争の和平合意は結ばれておらず、いくつかの選挙区では軍事組織の管理下で投開票作業が行われ、投開票のプロセスが不透明であるという批判をうけた。Mirjana Kasapović, “Notes on Recent Elections -1995 Parliamentary Elections in Croatia”, *Electoral Studies*, 15(2), 1996, pp.271-272.

²⁵⁶ Stevo Đurašković, *op.cit.*, pp.69-71.

HDZに対する支持は年を追うごとに低下してゆくことになる²⁵⁷。

また、対外的にも、トウジマンによる権威主義的な統治は諸欧州国際組織からの批判を受けるようになる。特に、セルビア系難民の帰還や、戦争犯罪者の訴追など、内戦に直接かかわる問題について公正さを欠いた政策が実施されているという批判が、OSCE や CoE、EU によって繰り返されてきた。EU は、バルカン地域全体での安定化を課題としており、和平合意の履行や地域協力を十分に達成しない限り、クロアチアとの協力関係を結ばないとしていた²⁵⁸。

かかる国内外の HDZ 政権に対する批判の中、トウジマン大統領は 1999 年 12 月に死去する。その直後、2000 年 1 月に行われた総選挙において SDP と HSLS を中心とした政党連合が勝利し、クロアチア国民党のメシチが大統領に選出されることによって、独立後はじめて HDZ が野党に転落し、クロアチア政治は転換点を迎えることとなった²⁵⁹。新首相のラチャンは、旧政権との違いを強調し、ICTYへの協力、難民帰還への取り組み、周辺諸国との地域協力関係の締結を目標として掲げた²⁶⁰。

マイノリティ問題について言えば、2002 年に施行された「ナショナル・マイノリティの権利に関する基本法 (Ustavni zakon o pravima nacionalnih manjina)」が、ラチャン政権の取り組みを代表している。この法律は、マイノリティに属する個人としての権利だけではなく、集団としての権利を保護するという精神にもとづき、政治的意思決定プロセスへの参加権と文化的自治権という二つの側面から権利を保障することを目的とするとされた。具体的には、少数言語の公的使用や少数言語によって教育を受ける権利、独自の文化を保全し発展させる権利、自らの信仰を公言し宗教団体を形成する権利、少数言語を通して公的な情報にアクセスする権利、国や地方レベルでの政治・行政・司法機関に代表者を確保する権利、ナショナル・マイノリティ評議会や議会の代表者を通じて公的生活・地域活動に参加する権利、マイノリティの存在・権利・自由を脅かすあらゆる行為から保護される権利などを、基本権として保障するという原則を定め、これらの原則に従ってマイノリテ

²⁵⁷ 小山洋司『EU の東方拡大と南東欧—市場経済化と小国の生き残り戦略—』(ミネルヴァ書房、2004 年) 126-130、136 頁。

²⁵⁸ Robert Bideleux and Ian Jeffries, *The Balkans: A Post-communist History*, New York: Routledge, 2007, pp.208-212. European Commission, [IP/96/876], *Commission Defines Principles for Future Contractual Relations with Certain Countries in South Eastern Europe*, Brussels, October 1996, para.7.

²⁵⁹ 政権が発足した直後、新政権は議会制民主主義にもとづく統治を確立するために、議会を 2 院制から 1 院制へと変更し、同時に大統領に大きな権限を与えるそれまでのシステムを廃止することで、首相が国内政治に対する権限を中心的に担うように改革した。そのため、本研究では 1990 年代のクロアチア政府をトウジマン政権とし、2000 年議会選挙以降のクロアチア政府をその時々の首相の名前を冠した政権として呼称する。Sabrina P. Ramet, "Politics in Croatia since 1990" in Sabrina P. Ramet, Konrad Clewing and Reneo Lukić (eds.) *Croatia since Independence, War, Politics, Society, Foreign Relations*, München: R. Oldenbourg Verlag, 2008, p.44.

²⁶⁰ Ivica Racan, "Making up for Lost Time", *NATO Review*, 48(2), 2000, pp.8-9.

イ保護を実践する方針を採用したのである²⁶¹。

しかし、難民政策について言えば、2000年から2003年まではトウジマン時代の難民政策が修正されながらも実効性を伴わなかった時期として見ることができる。具体的な変化としては、「特別国家支援地域に関する法律」の改定や、公有住宅に住んでいた難民への住居補償プログラムの発足などがあげられる。2003年7月には「外国人に関する法律(Zakon o strancima)」が制定され、紛争の際に他国へ避難したクロアチアの市民権を持たない人々に、永住外国人の地位を付与することが定められた。これは、主にセルビア系難民に対する救済措置として施行された。だが、クロアチア国内で永住するための居住地と収入源を証明することが要求され、法律が発効した2004年1月から12月までの1年間に申請期限が限られるなどの制約が存在したのである²⁶²。

さらに、連立政権内部の対立が難民政策の実効的な運営の障害となっていた。この連立政権は選挙前にHDZを打倒するという目的から同盟を結んだ緩やかな連合体であった。基本的な政治方針については一致点を形成していたが、ICTYへの協力やマイノリティ保護、難民帰還等の問題に対して同じイデオロギーを共有していたわけではなかった²⁶³。それゆえ、この時期のクロアチア政府による難民政策は、政権内部の対立が足かせとなって、消極的な法的枠組みの改定にとどまったと考えられるのである。ラチャン政権に対する国際社会の評価は、90年代とは異なった方向へ難民帰還政策を進めたことが認められる一方で、セルビア系難民の帰還に対して消極的な姿勢をぬぐいきれていないという認識であった。OSCEによる定期報告では、立法府による制度改正の問題のみならず、現場レベルの対応が消極的なため、帰還支援プログラムの実施が遅れているとの指摘がなされている²⁶⁴。

一方、2000年に野党に転落したHDZでは、内部対立を経て党内改革が進められていた。新しいHDZの党首には、稳健派で「ヨーロッパ寄り」とされるイヴォ・サンデル(Ivo Sanader)が就任した。他方で、トウジマンの後継者を自認するヘルツェゴヴィナ出身のイビチ・パシャリチ(Ivić Pašalić)ら1990年代以来のHDZの政策方針を引き継ごうとする勢力が影響力を持っていた。だが、2002年の党首選挙においてサンデルが再選されると、パシャリチらは離党して新党を立ち上げる。ここにおいて、サンデルのHDZは従来のトウジマンのHDZとは一線を画した政党として再起することとなった²⁶⁵。

²⁶¹ Siniša Tatalović, *nav.dj.*, str.162-165.

²⁶² OSCE Mission to Croatia, *Status Report No.14 on Croatia's Progress in Meeting International Commitments since December 2003*, Zagreb, July 2004, p.8.

²⁶³ Mirjana Kasapović, "Coalition Governments in Croatia: First Experience 2000-2003", *Politička Misao*, 40(5), 2003, pp.57-58, 62.

²⁶⁴ OSCE Mission to Croatia, *Status Report No.13*, Zagreb, December 2003, p.3. その要因として、国政レベルでは政権交代が実現したものの、地方レベルでは多くの地域でHDZが多数派を占めていたこともあげられる。Ivana Djurić, *op.cit.*, pp.1652-1654.

²⁶⁵ Matthew Longo, "The HDZ's Embattled Mandate: Divergent Leadership, Divided Electorate, 2003-2006", *Problems of Post-Communism*, 53(5), 2006, p.37. Dejan Jović, "Croatia after Tuđman: the ICTY and Issues of Transitional Justice" in Judy Batt and

2003 年の議会選挙で、HDZ は将来的な EU 加盟を中心テーマに据えたキャンペーンを行い、第一党に返り咲いた。しかし、単独で過半数を得ることはできなかつたため、他党と合同で与党連合を形成し、その中にマイノリティ政党である独立民主セルビア党 (Samostalna Demokratska Srpska Stranka, SDSS) が加わることとなつた。SDSS は、 HDZ と協力関係を結ぶ条件として政府がセルビア系難民の帰還に取り組むことをあげて、合意文書を取り交わした。実際の難民帰還の現場においてこの影響はすぐにあらわれ、セルビア系難民に対して差別的な対応をとつていた地方政府や行政機関は、「一夜にして」態度を変えたといふ。また、2007 年の議会選挙で再びサナデルを党首とする HDZ が勝利した際には、 SDSS のスロボダン・ウゼラツ (Slobodan Uzelac) 議員が副首相に就任し、難民帰還問題を含む「地域発展」の分野を担当することになった²⁶⁶。かかる変化は、1990 年代クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーから、少なくとも表面上は、 HDZ が脱却したことを見してゐる²⁶⁷。

さらに、2005 年 1 月には、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとセルビア・モンテネグロ、およびクロアチアにおける難民問題の解決を、帰還と再定住によって 2006 年末までに完了させることを目標とする「サライエヴォ宣言」が、三国の合同で出された²⁶⁸。この宣言の内容は、期限までに完了することはなかつた。だが、そこには、武力紛争の終結から 10 年が経つた節目の年に、国際社会に対して難民問題への取り組みと地域協力を印象づける意図が見て取れるのである²⁶⁹。

このように、1990 年代以降の難民政策の流れを追っていくと、2000 年の政権交代によつて、クロアチア政治全体の流れに沿う形で変化が生じていることが分かる。1990 年代にはトウジマンのナショナリズム・イデオロギーにもとづいたネイション化の中、クロアチア国家の国民は「クロアチア人」によって形成されるという認識のもとで、セルビア系難民の帰還を妨げる政策が採用された。それに対してラチャン政権はセルビア系難民の帰還を重要な課題として認識し、帰還の障害を撤廃する方針で難民政策を実施した。続くサナデル政権もヨーロッパ化を志向する中で、セルビア系マイノリティを含めた政治体制の形成に舵を切る姿勢を見せたのである²⁷⁰。

なぜこのような変化が生じたのであろうか。その一つの要因は、現実の政治情勢における対抗関係に見出せるであろう。1990 年代のクロアチア政府はトウジマンを中心とする

Jelena Obradovic-Wochnik (eds.) *War Crimes, Conditionality and EU Integration in the Western Balkans, Chaillot Paper 116*, Paris: EUISS, 2009, pp.17-18.

²⁶⁶ Dejan Jović, “Croatia after Tudman: the ICTY and Issues of Transitional Justice”, p.19.

²⁶⁷ Ivana Djurić, *op.cit.*, pp.1654-1657.

²⁶⁸ *Regional Ministerial Conference on Refugee Returns: Declaration*, Sarajevo, January 2005, para.8.

²⁶⁹ European Commission, [COM (2005)561 final], *Croatia 2005 Progress Report*, Brussels, November 2005, pp.29-30.

²⁷⁰ Ivana Djurić, *op.cit.*, pp.1657-1658.

HDZ によって運営され、その過程で武力紛争を経験した。トウジマンのナショナリズム・イデオロギーにもとづく国家建設は、紛争が終結してからは権威主義的な統治に対する国民の反発を招くことになった。それに対抗する政治勢力はトウジマン政権との政策的相違を強調するためにセルビア系住民を含むマイノリティの保護に積極的な姿勢をとった。そうした政治勢力間の対立が、従来のネイション化を否定する形での政策転換につながったのである²⁷¹。それは一方で、EU 加盟の可能性を現実化するために、難民問題への取り組みを明示的に実施しなければならないという要請にもとづくヨーロッパ化として表出した。EU はデイトン和平合意にもとづくバルカン地域の安定化という課題を掲げていたため、和平合意の中で規定された難民の帰還は、加盟を希望する国にとって不可避の課題であった²⁷²。それゆえ、クロアチアにとって難民政策の転換は、EU 加盟を志向するかぎり避けは通れない問題だったのである。

しかし、かかる政策上の変化によって、難民帰還の実態はどれほど変化したのであろうか。2000 年以降の難民政策の変化をネイション化とヨーロッパ化の相互作用という視点から読み解くためには、その変化がクロアチアという国民国家形成過程におけるマイノリティ問題の構造に対していかなる影響をおよぼしたのかを、実態から明らかにする必要がある。次節では、セルビア系難民の帰還の主要な障害の一つとなってきた住居問題について見ていくこととする。

第三節 セルビア系難民帰還の実態：住居問題

住居問題とは、難民・避難民として他所へ避難した人々が失った住居・財産もしくは居住権をめぐる問題であり、クロアチアにおいては三つの異なった事例が存在する。それは、「公有住宅居住権 (stanarsko pravo)」にかかる問題、破壊された建物の「再建 (obnova)」にかかる問題、第三者に占有された住居の「返還 (povrat)」にかかる問題である。

まず「公有住宅居住権」にかかる問題については、問題の起源がユーゴスラヴィア連邦時代にさかのばる。ユーゴスラヴィア連邦では、国や企業などが住宅基金を設けて運営している公有住宅が数多く存在し、特に都市部ではそこに居住する市民が多かった。こうした居住者に対しては、通常の借家人や不動産の所有者とは異なる独特的の権利が定められていた²⁷³。

²⁷¹ Paula M. Pickering and Mark Baskin, "What is to be Done ?: Succession from the League of Communists of Croatia", *Communist and Post-Communist Studies*, 41(4), 2008, pp.532-533.

²⁷² *The General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina*, Dayton, December 1995, annex 7, art.1-2.

²⁷³ 通常の借家と違い、部屋の使用期限が定められておらず、親族による相続が可能であり、一度この権利を獲得した者は、問題を起こさない限り半永久的に保有できた。また、この居住権は企業や政府機関によって割り当てが決められていたため、こうした機関の重要なポストに多

ここで、特徴的な規定が存在する。それは、「正当な理由」によらず居室の使用を 6 ヶ月以上停止していた場合、居住者の居住権を失効させることができるというものである。内戦時には、公有住宅の住民が避難・追放された後に、この規定にもとづいた居住権の失効を訴える民事訴訟が相次ぐことになった。そうした裁判の多くは、クロアチア政府が統治する地域からセルビア自治地域などに避難したセルビア系居住者に対して起こされ、本人が不在の状態で失効の決定が下されたのである²⁷⁴。

また、セルビア自治地域をクロアチア政府軍が制圧した直後の 1995 年 9 月には、「解放された地域におけるアパート貸借に関する法律 (Zakon o davanju u najam stanova na oslobođenom teritoriju)」²⁷⁵が施行され、同地域においては通常の半分である 90 日以上の不在によって、裁判所の決定を待たずして自動的に居住権の失効が認められることになった。これによって多くのセルビア系難民たちが居住権を失うことになり、逆に居住者が権利を失ったアパートの多くは、クロアチア系の国内避難民やボスニア・ヘルツェゴヴィナからの難民に対して貸与・売却されることになった²⁷⁶。

こうした居住権の失効に対しては、再審理を請求する事例が多く存在したが、いずれも決定が覆されることはなかった²⁷⁷。居住権を失った難民に対する救済措置は、国際社会からの批判にもかかわらず、長く実行されることはなかった。2002 年 7 月になって「特別国家支援地域に関する法律」が改定され、2003 年 6 月にそれ以外の地域における住居提供を行う決定が採択されたことで、前居住権保有者への住居支援がはじめて行われることになった。しかし、かかる措置の実施の遅延が EU から指摘された²⁷⁸。

住居支援の申請者に対して実際に住居が割り当てられたのは 2004 年以降であり、2009 年の段階での申請件数に対して解決された件数は、総申請件数 13,695 件中、実際に住居を割り当てられたケースが 6,198 件と全体の半分に及ばなかった²⁷⁹。さらに、解決された件数のうち、大部分が「特別国家支援地域」内における事例である。つまり、旧セルビア自

く就いていたセルビア系住民が優先的な扱いを受けるケースも多く存在し、そうした既得権に対するクロアチア系住民の反感が存在したと指摘されている。材木和雄、前掲「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題」55、67-68 頁。

²⁷⁴ 居住権取り消しの件数は約 30,000 件にのぼったとされる。材木和雄、前掲「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題」55-57 頁。

²⁷⁵ Sabor Republike Hrvatske, „Odluka o Prograšenju Zakona o Davanju u Najam Stanova na Oslobođenom Teritoriju“, (クロアチア共和国議会『解放された地域におけるアパート貸借に関する法律の布告に関する決定』) *Narodne Novine*, 73, 27 rujna 1995.

²⁷⁶ Bayisa Wak-Woya, “Property Restitution in Post-War Croatia: Problems and Perspectives a Discussion Paper”, *Refugee Survey Quarterly*, 19(3), 2000, p.106.

²⁷⁷ 中には、国内裁判所で敗訴した後に欧州人権裁判所へ提訴したが、クロアチアが欧州人権条約に批准する前の事件であったという理由で、最終的に審理不可能とされた事例も存在する。European Court of Human Rights, [59532/00], *Grand Chamber; Case of Blečić v. Croatia, Judgment*, Strasbourg, 8 March 2006, para.81, 92-93.

²⁷⁸ European Commission, [COM (2004)257], p.29.

²⁷⁹ European Commission, [COM (2009)533], *Croatia 2009 Progress Report*, Brussels, October 2009, p.15.

治地域外の領域で居住権を取り消された人々の多くが、このプログラムの恩恵を受けていないという問題が存在した。EU の年次報告書では、毎年クロアチア政府が設定する解決件数の目標に届いていないことが 2010 年まで指摘され続けていた²⁸⁰。公有住宅居住権の問題は、政府の難民政策の転換と EU による批判が存在したにもかかわらず、消極的な取り組みに留まつたのである。

二つ目の「再建」にかかる問題は、文字どおり内戦によって破壊された住居の補修・建て直しをめぐるものである。「再建に関する法律 (Zakon o obnovi)」は 1996 年 3 月に施行され、内戦の過程で被害を受けた私有財産の補償をクロアチア政府が行うと定められた。ただしこの法律では、クロアチアの民兵組織による破壊などは補償の対象に含まれていなかった。またクロアチアの市民権を持っていなければ申請資格を認められなかつたため、再建支援は実質的にマイノリティを排除する形で行われた²⁸¹。だが、2000 年 6 月にこの法律が改定され、住居被害の大きさと帰還する難民の家族構成員の数によって再建申請の権利が判断されるようになり、法制度上のナショナルな差別は緩和されるかに思われた²⁸²。

しかしながら、申請の期限は 2001 年末までに限定され、セルビア系難民の申請はそれまでと変わらず行政現場で却下され続けたのである。セルビア系難民による再建支援の申請が許可される事例は、2002 年になってはじめて出てくる。再建支援の成果としては、2004 年の時点で内戦によって破壊された約 20 万件の家屋のうち約 13 万件の再建が完了したとされた²⁸³。再建に対する支援は、2011 年に至っても予算金額を大幅に減らしながら継続されていた。再建の申請がなされた事例のうち、財産の所有権など他の住居問題とかかわっていることで審査が長期にわたる事例や、一度申請を却下された人たちの異議申し立てにかかる係争が数年間にわたり継続している事例などが残っていたためである²⁸⁴。

最後に「返還」にかかる問題が存在する。セルビア自治地域をクロアチア政府軍が制圧した直後の 1995 年 9 月に、「特定財産の一時的な接收と管理に関する法律 (Zakon o privremenom preuzimanju i upravljanju određenom imovinom)」が制定された。この法律は旧セルビア自治地域において難民が「放棄していった」土地や住居をクロアチア政府が一時的に管理することを規定しており、法の施行から 90 日までの間に所有者からの申し

²⁸⁰ 2005 年から 2010 年までの European Commission, *Croatia Progress Report* を参照。

²⁸¹ Bayisa Wak-Woya, *op.cit.*, p.94.

²⁸² Antonija Petričušić, "Wind of Change: The Croatian Government's Turn towards a Policy of Ethnic Reconciliation", *European Diversity and Autonomy Papers*, 6, 2004, pp.17-18.

²⁸³ この数字は所有者のエスニックな帰属を問わず、破壊された建物の修復件数を示す。

European Commission, [COM (2004)257], p.28.

²⁸⁴ Vlada Republike Hrvatske, *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Prijelaz u Evropsku Uniju – 2009. Godine*, (クロアチア共和国政府『EU 加盟のためのクロアチア共和国国家プログラム—2009 年度』) Zagreb, Travnja 2009, str.67. Vlada Republike Hrvatske, *Program Vlade Republike Hrvatske za Preuzimanje i Pravne Stečevine Europske Unije za 2011. Godinu*, (クロアチア共和国『EU 法体系の適応と実施のための 2011 年度クロアチア共和国政府プログラム』) Zagreb, prosinca 2010, str.15.

立てが無ければそのまま政府が自由に処分することを許可していた。その短期間で他国に避難した難民からの申請が行われることはほとんど無く、こうした財産の多くは政府によって、主にクロアチア系難民・避難民を対象として分配されることとなった。その後、1998年の難民帰還プログラムによって、セルビア系難民がこうした財産の返還を求める権利が認められた。しかし、地方住宅委員会はこうした申請を受けるにあたって、住居を占有しているクロアチア系住民を優遇し、公正に対応することが少なかった。また、住居を占有している住民は、自助努力によって別の居住地を見つけるまで占有し続けることが認められていたため、住居の返還は遅れた。それでも、合計で2万件ほど提起された返還の申請は、2005年までにほぼ全ての対処が完了したとされている²⁸⁵。

これらの住居問題は、特に紛争終結直後の時期における難民帰還に深刻な影響を与えた。それは、セルビア系難民に対する帰還の妨害と、クロアチア系難民・避難民の旧セルビア自治地域への再定住という形で反映された。特に、公有住宅に住んでいた難民への補償は、2002年までまったく実施されることはなく、この人々の帰還に対して大きな障害となったと考えられる。また、表3-2に示すように、セルビア系難民への補償が本格的に実施されはじめた2002年以後、難民の帰還者数は減少傾向にあり、難民政策が変化したことによる効果がはっきりとあらわれたとは言いかがたい。

表3-2：各年におけるクロアチア国外からの難民帰還者数（1995-2010）

年	帰還者数
1995	1,057
1996	2,206
1997	3,954
1998	13,336
1999	17,931
2000	17,483
2001	11,867
2002	11,048
2003	9,280
2004	7,463
2005	5,261
2006	4,616

²⁸⁵ 実際にはそのうち3,000件ほど、所有者の応答が無い、所在不明などの理由により、占有者の立ち退きが完了した後に受け渡しが行われなかつた事例が存在するとされる。European Commission, [COM (2005)561 final], p.28.

2007	2,137
2008	1,147
2009	710
2010	467
合計	109,963 ※

※この数字に加え、出国後に難民の地位を失って第三国から送還された人々が35,382人存在する。

(出典) UNHCR Croatia, *Return to Republic of Croatia 1995-2010: According to Area of Responsibility of UNHCR Field Teams*, Zagreb, March 2011. より筆者作成。

難民登録者数が減るに従って帰還者の数も減少していくのが自然と考えられるので、2000年以降の帰還者数の減少は、単純に難民として暮らす人々の総数が減っていることも一つの要因であろう。だが一方で、セルビア系難民を主な対象とした住居補償の各プログラムへの総申請件数は、当初30万人ほど存在した難民の総数に比べると桁が一つ少ないという事実が存在する。多くのセルビア系難民にとって、住居補償によるメリットは、クロアチア政府に対する不信を拭い去るほど大きなものではなかったと考えられるのである²⁸⁶。その理由としては、セルビア系難民への救済措置がとられるようになつた後も、3種類の住居問題の全てにおいて、行政府、司法によるエスニックな帰属にもとづく差別的対応が継続したことがあげられる。つまり、実効性を伴わない公的な制度の変化だけでは、セルビア系難民がクロアチア政府を信頼するには十分ではなかつたと言えよう。また、より根本的な理由として、紛争が終結してからわずかな時間しか経つておらず、セルビア系難民の記憶にエスニック・カテゴリーを標的とする暴力が鮮明に刻まれていたことや、クロアチア社会におけるセルビア系住民に対する大衆的な敵意が薄れていなかつたということも影響したと考えられる²⁸⁷。帰還した難民のうち、実際にクロアチア国内に定住している住民は全体の3~4割にすぎないという調査結果が存在し、難民が帰還したとしても紛争以前のような生活へ戻ることが困難であったことを示唆している²⁸⁸。

²⁸⁶ Brad K. Blitz, "Refugee Returns, Civic Differentiation, and Minority Rights in Croatia 1991-2004", *Journal of Refugee Studies*, 18(3), 2005, pp.375-376.

²⁸⁷ European Commission, [COM (2010)660], *Croatia 2010 Progress Report*, Brussels: November 2010, p.13.

²⁸⁸ ミラン・メシチと (Milan Mešić) ドラガン・バギチ (Dragan Bagić) は2006年と2010年の二度にわたってセルビア系難民の帰還の実態を調査している。2010年の調査では、帰還登録した人々のうちクロアチア国内に定住していた難民が33.2%、他国へ移住した難民が38.7%（そのうち7割がセルビア在住）、帰還後に死亡した難民が14.8%、所在不明が13.3%であった。そのうち、クロアチア国内への定住率が高かったのは、紛争が終結して間もない時期の帰還者や高齢の帰還者、人口規模の小さい村落への帰還者であったとしている。Milan Mešić i Dragan Bagić, *Manjinski Povratak u Hrvatsku – Studija Otvorenog Procesa*, (ミラン・メシチ、ドラガン・バギチ『クロアチアへのマイノリティの帰還—開かれたプロセスの調査』) Zagreb: UNHCR, 2011, str.76-84.

したがって、クロアチア政府の政策転換を住居問題に即して把握すると、マイノリティの難民帰還に対する政府の姿勢が肯定的に変化したことを示している一方で、実際にセルビア系難民の帰還を劇的に促進する効果は持たなかったということが言える。つまり、この住居問題からは、ヨーロッパ化によってマイノリティ保護が進められるという事象の限界を見ることができる。すなわち、2000年以降の国内政治状況の変化に応じる形で具体的な難民政策が変化し、ヨーロッパ化によるクロアチア政府の政策方針にかかわる変化が生じたが、マイノリティ問題の構造を根本的に変容させるような効果は得られなかつたということである。

第四節 難民政策から見るクロアチア・ナショナリズムとヨーロッパ化

クロアチアにおける難民政策は、国民国家の形成とヨーロッパ統合への参加という二つの目的の間に生じたジレンマを直接的に反映したものであった。それゆえ、難民政策にあらわれた具体的な変化は、それを裏づけるナショナリズム・イデオロギーの揺らぎに由来するものであったと考えられる。では、独立後のクロアチア政府による難民政策において表出したクロアチア・ナショナリズムの揺らぎとは、どのように評価できるものであろうか。

ここで、難民・避難民として位置づけられる人々にとって、かかるナショナリズム・イデオロギーが意味するところを、あらためて整理しておきたい。ナショナリズムとは、国民国家のあり方を規定し、その正当性を担保する政治的共同体としての国民の成員を規定するイデオロギーである。すなわち、あるべき形としての国民の理念型が設定され、その理念型に当たはまる人々の利益に資する形で、市民権を含めた国家制度や政治的目的を形成するのがナショナリズムの果たす機能である。その機能は、裏を返せば国民の理念型に当たはまらない人々の対象化を意味する。それゆえ、国民として認められるべき主体以外の存在は、同化・排除・周縁化されるというのがナショナリズムの及ぼす力学である²⁸⁹。

この観点からすると、難民とは、ナショナリズム運動によって最も明示的な形で国民から排除された客体であると言える。クロアチア紛争で難民・避難民となった人々は、ナショナルな純粹性にもとづく国民国家を創り上げようとする、それぞれの勢力の蛮行による被害者であった。つまり、ユーゴスラヴィア紛争において難民・避難民とされる人々が生みだされた根底には、特定のナショナリズムにもとづく国民国家形成の運動が存在したことである。裏を返せば、難民・避難民とされる人々は、まさにその存在をもって自らを排除した共同体のあり方を批判する主体であると言える²⁹⁰。したがって、難民帰還と

²⁸⁹ アントニー・D・スミス、前掲書、153-154、177-180頁。Rogers Brubaker, *Ethnicity without Groups*, pp.141-144.

²⁹⁰ Brad K. Blitz, *op.cit.*, p.363.

いう課題は、その重要性が認識されるかぎり、既存の国民国家の同質性や正当性を問い合わせ直す課題としての意味を持ち続けるのである。

しかし、1990年代のクロアチアにおける難民政策は、紛争下での軍事組織による難民を生み出すような行為を裏づける形で運営されていた。すなわち、人口分布上のナショナルな純粹性を追求するために、クロアチア系難民をクロアチア共和国内に定住させ、それ以外のマイノリティ、特にセルビア系難民のクロアチアへの帰還を妨害する政策である。

この政治的意図は、難民・避難民の地位に関する規定や、「特別国家支援地域」への定住政策などから容易に看取することができる。ここでは、難民政策がクロアチア共和国へのクロアチア系住民の定着という目的の限りで問題とされ、難民がナショナルな純粹性を追求する過程で排除された人々であるという点は問題とされない。むしろ、トウジマンは独立以前のクロアチア共和国がクロアチア・ネイションのための国民国家として十分に機能していなかったとして、均質なネイションを土台とする政治的共同体を実現しようとした²⁹¹。そのための手段として、難民政策が利用されてきたのである。

それに対して、2000年以降にクロアチア政府が展開した難民政策は、クロアチア・ネイションとクロアチア国民の同一化という目的ではなく、マイノリティを含めた国民統合という目的に即したものであった。ラチャン政権下で進められたトウジマン時代の法制度の改定や、サナデル政権下でのSDSSとの協力は、その転換を明示している。かかる転換の裏にあった政治的意図は、トウジマン政権への対抗や、国際社会への批判に対する応答など、多分に戦略的なものであったと考えられるが、それによってクロアチア政府がマイノリティ保護としての難民帰還を重要な課題と認識したことは確かである。少なくとも、マイノリティ難民の帰還という課題に対処することによって、主にセルビア系の難民・避難民が国民として認められる可能性が開かれたのである。

だが、難民帰還にかかわる住居問題の経過は、クロアチア政府の難民に関する政策方針の変化が、セルビア系難民の帰還というマイノリティ問題の、構造的変革には及ばなかつたことを示している。具体的な難民政策とナショナリズムが志向する政治的共同体=国民の形態は変わったものの、実態としてクロアチア国民は均質なクロアチア・ネイションに近い形になり、セルビア系難民の「他者」としての位置づけも変化しなかつた²⁹²。2000年

²⁹¹ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.214-217.

²⁹² 1991年の人口調査において「クロアチア人」は全体の78.1%を占めていたものが、紛争終結後の2001年の人口調査では全体の89.63%となり、2011年の調査では90.42%となっている。つまり、人口分布上のナショナルな純粹性は、紛争後に現実に高くなっている。Antonija Petričušić, Marko Kmezić and Mitja Žagar, *The Role of Human and Minority Rights in the Process of Reconstruction and Reconciliation for State and Nation-Building: Croatia*, Bolzano: EURAC, 2008, p.16. Republika Hrvatska – Državni Zavod za Statistiku, *Stanovništvo prema Narodnosti – Detaljna Klasifikacija – Popis 2011.*, (クロアチア共和国国家統計局『民族ごとの人口—詳細な分類—2011年のリスト』
http://www.dzs.hr/Hrv/censuses/census2011/results/htm/H01_01_05/H01_01_05.html (最終検索日: 2015年11月12日)。

以降の政治的転換にもかかわらず、なぜマイノリティ問題の構造は変化しなかったのであろうか。

難民政策が、国民国家の形成とヨーロッパ統合への参加という二つの目的の間のジレンマを体現していたとするならば、難民政策のヨーロッパ化ということの意味を問わなければならない。「ヨーロッパへの回帰」は1989年から90年にかけての「民主化」運動における主要な標語であった。1990年議会選挙後のクロアチア政府は、19世紀以来のクロアチア・ナショナリズム運動と目的を共有しながら、クロアチア社会の源流に「ヨーロッパ」を見出すナショナリズム・イデオロギーにもとづいてネイション化を進めた。つまり、難民を創出するような「民族浄化」や、難民政策を通じた人口分布上のネイション化を進めた根底には、「ヨーロッパの標準的な国家」を形成するという論理が存在したのである²⁹³。いかに2000年以降マイノリティ保護を推進し、セルビア系難民の帰還を促進しようとも、根底に存在した「ヨーロッパの標準的な国家」、すなわちクロアチア・ネイションを主体とするクロアチア共和国の形成という目的は変化しなかったと考えられる。国民という政治的共同体にマイノリティが含まれることを許容することは、マジョリティとしてのクロアチア・ネイションと同じ権利を認めることを意味するのではない。2000年以前とそれ以降のクロアチア政府のセルビア系難民に対する政策は、「排除」から「周縁化」への変化であったと言うことができる。言い換えれば、セルビア系難民をクロアチアという「ヨーロッパ」の国民国家におけるナショナル・マイノリティとして認識するようになったということである。だからこそ、この人々の「他者」としての位置づけも変化しなかったと考えられる。

では、難民政策のヨーロッパ化とは、単にセルビア系難民に対する政策的対応の変化を意味したのであろうか。EU加盟条件やデイトン和平合意の履行といった文脈で提示される難民帰還の要請は、クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーを直接問い合わせる効果は持たず、逆にクロアチア国内政治の情勢が変化することによって、はじめて正面から受け入れられるようになった²⁹⁴。これは、難民政策の変化が当時の政治情勢に応じて、ヨーロッパ統合への参加という目的のかぎりで生じたものであることを意味している。

しかし、その結果としてセルビア系難民がナショナル・マイノリティとして帰還を認め

²⁹³ James Sadkovich, „Franjo Tuđman i Problem Stvaranja Hrvatske Države“, (ジェームズ・サドコヴィチ「フラニョ・トゥジマンとクロアチア国家形成の問題」) *Časopis za Suvremenu Povijest*, 40(1), 2008, str.179-180.

²⁹⁴ EUは、ラチャン政権がICTYへの協力や難民帰還への課題に対して取り組む姿勢を見せたことで、クロアチアの加盟に対して前向きになった。つまり、クロアチア国内政治情勢が変化することでEU加盟が現実的なものとして立ち上がったのである。上原史子「EUの南東欧政策とクロアチア～安定化プロセスの展開を中心に～」(『成蹊大学法学政治学研究』第33号、2006年、36頁)。European Commission, [IP/00/526], *Commission Recommends Negotiations on a Stabilisation and Association Agreement with Croatia*, Brussels, May 2000, para.3.

られたということは、政治的共同体としての国民と、それを正当化するナショナリズム・イデオロギーが変容する契機を、クロアチアが包摂したということを意味する。それは、ナショナリズムによって規定される国民が、マイノリティとの緊張関係によって問い直される可能性を前提とする共同体である。マイノリティの個別性に直面することによって普遍主義的なナショナリズムの特殊性が浮き彫りになり、そこから新しい普遍性＝共同性に揚棄される契機が認められたということなのである。マイノリティがナショナルな帰属によって自動的に共同体から排除されるのであれば、そのマイノリティの立場性を通じた新しい共同性形成の可能性は失われてしまうであろう。

2000年以降の難民政策は、少なくとも、国民国家形成のための紛争の中で故郷を追われた人々に対して、再度クロアチアの政治的共同体の再形成に参加する可能性を与えるものであった。それゆえ、難民政策のヨーロッパ化は、それ自体がクロアチア・ナショナリズムを相対化するものではなかったが、その契機を政治的共同体に内包する効果を生んだと言えるのである。

以上のごとく論じてきたとおり、1990年代以降のクロアチアにおける難民政策は、当初、国民国家形成をめぐる紛争の中で、最も直接的なネイション化の手段の一つとして実践されてきた。それが2000年以降、ヨーロッパ統合へ参加するためのインセンティヴとしてのマイノリティ保護規範を背景にしながら、クロアチア国内の政治情勢に応じて変化してきた。ここでの難民政策は、クロアチア・ネイションと国民を一致させようとするための手段から、排除されたマイノリティを再び政治的共同体に呼び戻すための手段へと変化したのである。だが、クロアチア・ネイションを中心とする国民国家形成という、ネイション化の論理そのものは、クロアチア政府の政策に通底し続けたため、セルビア系難民はクロアチアのナショナル・マイノリティとして位置づけられた。それによって、セルビア系難民を中心とする難民帰還の、マイノリティ問題としての構造は変化しなかったと考えられるのである。

難民問題は独立をめぐる紛争によって発生したものであり、明確に国民国家形成の産物と言えるものであった。さらに、セルビア系住民は、紛争における対立構図の一勢力として位置づけられたことから、セルビア系難民の帰還に対する取り組みの進展は、クロアチア政府の国民とマイノリティに対する認識の変容を明瞭に映し出すものであったと言える。セルビア系難民は、紛争の過程で明確に「他者」として位置づけられた人々であり、排除の対象となった人々であった。それが難民帰還政策の変容によって、ナショナル・マイノリティとして政治的共同体の周縁に置かれる存在と認識されるようになったのである。

ここで考慮に入れなければならない問題が、マイノリティとして位置づけられる人々の独立以前の地位である。セルビア系住民の場合、1974年憲法体制においてユーゴスラヴィア連邦の「構成ネイション」としての地位を保障されており、クロアチア独立の最大の対抗者として位置づけられたため、紛争において排除の対象となった。それでは、独立をめ

ぐる紛争の中でネイション化の対抗者としての運動体を形成しえず、独立以前から周縁に置かれ続けてきた「ロマ（Roma）」の人々は、どのように位置づけられたのであろうか。

ロマに属するとされる人々は、現代ヨーロッパにおいてマイノリティ保護レジームが形成されてくる中で、特に「保護」が必要な対象として見られてきた。その認識は、EU、CoE、OSCE などの欧州国際組織に共有されており、これらの組織に加盟する際の条件としてロマ保護政策の形成が掲げられた。つまり、クロアチアのヨーロッパ統合への参加は、現代クロアチアの領域において周縁化してきたのみならず、「クロアチア独立国」の時代には虐殺の対象にまでされたロマを、特別な保護対象とする政策方針をとり入れることを意味するのである。それゆえ、この人々に対する政策が独立後いかに変容してきたかを考察することによって、現代クロアチアのマイノリティ保護をめぐるネイション化とヨーロッパ化の関係についてより深く理解できると考えるのである。そこで次章では、ロマに対する保護政策に着目し、クロアチアにおけるヨーロッパ化の意味を論じていきたい。

第四章 ロマ保護政策とヨーロッパ化

「ロマ」²⁹⁵の人々が置かれる状況は、1990年代以降、クロアチアのみならず現代ヨーロッパの広域にわたるマイノリティ問題として頻繁にとりざたされてきた。ロマとは、多くの場合蔑称としての含意を持つ「ジプシー」や「ツィガン」などの言葉によって呼称されてきた、ヨーロッパ全域に居住する多様なアイデンティティを持つ諸集団の総称である²⁹⁶。異なるアイデンティティを持ち、異なる社会状況に置かれる諸集団がロマとして一括りにされる理由は、一方ではロマに属するとされる多くの諸集団が、「ジプシー」としてカテゴリー化されながら差別を受けてきたからであり、他方で、その差別に対抗して、ロマと自認する人々によるネイション復興運動と、国際組織によるロマ保護政策が営まれてきたからである。

なぜロマ保護が課題とされたのか。ここではロマがいかなる存在として見られてきたかということが重要になる。一方では、ロマの多くが経済的に貧しく、不安定な雇用状況にあり、インフラ設備が整っていない住居に住んでいるという認識が存在する。他方で、多くのロマは「独自の生活形態」を持っており、「独自の言葉」を使い、人種的に「白人」とは異なっているという認識が存在する。ここで問題とされる点は、ロマが社会経済的に周縁化されているということと、特定のエスニック・カテゴリーとして差別を受けているということである²⁹⁷。

²⁹⁵ 「ロマ」という言葉は「ロマニ語」において「人、男、夫」を意味する言葉「ロム(Rom)」の複数形であり、ロマのネイション復興運動の一環として1971年に開かれた「世界ロマ会議」において、正式な呼称として用いることが宣言された。しかし、ロマに含まれるとされながらも、ロマという呼称を否定し、ロマとしてのアイデンティティを否定するグループも存在する。ロマに含まれるとされる各集団が文化的、社会的に多様な歴史過程を辿っており、居住地も分散的であることから、運動におけるロマ認識とアイデンティティ認識が必ずしも一致しないのである。それゆえ、ロマという言葉によって複数の集団を統括的に表現することに問題が無いわけではない。ただし、本章の目的は、多くの場合「非ロマ」の人々によって形成されてきたロマ保護政策の意味を明らかにすることであるため、基本的には各機関の政策文書に表現される限りの意味でロマという呼称を使用する。金子マーティン「特定の人間集団の呼称は自称と他称のみなのか—関口義人『ジプシーを訪ねて』を読む」(『寄せ場：日本寄せ場学会年報』第24号、2011年、266-269頁)。

²⁹⁶ CoEのデータによると、ヨーロッパ全体における推定ロマ人口は約1,125万人とされている。European Commission, [COM (2011)173 final], *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: An EU Framework for National Roma Integration Strategies up to 2020*, Brussels, April 2011, p.18.

²⁹⁷ 裏を返せば、ロマ保護政策においてはその限りでロマの対象化がなされるのであり、ロマとされる人々自身のアイデンティティ認識と必ずしも一致しないことである。あらゆるネイション意識は政治的作為の上に形成されるが、ここではロマというカテゴリーが、当事者の主観的認識の共有以上に、政治的作為によって構築してきた側面が大きいことを強調しておきたい。Aidan McGarry, "Roma as a Political Identity: Exploring Representations of Roma in Europe", *Ethnicities*, 14(6), 2014, pp.770-771.

クロアチアにおけるロマの人々は、第二次世界大戦時の虐殺を経た後、ユーゴスラヴィア連邦の時代にも一定数がマイノリティとして居住してきたが、相対的に貧困な状況に置かれ、「独自の社会生活」を営む人々として差別を受けていたとされる²⁹⁸。1990年代に入り、独立をめぐる紛争が勃発する中でロマが置かれた状況は悪化した。クロアチアでのロマ差別の強化は、他の旧ユーゴスラヴィア諸国および旧社会主义諸国における「反ジプシー主義」の高揚と軌を一にしている。

すなわち、「ヨーロッパ」でロマ保護が喫緊の課題として浮上してきたのは、1990年代に入り、冷戦構造の崩壊と社会主义諸国の体制転換およびヨーロッパ統合の進展が相半ばした、まさにその時代状況においてなのである。クロアチアにおけるロマ保護政策の展開は、この「ヨーロッパ」レベルでのロマ保護レジーム形成に準じる形で進められた。つまり、クロアチアのロマ保護は、ネイショナリゼーションとヨーロッパ化という二つの共同性形成過程の間にあって、国民形成とヨーロッパ統合への参加という二つの目的のジレンマを、直接に体現したものであると把握できる。

一方で、ロマはセルビア系住民とは異なり、クロアチアの独立以前から周縁化されていた人々である。セルビア系難民に対するクロアチア政府の保護政策は、「排除」から「周縁化」へと変化したものであった。これに対して、ロマに対する保護政策は、後述するように「同化」としての側面が強いものであった。二つのマイノリティ保護政策は、いずれもネイショナリゼーションとヨーロッパ化の葛藤の中で形成されてきたものであるが、その方法に相違が存在したということである。それゆえ、ロマ保護政策形成過程の分析を通して、クロアチアにおけるヨーロッパ化の意味を、前章とは別の角度から明らかにできると考えられるのである。

第一節 ロマ保護の方法：再配分と承認

ロマと見られる人々がヨーロッパの文献上で確認されるのは13世紀から14世紀に入ってからである²⁹⁹。それ以来ロマには「流浪者」「犯罪者」といった偏見がつきまとってきた。また、ロマは単なる偏見にとどまらず、被支配者としての過酷な苦難を負わされてきた人々でもある。現代のルーマニア、モルドヴァの領域では、14世紀中ごろから1855年まで「ジプシー奴隸制」が公的に認められてきた。1568年にはローマ教皇によって、カトリック圏

²⁹⁸ Dragutin Babić, Filip Škiljan i Drago Župarić-Iljić, *Nacionalne Manjine u Zagreb: Položaj i Perspektive*, (ドラグティン・バビチ、フィリップ・シュキリヤン、ドラゴ・ジュパリチ=イリイチ『ザグレブにおけるナショナル・マイノリティ：現状と展望』) Zagreb: Plejada, 2011, str.106.

²⁹⁹ たとえば現代クロアチアの領域では、1362年にラグーサ共和国（ドゥブロヴニク）の行政文書に「エジプト人」の名前が、1373年にザグレブの裁判所記録に「ツィガン」の名前が記載されている。デーヴィッド・クローウェ（水谷驥訳）『ジプシーの歴史：東欧・ロシアのロマ民族』（共同通信社、2001年）310頁。

域からの「ジプシー追放令」が発布された³⁰⁰。第二次世界大戦中の枢軸国支配下では、ユダヤ系の人々とともに 20 万人を越えるロマが虐殺されたとされる³⁰¹。現代においても、2008 年のイタリアや 2010 年のフランスでの追放政策に見られるように、ロマに対する排外的な政策と運動が絶えない³⁰²。

なぜロマはヨーロッパにおいて差別的なイメージを付与され、マイノリティとして位置づけられてきたのであろうか。一つの要因は、ロマが辿ってきた歴史過程そのものに見出すことができるであろう。上記のように、中世から近代初期にかけてのヨーロッパで、多くの場合ロマとされる人々は奴隸として使役されるか、あるいは望ましくない存在として追放された。そのことによって生まれた「放浪」を含む「独自の生活形態」および社会的慣習は、ロマとされる人々を一層特異な存在として社会から孤立させることとなった。主流社会からのロマの排除が、この人々に対する迫害・差別を永続化させる負のサイクルを生み出したのである³⁰³。

さらに、ロマのイメージはそれぞれの時代の社会的背景、共同体の有り方の変化に応じて形成されてきたことも見落としてはならない。たとえば、17 世紀ドイツ地方で手工業者や行商として生活していたロマの人々は、多くが三十年戦争において職を失い傭兵として雇用された。しかし、戦争終結後には多くのラントでロマの追放令が制定された。小川悟は、三十年戦争後に起ったロマ迫害の理由を、各ラントの軍事的・経済的再建に伴う近代化と、貨幣経済の台頭による大衆の経済意識の変化に求めている³⁰⁴。また、冷戦構造が解体した後の旧社会主义諸国では、体制転換に伴う社会経済的混乱の中で、ロマの人々も社会の中で最貧困層に追いやられた上に、「反ジプシー主義」の暴力の対象とされた。政治経済体制の転換が進展することによって社会構造の安定性が揺らぐと同時に、社会主义時代の「平等」に関するテーマが否定される中で、ロマに対する「犯罪者」、「貧者」、人種主義の標的としてのイメージが形成されていったのである³⁰⁵。

現代ヨーロッパにおけるロマ保護政策は、かかる歴史の延長線上で形成されているのであり、「保護」という言葉の裏には歴史を通して再生産してきたロマのイメージが潜んでいる。なぜならば、ロマに対する差別はかかるイメージにもとづいて発生・構造化されてきたのであり、その差別を解消しようとする試みは、差別する側の視線によって対象化さ

³⁰⁰ イアン・ハンコック（水谷驥訳）『ジプシー差別の歴史と構造：パーリア・シンドローム』（彩流社、2005 年）65-66、88 頁。

³⁰¹ ドナルド・ケンリック、グラタン・パックソン（小川悟監訳）『ナチス時代の「ジプシー』』（明石書店、1984 年）245-246 頁。

³⁰² 金子マーティン「フランス政府のロマ差別は EU 法違反—EU 各紙はどう報じ、EU 委員会はどう対応したのか」（『部落解放』第 639 号、2011 年、71-74 頁）。

³⁰³ イアン・ハンコック、前掲書、196 頁。

³⁰⁴ 小川悟『ジプシー—シンティ・ロマの抑圧の軌跡—』（関西大学出版部、2001 年）73-90 頁。

³⁰⁵ Zoltan Barany, *The East European Gypsies: Regime Change, Marginality, and Ethnopolitics*, New York: Cambridge University Press, 2002, pp.189-199.

れる被害者としてのロマを、あらためて浮かび上がらせるからである³⁰⁶。冷戦構造解体後の「ヨーロッパ」でのロマのイメージは、社会経済的貧困および「反ジプシー主義」の被害者としてのロマという像であると言えよう。

一方で、ロマの人々自身による抵抗運動やネイション復興運動の多くでは、自分たちの文化的独自性に立脚した集団的アイデンティティの確立・保全と、その上での差別に対する抵抗が主張してきた。1971年4月にロンドンで開催された「世界ロマ会議」では、標準「ロマニ語」整備の必要性や、ロマの子供がロマ文化と「ロマニ語」を習得するための教育を受けることの意義などが議論され、ロマの運動を象徴する旗と歌が定められた³⁰⁷。かかる運動で表明されたものは、歴史的に構築してきた偏見と抑圧のシステムに対する異議であり、他者によって貼られるレッテルに対して自らのアイデンティティをもって対抗するという意思であった。

ここにおいて、ロマ保護の方法は二つの方向に分かれることになる。その一つは、ロマが置かれる社会経済的な周縁化・貧困を問題視し、それを解消しようとする方向である。もう一つは、ロマ独自のアイデンティティが貶められていることを問題視し、マジョリティに属する人々と同じように評価されることを目指す方向である。アナベル・トレムレット(Annabel Tremlett)らはナンシー・フレイザー(Nancy Fraser)の議論³⁰⁸を援用して、これを「再配分(redistribution)」と「承認(recognition)」の問題として対置させ、二つの問題は相互排他的ではなく、むしろ重なり合いながらマイノリティの被支配者としての地位を固定化していると主張している³⁰⁹。

より一般化して言えば、再配分はマジョリティの普遍主義によってマイノリティの個別性を包摂するアプローチであり、承認はマジョリティの普遍主義をマイノリティの個別性によって相対化する方法であると言えよう。しかし、再配分は問題を共通の社会経済状況に収斂させ、マジョリティとマイノリティの間に存在する社会的地位の相違を棚上げにすることで、かえって不平等を固定化する。一方、承認の場合、承認を要求するマイノリティの個別性それ自体が、その人たちをマイノリティとして位置づける理由となりうることから、マジョリティ＝マイノリティ関係の脱構築を困難にすることになる³¹⁰。

³⁰⁶ Nicolae Gheorghe, “Choices to be Made and Prices to be Paid: Potential Roles and Consequences in Roma Activism and Policy-making” in Will Guy (ed.) *From Victimhood to Citizenship: The Path of Roma Integration, A Debate*, Weinheim: Pakiv European Roma Fund, Kossuth Publishing Corporation, 2012, pp.46-49.

³⁰⁷ Donald S. Kenrick, “The World Romani Congress”, *Journal of the Gypsy Lore Society: 3rd series*, 50, 1971, pp.102-105.

³⁰⁸ Nancy Fraser, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, New York: Routledge, 1997, pp.13-16.

³⁰⁹ Annabel Tremlett, Aidan McGarry and Timofey Agarin, “The Work of Sisyphus: Squring the Circle of Roma Recognition”, *Ethnicities*, 14(6), 2014, pp.730-732.

³¹⁰ 付言すると承認アプローチには、文化的独自性を強調するあまり、ロマの内部に「本物のロマ」ではないとして排除される人々を生み出す可能性も存在する。Ibid., p.731.

つまり、再配分と承認、いずれの方法でロマ保護が実践されていようとも、ロマとされる人々がマジョリティとの支配＝被支配関係に位置づけられている構造自体を根本から問い直すものではない。そうであるならば、問題はいずれの方法でロマ保護が実施されているのかということではない。問題は、ネイション化とヨーロッパ化という二つの普遍主義的過程の葛藤の中で再配分と承認の視角が絡み合いながら、どのようにロマの個別性が固定化されているのかということである。「保護」政策とは、その固定化の一つの現われかたであると考えられるのである。

エイダン・マクギャリー（Aidan McGarry）は EU のロマ政策における再配分と承認のジレンマを指摘している。EU は周縁化されるロマの個々人を再配分的なアプローチによってヨーロッパ社会に包摂しようとしているが、その前提として承認の視点が欠けているため、ロマというエスニック・カテゴリーに属する個人に対する人種差別は消えないと言うのである³¹¹。これはまさに前述のような、再配分による不平等の固定化という問題の指摘であろう。しかし、マクギャリーは、EU の再配分的な政策が各加盟国のロマ保護政策に対してどのような位置づけにあるのかという点については触れていない。ロマ保護政策にあらわれる国民国家と「ヨーロッパ」のイデオロギー上の葛藤を解明するためには、EU が「ヨーロッパ」において形成されたロマ保護規範の具体的実施を加盟国に求める時、再配分と承認のジレンマとしてどのようにあらわれるのかを明らかにする必要がある。

つまり、国民国家と「ヨーロッパ」のそれぞれのロマ保護政策において、再配分と承認という保護の性格が、どのように重なりあってあらわれているかを分析する必要があるということである。以下では、まずヨーロッパ統合の中で形成されてきたロマ保護政策の論理を明らかにしていきたい。

第二節 ヨーロッパ統合におけるロマ保護

ヨーロッパ統合におけるロマ保護政策は、同時期に形成されてきたマイノリティ保護レジームと、時に重なり、時に相違った論理に依拠しながら、独自に展開してきたものである。その担い手の一部である CSCE は、東西陣営の対話の場として 1972 年に準備会合が開催されて以来、マイノリティ問題を取りあげる先駆的な場としての役割を担ってきた。1975 年のヘルシンキ宣言ではナショナル・マイノリティの問題が特別な課題として取り上げられ、人権保護の一分野として扱いながらも、集団としての権利と解釈できるようなマイノリティの「文化」を奨励する規定が盛り込まれた。その後、CSCE ではしばらくマイノリティ問題が扱われなかつたが、1980 年代の後半に入ると、ソ連におけるナショナル・マイノリティの抑圧が注目されることで再び議論の俎上に載せられるようになった。

³¹¹ Aidan McGarry, "The Dilemma of the European Union's Roma Policy", *Critical Social Policy*, 32(1), 2012, pp.132-133.

そこで、マイノリティ保護を人権保護の問題とするか、集団的な権利の問題として扱うかという議論が繰り広げられたのである³¹²。

その議論は、1992年のナショナル・マイノリティ高等弁務官の設置によって一応の決着がつくことになる。CSCEの創設当初から、ユーゴスラヴィア連邦は積極的にナショナル・マイノリティ問題について発言し、特にその集団的権利の保護を主張してきた。皮肉にも、そのユーゴスラヴィアでの紛争状況の悪化を多分に踏まえた上で設置されたナショナル・マイノリティ高等弁務官には、人権保護よりも紛争予防を念頭に置いた権限が付与された。それゆえ、ナショナル・マイノリティ高等弁務官の活動では、ナショナルな紛争の当事者として想定されないマイノリティと認識されたロマは、当初は射程に収められていなかつた³¹³。

CSCEがロマの人々の置かれた状況への対処方針を明示したのは1993年のことである。この年、CSCE高級実務者委員会の請求に応じて、ロマに関するレポートがナショナル・マイノリティ高等弁務官によって提出された。このレポートは、旧社会主義諸国の体制転換とそれに伴う行政執行能力の低下および経済構造の変化が、マイノリティとしてのロマを社会経済的な貧困に追いやり、なおかつ「非ロマ」の人々による偏見にもとづいた差別を助長し、主流社会へのロマの統合を困難にしていると指摘する。そして、その状況を改善することが、移民となって「西側」に移住する人々を減らし、ロマの人々が現在居住している場所に住み続けることにつながるとしている³¹⁴。1994年には、ロマ・シンティ³¹⁵の問題にかかるコンタクト・ポイント（Contact Point on Roma and Sinti Issues, CPRSI）が民主制度・人権事務所の中に設置され、ロマが他のマイノリティとは異なった枠組みで扱われることとなった³¹⁶。

ここで注目される点は、CPRSI設立以降、ロマの人々に対するヘイト・クライムが問題として大きく取り上げられるようになったことである³¹⁷。つまり、ナショナル・マイノリ

³¹² 吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）－人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』（三嶺書房、1994年）297-334頁。

³¹³ 玉井雅隆『CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造』（国際書院、2014年）241-50頁。David J. Galbreath and Joanne McEvoy, *The European Minority Rights Regime: towards a Theory of Regime Effectiveness*, New York: Palgrave Macmillan, 2012, pp.67-75.

³¹⁴ Conference on Security and Co-operation in Europe, [CSCE Communication No.240], *Roma (Gypsies) in the CSCE Region Report of the High Commissioner on National Minorities*, Prague, September 1993, pp.5-8, 11.

³¹⁵ シンティは主にドイツ語圏を中心に居住する人々であり、ロマに含まれる一集団として捉えられる場合が多いが、独自の集団的アイデンティティ認識を有しているとされる。金子マーティン「訳者の序文」（ルードヴィク・ラーハ編著〔金子マーティン訳〕『スインティ女性三代記（上巻） 私たちはこの世に存在すべきではなかった』凱風社、2009年、4頁）。

³¹⁶ 宮脇昇「OSCE（欧州安全保障協力機構）の人権レジームの変化—ロマ（ジプシー）の問題領域を中心に—」（『松山大学論集』第9巻1号、1997年、153-155頁）。

³¹⁷ Peter Vermeersch, *The Romani Movement: Minority Politics & Ethnic Mobilization in Contemporary Central Europe*, New York: Berghahn books, 2007, pp.187-190.

ティ高等弁務官の設置以降、CSCE でのマイノリティ問題は紛争予防を目的とした安全保障上の問題として扱われていたが、ロマはそれと異なり、紛争予防のためではなく、ロマが直面する人権上の問題と移民の抑制という視点から保護が必要であるとされてきた。CPRSI が民主制度・人権事務所に設置されたということは、反ロマ意識や直接的な迫害からのロマ保護という課題を、特別な対応を必要とする人権保護の課題として認めたということである。それゆえ、CSCE によるロマ保護は、1990 年代初頭という転換期にロマの人々が置かれた状況の困難さと、「西欧」諸国の移民増加に対する危機感を土台としながら、社会経済的状況の改善と反ロマ的な差別一般に対する闘いという、普遍主義的人権保護の二つの側面を併せ持っていたと言えよう。

一方、ロマの文化的独自性を強調する保護政策を提唱してきた国際組織として、CoE の存在があげられる。1949 年に「ヨーロッパ」の民主主義と人権保護の促進を目的として設立されたこの組織は、1990 年以前にもロマの状況にかかわるいくつかの決議や提案を採択してきた³¹⁸。1990 年代に入ると、CoE は 1993 年に提出された提案文書「ヨーロッパのジプシー（*Gypsies in Europe*）」を皮切りに、ロマの問題に対して専任的に取り組む機関の必要性を認めた。1995 年には、11 人の常設メンバーからなる、ロマ・ジプシー・トラベラーに関する専門家グループ（MG-S-ROM）が創設された。CoE では、1998 年に発効したナショナル・マイノリティ保護のための枠組条約、および欧洲地域少数民族言語憲章とあわせて、マイノリティ保護の取り組みの一貫としてこのような制度整備が進められてきたのである³¹⁹。

しかし、CoE のロマ保護では、ロマはあくまで特別なマイノリティとして把握されている。1993 年の提案文書では、純粋なヨーロッパ文化的アイデンティティの実現を CoE の目的の一つとした上で、「ジプシー」が「独自の文化的・社会的生活」によってヨーロッパ文化に貢献してきたことを主張している。また、「ジプシー」は「ヨーロッパにおける真のマイノリティ」であり、ナショナル・マイノリティや言語的マイノリティとは異なり、国家を持たない非領域的マイノリティとして特別な保護が必要であるとしている。さらに、昔から非寛容の対象とされてきたが、近年はより頻発するヘイト・クライムの犠牲となっているとしている³²⁰。

³¹⁸ たとえば Council of Europe, [Recommendation 563(1969)], *On the Situation of Gypsies and Other Travellers in Europe*, Strasbourg, September 1969. Council of Europe, [Resolution (75)13], “Containing Recommendations on the Social Situation of Nomads in Europe”, in *Conclusions of the 245th Meeting of the Ministers’ Deputies*, Strasbourg, May 1975, pp.290-292. Council of Europe, [Recommendation No. R (83)1], *On Stateless Nomads and Nomads of Undetermined Nationality*, Strasbourg: February 1983.など。

³¹⁹ Peter Vermeersch, *op.cit.*, pp.192-193.

³²⁰ 文書中で一貫して「ジプシー」と表記されているため、ここでは例外的にロマではなく「ジプシー」と表記する。Council of Europe, [Recommendation 1203], *Gypsies in Europe*, Strasbourg, February 1993, paras.1-5.

つまり、CoE にとってロマ保護が特別な問題となったのは、非領域的マイノリティであるという独特的な特徴に理由があり、その目的は文化的独自性の保全を含めた人権保護にあったと言えよう。CSCE でのロマ保護が、政治的・経済的混乱の中でロマの人々が直面する困難を動機としていたのに対し、CoE の文書では、ロマ保護の必要性がその非領域性および「文化的・社会的生活の独自性」に見出されていたと考えられる。ただし、いずれの保護政策でもロマを他のマイノリティとは異なった特別な存在として認識しているという点では共通している。

なお、CoE の機関として設置されている欧州人権裁判所においては、ロマ保護に関連した判決が出されてきた。たとえば、ロマの「独自の生活形態」が公的機関の定める土地の利用と占有にかかわる法律に抵触するために禁止され、これを人権侵害として争われた事例がいくつか存在する。その中で欧州人権裁判所は、ロマを主流社会から排除された特別な保護が必要な存在として解釈しつつ、しかし法律の普遍的適用から除外される存在ではないとしている。そして、人権侵害にあたるか否かの判断は、ロマの文化的独自性の尊重と公的機関による平等な扱いの間で、事例ごとに異なった判決としてあらわれている³²¹。欧州人権裁判所のロマ保護に対する姿勢は、CoE と同様にロマの独自性を尊重しながら、普遍的な法の支配の枠内で把握しようとするものであると言える³²²。

さらに、近年のヨーロッパ統合の進展は、EU にとってのロマ保護の必要性を生むこととなった。ロマ保護に対する EU の役割は、ヨーロッパ統合の深化と拡大プロセスそのものを通して強化されてきた。1997 年に締結されたアムステルダム条約では、EU が人種、ネイションなどにもとづく差別に対する闘いに関して適切な行動をとるとする条文が追加された。2000 年には、エスニックな帰属によって差別されることのない平等な機会の保障を定めた人種的平等に関する指令、および自由権のみならず広範な社会経済的権利の保護を定めた EU 基本権憲章が採択され、諸個人に対する差別的な扱いを EU レベルで規制する法体系が構築された。一連の法整備は、EU における基本権アジェンダの発展を示すとともに、EU 加盟国内のロマを含むマイノリティに対する差別を、EU 法によって直接規制する可能性を開くものであったと言える³²³。

また、冷戦の終結によって、多くのロマ人口を内包する中東欧諸国の EU 加盟への展望が開けたことは、同諸国のロマ保護に関して、加盟交渉過程でのモニタリングを EU に要求することとなった。少なくとも 1997 年から、各加盟候補国の加盟条件の達成度合いを評

³²¹ Doris Farget, “Defining Roma Identity in the European Court of Human Rights”, *International Journal on Minority and Group Rights*, 19, 2012, pp.296-305.

³²² 逆に、ロマの「独自性」を理由とする差別が争われた事例も存在する。たとえば、教育現場において不透明な理由付けによってロマ生徒に対する教育隔離 (educational segregation) が行われた事例では、差別を助長するとしてこれを禁止する判決が出されている。本研究の第四章第三節を参照。

³²³ Melanie H. Ram, “Anti-Discrimination Policy and the Roma: Assessing the Impact of EU Enlargement”, *Croatian Yearbook of European Law and Policy*, 3, 2007, pp.493-497.

価する年次報告書には、ロマの置かれた状況を改善する必要性が指摘されるようになる。EU 加盟という具体的な目的に即して要求されるロマ保護は、他の国際組織による政策よりも直接的な影響力を持つと考えられるが、加盟交渉の終結によって影響力を失うという弱点や、同じ水準の要求が既加盟国には求められないという限界も存在した³²⁴。

しかし、2004 年に中東欧諸国を含む 10 カ国³²⁵が新規加盟国になったことと前後して、EU にとってのロマ保護は、より内部的な課題に変化することとなった。それまでは加盟交渉にかかる課題の一部として見なされていたロマ保護が、貧困対策や社会福祉の課題と結びついて、より一般的な EU 市民の社会統合にかかる問題とされたのである。

つまり、EU のロマ保護とは、ヨーロッパ統合の進展によって EU の課題がマクロな経済政策から社会政策に広がったことで浮上してきた政策であったと言える。当初は、人権保護や差別との闘いという基本権の問題として、あるいは中東欧の加盟候補国にとって特別な課題として捉えられてきたロマ保護は、徐々に EU 加盟国内の貧困や教育、失業などの問題の一環として、社会統合の文脈で捉えられるようになったのである。

かかる三つの国際組織のロマ保護政策をあらためて総括すると、各組織がロマ保護を開拓する時期が重要であると考えられる。1990 年代初頭に、旧社会主义諸国の体制転換に伴ってロマ保護を問題化したのは CSCE / OSCE と CoE であった。しかし、1999 年の欧州理事会において EU 加盟候補国でのロマの状況改善に関する指標原則が提案される中で、EU と MG-S-ROM、ナショナル・マイノリティ高等弁務官の活動との協調が示されたように、EU は OSCE、CoE とのロマ保護規範を共有することとなった³²⁶。そして、2000 年代に入り、中東欧諸国が加盟したことによって EU のロマ保護に対する直接的な動因が生じた。したがって、当初 CoE や CSCE によって特別なマイノリティの保護として展開されたロマ保護は、2000 年代以降、予算の執行を含めて加盟国に対する直接的な要求可能性を持つ EU の役割をより大きなものにすることとなった。これが意味するところは、ロマの人々の直面する問題がより再配分的な手法で定義されるということである。なぜなら、ロマを特別なマイノリティとして扱う機関を持った CSCE や、ロマのエスニックな独自性と非領域性を強調する CoE とは異なり、EU はロマを貧困と差別の被害者である EU 市民の一部として捉えたからである。

かかる傾向を示す上で、ひとつの指標となるのが、「ロマ包摵の十年：2005-2015 (Decade of Roma Inclusion: 2005-2015)」プロジェクトである。このプロジェクトは 2003 年 7 月にブダペストで開かれた国際会議「拡大するヨーロッパにおけるロマ：未来への挑戦 (Roma

³²⁴ Eva Sobotka and Peter Vermeersch, "Governing Roma Inclusion: Can the EU be a Catalyst for Local Social Change?", *Human Rights Quarterly*, 34(3), 2012, pp.802-803.

³²⁵ エストニア、キプロス、スロヴァキア、スロヴェニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトヴィア、リトアニアの 10 カ国。

³²⁶ European Union COCEN Group, *Recommendation on the Situation of Roma in the Candidate Countries: Background Document*, Tampere, December 1999, paras.1-3.

in Expanding Europe: Challenge for the Future)」³²⁷で提案され、2005年から開始された。これは、各国政府、国際組織、国際NGOおよびロマ支援団体が共同で参加する国際的なイニシアティヴである³²⁸。プロジェクトの主要な目的は、ロマの意思決定プロセスへの参加を含めた生活の改善に向けた発展を促すことと、その進展を透明性の高い数量的方法によって評価することとされ、そのための重点的分野として、教育、雇用、住居、保健の四つの分野が主要なターゲットとして定められた³²⁹。

この取り組みは、明確に再配分的なアプローチと評価できる。ロマの人々が直面している問題は、子供たちの教育機会を増やし、労働者の技能と雇用機会とのギャップを埋め、居住環境を改善し、保健の情報と診察機会を得られるようにすることで、基本的には解消されるとする考え方である。それは、ロマと呼ばれる人々を、社会経済的な困窮に引きつけて理解することに他ならない。2005年に発足し、参加国の大半が中東欧諸国である「ロマ包摶の十年」プロジェクトは、新しい段階に入ったヨーロッパ統合におけるロマ保護の形を反映していると言える。つまり、中東欧諸国がヨーロッパ化していく過程において、最も厳しい社会経済的な周縁化を被っている人々に対する救済としてのロマ保護である。

しかし、ロマを対象として保護政策を実施していくのであれば、対象であるロマの人々が承認されていなければ、ロマ保護政策そのものが形成されえない。欧州委員会は2011年に「2020年までのロマ統合国家戦略のためのEU枠組み (An EU Framework for National Roma Integration Strategies up to 2020)」という提案を策定した。この枠組みは、持続可能で包括的な発展を目指す「ヨーロッパ2020」戦略に即して、ロマの人々が周縁化されている状況を解消することを目標としている。そして、この枠組みは現状に対するEUの見解であって問題解決のための主な実行責任は加盟国にあるとしつつ、各加盟国にロマ統合のための国家戦略を提出することを要請した³³⁰。

だが、実際にロマを特別な統合政策の対象とするような国家戦略を提出したのは、当時の加盟国に加盟交渉が終結していたクロアチアを加えた全28カ国の中15カ国のみであ

³²⁷ この国際会議は、「開かれた社会財団 (Open Society Institute)」と世界銀行およびEUの主導で開催され、ロマ支援団体の指導者、8カ国（クロアチア、スロヴァキア、セルビア・モンテネグロ[当時]、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、マケドニア、ルーマニア）の首脳たちが参加した。開かれた社会財団と世界銀行は、10年プロジェクトの主要な支援者として資金提供などを行った。The Government of Romania - National Agency for Roma, *The Decade of Roma Inclusion – One Year of Romanian Presidency July 2005-June 2006*, Bucharest, December 2006, pp.10-11.

³²⁸ プロジェクト発足時には2003年の国際会議の参加者に加え、パートナーとして、国連開発計画、CoE、CoE開発銀行、CPRSI、欧州ロマ情報事務局、欧州ロマ・トラヴェラーズフォーラム、欧州ロマ権利センター、ロマ教育基金などが参加した。また、後にアルバニア、スペイン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが参加国として、スロヴェニアがオブザーバーとしてプロジェクトに加わった。Ibid., p.12.

³²⁹ Czech Republic, *Decade of Roma Inclusion 2005-2015: Terms of Reference*, Prague, October 2010, p.3.

³³⁰ European Commission, [COM (2011)173 final], pp.2-4.

った³³¹。各加盟国政府のロマ保護に対する温度差は、マイノリティ保護一般に対する政策方針の相違や欧州委員会との権力関係などを少なからず反映していると考えられる。そして、15カ国を除いた地域では、ロマが特別な社会統合政策の対象として承認されていないということである。それは、ロマとされる人々のマイノリティとしての位置づけが、社会経済的な構造の中で不可視化されていることを意味する。このように、1990年代以降のヨーロッパ統合におけるロマ保護政策は、他のマイノリティとは異なる枠組みで発展してきたのである。そして、CSCE / OSCE、CoE、EUの各方針が統合されていく中で、次第に一般的な再配分の枠組みにおいて保護政策が展開されるようになった。では、なぜそうなったのであろうか。

その要因は、ロマとされる人々をナショナル・マイノリティとして捉えることの困難さにあったと考えられる。「ヨーロッパ」のロマ保護は、統合の拡大と同時に全ヨーロッパ規模の問題として浮上した。また、統合の深化によってロマの人々の置かれた状況はヨーロッパ市民一般の問題に含まれることとなった。つまり、ロマ保護は問題化される過程で国境を超えた問題とされたのであり、なおかつロマという独自の集団としてではなくヨーロッパ市民の一部として保護の対象とされたのである。その結果、ロマとされる人々は国民とナショナル・マイノリティという関係において把握することが困難になった。なぜなら、ナショナル・マイノリティの対象化は、多くの場合国民国家のナショナリズムに対する承認をめぐる闘争を通じて行われるからであり、ヨーロッパ規模で問題化されたロマの場合、承認要求と保護レジームの形成という相互作用が、多くの場合国境を超えた形で発生したからである。

しかしながら、ロマ保護は、ヨーロッパレベルにおいて一般的な再配分の問題として認識されたにもかかわらず、2011年のEU枠組みに見られるように、その具体的な政策内容は国家に委ねられた。それゆえ、「ヨーロッパ」のロマ保護政策とは、一定程度ロマとしての独自性を承認する論理を背景としながらも、それ自体が国民とマイノリティの緊張関係を通して既存の政治的共同体形成論理の再考を迫るものではなく、むしろ社会統合政策を通してロマを諸国民国家の正当性の中に回収していくものであったと位置づけられる。すなわち、それは各国民政府ナショナリズムの承認の上に成り立つ再配分としてのロマ保護で

³³¹ イタリア、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロヴァキア、スロヴェニア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルーマニアの15カ国。マルタはロマ人口の不在を理由として戦略文書を作成しなかった。キプロスはロマという名称を否定した上で「キプロスのジブシー」は「トルコ共同体」の構成員であるため対応の必要はないとして、フランスとルクセンブルクは特定のエスニック共同体を対象とする政策それ自体に疑義を呈した。アイルランド、イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ、デンマーク、ドイツ、ベルギー、ラトヴィアは、EU枠組みに対する応答の中で、ロマを特別な対象としない社会政策によって対応することを表明した。Eben Friedman, "Education in Member State Submissions under the EU Framework for National Roma Integration Strategies", *ECMI-Working Paper*, 73, 2013, pp.5-6.

あった。

では、公的に承認されたナショナリズムの上に立つ国民国家は、ロマ保護政策を形成する際に、ヨーロッパ統合における政策と同じ再配分の論理に依拠するのであろうか。それとも、そのナショナリズムの枠内でロマを承認することによって、「ヨーロッパ」のロマ保護政策と一線を画するのであろうか。次節では、クロアチアにおけるロマ保護政策の論理を明らかにしていきたい。その際、クロアチアのロマ保護政策において教育課程を通した社会統合が重要視されていることから、教育分野を中心に分析する³³²。

第三節 クロアチアのロマ保護政策

クロアチアのロマ³³³が歴史的に社会の中で周縁化され、保護が必要な対象として認識されるようになった理由は重層的なものであると思われる。大きな背景としては、社会が不安定化するたびにスケープゴートとされ、迫害を受けてきた事実を指摘できる。第二次世界大戦の時期には、セルビア系、ユダヤ系の人々とともに、ユーゴスラヴィア全体でロマ人口の 25%から 40%にあたる 2 万人から 3 万,5000 人が虐殺されたと言われている³³⁴。1948 年に実施されたクロアチアの人口調査で、自らのエスニックな帰属をロマとして回答した人々はわずか 405 人であった³³⁵。ユーゴスラヴィア連邦でのロマは、一つのエスニック・カテゴリーとして認識されており、その成員の多くが経済的貧困層にあったとされる一方、ロマの知識人や政治エリート層の出現も見られた。しかし、1980 年代に入り政治情勢が不安定化する中で、マイノリティとしてのロマが置かれる状況は、対立する諸勢力の間で顧みられなくなる。むしろ紛争下では、諸勢力から敵視される、居住地域を追われて難民となる、あるいは独立した共和国の新国籍法の下で無国籍者に転落するなどの被害を多くのロマが被った³³⁶。紛争が終結した後、ロマを含むマイノリティが置かれた状況は、ネイション化によって「他者」として排除されるか、国民の中で同化・周縁化されるというものであった。

³³² Vlada Republike Hrvatske, *Nacionalni Program za Rome*, (クロアチア共和国政府『ロマのための国家プログラム』) Zagreb, listopada 2003, str.31.

³³³ 2011 年の人口調査でエスニックな帰属をロマとした回答者は 16,975 人であったが、戸籍が登録されていないケースや、ロマとして申告することを恐れるケースなどが存在することから、実際のロマ人口は統計上の数値よりも多いと考えられている。推計ロマ人口は、3 万人～15 万人と幅広い。Republika Hrvatska – Državni Zavod za Statistiku, *nav.dj.* Neven Hrvatić, „Romi u Hrvatskoj: Od Migracija do Interkulturalnih Odnosa“, (ネヴェン・フルヴァティチ「クロアチアのロマ：移住から異文化関係へ」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), 2004, str.373-374.

³³⁴ Bogoljub Kočović, *nav.dj.*, str.110.

³³⁵ Neven Hrvatić, *nav.dj.*, str.373.

³³⁶ Julija Sardelić, “Romani Minorities on the Margins of Post-Yugoslav Citizenship Regime”, *CITSEE Working Paper Series*, 31, 2013, pp.5-9. Zoltan Barany, *op.cit.*, pp.200-201.

ここで、独立後のクロアチアのナショナリズムを基礎付けた指標の一つである「クロアチア語」について確認をしておきたい。ユーゴスラヴィア連邦での「クロアチア語」は、1954年のノヴィ・サド協定で「セルビア・クロアチア語」として標準化されていた。そのため、「クロアチアの春」においても「クロアチア語」の復興が目的の一つとして設定された³³⁷。それは1990年の新政権成立後に急進的な形で実践され、新しい語彙の創造、古語の復活、正書法の改変など、「セルビア語」との徹底的な差別化が進められた。実現はしなかったものの、「セルビア語的表現」使用の罰則化案まで準備されていたように、独立後の「クロアチア語」は、同じ言語とされる「セルビア語」との意識的かつ急進的な差別化を通じて標準化されたのである³³⁸。つまり、クロアチアのナショナリズムにおいて、言語とは単に社会的コミュニケーションの可能性を保証するのみではなく、それ自体、政治的共同体の独自性を担保するものとして認識してきたと言えよう。

公定言語は教育課程を通じて国民に教え込まれる。クロアチアのロマ保護政策で特に重視される教育分野では、大きな問題として、しばしばロマの生徒の「クロアチア語」能力の欠如があげられてきた³³⁹。この問題は、表面上、学習やコミュニケーションのために必要な言語能力の欠如という、技術的な問題として見なされる。しかしその根底には、クロアチア社会に統合されていくための必須条件として「クロアチア語」を位置づけるイデオロギーが存在していると考えられるのである。

「クロアチア語」の急進的な標準化は当のクロアチア国民として認められる人々の反発を受けて軟化したが、1990年代のマイノリティ保護政策は依然として国際社会からの批判をかわすための最低限の法制度構築にとどまっていた。1998年にはロマの教育助手と福祉分野でのヘルパーを育成するという試みも行われた³⁴⁰。しかし、体系的なロマ保護の実施にはつながらなかった。マイノリティ保護がクロアチアで徐々に政策として定着していくのは、独立後初の政権交代が起こった2000年以降であり、ロマに対する本格的な保護プログラムが形成されるのは2003年に入ってからである³⁴¹。

³³⁷ Krešimir Mićanović, „Jezična Politika s Kraja 60-ih i s Početka 70-ih: u Procijepu Autonomije Između i Centralizma“ (クレシミル・ミチャノヴィチ「60年代末から70年代初頭にかけての言語政治—自治と集権主義の亀裂」) u Tvrko Jakovina (ur.) *Hrvatsko Proljeće: 40 Godina Poslje*, Zagreb: Centar za Demokraciju i Pravo Miko Tripalo, Filozofski Fakultet Sveučilišta u Zagrebu, Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagrebu i Pravni Fakultet Sveučilišta u Zagrebu, 2012, str.285-287.

³³⁸ 齋藤厚、前掲論文、124-126頁。

³³⁹ Dragutin Babić, „Stigmatizacija i Identitet Roma – Pogled »Izvana«: Slučaj Učenika Roma u Naselju Kozari Bok“, (ドラグティン・バビチ「スティグマ化とロマ・アイデンティティー＜外＞からの見解：コザリ・ボーク地区におけるロマの生徒の事例」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), 2004, str.326-328.

³⁴⁰ Council of Europe, [ACFC/SR (1999)005], *Report Submitted by Croatia Pursuant to Article 25, Paragraph 1 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities*, Strasbourg, March 1999, pp.44-45.

³⁴¹ Jagoda Novak, „Romska Zajednica i Međunarodne Institucije: tek Relativan Uspjeh

ロマ保護にかかる体系的な戦略について2000年から議論を重ねてきたクロアチア政府は、2003年10月に「ロマのための国家プログラム (Nacionalni Program za Rome, 以下、国家プログラム)」を採択した。このプログラムの背景には、CoE や OSCE といった組織からのクロアチアに対する具体的なロマ保護整備の要求や、前節で言及した2003年の国際会議「拡大ヨーロッパにおけるロマ」にて提案された「ロマ包摂の十年」プロジェクトの構想とともに、EU や NATO への加盟という外交上の目的が存在した³⁴²。

国家プログラムは、ロマが政治的・社会的・空間的・経済的に周縁化されていることを問題としており、その要因をロマの教育課程への不十分な統合、不安定な雇用形式、「特殊な生活様式」に求めている。その上で、ロマ自身では乗り越えられない社会的なギャップを埋め、憲法や法律で定められている権利を実現し、あらゆる形態の差別を是正することが目的であるとしている³⁴³。

教育については、就学前教育と初等教育に重点が置かれており、いずれの項目でも、「クロアチア語」の習得が目的の中で真っ先に記載されている。また、幼稚園に通わない子供のためのプログラムが提案され、「クロアチア語の学習、衛生・学習習慣、社交性、共感、自律性の発達、社会的振る舞いの習得」³⁴⁴が目的とされた。裏を返せばクロアチア政府は、一般的にこうした能力がロマの子供たちに欠けており、それを身に付けるまま小学校に進学することが問題であると認識していたのである。また、初等教育における大きな問題として、特に就学前教育を受けていないロマの生徒を普通学級へ編成しようとする際、主に「事前知識 (predznanje)」が足りていないことを理由として、他の生徒やその親に受け入れられない場合が存在するということをあげている³⁴⁵。そして、その対策として、十分な「クロアチア語」能力を持たない、あるいは就学前教育を受けていないロマの生徒たちを初年度に特別学級に編成する方法が提起されている³⁴⁶。ここで「クロアチア語」能力、あるいは「社会的振る舞い」の未修得を理由としたロマの生徒のみの学級編成が正当化されているのだが、後にこれが問題とされるようになる。

さらに、国家プログラムが策定された2年後に「ロマ包摂の十年」プロジェクトが発足し、クロアチアもこれに参加した。発足直後の2005年3月にクロアチア政府が策定した「ロマ包摂のための十年行動計画 (Akcjiski Plan Desetljeća za Uključivanje Roma 2005-2015, 以下、十年行動計画)」では、プロジェクトが国連のミレニアム開発目標やEUの社会統合

Zaštite Ljudskih i Manjinskih Prava“, (ヤゴダ・ノヴァク「ロマ共同体と国際機関：人権とマイノリティの権利保護の限定的な成功」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), 2004, str.418.

³⁴² Council of Europe, [ACFC/SR (1999)005], pp.44-49. OSCE Mission to Croatia, *Report of the OSCE Mission to the Republic of Croatia on Croatia's Progress in Meeting International Commitments since March 2001*, Zagreb, November 2001, p.9.

³⁴³ Vlada Republike Hrvatske, *Nacionalni Program za Rome*, str.2.

³⁴⁴ *Isto*, str.32.

³⁴⁵ *Isto*, str.34.

³⁴⁶ *Isto*.

プログラムと根本的な目的を同じくし、同時に 2003 年の国家プログラムを補完するものであるとしている。その上で、経済発展とより良い生活水準の実現を通して貧困を根絶することによって、ロマが直面する周縁化と差別の根を取り除くことを目的とした³⁴⁷。

教育分野では、教育現場での寛容の空気の醸成や、学校とロマ共同体との信頼関係の構築などの大まかな目標と、放課後教育の導入や、奨学金の創設などの具体的な方法が設定された。国家プログラムと異なる点としては、教育の重要性をロマの親、生徒に周知することが方策として提起されていることと、男女両性が教育対象であると強調されていることがあげられる³⁴⁸。

一連の枠組みでは、ロマの子供たちをクロアチアの学校教育に統合するための措置が並べられている。しかし、ロマの子供たちが教育課程で周縁化されている理由と、クロアチア社会におけるロマの社会的差別や社会経済的困難は体系的に結び付けられていない。国家プログラムはクロアチア社会、学校教育の標準的指標から外れるロマを、いかに取り込むかという発想の下で構成されており、逆にその指標のほうにロマを受け入れるための障害が存在し得るという視点が弱いことが看取される。また、十年行動計画では、「差別との闘い」「貧困との闘い」「性別の平等」がロマ教育に関連した課題とされているが、関連性の具体的な内実については言及されていない。それにもかかわらず、基本的には貧困の根絶によってロマの直面する問題を解決するというのである³⁴⁹。

2009 年に、ザグレブ大学によるマイノリティ言語教育に関する研究プロジェクトの中で、中等教育の就学者を対象とした諸エスニック・カテゴリーに対する社会的距離に関するアンケート調査が実施された。ロマに対して、7 段階評価のうち 4 段階目の「同じクラスになんでも良い」よりも好意的な評価をした回答者は全体の 48.2% にとどまり、最も低い評価である「クロアチアから出て行ってほしい」を選択した回答者は 27.5% に上った³⁵⁰。学級

³⁴⁷ Vlada Republike Hrvatske, *Akcijiski Plan Desetljeća za Uključivanje Roma 2005-2015*, Zagreb, Ožujka 2005, str.2-3.

³⁴⁸ *Isto*, str.4-27.

³⁴⁹ *Isto*, str.2.

³⁵⁰

エスニック 集団	結婚 しても 良い	友達に なっても 良い	隣人に なっても 良い	同じ クラスに なっても 良い	クロアチ アの市民 になって も良い	クロアチ アを訪問 するだけ なら良い	クロアチ アから出 て行って ほしい
アルバニア	13.2%	45.1%	6.9%	2.9%	6.1%	14.1%	11.7%
アメリカ	50.3%	28.8%	4.3%	2.8%	4.0%	6.1%	3.8%
ボスニア	28.9%	39.0%	6.1%	2.9%	5.9%	9.0%	8.2%
モンテネグロ	19.0%	37.1%	6.8%	3.4%	5.7%	13.7%	14.3%
クロアチア	88.2%	7.2%	0.6%	0.7%	2.5%	0.2%	0.6%
ハンガリー	26.5%	38.5%	7.7%	4.0%	4.6%	11.7%	7.0%
ドイツ	39.8%	33.7%	4.7%	4.1%	4.2%	8.7%	4.8%
ロマ	9.1%	31.9%	5.7%	2.5%	9.4%	13.9%	27.5%
ロシア	27.1%	35.6%	4.7%	4.1%	4.8%	14.5%	9.2%

の生徒の半数がロマと同じクラスになることを許容できないと考えている状況が一般的であるとするならば、ロマを教育課程に取り込む方策として、必然的に学校内および社会全体に浸透しているロマに対する差別意識を改善することが必要とされるであろう。

しかし、かかる差別意識の改善は、国家プログラムと十年行動計画において、少なくともロマの生徒に対する教育支援という枠組みでは重視されていない。ロマの教育と差別にかかわって、2010年3月16日に欧州人権裁判所で判決が出された「オルシュシュ(Oršuš)事件」は、クロアチアのロマ保護のヨーロッパ化を考察する上で重要である。この事件は、クロアチアのメジムリエ郡にある四つの小学校で修学していたロマの子供たちが、当時ロマの生徒のみの学級に編成されていたことを不当な差別であるとし、各小学校・メジムリエ郡・クロアチア共和国を被告として提訴したものである。原告側は、教育隔離によって十分な教育を享受できなかった上に、心的被害を被ったことを主張した³⁵¹。一方、被告側はロマ学級が人種やエスニックな差別によるものではなく、純粋に「クロアチア語」能力が欠如していることの結果としての合理的な編成であったと主張したのである³⁵²。

この申し立てについて、欧州人権裁判所大法廷は、チャコヴェツで「非ロマ」の子供の親たちがロマの子供の入学に抗議するデモを行った事例に触れながら、「クロアチア語」能力の欠如を理由とした学級編成であっても、結果的に「非ロマ」の蔑視・敵意によって原告が困難に直面していたことを認めた。そして、言語能力の欠如がロマ学級編成の理由であるとされたにもかかわらず、その学級での「クロアチア語」習得カリキュラムが十分ではなかったことを、クロアチア政府も認めていることに言及した。その上で、他の判例³⁵³に見られるような一義的にロマであることを標的とした直接的差別とまでは言えないが、十分な予防手段がとられていなかったため、ロマ学級の編成という方法と、教育課程への統合という正当な目的の間に整合性が存在しなかったとした³⁵⁴。かくて、欧州人権裁判所大

スロヴェニア	22.2%	29.4%	4.6%	3.2%	4.2%	13.2%	23.3%
セルビア	18.1%	26.9%	3.5%	2.5%	3.5%	11.2%	34.3%
イタリア	44.6%	29.3%	4.0%	2.4%	3.9%	9.4%	6.5%
ユダヤ	17.1%	36.7%	4.6%	2.9%	5.3%	14.4%	19.0%

Ana Blažević Simić, „Socijalna Distanca Hrvatskih Srednjoškolaca prema Etničkim i Vjerskim Skupinama“, (アナ・ブラジエヴィチ=シミチ「エスニック集団および宗教集団に対するクロアチア中等教育生徒の社会的距離」) *Pedagogijska Istraživanja*, 8(1), 2011, str.158.

³⁵¹ European Court of Human Rights, [15766/03], *Grand Chamber, Case of Oršuš and Others v. Croatia, Judgement*, Strasbourg, 16 March 2010, paras.52-53.

³⁵² *Ibid.*, paras.124-125, 127-128.

³⁵³ European Court of Human Rights, [57325/00], *Grand Chamber, Case of D.H. and Others v. the Czech Republic, Judgement*, Strasbourg, 13 November 2007. European Court of Human Rights, “Roma Children Denied Access to School before Being Assigned to Special Classrooms in an Annex to the Main Primary School Buildings: Violation (Sampanis and Others v. Greece)”, *Information Note on the Court’s Case-Law*, 109, Strasbourg, June 2008, pp.20-22. を参照。

³⁵⁴ European Court of Human Rights, [15766/03], *Grand Chamber, Case of Oršuš and Others v. Judgement*, paras.72, 151-155, 163, 180, 184.

法廷は、欧州人権条約の教育権にかかる協定 2 条との連接で、差別の禁止にかかる同条約第 14 条に違反する事件であることを認めたのである³⁵⁵。

オルシュシュ判決を受けてクロアチア政府は、同年 6 月に「欧州人権裁判所オルシュシュ対クロアチア判決執行の方策 (Mjere za Izvršenje Presude Europskog Suda za Ljudska Prava u Predmetu Oršuš I dr. protiv Hrvatske)」という文書を採択した。この文書では、「クロアチア語」が十分に使えない生徒に対する教育について、政府策定のカリキュラムの方向性は正しかったがその実施が不十分であったとし、より柔軟な方法によるクラス編成と、生徒個々人に対する評価を可能にするカリキュラム作成が目標とされた³⁵⁶。

さらに、2012 年に策定された「2013 年から 2020 年までのロマ包摂のための国家戦略 (Nacionalna Strategija za Uključivanje Roma, za Razdoblje od 2013. do 2020.godine, 以下、国家戦略)」は、より明確に政策的变化を示すものであった。この文書は、前章で言及した「2020 年までのロマ統合国家戦略のための EU 枠組み」をうけて作られたものである。この文書では、十年行動計画の実施が未だ多くの分野で一貫性に欠けていることから、ロマの社会経済的状況を改善するために前述の四つの分野の具体的目標を設定し、

³⁵⁵ 審理の展開を追うと、この事件は当初 2002 年 4 月にチャコヴェツ地方裁判所で提訴されたが、差別的な意図による学級編成の事実はなかったとの判決が下され、棄却された。その後、2002 年 12 月にチャコヴェツ郡裁判所に提訴されたが、第一審と同じ理由によって棄却された。原告は同月、クロアチア憲法裁判所に提訴したが、憲法裁判所は 2007 年 2 月 7 日の判決で、ロマ学級の編成が、すでに「クロアチア語」を習得しているはずの高学年にとっては合理的ではなかったことを認めつつ、差別的意図の存在を否定した。この判決が出る前の 2003 年 5 月に、原告は憲法裁判所による審理期間が長すぎるとして、前述の事案とともに欧州人権裁判所に提訴した。欧州人権裁判所一次法廷は、2008 年 7 月 17 日の判決で、クロアチア憲法裁判所の審理の延長が過度であるという原告の訴えを満場一致で認めた一方で、差別の事実は認められないとした。しかし欧州人権裁判所大法廷では、裁判官の投票 9 対 8 で、差別の事実を認めるとの判決を下した。この経緯を見るに、教育現場の事実関係だけでは明確な差別的意図を見出すことは困難であるという判断が各法廷においてなされている。欧州人権裁判所大法廷に至っても投票が割れたことは、この最終判決が、実際にロマの生徒が直面した困難や、今後のロマ教育の展開への影響を視野に入れた、踏み込んだ解釈であることを示していると考えられる。同時に、この判決は「ヨーロッパ」におけるロマ保護と差別の概念の揺らぎを示す事例でもあると言える。Ibid., paras.52-60, 98-99, 112. また、この判決に対するロマ組織の反応にも揺らぎが見られる。ザグレブ市・ザグレブ郡ロマ協会 (Udruga Roma Zagreba i Zagrebačke Županije) が発行する雑誌には、欧州人権裁判所の判決を支持し、ロマ差別に対してクロアチア政府が効果的な対策を行わなかったことを批判する記事が掲載された。Marko Gregović, „Romi - Hrvatska: 1-0“, (マルコ・グレゴヴィチ「ロマ対クロアチア: 1-0」) *Romano Čacipe*, 37, 2010, str.20-22. しかし、メジムリエロマ協会 (Udruga Roma Međimurja) の会長であったヨシップ・バログ (Josip Balog) とその息子は、メジムリエのロマは問題無く暮らしており、この事件はクロアチアの外からやってきたロマやロマ支援団体がでっち上げた問題であって、欧州人権裁判所の判決は不道徳であるとコメントした。Medimurske Novine, 30 ožujka 2010.

³⁵⁶ Vlada Republike Hrvatske, Mjere za Izvršenje Presude Europskog Suda za Ljudska Prava u Predmetu Oršuš i Dr. protiv Hrvatske, Zagreb, Lipnja 2010, str.3.

モニタリングの指標を発展させる必要があるとされている³⁵⁷。

教育に関する項目を見ると、初等教育の部分では、最も大きな問題はロマの生徒の修了者が少ないとされている。そして、その原因の一つとして、ロマの生徒のみの学級編成による教育隔離が批判されている。教育隔離は、生徒が受ける教育の質を下げ、生徒のみならず教師のやる気も奪い、生徒たちのポジティヴな自己評価を不可能にするために、結果的に生徒のドロップアウトにつながると言うのである³⁵⁸。教育隔離の批判がオルシュシュ判決をうけたものであることは明らかだが、当該判決とは異なり、教育方法として効果的ではないということのみが問題視されており、生徒がロマとして受けられる差別については言及されていない。また、2020年までにロマの生徒のみの学級を全廃することが目標とされており、その評価指標はロマ学級の数と、教育隔離の防止のための公的規則の内容によるとされている³⁵⁹。

2003年の国家プログラムから2005年の十年行動計画を経て、2012年の国家戦略に至るまでのクロアチアのロマ保護政策は、明確にヨーロッパ統合への参加という目的に即して形成された政策と言える。その意味で、こうした枠組みはヨーロッパ化の一つのあらわれ方として捉えられるであろう。では、かかるヨーロッパ化の影響に対していくなる評価が可能であろうか。

国家プログラムでは、「クロアチア語」学習のためのロマ学級の編成が方法として提案されていたのに対し、9年後の国家戦略では教育隔離の弊害が明記され、全廃が目標とされている。ここに、ロマ保護のための方法の変化と、オルシュシュ判決の影響を確認できる³⁶⁰。この判決で指摘された問題点は、ロマの子供の教育課程への統合という目的と、教育隔離という方法の間に整合性が欠けていたことに起因する、結果としての差別であった³⁶¹。つまり、ここでは学校が教育隔離という方法で達成しようとした目的自体は認められているのである。

では、その教育の目的とは何か。それは、ロマの子供たちが「クロアチア語」能力を身につけ、初等教育を修了し、将来的にクロアチア社会に統合されていくことである³⁶²。オルシュシュ判決の影響による軌道修正は存在したもの、国家プログラムと国家戦略は、ロマ学級の編成と教育隔離の全廃という真逆の方法をとりながら、ロマの教育課程への統合という共通の目的に根ざしていたと言えよう。

³⁵⁷ Ured za Ljudska Prava i Prava Nacionalnih Manjina, *Nacionalna Strategija za Uključivanje Roma, za Razdoblje od 2013. do 2020. Godine*, Zagreb, Studenoga 2012, str.1-2.

³⁵⁸ *Isto*, str.38-39.

³⁵⁹ *Isto*, str.43.

³⁶⁰ ロマ児童に対する教育隔離一般については、「EU 枠組み」の中でも望ましくない傾向として指摘されている。European Commission, [COM (2011)173 final], p.5.

³⁶¹ European Court of Human Rights, [15766/03], *Grand Chamber, Case of Oršuš and Others v. Croatia, Judgement*, paras.180-184.

³⁶² Ured za Ljudska Prava i Prava Nacionalnih Manjina, *nav.dj.*, str.37-39.

しかし、ここで問題となるのは、「ヨーロッパ」とクロアチアのそれぞれのロマ保護の相違点である。「ヨーロッパ」のロマ保護政策は、ロマと諸国民国家の承認を前提とした再配分の論理という重層構造によって形成されていた。翻ってクロアチアのロマ保護政策はどうであろうか。オルシュシュ判決はロマの生徒たちが直面した差別を問題にしているのに対し、国家戦略は教育隔離のもとでロマが享受する教育の質を問題にしている。すなわち、クロアチア政府にとってのロマに対する教育とは、ロマにとってより公正なクロアチア国民の構築可能性を模索するような問題ではなく、いかにしてロマの子供を、既存のクロアチア社会に同化するかという技術的な問題と考えられているということである。そこでは、十年行動計画と同じように、ロマに対する差別は社会経済的統合の問題とされ、エスニックな承認にかかる問題としては捉えられていない。よって、クロアチア政府によるロマ保護政策は、少なくとも教育分野においては、既存のナショナリズムへのロマの子供たちの適応を目的とする再配分の論理に傾斜していることが見て取れるのである。

第四節 ヨーロッパ化によって正当化されるネイション化

では、あらためて「ヨーロッパ」のロマ保護とクロアチアのロマ保護との論理の相違点はどこに見出せるのであろうか。そして、クロアチア政府のロマ保護政策に対するヨーロッパ化とは、どのような意味を持っていたのであろうか。

「ヨーロッパ」のロマ保護とクロアチアのロマ保護の相違点は、エスニックな差異をどのように解釈したかという点にある。ヨーロッパ諸国際組織は、ロマの多様性を認める一方で、社会経済的困窮と「反ジプシー主義」の被害者であるという共通項によってロマを認識してきた。ここでは、ロマのエスニックな個別性は、それが周囲から受ける差別の標的となる点で問題視される。つまり、「ヨーロッパ」にはナショナルな差異が前提的に内在しているため、ロマの人々の個別性ではなく、個別性に対する抑圧が論理的には問題とされる。しかし、クロアチアでは、エスニックな個別性が国民統合の「障害」として認識された。たとえば国家プログラムの就学前教育の項目で示された目的は、クロアチア社会に統合されるためにロマが克服すべきであると政府が考えている「特殊な生活様式」が示されていた。

また、「クロアチア語」はナショナリズムの重要な要素の一つであり続けてきた。ロマが「ロマニ語」を使う一方で、「クロアチア語」を十分に使えないということは、単に社会生活上の意思疎通が困難であるということを意味するのではない。クロアチア・ナショナリズムへの同一化が十分ではないために、国民として認める必要がないと見られるということである。それゆえ、クロアチア政府のロマ保護政策からは、ロマの人々の個別性に直面したクロアチア・ナショナリズムそれ自体のあり方を再編成しようとする政治的意志は見出せない。たとえば、学校内における差別意識の改善の方策はあげられず、「ロマニ語」し

か話せない生徒たちに対していかに「クロアチア語」を教えるかという方法は考慮されても、「ロマニ語」による教育カリキュラムの可能性は考慮されていないのである³⁶³。

つまり、「ヨーロッパ」とクロアチアにおけるロマ保護の相違点は、「ヨーロッパ」と国民という二つのイデオロギーがよって立つ共同性の違いに存在したと考えられる。「ヨーロッパ」イデオロギーは、既に一定程度確立されている諸ナショナリズムを包摂するものであったことから、そのナショナルな差異を前提とした共同性を形成してきたのに対し、クロアチア・ナショナリズムは逆にナショナルな純粹性にもとづく共同性を形成してきた。ロマの個別性は、「ヨーロッパ」では論理的に包摂されるものと見なされる一方で、クロアチアでは既存のナショナリズムにもとづく同化を通じて再配分の論理によって統合されていくか、もしくは承認されずに排除、周縁化していくものとして見なされているのである。

なぜ、このような食い違いが生じるのか。エスニックな差異の包摂は、ヨーロッパ化の重要な指標の一つとされてきた。クロアチアのロマ保護政策がヨーロッパ化の論理に沿って構築されるのであれば、ロマの差異を包含する形での保護政策が形成されるところであるが、現実にはそうなっていない。

そつの要因は、ロマとされる人々がマイノリティとして対象化される際の経路に見出すことができる。ロマはトランスナショナルなマイノリティとして全ヨーロッパ的に問題化された。そのため、ロマに対する保護政策は、ロマに属するとされる個人を対象とする再配分か、「反ジプシー主義」的な差別一般に対する闘いとなった。しかし、「ヨーロッパ」のロマ認識とロマとされる人々自身のアイデンティティ認識は必ずしも一致しない。その場合、ロマに含まれる個々の集団の個別性を承認できるアクターは、それぞれの国民国家、地域レベルの政府に該当する。ところが、クロアチア政府はロマ保護を独自に実施してきたわけではなく、ヨーロッパ統合への参加を通してロマ保護政策を形成してきた。それゆえ、ロマの人々に対する承認ではなく、ヨーロッパ統合への参加において要求される限りの、再配分と、差別一般に対する闘いというアプローチに従った政策が作られることになる。逆にヨーロッパ統合のロマ保護は、トランスナショナルなマイノリティとしてのロマを普遍主義的に保護するという枠組みにとどまるしかなく、個々の集団に対する具体的な保護はローカルな共同体に依存することとなる。だからこそ、クロアチアのロマ保護は、結果的にクロアチア・ナショナリズムを土台とした再配分という形態をとることになったと考えられるのである。

³⁶³ この背景には、「ロマニ語」が地域によって相当異なっているという点や、「ロマニ語」が十分に使用できる教師が不足しているなどの問題が存在する。また、少数言語話者が多数言語を習得しないまま教育課程を終えることの問題もあり、クロアチアのロマ教育の問題は、まさにそのことに見出されていたことも付記しておく。European Court of Human Rights, [15766/03], First Section, Case of Oršuš and Others v. Croatia, Judgement, Strasbourg, 17 July 2008, para.29.

ここにあらわれたヨーロッパ統合の国民国家に対する影響とは、当該国家のナショナリズムの再考を迫るものではなく、むしろロマの人々が直面する問題をその枠組みの中で解消していくように促すものであったと言える。つまり、国民国家における既存の政治的共同体を前提としながら、その枠内でマイノリティを対象化して、平等化を図るという論理にもとづいている。それゆえ、ヨーロッパ化によって国民国家の共同性＝普遍性のあり方が根本から問われることなく、クロアチア政府のロマに対する保護政策はネイション化の一環として進められたのである。

2003年から実施されてきたクロアチアのロマ保護政策に対する批判³⁶⁴はいくつか存在するが、多くはロマ統合のための計画が策定されているにもかかわらず効果的な実践がなされていないということに対してであり、政策の根本的な論理に対する批判は少数である³⁶⁵。他方で、就学前プログラムが整備されたことによって、ロマの子供たちの教育状況は以前よりも良くなっているという意見も存在する³⁶⁶。それが将来的にロマというエスニック・カテゴリーの社会的承認と、ロマに属するとされる人々の社会経済構造上の位置づけの改善につながるのであれば、クロアチアのロマ保護政策の目的は達成されるということになる。しかし、ロマの「特殊な生活様式」がクロアチア社会の中で歴史的に維持してきた理由を斟酌することなく地位改善の試みが進められるのであれば、それはロマのクロアチア社会への同化と同義となろう。

したがって、クロアチアのロマ保護政策に見られるヨーロッパ化とは、かかる意味を持ちながら進められてきたものであると考えられる。それゆえ、クロアチア・ナショナリズムはヨーロッパ化によって根本から問い直されることがなかった。なぜならば、「ヨーロッパ」イデオロギーは、諸ナショナリズム、すなわち国民とマイノリティの支配＝被支配関係を前提としていたからである。かくて、ここでのヨーロッパ化はクロアチア国内の再配分のあり方を規定するネイション化プロセスを追認する形で作用したのである。

³⁶⁴ たとえば、Ana Horvat, „Segregacijom do Integracije?: Mogćnosti Integriranog Obrazovanja Roma“, (アナ・ホルヴァト「隔離から統合へ?: ロマ統合教育の可能性」) *Zbornik Radova Pravnog Fakulteta u Splitu*, 46(2), 2009, str.471-472. Ureljija Rodin, „Evaluacija Akcijskog Plana za Rome za Područje Zdravstva“, (ウレリヤ・ロディン「保健分野におけるロマのための行動計画の評価」) *Acta Med Croatica*, 64, 2010, str.331.など。

³⁶⁵ 一つの例外として、国家プログラムがロマの女性に対する偏見にもとづいており、「偽装多文化主義」的であることを批判する論文が存在する。Ana Bogdanić, „Multikulturalno Građanstvo i Romkinje u Hrvatskoj“, (アナ・ボグダニチ「クロアチアにおける多文化市民とロマ女性」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), 2004, str.356-357.

³⁶⁶ Barbala Matejcic, “Fits and Starts”, *Transitions Online*, 01 April 2013, <<http://www.tol.org/client/article/23685-croatia-education-roma-lanuage.html>> (最終検索日: 2015年11月12日)。

第五章 現代クロアチアのマイノリティとナショナリズム

第一節 マイノリティ保護政策のネイション化とヨーロッパ化

以上のとおり記述してきた難民帰還政策とロマ保護政策の分析をうけて、1990年代以降のクロアチアにおけるマイノリティ保護政策とは、あらためてどのように評価できるであろうか。

マイノリティの権利にかかる一般的な規範は、1990年12月に発布されたクロアチア共和国の新憲法で、すでに規定されていた。憲法の条文では、あらゆるネイション（narod）とマイノリティの構成員は平等であり、自らの所属を表明してその文化に関する自治を行う自由を保障されることが定められた³⁶⁷。また、クロアチアの公用語はラテン文字を用いる「クロアチア語」であり、キリル文字に象徴されるような、その他の言語は地方自治体において法の下で採用されうるとしていた³⁶⁸。

しかし、1990年5月のHDZ政権樹立から1992年1月の停戦合意までの時期は、クロアチアの将来的な地位とあり方をめぐる紛争が武力化し、激化していく時期にあたる。この時期に策定された憲法および基本法に明記されたマイノリティの権利は、多くの場合実情に反映されることはなく、逆に急進的なネイション化が進められることとなった³⁶⁹。

一方で、憲法に明記されたマイノリティのうち、最大の人口を有していたセルビア系住民の中から独自の自治地域を作る動きが生じ、「セルビア人」をマイノリティとして位置づけるクロアチア政府の政策とクロアチアの独立に対する反対の意思が表明された。かかる反発の背景には、1974年に制定されたクロアチア共和国憲法において、クロアチアがクロアチア・ネイションの国民国家であるとされた一方で、クロアチアのセルビア・ネイションおよびその他の「民族体」の国家でもあるとされていた事実が存在する。同時に、新しいクロアチア政府の政治指導者が「クロアチア独立国」を再評価し、国旗に採用された象徴、通貨が「クロアチア独立国」の時代に使用されていたものであったことから、ウスターによる支配を想起させたことも影響した。それまでマイノリティとして認識されていなかった人々を、マイノリティと位置づけることに対する抵抗が生じたのである³⁷⁰。

1990年代初頭は、クロアチア共和国内のマイノリティの地位をめぐる転換点であった。ユーゴスラヴィア連邦では、各「構成ネイション」および「民族体」は、論理の上ではすべて平等であるとされていた。しかし、各共和国にはそれぞれ主要な構成ネイションが割

³⁶⁷ Sabor Republike Hrvatske, „Ustav Republike Hrvatske”, čl.15.

³⁶⁸ Isto, čl.12, 45.

³⁶⁹ 石田信一「クロアチアの地方制度とマイノリティ問題」(『跡見学園女子大学文学部紀要』第36号、2003年、7-8頁)。

³⁷⁰ 月村太郎「民族的少数派となる恐怖—旧ユーゴ連邦解体過程におけるセルビア人を例として—」(『国際政治』第149号、2007年、51-52頁)。

り当てられていたため、実質的には共和国・自治州の内部において構造的なマジョリティ＝マイノリティ関係が前提とされていた。その上で、ユーゴスラヴィア連邦のレベルにおいても、各共和国・自治州間の社会経済的関係を含めて、実質的な支配＝被支配関係が構成員によって認識される状況が存在した。かかる実質的な不平等と理論上の平等との齟齬から生まれた不満が、ナショナルな階層構造に向けて表出されることによって、「クロアチアの春」の一側面を担ったと言える。弾圧による運動の終結は、その不満を霧散させることなく留め、共和国・自治州への分権化が進んだ 1974 年憲法以降、SKH の政治的改革へのエネルギーが失われた裏で表出の機会を窺わせることとなった。1990 年議会選挙の結果は、部分的にはかかる不満の延長線上に位置づけられるであろう。そして、HDZ 政権の成立を契機として、クロアチア・ネイションを中心とした明確なマジョリティ＝マイノリティ関係の制度化によってその不満が解消される方向に向かったと考えられる³⁷¹。

1990 年代に整備されたマイノリティ保護に関する法律は、国内のマイノリティの地位を保障するという目的以上に、クロアチアの独立承認を得るという目的に応じて作成されたものと考えられる。たとえば 1991 年に採択された「クロアチア共和国におけるセルビア人およびその他のナショナリティの権利に関する憲章 (Povelja o pravima srba i drugih nacionalnosti u republici hrvatskoj)」は、独立承認を得るために、ドイツの助言に従って作成されたものと言われている³⁷²。実際のところ、紛争の過程でセルビア自治地域がクロアチア政府の統治下を離れた状態では、セルビア系住民は保護する対象というよりは「敵」として見なされたであろう。また、1995 年 8 月の軍事作戦直前の会合においてゴトヴィナ将軍が、多くの市民がすでにセルビア自治地域から逃げ出しており「このまま圧力を掛け続ければ、動くことができない市民しか残らないだろう」³⁷³と発言し、トウジマンが「彼らに（逃げる）道を与える、ただし彼らの市民権だのを表面上は保障しながらだ」³⁷⁴と発言していたことを鑑みると、セルビア系マイノリティの保護を、少なくともクロアチア政府の統治下で実現しようとしていたとは考えにくい。さらに、1998 年に開始された難民帰還支援プログラムは、難民の地位を実質的にエスニックな帰属によって規定することで、セルビア系難民への支援を阻害するものであった。クロアチア・ネイションのための国民国家形成を目指すクロアチア政府にとって、その目的の障害になると見られたセルビア系マイノリティの保護は、現実には実践されなかったのである³⁷⁵。

³⁷¹ 斎藤厚、前掲論文、124-127 頁。

³⁷² Josip Glaurdić, *op.cit.*, p.251. ドイツ国内では、1991 年 5 月の段階で野党の社会民主党がユーゴスラヴィアの将来的な一体性に疑義を呈し、6 月 25 日の独立宣言以降は政府がスロヴェニアとクロアチアの独立を支持する姿勢を見せるようになった。Ibid., pp.160-161, 180.

³⁷³ United Nations International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, [IT-06-90-T], para.1977.

³⁷⁴ Ibid., para.1983.

³⁷⁵ トウジマンのイデオロギーに通底していた問題意識は、「小さなネイション」が「大きなネイション」の「ヘゲモニズムと帝国主義」や普遍主義による同化の犠牲にされてはならないと

しかし、1992年のクロアチアに対する「西欧」諸国の独立承認や、1995年のデイトン和平合意は、クロアチア共和国の正統性を保障する条件としてマイノリティおよび難民の権利保障をあげていた。マイノリティ保護はクロアチアの独立を担保する概念となり、国民国家形成における不可避の課題として対処せざるをえない問題となった。それゆえ、クロアチア政府はネイション化を阻害しない限りでのマイノリティ保護制度を、国際社会での信任を得るために証拠として形成したと考えられる。したがって、マイノリティ保護という概念がクロアチアの国民国家形成のために利用されたのである。

1990年代を貫くクロアチアのネイション化は、マイノリティに対する保護の理念・制度を形骸化した。そこに実質的な変化が生じたのは、2000年総選挙によって政権交代が実現した後である。ラチャン政権は、2002年にナショナル・マイノリティの権利基本法を制定し、議会における代表権の整備やナショナル・マイノリティ評議会の設置などを通じて、マイノリティに対する個人としての保護のみならず、集団としての保護に力点を置いた制度設計を行った³⁷⁶。また、2000年以降にロマ保護にかかる議論が進められ、2003年11月の選挙直前に、「国家プログラム」が策定された。ラチャン政権期は、独立後のクロアチア政治における転換点であると同時に、マイノリティ保護規範が政策として定着していく時期であったと言えよう³⁷⁷。

ラチャン政権は、これまで形式的なものに留まっていたマイノリティ保護規範を具体化する役割を担った。政党の方針から考慮すると、SDPはSKHの後継政党であり、エスニックな所属によらない平等を促進するという方針を、少なくともレトリックの上では受け継いでいた。また、複数政党制導入以前からセルビア系の党員を多く抱え、1990年の議会選挙ではセルビア系住民の支持を多く得ていた³⁷⁸。それゆえ、発足当初からSDPが、HDZなどの政党よりも相対的にマイノリティ保護を重視していたことは指摘できる。しかしそれ以上に、ラチャン政権が1990年代クロアチア政治の否定によって自らの政策方針を打ち出したことが、マイノリティ保護を促進した大きな要因と考えられる。つまり、トウジマン政権によるネイション化の批判を通して、政党連合の維持と政策形成を図ったのである。具体的には、「建国の父」であるトウジマンの権威に結び付けられた「クロアチア=HDZ」という等式の否定や、クロアチア系住民の保護を名目としたボスニア・ヘルツェゴヴィナ

いうものであった。その点では、レーニン以来の「民族自決権」思想を受け継ぐマルキストとしての側面を部分的に有していたと言える。他方で、トウジマンは一つのネイションが一つの国家を持つことが理想的な形であるとした。それゆえ、ここではセルビア・ネイションがクロアチア・ネイションを抑圧する「大きなネイション」とされ、クロアチアに住むセルビア系住民は抑圧者の一部として把握されたために、被支配者としてのマイノリティとは把握されなかったものと考えられる。Franjo Tuđman, *Nationalism in Contemporary Europe*, pp.1-4.

³⁷⁶ Siniša Tatalović i Tomislav Lacović, *nav.dj.*, str.382-383.

³⁷⁷ *Isto*, str.381.

³⁷⁸ 定形衛「1990年のクロアチア複数政党選挙の一考察」(『金沢法学』第40巻2号、1998年、39、43頁)。

への介入の否定によって、HDZ のイデオロギーにもとづく国民国家形成が修正された³⁷⁹。難民帰還政策やロマ保護政策にかかる政策転換は、この文脈においてなされたのである。

前政権が打ち出したマイノリティ保護政策の方針を踏襲したサナデル政権は、2003 年の議会選挙後、ナショナル・マイノリティ枠で当選した議員たちと協力関係を結び、2007 年の議会選挙後には SDSS の議員を副首相として入閣させた。この措置には、マイノリティの支持を得ることによって与党としての地位を確立しようとする意図があらわれており、サナデル政権の政策方針にはマイノリティ議員の要求が反映されることとなる。実際に、セルビア系マイノリティの保護、難民帰還政策が実質を伴って運営されるようになった。前公有住宅所有権者への支援や再建、返還にかかる問題に関して、徐々にではあるが具体的な進展が見られ、この進捗状況は EU 加盟交渉過程においても毎年確認されてきた。また、サナデル政権期はロマ保護政策が体系化されていく時期でもあり、「ヨーロッパ」で形成される保護レジームに応じて、政策文書が策定された。つまり、かかるマイノリティ保護政策の進展は、根底にヨーロッパ統合への参加という目的を有していたのである³⁸⁰。

しかし、マイノリティ保護政策規範は EU 法体系においても個人の権利を保護するという理念以外には明確な基準が設定されていない曖昧なものであった。EU 加盟条件として設定されている「コペンハーゲン基準」にはマイノリティの権利保護が条件の一つとして明記されているが、それは既加盟国の義務とされていたわけではなかった³⁸¹。クロアチアの EU 加盟交渉の場でマイノリティ保護の問題が実質的に問われなくなってくるのは、2000 年代後半に入ってからであったと考えられる。その一例を示すとすれば、欧州委員会の年次報告書で提示される加盟基準の充足にかかる評価があげられる。2005 年以降、欧州委員会はクロアチアでの難民帰還の促進やロマの状況について「多くの問題が残されている」として、改善の必要性を指摘し続けていた³⁸²。それが、加盟交渉が終結した 2011 年の 10 月に提出された報告書では、特に難民帰還の評価について前年度から一転し、「一定の進展 (some progress)」という文言が「十分な進展 (good progress)」という表現に変わり、クロアチアの努力によって状況が大きく改善したとされている³⁸³。だが、その根拠として記載されている前年度からの具体的な進展は、履行が遅れていた前公有住宅居住権保持者に対する支援について 2009 年度目標数値が達成されたということのみである。その目標に含

³⁷⁹ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.195-197. Savka Dabčević-Kučar, Vlado Gotovac i Dražen Budša, *nav.dj.*, str.22.

³⁸⁰ Carolin Leutloff-Grandits, “Croatia’s Serbs Ten Years after the End of the War” in Sabrina P. Ramet, Konrad Clewing and Reneo Lukić (eds.) *Croatia since Independence: War, Politics, Society, Foreign Relations*, München: R. Oldenbourg Verlag, 2008, p.150.

³⁸¹ Gwendolyn Sasse, “The Politics of EU Conditionality: the Norm of Minority Protection during and beyond EU Accession”, *Journal of European Public Policy*, 15(6), 2008, pp.846-847.

³⁸² European Commission, [COM (2010)660], pp.14-15.

³⁸³ *Ibid.*, p.14. European Commission, [COM (2011)666], *Croatia 2011 Progress Report*, Brussels, October 2011, p.13.

まれていない2500件あまりの未解決の申請や、再建にかかる異議申し立ての未決案件は、前年度から継続して存在していた³⁸⁴。つまり、難民帰還支援にかかる評価の改善が、実質的な進展状況と一致していないのである。ここでは、同年6月に認められたクロアチアのEU加盟交渉の完了を裏付ける形で、マイノリティ保護への取り組みに対するEUの評価が修正されたものと考えられる。

2011年12月の議会選挙では、SDPを中心とする連合が過半数議席を獲得し、再び政権交代が起こった。ミラノヴィチ首相を中心とする新政権は、選挙の翌年に、常設の政府機関として人権とナショナル・マイノリティの権利事務局（Ured za Ljudska Prava i Prava Nacionalnih Manjina）を設置した。また、ロマ保護にかかる「EU枠組み」に応じて、ロマ統合のための国家戦略を策定した。ミラノヴィチ政権は、EU加盟交渉の終結後もマイノリティ保護政策の刷新を継続させたのである。

このように、2000年以降のマイノリティ保護政策は、1990年代のクロアチア政治への批判と、ヨーロッパ統合への参加という目的の上に形成されてきたと言えよう。しかし、マイノリティ保護政策の展開は、EU加盟交渉においてマイノリティ保護が実質的な争点ではなくなった後も停滞することはなかった。これは、マイノリティ保護政策規範がクロアチア政府の政策形成過程に内部化されたことを示していると考えられる。

かかるマイノリティ保護政策の形成過程を踏まえて、そこでのネイション化とヨーロッパ化のあらわれ方はいかなるものであったか。

トウジマン政権が進めたネイション化過程では、クロアチア・ネイションのための国民国家形成という目的が明示的に掲げられた。それは一面で、第二次世界大戦以来クロアチア社会を分断してきたとされるウスタシャとパルチザンの対立を解消し、クロアチア・ネイションを一つに統合するという意味であった。クロアチア・ネイションの自立という枠組みによって、従来のイデオロギーにもとづく対立軸を解消しようとしたのである³⁸⁵。しかし、それは同時にウスタシャによって統治された「クロアチア独立国」の歴史を、クロアチアの独立を一定程度実現したという論理において正当化することにつながった。結果、HDZのクロアチア・ナショナリズムは、「クロアチア独立国」で迫害の対象とされたセルビア系住民をはじめとするマイノリティの地位を脅かすこととなったのである³⁸⁶。

他方で、クロアチア・ネイションのための国民国家とは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナをはじめとする国外に居住していたクロアチア系の人々の祖国を創り上げるという意味を持っていた³⁸⁷。その理念は、最も直接的な形では、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争への

³⁸⁴ European Commission, [COM (2011)666], p.13.

³⁸⁵ ドラジェン・ブディシャ (Dražen Budiša) は、元パルチザンで HDZ の党員が、「我々は赤いウスタシャ (crvene ustaše) だ」と称していた逸話を語っている。Savka Dabčević-Kučar, Vlado Gotovac i Dražen Budiša, *nav.dj.*, str.19.

³⁸⁶ Alex J. Bellamy, *op.cit.*, pp.67-71.

³⁸⁷ このディアスボラ勢力の中から、ゴイコ・シュシャク (Goyko Šušak) のような急進的なク

軍事介入という形で表明されることになる。国外に在住するクロアチア系住民の優遇という意味では、第三章第二節で論じた、国籍に関する法律や選挙権に関するディアスボラ制度などが、クロアチア・ネイションに属すると認められる人々に対して特権を付与する制度として機能した。クロアチア国内に在住するマイノリティは、国外に住むクロアチア系住民と比較して相対的に権利行使を限定されることとなったのである³⁸⁸。

ここでのネイション化の論理は、その根源を少なくとも 1970 年代のナショナリズム運動にさかのぼることができる。それは、運動を担った当時の知識人たちが 1990 年代のクロアチア政府で要職に就いていたということだけではなく、彼らの目的として掲げられたクロアチアの政治、経済、言語、歴史にかかる自立が、トウジマン政権の手で広範にわたって政策化されたからである。さらにトウジマンは、そうした目的をオーストリア＝ハンガリー帝国以来のクロアチアの悲願として歴史的に語ることによって正統性を確保しようとした。それゆえ、1990 年代初頭のクロアチア政府の政策を、近代以降のクロアチアにおける、「大国」の中での自主権拡大の試みの延長線上に位置づけることは可能であろう³⁸⁹。

しかしその一方で、1990 年代初頭のクロアチア政府による統治は、それ以前のどの時代とも異なった状況の中で、直近のユーゴスラヴィア連邦の体制に対する批判的運動としての特殊歴史的性格を帶びていた。それは、社会主義とユーゴスラヴィア連邦の普遍性＝共同性を否定するクロアチア・ナショナリズムであった。ユーゴスラヴィア連邦はクロアチアの個別性を抑圧する「敵」として想定され、ユーゴスラヴィア連邦への残留を希望してクロアチアの自立を妨害するとされる人々は「敵」として見なされた。「ヨーロッパ」と「スラヴ」あるいは「バルカン」の間で揺れ動いてきた歴史に対して、このときのクロアチア政府は明確に「ヨーロッパ」への傾倒を示し、「スラヴ」あるいは「バルカン」の象徴としてユーゴスラヴィア連邦を否定したのである³⁹⁰。

クロアチアの自立という政治的目的は、「ユーゴスラヴィア」の否定と「ヨーロッパ」的な民主主義の確立という方向付けがなされ、クロアチア・ネイションのための国民国家形成という形をとった。つまり、このときは、クロアチアの自立という目的に沿って、ネイション化とヨーロッパ化が同じ方向性をもった過程として認識されていたのである。それゆえクロアチア政府は、一方ではユーゴスラヴィア連邦からの分離を否定するセルビア系住民と対立し、他方では国際社会からの承認を得るためにマイノリティ保護規範を法体系として構築するという相矛盾した行動をとった。ここでは、1990 年代初期からヨーロッパ

ロアチア・ナショナリストがトウジマン政権に加わったことは、急進的なネイション化が進められる一因になったと考えられる。定形衛「旧ユーゴ紛争とディアスボラ問題—クロアチアとコソボを事例に」（『名古屋大學法政論集』第 224 号、2008 年、216-220 頁）。

³⁸⁸ Viktor Koska, *op.cit.*, pp.117-119.

³⁸⁹ Gordana Uzelac, *op.cit.*, pp.200-204.

³⁹⁰ Subotic Jelena, “Europe is a State of Mind: Identity and Europeanization in the Balkans”, *International Studies Quarterly*, 55, 2011, pp.315-316.

化の契機が存在していたことが確認できるが、それはクロアチアの自立という目的の限りで認められたものであった。つまり、ヨーロッパ化はネイショナリゼーションを補完的に支持するものとして受け止められたのである。

それゆえに、紛争終結後に投げかけられた、1995 年の軍事作戦中の人権侵害やトウジマン政権の半独裁的統治に対する国際社会からの批判は、受け入れられなかったと考えられる。「ヨーロッパ」の影響は、クロアチアという国民国家を支持する限りにおいて認められるものであった。「クロアチア=HDZ=トウジマン」という等式をもって語る政府にとって、ヨーロッパ化を通してクロアチアを批判的に再形成するという方針は受け入れがたいものだったのである³⁹¹。

他方で、2000 年以降のクロアチア政治においては、1990 年代のような明示的なネイショナリゼーション政策は実施されず、ヨーロッパ統合に向けた交渉を進めていく中でヨーロッパ化の性格を前面に押し出した政策が採用されることになる。ラチャン政権は ICTY への協力やマイノリティ保護の促進という課題を、武力紛争の負の遺産を清算し、NATO や EU への加盟を実現するための手段として認識していた。その一方で、トウジマンによる統治を、ナショナルな純粹性を追求する排外主義、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの国家枠組みを尊重しない軍事介入措置、および独立を成し遂げたという自負に根ざした権威主義的性格という側面から批判した。すなわちトウジマン政権は、紛争に伴ってクロアチア国内に生まれた、非「ヨーロッパ」的価値観の元凶としての性格付けがなされたのである。ラチャン政権は、その裏返しとして、「多文化主義」、「隣国の国家主権の尊重」、「民主主義」を基本的な姿勢として採用した³⁹²。

もっとも、この時期をネイショナリゼーション化が後退し、ヨーロッパ化が進展した時期であると単純に把握することには疑問が残る。確かに、ラチャン政権以降のクロアチア政府は、1990 年代ほど急進的なネイショナリゼーション化は展開しなかった。しかし、トウジマン政権によるネイショナリゼーション化が急激に進められたからこそ、あえてネイショナリゼーション化を進める必要がなかったと解釈することも可能である。実際、クロアチア・ネイショナリゼーションに属するとされる人々が優遇される国籍法やディアスボラ選挙制度は、修正を伴いながら、2000 年以降も大枠の形式を変化させることなく存続した。難民帰還政策は、セルビア系難民の帰還を促進するという目的のもとで拡大されたが、帰還現場での実質的な支援には効果的に結びつかなかった。体系的なロマ保護政策の必要性は 2000 年初期から議論されたが、具体的なプログラムは「ヨーロッパ」でのマイノリティ保護レジームの展開にあわせるようにして策定され、クロアチア政府による主導での展開は見られなかった。マイノリティ保護政策に関する明らかな方

³⁹¹ 1995 年の軍事作戦を通じた「自助努力」によって独立を成し遂げたとする意識も、国際社会からの圧力や ICTY による戦犯の訴追への反発を強化したと考えられる。Mile Bjelajac and Ozren Žunec, *op.cit.*, pp.253-258. 清水明子、前掲「クロアチア『祖国戦争』と『民族浄化』(1991~1995 年)」202-203 頁。

³⁹² Ivica Racan, *op.cit.*, p.8-9.

針軸換は、その顕在性に比例した効果を発揮しなかったと言えよう³⁹³。

ラチャンらの政治的目的は HDZ による支配を覆すということにあり、SDPを中心とした 6 党による連合が成立したのは、トウジマン政権の一元的なイデオロギーに対抗するという目的を共有していたためと考えられる。マイノリティ保護は、HDZ の政治的主張に向けて対抗的に打ち立てられたものであり、必ずしも連立与党の内部で共有されたものではなかった。それゆえ、ラチャン政権のマイノリティ保護政策の実施は停滞したものと考えられる。

また、難民帰還は、デイトン合意の中で履行課題として掲げられていた³⁹⁴。デイトン合意は 1990 年代前半のユーゴスラヴィア武力紛争と、各共和国の独立承認をめぐる紛争にかかわるものである。つまり、ここで合意されたことを遵守する限りにおいて各共和国の体制に正統性が認められることとなったのである。ここにおいて、クロアチアという国民国家の自立が認められることと、セルビア系難民の帰還を促進することに相関関係が生まれた。トウジマン政権はクロアチア・ネイションのための国民国家を創り上げようとするネイション化のために、セルビア系難民の帰還を妨害した。ラチャン政権はそのようなネイション化を否定したが、セルビア系難民の帰還支援は、もとよりクロアチアの独立の正統性を確保するために不可欠であったということである。それゆえ、ここでのマイノリティ保護政策の変容は、国民国家としての独立を保障する限りでのヨーロッパ化にとどまったと考えることが可能である。

2003 年末の議会選挙で勝利し、2007 年の議会選挙を経て 2011 年まで続いたサナデル、ヤドランカ・コソル (Jadranka Kosor) を首相とする HDZ 政権は、最も明示的な形でヨーロッパ統合への参加を進めた政府であった。2005 年に正式な EU 加盟交渉が開始され、2009 年には NATO への加盟を実現し、2011 年に EU 加盟交渉が完了した。その過程でクロアチア政府は、ナショナル・マイノリティ枠で選出された議員と与党との協力関係を構築し、国内の激しい批判にもかかわらず ICTY による戦犯訴追に協力し、EU 法体系への適応のための法改定を進めた。かかる事実からは、この時期にヨーロッパ化が名実ともに進められたと言うことが可能である³⁹⁵。

だが、ヨーロッパ化が進められる一方で、ネイション化が完全に否定されたのではないことが、ロマ保護政策から看取できる。ラチャン政権末期に採択された「ロマのための国家プログラム」から終始一貫して、教育にかかわるロマ保護政策は、ロマに属する子供たちをクロアチア社会に統合していくため、差別の克服という方法以上に「同化」という方法に傾斜してきた。クロアチア憲法や各種の法律では、ロマが「ナショナル・マイノリテ

³⁹³ Ivana Djurić, *op.cit.*, p.1653.

³⁹⁴ *The General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina*, annex 7, art.2-3.

³⁹⁵ Ivo Goldstein, *Dvadeset Godina Samostalne Hrvatske*, (イヴォ・ゴールドステイン『独立クロアチアの 20 年』) Zagreb: Novi Liber, 2010, str.322-325, 334-337.

イ」として名指しで認められており、2003年以降に採択されたロマ保護にかかる文書も「ヨーロッパ」のロマ保護レジームに沿った内容であったにもかかわらず、ロマは実質的な同化の対象としてマイノリティ保護政策において対象化されたのである。ここでは、セルビア系難民の帰還妨害のような直接的な手法によるネイシヨン化は見られない。その代わりに、クロアチア共和国がクロアチア・ネイシヨンのものであり、教育のような公的制度はクロアチア・ネイシヨンの地位を保障するために資するべきであるという、潜在的なネイシヨン化の論理が見られる。つまり、2000年以降のマイノリティ保護にかかるクロアチア政府の方針転換は、明示的なネイシヨン化から潜在的なネイシヨン化への転換として把握することが可能である。

したがって、1990年以降のクロアチア政府を方向付けるネイシヨン化とヨーロッパ化は、いずれの時期においても、一方がもう一方の過程を排除するのではなく、相互補完的に進められてきたものであると言えよう。マイノリティ保護という、ナショナリズム運動と根本的に相反するような政策においてさえ、多文化主義を標榜するヨーロッパ統合への参加によってネイシヨン化が完全に否定されることはなかった。独立以降のクロアチアにおけるヨーロッパ化は、実践の過程においてネイシヨン化と対立しなかったのである。

では、なぜネイシヨン化とヨーロッパ化は、マイノリティ保護に対して異なる傾向を持つにもかかわらず、対立することなく、しかも相補うことになったのであろうか。

難民政策の場合、ヨーロッパ化はネイシヨン化の結果を事後承認する形で作用した。1990年代では、クロアチア系難民を国内に定住させセルビア系難民の帰還を妨げるような政策は国際社会から非難を浴びたが、1998年の非実効的な難民帰還プログラムを別として、実質的にセルビア系難民の帰還政策はとられなかった。クロアチア紛争の結果として、国内のセルビア系人口の数が3分の1に減少した状況を既成事実化することが当時の難民政策の役割であったと言える³⁹⁶。2000年以降には法律改定や住居支援プログラムの改変によって、クロアチア系難民に限られない帰還支援が可能になった。しかし、それによってマイノリティの難民帰還が促進されたとは必ずしも言えない。むしろその変化も、1990年代に規定されたマイノリティ保護政策規範と同様、独立国家としてのクロアチアの正統性を保障するためのものであり、同時にヨーロッパ統合への参加という外交目的を前提としたものであった。

³⁹⁶ また、1991年に規定された「人権と自由およびエスニック・ナショナルな共同体もしくはマイノリティの権利に関する基本法」では、人口の8%以上を占めるマイノリティに対して公的機関における特別な代表・参加の権利を認める条項が存在したが、軍事作戦の直後の1995年9月にその条項の効力を一時凍結する決議が議会で採決された。当時人口の8%を上回るエスニック・カタゴリーはセルビア系住民しかおらず、1995年8月の軍事作戦で多数のセルビア系住民が国外に脱出したことをうけたものである。Sabor Republike Hrvatske, „Odluka o Proglašenju Ustavnog Zakona o Privremenom Neprimjenjivanju Pojedinih Odredbi Ustavnog Zakona o Ljudskim Pravima i Slobodama i o Pravima Etničkih i Nacionalnih Zajednica ili Manjina u Republici Hrvatskoj“, *Narodne Novine*, br.68, 21 rujna 1995, čl.1.

ロマ保護政策の場合、ヨーロッパ化はネイション化を正当化する形で作用した。「ヨーロッパ」のロマ保護レジームに応じて形成されたクロアチアのロマ保護政策は、ロマに属するとされる人々をクロアチア社会に統合していくとする際、社会が前提とする共同性のあり方を問い合わせるものではなかった。ここでのヨーロッパ化は、ロマ保護のための方法としてのクロアチアの個別性を認め、結果的にネイション化を追認する過程として機能した。

二つの事例から言えることは、ネイション化とヨーロッパ化が異なる位相での共同性の形成過程として進展しているということである。ネイション化はクロアチア・ネイションのための国民国家形成を図るために、「ヨーロッパ」のマイノリティ保護制度を取り入れながらも、マイノリティの個別性を普遍主義的に同化・異化・周縁化していく。ヨーロッパ化はクロアチアにおけるマイノリティ保護をめぐる個別的な状況に対して普遍主義的に再形成を求め、クロアチアは国民国家という「ヨーロッパ」の土台をなす政治体制を前提としながら個別主義的な適応を図る。つまり、国民国家という枠組みを境にして、ナショナリズム・イデオロギーの普遍性と個別性に逆転が生じている。だが、「ヨーロッパ」という地平での共同性の形成は、国民国家のイデオロギーに依拠して進められ、その特殊性を浮き彫りにはしない。ここでは、普遍主義的に作用するはずの「ヨーロッパ」イデオロギーが、むしろナショナリズムの普遍主義を実質的に補強している。それに対してネイション化による共同性の形成は、マイノリティの個別性を扱う際に、「ヨーロッパ」の規範を取り入れながらも国民国家の普遍主義にもとづいて進められる。

クロアチア・ネイションのための国民国家を「ヨーロッパ」において実現するという目的は、マイノリティ保護規範遵守の必要性を伴っていた。ここでは、マイノリティ排斥の論理とマイノリティ保護の論理がネイション化の過程において矛盾しながら同居している。一方で、「ヨーロッパ」のマイノリティ保護制度は、国民国家におけるマイノリティの地位改善という目的から生み出された。すなわち、マイノリティ保護にかかわるヨーロッパ化とは、国民国家の枠組みを前提としながら、そこでの政治的共同体のあり方をめぐる矛盾から生じた過程である。つまり、マイノリティの地位をめぐる矛盾を軸として、クロアチアにおけるヨーロッパ化と、その裏返しとしての「ヨーロッパ」におけるネイション化が、同時的に成立していたのである。それゆえ、マイノリティ保護政策にかかわるネイション化とヨーロッパ化という二つの過程は、論理的には矛盾しながらも、相互に依存しながら複層的に進められたと言える³⁹⁷。

しかし、ヨーロッパ化は、従来の国民国家の境界を超えた形での共同性の形成を図る過程でもある。その実例は、カルパチア、アドリアなどの地域単位で越境的に実施される各国の自治体間の協力や、マイノリティによる運動の欧州国際組織との直接的な関係の構築

³⁹⁷ Frank Schimmelfennig and Urlich Sedelmeier, *The Europeanization of Central and Eastern Europe*, pp.224-225.

に見られる³⁹⁸。この場合、国民国家という単位はかかる協力枠組みの存在によって脱構築されると考えられる。では、第4章で論じたロマ保護レジームはそのような形で形成された潮流であるが、なぜネイション化を妨げなかったのであろうか。

ここで重要なことは、国民国家の枠組みを超えた制度の構築が、必ずしも国民国家のイデオロギーの否定を意味するものではないということである。クロアチアの事例から確認されたことは、ナショナリズム・イデオロギーにもとづく国民国家形成を、マイノリティ保護規範の部分的承認によって正当化する過程である。ヨーロッパ化は、マイノリティの同化・異化・周縁化を進めるイデオロギーの修正過程ではなく、むしろ当該のナショナリズムに依拠しながらマイノリティの対象化を進める過程として展開された。ヨーロッパ化を通じて構築されたマイノリティ保護制度が、排除されていたセルビア系難民をナショナル・マイノリティとして包摂し、社会経済的に困窮しているロマを社会に統合しようとする制度であり、クロアチア政府の政策を外部から変容せしめるものであったことは疑いない。だが、その制度は、クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーが変容したがゆえに構築されたのではなく、はじめからそのイデオロギーに順応する形をとって生み出されたのである。つまり、少なくともクロアチアのマイノリティ保護について言えば、ヨーロッパ化による国民国家の相対化は、その共同性を規定するイデオロギーに対しては作用しなかったと言えよう。

では、ヨーロッパ化は国民国家という政治体制の何を変化させるのか。その変化は、国民国家に一元化されていた支配=被支配関係において生じると考えられる。ヨーロッパ化の過程では、国家が「主権」として独占していた支配=被支配関係が、より大きな政体の中での集権化と分権化によって、分散された形で実現される。支配=被支配関係の分散化は、確実に国民国家が独占する権限を弱めながら、それとは異なる論理によって正当化される支配=被支配関係を国民国家の内外に形成してゆく。だが、そこでの国民国家のナショナリズム・イデオロギーは、新しい形態による支配=被支配関係を否定することなく、むしろ追認することによって却って国民国家の地位を確固たるものにしようとする。一方で、新しい支配=被支配関係は従来の国民国家システムへの適応を通して、その有効性を確保しようとする。クロアチアでセルビア系難民の帰還政策やロマ保護政策が実現された根本には、かかる論理が存在していたと考えられるのである³⁹⁹。

ヨーロッパ統合によって生み出されるイデオロギーは、様々な位相での新しい支配=被支配関係を形成しながら、しかし個別のナショナリズムの普遍性=共同性に回収されていく。それゆえ、ヨーロッパ化によってネイション化が否定されるのではない。むしろ、ヨ

³⁹⁸ 若森章孝「EUの地域政策と国境を越える地域形成」(若森章孝、八木紀一郎、清水耕一、長尾伸一編著『EU 経済統合の地域的次元—クロスボーダー・コーパレーションの最前線—』ミネルヴァ書房、2007年) 1-4頁。Peter Vermeersch, *op.cit.*, p.190.

³⁹⁹ 中村民雄「多元的憲法秩序としての EU—欧洲憲法条約への視座—」(大木雅夫、中村民雄編著『多層的ヨーロッパ統合と法』聖学院大学出版会、2008年、265-266頁)。

一ロッパ化の論理を部分的に取り入れながらネイショナリゼーション化を進めるという弁証法的相互作用によって、「ヨーロッパ」の中のクロアチアにおける共同性が形成されてきたと考えられるのである。

第二節 ヨーロッパ統合におけるナショナリズムの意味

それでは、なぜヨーロッパ化はクロアチアという国民国家のイデオロギーを変容させるように作用しなかったのであろうか。この問いに答えるためには、クロアチアにおいてヨーロッパ統合という試みがどのような意味を持っていたのかを明らかにする必要がある。

クロアチアの事例からヨーロッパ統合の性質を見る場合、考察すべき問題は、クロアチアが自立を求めてユーゴスラヴィア連邦から独立した後に、その主権の行使を制限されるようなヨーロッパ統合への参加および EU 加盟を目指した理由である。

本研究で見てきた通り、クロアチアが「バルカン」ではなく「ヨーロッパ」に所属しているとするナショナリズム・イデオロギーや、クロアチアという「小国」が国際社会で生き残るために直面してきたその時々の国際情勢が、ヨーロッパ統合への参加という外交方針に影響したことは指摘できる。理由がそこにとどまるならば、ユーゴスラヴィア連邦から独立して EU に加盟するという流れは、幻想と現実的判断の合間で選択された、矛盾する政治方針ということになるであろう。

ロバート・M・ヘイデン (Robert M. Hayden) はその矛盾を証明するように、現在の EU の状況と崩壊直前のユーゴスラヴィア連邦の状況が相似していることを論じている⁴⁰⁰。特に、チトーが死去した後のユーゴスラヴィア連邦幹部会と EU の閣僚理事会などのシステムが似通っており、各国の政治指導者は自国の利害と世論を最優先するために、領域内のすべての市民に対して責任を負う者が存在しないという点で共通しているとする。そのような傾向は経済改革に関する議論によくあらわれており、比較的裕福な連邦内のクロアチア、スロヴェニアが、相対的に発展していない地域への経済的再配分をめぐって連邦政府や南部地域と対立した構図は、現在の EU 内における「西側」と「東側」の経済格差や指導者の言辞に酷似している、と言うのである⁴⁰¹。

確かに、ユーゴスラヴィア連邦では経済的「強者」であったクロアチアが、EU の内部で政治的・経済的「弱者」として位置づけられる現状からは、クロアチアの自立というナショナリストたちの目的は、独立以降、却って遠ざかったとすら言えるかもしれない⁴⁰²。し

⁴⁰⁰ Robert M. Hayden, *From Yugoslavia to the Western Balkans: Studies of a European Disunion, 1991-2011*, Leiden: Brill, 2013, pp.377-378.

⁴⁰¹ *Ibid.*, pp.383-385.

⁴⁰² Božo Skoko i Dragan Bagić, „Pet Uvjerenja i 29 Razloga protiv“, (ボジョ・スココ、ドラガン・バギチ「反対する五つの意見と 29 の理由」) u Ivan Šiber (ur.) *Hrvatska i Europa: Strahovi i Nade*, Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagreb, 2011, str.66.

かし、ユーゴスラヴィア連邦と EU という政体の間には、共同性形成にかかる根本的に異なった論理が存在する。

ユーゴスラヴィア連邦は、第二次世界大戦中のパルチザン勢力による統治のもとでその構成体としての共和国の様態を決定した。そこでは、一方で各共和国がそれぞれ「構成ネイション」の「民族自決権」を保障するものとして位置づけられ、他方で排他的なナショナリズム運動の兆候は「兄弟愛と団結」を傷つけるものとして厳しく取り締まられた。ネイションというカテゴリーの自決権を基盤にして政治体制が構築されようとする一方で、その普遍性は社会主義イデオロギーによって一義的に導出されるものとされたのである。社会主義イデオロギーの無謬性が前提とされる一方で、自決の主体は各共和国、ネイション、人民と想定されていたというのが、ユーゴスラヴィア連邦の政治体制であった⁴⁰³。

それに対して EU は、第二次世界大戦後から進められたヨーロッパ統合の延長線上かつ、冷戦後の国際環境の中で成立した。ヨーロッパの共同性は補完性原則および均衡性（比例性）原則に沿って作られるものであり、各国民国家の主権を前提として成り立つものであるとされた⁴⁰⁴。つまり、ユーゴスラヴィア連邦は社会主義イデオロギーのうちに普遍性が担保され、各共和国の個別性と対置されるものであったのに対し、EU は個別の国民国家の共同性＝普遍性を土台としてヨーロッパ規模の共同性を形成しようとする試みと言える。普遍性＝共同性の構築における国民国家との関係が、ユーゴスラヴィア連邦と EU とでは逆になっているのである。いかに具体的な主権行使の事例や統治制度が相似しているといえども、二つの政体はナショナリズム・イデオロギー一般の位置づけという点で異なっている。いかにクロアチアが「小国」といえど、ヨーロッパ統合においてクロアチアが迫られる変容は、ユーゴスラヴィア連邦におけるナショナリズムの否定のような形態ではあらわれえない。

すなわち、統合を進める「ヨーロッパ」イデオロギーは、一義的にナショナリズム・イデオロギーを抑えつけるものではなく、むしろ相互補完的に「ヨーロッパ」の共同性を形成しようとするものであったということである。その裏返しとして、ヨーロッパ統合への参加がナショナリズム・イデオロギーの正当性を担保する試みとしての意味を持ちうる。共同性が普遍主義と個別主義の弁証法的な相互作用から導出されるとするならば、ヨーロッパ統合へ国民国家が参加する際、「ヨーロッパ」イデオロギーとナショナリズムの関係において、普遍主義＝個別主義の二重奏が成り立っていたと言えるであろう。

そうであるならば、クロアチアのような「ヨーロッパの周縁」に位置する国家のヨーロッパ化は、単に EU が提示する規範を否応なく受け入れることで「大国」による支配＝被

⁴⁰³ 柴宜弘、中井和夫、林忠行『連邦解体の比較研究』（多賀出版、1998年）62-65、70-73頁。

Dejan Jović, *Yugoslavia: A State Withered Away*, pp.124-125.

⁴⁰⁴ 中西優美子『EU 法』（新世社、2012年）105-109頁。龍澤邦彦、前掲論文、36-42頁。

支配関係を強化するものではない⁴⁰⁵。それと同時に、国民国家のナショナリズムによる共同性の構築、支配＝被支配関係が正当化されていく過程なのである。それゆえ、ヨーロッパ統合におけるマイノリティ保護は、どれほど構成国政府の政策に疑問を提起する試みであっても、根本的なところで国民国家のイデオロギーを相対化するには至らなかったと考えられる。

したがって、クロアチアのヨーロッパ統合への参加にかかるマイノリティ保護政策の変容という事例を通して、現代のヨーロッパ国際社会の構造を見た場合、そこに存在するのは国民国家を「克服」するような共同性の再形成ではなく、国民国家の普遍主義に依拠して部分的な共同性を形成しようとする試みである。逆に、現代の国民国家は、内外の個別性を対象化することによってその普遍主義を維持してきた体制であると言える。そこでは主権の移譲さえも、ナショナリズム・イデオロギーの正当性を保つための手段として機能する。そして、少なくともクロアチアの事例に関する限り、ヨーロッパ統合への参加を通して幾多の改革が進められてきたにもかかわらず、ナショナリズム・イデオロギーの正統性に対する根本的な問い合わせは提起されなかつたと結論づけられるのである⁴⁰⁶。

⁴⁰⁵ Bojinović-Fenko, Ana and Ana Urlić, "Political Criteria vs. Political Conditionality: Comparative Analysis of Slovenian and Croatian European Union Accession Processes", *Croatian International Relations Review*, 21(72), 2015, pp.120-121.

⁴⁰⁶ 「ヨーロッパ」の批判はクロアチア政府のマイノリティ保護政策の正当性を問うものであったが、特定のナショナリズムにもとづいて国家を形成することの正統性を問うものではなかつた。むしろ、「ヨーロッパ」が国民国家のマイノリティ保護を批判することの正統性は、当該の国民国家の正統性に依拠している側面が存在したと言える。鈴木一人は「ヨーロッパ」の正統性の限界を克服する方法として「ナショナルなレベルの熟議」を提案するが、この方法が結局はナショナリズムの論理の中に「ヨーロッパ」を回収していくものか、あるいはその論理を超克しうるものか、検討が必要であると考える。鈴木一人「グローバル化時代における政治的正統性—欧洲統合を例にとって—」(『年報政治学』第57巻2号、2006年、166-171頁)。

結論

本研究では、現代という時代状況での国民国家の政治体制とイデオロギーの変容を、マイノリティの位置づけを通して解明するという問題意識にもとづいて、クロアチアにおけるマイノリティ保護政策を、国民国家の論理とヨーロッパ統合の論理の葛藤から考察してきた。具体的な分析対象として難民政策とロマ保護政策を取り上げる中で、(1) 独立以降の「民主化」の中で、マイノリティはクロアチア政府によってどのように位置づけられたのか、(2) ネイション化とヨーロッパ化はマイノリティの位置づけに対してどのように作用したのか、(3) なぜネイション化とヨーロッパ化が同時に進展したのか、(4) 現代の国民国家にとってヨーロッパ統合という試みはどのような意味を持つのかという論点について解明してきた。

本研究によって明らかになったことは、以下のとおりである。第一に、現代クロアチアにおけるマイノリティ保護は、クロアチア共和国が「ヨーロッパ」において独立した国民国家としての正統性を獲得するという論理によって規範化され、クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーに取り込まれた。第二に、そこではマイノリティの同化・異化・周縁化を推し進めるクロアチアのネイション化が、国民国家を土台としてマイノリティ保護を推進するヨーロッパ化と、相互に正当性を補強し合うようにして展開された。第三に、ネイション化とヨーロッパ化がそのようにして展開された理由は、二つの過程が国民国家の普遍主義を前提としながら、マイノリティの位置づけをめぐる矛盾を軸として弁証法的に成立していたからであった。それゆえ、第四に、現代の国民国家にとってヨーロッパ統合は、その複層的な統治形態を通じてナショナリズム・イデオロギーにもとづく普遍性=共同性を正当化する枠組みとして把握されたのである。

クロアチアにおける1990年代の難民政策は、武力紛争の結果として故郷を追われた人々を、ネイション化の対象として位置づけていた。セルビア自治地域やボスニア・ヘルツェゴヴィナから避難民として追いやられたクロアチア系の人々に対して旧セルビア自治地域への定住促進を支援する一方で、セルビア系難民に対しては実効的な帰還政策が形成されなかった。ここでの難民政策は、国内のエスニックな人口配分を操作する直接的なネイション化の手段として機能したのである。政権交代が起きた2000年以降、ヨーロッパ統合への参加という外交目的を背景にしてマイノリティ保護に対するクロアチア政府の政策方針が変化していく中で、セルビア系難民に対する帰還政策も形成されるようになってゆく。ここでは、セルビア系難民に対する認識が、クロアチアの「敵」から政治的共同体におけるナショナル・マイノリティへと変化したことが確認できる。しかし、帰還したセルビア系難民の実数やクロアチア国内での定住状況から鑑みると、紛争中のネイション化の結果として既成事実化された人口状況を回復させるほどの効果は生まれなかった。

さらに、ロマ保護政策について言えば、クロアチアでの政策化は「ヨーロッパ」でのロ

マ保護レジーム形成との関係で進められてきた。「ヨーロッパ」のロマ保護は、冷戦構造の解体と社会主義諸国の体制転換の中で、社会経済的困難とヘイト・クライムに直面するロマの人々が問題化されることによって生まれた。その後、旧社会主義諸国の EU 加盟が現実化していく過程で、ロマ保護はヨーロッパ全体の問題とされながら個々の実践を各加盟国のが組みに依拠することとなったのである。クロアチアにおけるロマ保護は、かかる潮流を背景にしながら、2003 年以降に体系的な政策として具体化された。その政策は、「ヨーロッパ」のロマ保護に追随する形で作られながら、同時にクロアチアにおけるネイション化の論理に沿ったものであった。

つまり、難民帰還とロマ保護という二つの政策から見るクロアチアのマイノリティ保護は、明確にヨーロッパ統合への参加という目的に応じて形成されてきたものであった。そして、マイノリティ保護はその目的の限りでのヨーロッパ化としてあらわれるだけではなく、2000 年以降のクロアチア政治の変遷の中で、政府の政策方針において内部規範化されていった。だが、それはクロアチア・ネイションを中心とした国民国家形成という枠組みを崩さない、ネイション化を前提としながらの内部化であった。

独立後のクロアチアにおけるネイション化とヨーロッパ化という二つの過程は、相互の正当性を補強しあう形で進められてきたと把握できる。1990 年代のクロアチア政府は、クロアチアが伝統的に「ヨーロッパ」に属してきたという認識にもとづいて、「クロアチア文化」を根本的価値とするネイション化を進めてきた。そこではネイション化とヨーロッパ化が重なり合うものとして認識されたのである。また、マイノリティ保護のための法律制定に見られるように、「ヨーロッパ」の規範はクロアチアの独立承認を認められる限りで取り入れられ、クロアチアの自立を否定するような介入は「ヨーロッパ」からのものであっても認められなかった。2000 年代に入ると、トウジマン政権の統治を否定する形で、難民帰還や ICTY への協力などの分野を中心に、それまでは認められなかった政策分野でのヨーロッパ化が進展した。しかし、それでもヨーロッパ化とネイション化の過程が完全に対立することはなく、潜在的なネイション化の論理にもとづいてヨーロッパ統合への参加のための改革が進められたのである。

クロアチアにおいてネイション化とヨーロッパ化が相互に矛盾しながらも、補強し合う形で進展した理由は、それぞれの共同性形成過程が異なった位相で展開されたことによると考えられる。すなわち、ヨーロッパ化は各国民国家のナショナリズムを土台にしながら複層的に共同性を形成する過程として、ネイション化はナショナリズムにもとづいて国民国家内部の共同性を形成する過程として、両者が同時に展開されたということである。ここでは、ヨーロッパ化による影響は、国民国家の主権に一元化されている支配=被支配関係を統治形式の改革を通じて分散化する形であらわれてきた。その反面、ナショナリズム・イデオロギーは、分散化された支配=被支配関係を根底から正当化する論理として機能し、ヨーロッパ統合における国民国家の地位を確保することを可能にせしめたのである。こう

して、マイノリティの地位をめぐる矛盾を軸としながら、ヨーロッパ化は国民国家のナショナリズムに依存して進められ、ネイション化は新たに形成された統治形式に依拠しながら、依然として実効性を持って進められたのである。

かくて、現代のヨーロッパ統合とは、ナショナリズム・イデオロギーの普遍主義を相対化することなく、むしろそのイデオロギーに依存して部分的な共同性を形成する試みにとどまってきたのである。そこでは、クロアチアのような「小国」であってもヨーロッパ化の中でナショナリズム・イデオロギーを問い合わせられることはなく、マイノリティ保護規範を通した国民国家の根本的な変容は発生しなかったと言える。

独立以降のクロアチアにおける「民主化」については、ザコシェクが指摘するように2000年以降のクロアチアの国家枠組みが安定していたことは、マイノリティ保護政策の変容を可能にし、セルビア系難民を政治的共同体に再統合するという事例に見られるような「民主化」を促進したと言えるであろう⁴⁰⁷。しかし同時に、その安定した国家枠組みは、クロアチアのネイション化を推し進めるナショナリズムを固定化するものでもあった。ヴェステルダルが指摘したような、マイノリティに対する排外主義的なトウジマン政権期の統治からの脱却は、ネイション化の継続を伴ったものだったのである⁴⁰⁸。そこでマイノリティ保護政策は、政治的共同体の構成員に組み込まれたセルビア系住民を周縁化し、ロマを同化する傾向を持つものであった。すなわち、マイノリティ保護をクロアチア・ネイションのための国民国家形成の手段として位置づけたという意味で、クロアチアの「民主化」には限界が存在したということを指摘できる。加えて、その限界はヨーロッパ統合の過程において追認されたものだったのである。

クロアチアにおけるヨーロッパ化が、そのナショナリズム・イデオロギーを前提とするものであったことからは、クロアチアのEU加盟には「大国」による「小国」の支配という側面とは異なる性格が存在したことを示している。月村が指摘した「多様性の喪失」としての「非バルカン化」の実態は、マイノリティ保護の事例から見た場合、少なくとも現段階においては、「ヨーロッパ」による平準化としてではなくクロアチア政府のナショナリズムにもとづくネイション化と、それに対する「ヨーロッパ」の追認という形で生じていると言えよう⁴⁰⁹。「クロアチアの春」以来のクロアチア・ナショナリストが自らを「ヨーロッパ」に同定してきたことを鑑みれば、ネイション化による国民国家形成そのものが「ヨーロッパ」に内在する規範であるとも考えられる。だが、それはクロアチア政府のナショナリズムにもとづいて進められてきた過程であり、普遍主義的な「ヨーロッパ」イデオロギーにもとづいていたわけではないのである。ここには、百瀬が示すような「ヨーロッパ」

⁴⁰⁷ Nenad Zakošek, *op.cit.*, p.607.

⁴⁰⁸ Knut Vesterdal, *op.cit.*, pp.369-373.

⁴⁰⁹ 月村太郎、前掲「バルカン地域における非バルカン化—旧ユーゴ後継諸国の現状と展望を中心に」100-102頁。

の普遍主義と国民国家の個別性の対置構造のみならず、普遍主義的な国民国家のナショナリズムを土台としたヨーロッパの共同性形成という過程が存在する⁴¹⁰。「多様な」国民国家のナショナリズム・イデオロギーにもとづいて「ヨーロッパ」の共同性を複層的に形成するという普遍主義が、現代ヨーロッパ統合の基本的性格であると考えられるのである。

したがって本研究において、現代のヨーロッパ統合過程を背景とする国民国家でネイション化が進められた理由を明らかにすことができたと考える。なぜならば、それは、二重の普遍性=個別性関係における正当性の再生産過程の中に存在したからであり、独立後のクロアチアでのネイション化は、「ヨーロッパ」的国民国家の形成をレトリック上の正当化論拠とし、ヨーロッパ統合への適応を制度上の正当性の源泉として進められたからである。そして、ヨーロッパ化はナショナリズムを補完するという原則に正当性を見出し、国家の制度を通じて具体的な政策を遂行しようとしたからである。すなわち、マイノリティの地位をめぐる矛盾を軸としてネイション化とヨーロッパ化が相互補完的に進められたということであり、いずれか一方の過程がもう一方の過程を実現する手段になったということである。ここに、両者の弁証法的な関係が存在したのである。その意味では、ヨーロッパ統合に依拠して国民国家形成を進める国家はヨーロッパ化を図るが、「ヨーロッパ」の共同性形成が国民国家のナショナリズムに依拠して進められる限り、ヨーロッパ化と同時にネイション化が進められるというのが不可避の帰結であると言えよう。すなわち、クロアチアの事例から言えることは、マイノリティ保護規範を掲げる欧州国際組織が存在したにもかかわらずネイション化が進められたのではなく、かかる組織の存在がネイション化を進める要因となったということなのである。

のことによって、今日のナショナリズム研究に対する貢献として、国民国家がマイノリティを位置づける動態的な試みを解明するための一つの知見を、ヨーロッパ統合という事例に即して提示できると考える。ブルーベイカーはネイション化という概念によって、国民国家において「ネイション性」が制度化されていく過程を解明する道筋を示した⁴¹¹。本研究は、そこにヨーロッパ化という概念を対応させることによって、「ネイション性」が制度化されていく根底的な論理を明らかにした。これを一般化して言うならば、複層的な支配=被支配関係を前提とする現代の国際社会において、国民国家によるネイション化は他の普遍主義イデオロギーと競合しながら進められるのではなく、異なった論理によって形成される共同性をナショナリズムの論理に翻訳しながら取り込むことによって正当性を確保するであろう、ということである。

では、マイノリティ保護が要請される世界においてさえナショナリズムの論理が普遍主義的に機能するのであれば、現代の国民国家の変容は、マイノリティを対象化する支配=

⁴¹⁰ 百瀬亮司、前掲論文、182-183頁。

⁴¹¹ Rogers Brubaker, "Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in post-Soviet States", p.1807.

被支配関係を克服するものではないのであろうか。

本研究の事例からすると、一つの可能性は、セルビア系難民の政治的共同体への再統合という政策転換に見出される。また、別の可能性は、欧州人権裁判所の判決に見られるような保護に対する「揺らぎ」の姿勢である。前者は、「ヨーロッパ」の保護規範を通じて国民国家の普遍主義に包摂される人々が拡大された事例であり、後者は「ヨーロッパ」の普遍主義がマイノリティの個別性に直面することによって動搖した事例である。どちらの事例においても国民国家の枠組みは動かないが、そこでの統治の中身が変容している。つまり、ナショナリズムの正統性が前提とされている中でさえ、国民国家の正当性は常に問われ続けるということである。それゆえ、ヨーロッパ化とネイション化における普遍主義と個別主義の弁証法的相互作用は、一方で国民国家のアンシュタルト的な共同性を追認するプロセスでありながら、他方で、その特殊性を根底から問い合わせ直すための契機を国民国家の内外に再生産する過程でもあったのである。

したがって、本研究は、「ヨーロッパ」と国民国家の関係を軸にして、ヨーロッパ統合の深化と拡大、クロアチアを含めた社会主义諸国の体制転換と独立、マイノリティ保護レジームの形成という転機が同時に訪れた「冷戦以後」という時代をあらためて問い合わせ直し、「マジョリティ」と「マイノリティ」の双方にとって、公正な共同体形成につながる可能性を切り開くための知見を提示することができたと考える。

参考文献

1. 文書館資料

Hrvatski Državni Arhiv (クロアチア国立文書館)

[HR-HDA-1220, D-4164], Centralni Komitet Saveza Komunista Hrvatske,
Međunarodne Veze Društvenih - Političkih Organizacija 1968-1972. (クロアチア共
産主義者同盟中央委員会、社会・政治組織の民族間関係 1968-1972)

2. 公文書、法律・法令

<クロアチア語、セルビア語、セルビア・クロアチア語>

Sabor Republike Hrvatske (1990) „Ustav Republike Hrvatske“, (クロアチア共和国議会
「クロアチア共和国憲法」) *Narodne Novine*, 56, 22 prosinca.

— (1991) „Povelja o Pravima Srba i Drugih Nacionalnosti u Republici Hrvatskoj“,
(「クロアチア共和国におけるセルビア人およびその他のナショナリティの権利に關
する憲章」) *Narodne Novine*, 31, 25 lipnja.

— (1991) „Zakon o Hrvatskom Državljanstvu“, (「クロアチア国籍に関する法律」)
Narodne Novine, 53, 08 listopada.

— (1993) „Zakon o Statusu Prognanika i Izbjeglica“, (「追放民と難民の地位に関する法
律」) *Narodne Novine*, 96, 25 listopada.

— (1995) „Odluka o Proglašenju Ustavnog Zakona o Privremenom Neprimjenjivanju
Pojedinih Odredbi Ustavnog Zakona o Ljudskim Pravima i Slobodama i o Pravima
Etničkih i Nacionalnih Zajednica ili Manjina u Republici Hrvatskoj“, (「クロアチア
共和国における人権と自由およびエスニック・ナショナルな共同体もしくはマイノリ
ティの権利に関する基本法の特別規定の一時的失効についての基本法布告に関する
決定」) *Narodne Novine*, 68, 21 rujna.

— (1995) „Odluka o Proglašenju Zakona o Davanju u Najam Stanova na
Oslobodenom Teritoriju“, (「解放された地域におけるアパート貸借に関する法律の布
告に関する決定」) *Narodne Novine*, 73, 27 rujna.

— (1995) „Odluka o Proglašenju Zakona o Privremenom Preuzimanju i Upravljanju
Određenom Imovinom“, (「特定財産の一時的な接収と管理に関する法律の布告に關す
る決定」) *Narodne Novine*, 73, 27 rujna.

— (1996) „Zakon o Obnovi“, (「再建に関する法律」) *Narodne Novine*, 24, 26 ožujka.

— (1996) „Zakon o Područima Posebne Državne Skrbi“, (「特別国家支援地域に関する
法律」) *Narodne Novine*, 44, 05 lipnja.

— (1998) „Program Povratka i Zbrinjavanja Prognanika, Izbjeglica i Raseljenih

Osoba“, (「追放民、難民、避難民の帰還支援プログラム」) *Narodne Novine*, 92, 07 srpnja.

—— (2002) „Ustavni Zakon o Pravima Nacionalnih Manjina“, (「ナショナル・マイノリティの権利に関する基本法」) *Narodne Novine*, 155, 23 prosinca.

—— (2003) „Zakon o Strancima“, (「外国人に関する法律」) *Narodne Novine*, 109, 09 srpnja.

Sabor Socijalističke Republike Hrvatske (1974) „Ustav Socijalističke Republike Hrvatske“, (クロアチア社会主義共和国議会「クロアチア社会主義共和国憲法」) *Narodne Novine*, 8, 22 veljače.

—— (1990) „Odluka o Proglašenju Amandmana LXIV. do LXXV. na Ustav Socijalističke Republike Hrvatske“, (「クロアチア社会主義共和国憲法第 64-75 条の修正布告に関する決定」) *Narodne Novine*, 31, 28 srpnja.

Ured za Ljudska Prava i Prava Nacionalnih Manjina (2012) *Nacionalna Strategija za Uključivanje Roma, za Razdoblje od 2013. do 2020. Godine*, (人権とナショナル・マイノリティの権利事務局『2013 年から 2020 年までのロマ包摂のための国家戦略』) Zagreb, studenoga.

Vlada Republike Hrvatske (2002) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Pridruživanje Europskoj Uniji 2003. Godina*, (クロアチア共和国政府『2003 年度 EU 参加のためのクロアチア共和国国家プログラム』) Zagreb, prosinca.

—— (2003) *Nacionalni Program za Rome*, (『ロマのための国家プログラム』) Zagreb, listopada.

—— (2004) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Pridruživanje Europskoj Uniji – 2004. Godina*, (『EU 参加のためのクロアチア共和国国家プログラム—2004 年度』) Zagreb, ožujka.

—— (2005) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Pridruživanje Europskoj Uniji – 2005. Godina*, (『EU 参加のためのクロアチア共和国国家プログラム—2005 年度』) Zagreb, veljače.

—— (2005) *Akcijski Plan Desetljeća za Uključivanje Roma 2005-2015*, (『ロマ包摂のための十年行動計画』) Zagreb, ožujka.

—— (2006) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Pridruživanje Europskoj Uniji – 2006. Godina*, (『EU 参加のためのクロアチア共和国国家プログラム—2006 年度』) Zagreb, veljače.

—— (2007) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Prijeganje Europskoj Uniji – 2007. Godina*, (『EU 加盟のためのクロアチア共和国国家プログラム—2007 年度』) Zagreb, ožujka.

- (2008) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Prijelaz u Evropsku Uniju – 2008. Godinu*, (『EU 加盟のためのクロアチア共和国国家プログラム—2008 年度』) Zagreb, svibnja.
- (2009) *Nacionalni Program Republike Hrvatske za Prijelaz u Evropsku Uniju – 2009. Godinu*, (『EU 加盟のためのクロアチア共和国国家プログラム—2009 年度』) Zagreb, travnja.
- (2010) *Program Vlade Republike Hrvatske za Preuzimanje i Provedbu Pravne Stečevine Europske Unije*, (『EU 法体系の適応と実施のためのクロアチア共和国政府プログラム』) Zagreb, siječnja.
- (2010) *Mjere za Izvršenje Presude Europskog Suda za Ljudska Prava u Predmetu Oršuš i Dr. protiv Hrvatske*, (『欧州人権裁判所オルシュュほか対クロアチア判決執行の方策』) Zagreb, lipnja.
- (2010) *Program Vlade Republike Hrvatske za Preuzimanje i Provedbu Pravne Stečevine Europske Unije za 2011. Godinu*, (『EU 法体系の適応と実施のための 2011 年度クロアチア共和国政府プログラム』) Zagreb, prosinca.
- (2011) *Program Vlade Republike Hrvatske za Mandat 2011.-2015.*, (『2011-2015 年期クロアチア共和国政府プログラム』) Zagreb, prosinca.

<英語>

- (1950) *Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms*, Rome, November.
- (1995) *The Erdut Agreement*, Erdut, November.
- (1995) *The General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina*, Dayton, December.
- (2005) *Regional Ministerial Conference on Refugee Returns: Declaration*, Sarajevo, January.
- Conference on Security and Co-operation in Europe (1993) [CSCE Communication No.240], *Roma (Gypsies) in the CSCE Region Report of the High Commissioner on National Minorities*, Prague, September.
- Council of Europe (1969) [Recommendation 563(1969)], *On the Situation of Gypsies and Other Travellers in Europe*, Strasbourg, September.
- (1975) [Resolution (75)13], “Containing Recommendations on the Social Situation of Nomads in Europe” in *Conclusions of the 245th Meeting of the Ministers’ Deputies*, Strasbourg, May, pp.290-292.
- (1983) [Recommendation No.R (83)1], *On Stateless Nomads and Nomads of*

- Undetermined Nationality*, Strasbourg, February.
- (1993) [Recommendation 1203], *Gypsies in Europe*, Strasbourg, February.
- (1995) [H (95)10], *Framework Convention for the Protection of National Minorities and Explanatory Report*, Strasbourg, February.
- (1999) [ACFC/SR (1999)005], *Report Submitted by Croatia Pursuant to Article 25, Paragraph 1 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities*, Strasbourg, March.
- (2004) [ACFC/SR/II (2004)002], *Second Report Submitted by Croatia Pursuant to Article 25, Paragraph 2 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities*, Strasbourg, April.
- Czech Republic (2010) *Decade of Roma Inclusion 2005-2015: Terms of Reference*, Prague, October.
- European Commission (1996) [IP/96/876], *Commission Defines Principles for Future Contractual Relations with Certain Countries in South Eastern Europe*, Brussels, October.
- (2000) [IP/00/526], *Commission Recommends Negotiations on a Stabilisation and Association Agreement with Croatia*, Brussels, May.
- (2003) [COM (2003)139 final], *Croatia: Stabilisation and Association Report 2003*, Brussels, March.
- (2004) [COM (2004)257 final], *Communication from the Commission: Opinion on Croatia's Application for Membership of the European Union*, Brussels, April.
- (2005) [COM (2005)561 final], *Croatia 2005 Progress Report*, Brussels, November.
- (2006) [COM (2006)649 final], *Croatia 2006 Progress Report*, Brussels, November.
- (2007) [COM (2007)663 final], *Croatia 2007 Progress Report*, Brussels, November.
- (2008) [COM (2008)674], *Croatia 2008 Progress Report*, Brussels, November.
- (2009) [COM (2009)533], *Croatia 2009 Progress Report*, Brussels, October.
- (2010) [COM (2010)660], *Croatia 2010 Progress Report*, Brussels, November.
- (2011) [COM (2011)173 final], *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: An EU Framework for National Roma Integration Strategies up to 2020*, Brussels, April.
- (2011) [COM (2011)666], *Croatia 2011 Progress Report*, Brussels, October.
- (2012) [SWD (2012)338 final], *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: on the Main Findings of the Comprehensive Monitoring Report on Croatia's State of Preparedness for EU*

Membership, Brussels, October.

- European Court of Human Rights (2006) [59532/00], *Grand Chamber, Case of Blečić v. Croatia, Judgment*, Strasbourg, 8 March.
- (2007) [57325/00], *Grand Chamber, Case of D.H. and Others v. the Czech Republic, Judgement*, Strasbourg, 13 November.
- (2008) “Roma Children Denied Access to School before Being Assigned to Special Classrooms in an Annex to the Main Primary School Buildings: Violation (Sampanis and Others v. Greece)”, *Information Note on the Court’s Case-Law*, No. 109, Strasbourg, June, pp.20-22.
- (2008) [15766/03], *First Section, Case of Oršuš and Others v. Croatia, Judgement*, Strasbourg, 17 July.
- (2010) [15766/03], *Grand Chamber, Case of Oršuš and Others v. Croatia, Judgement*, Strasbourg, 16 March.
- European Union COCEN Group (1999) *Recommendation on the Situation of Roma in the Candidate Countries: Background Document*, Tampere, December.
- Government of the Republic of Croatia - Ministry for Public Works, Reconstruction and Construction (2003) *Report on Return of Displaced Persons and Refugees in the Republic of Croatia from 2000-2003: Repossession of Property, Housing, Reconstruction*, Zagreb, October.
- Government of the Republic of Croatia - Office for European Integration (1999) *Action Plan for European Integration of the Republic of Croatia*, Zagreb, September.
- International Court of Justice (2015) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia), Judgment*, Hague, 3 February.
- OSCE Mission to Croatia (1998) *Report of the OSCE Mission to the Republic of Croatia on Croatia’s Progress in Meeting International Commitments since January 1998*, Zagreb, May.
- (2001) *Report of the OSCE Mission to the Republic of Croatia on Croatia’s Progress in Meeting International Commitments since March 2001*, Zagreb, November.
- (2003) *Status Report No.13*, Zagreb, December.
- (2004) *Status Report No.14 on Croatia’s Progress in Meeting International Commitments since December 2003*, Zagreb, July.
- The Government of Romania - National Agency for Roma (2006) *The Decade of Roma Inclusion – One Year of Romanian Presidency July 2005-June 2006*, Bucharest,

December.

UNHCR Croatia (2011) *Return to Republic of Croatia 1995-2010: According to Area of Responsibility of UNHCR Field Teams*, Zagreb, March.

United Nations High Commissioner for Refugees (2007) *UNHCR Statistical Yearbook 2005: Trends in Displacement, Protection and Solutions*, New York, April.

United Nations International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (2011)

[IT-06-90-T], *Prosecutor v. Ante Gotovina, Ivan Čermak, Mladen Markač, Judgement*, Hague, April.

— (2012) [IT-06-90-A], *Prosecutor v. Ante Gotovina, Mladen Markač, Judgement*, Hague, November.

United Nations Security Council (1996) [S/RES/1037], *UNSCR1037*, New York, January.

3. 新聞・週刊雑誌

<クロアチア語、セルビア語、セルビア・クロアチア語>

Hrvatski Tjednik (『クロアチア週報』) (1971)

Jutarnji List (『朝刊』) (2010-2015)

<<http://www.jutarnji.hr/>> (最終検索日：2015年11月12日)

Medimurske Novine (『メジムリエ新聞』) (2010)

<<http://www.mnovine.hr/>> (最終検索日：2015年11月12日)

Vecernji List (『夕刊』) (2010-2015)

<<http://www.vecernji.hr/>> (最終検索日：2015年11月12日)

<英語>

Ottawa Citizen (1990-1991)

The Times (1989-1991)

4. 書籍

<クロアチア語、セルビア語、セルビア・クロアチア語>

Babić, Dragutin, Filip Škiljan i Drago Župarić-Iljić (2011) *Nacionalne Manjine u Zagreb-*

Položaj i Perspektive, (ドラグティン・バビチ、フィリップ・シュキリヤン、ドラゴ・

ジュパリチ = イリイチ『ザグレブにおけるナショナル・マイノリティ：現状と展望』)

Zagreb: Plejada.

Baletić, Milovan (ur.) (1990) *Ljudi iz 1971. Prekinuta Šutnja*, (ミロヴァン・バレティチ

編『1971年以来の人々：破られた沈黙』) Zagreb: DIPVjesnik.

- Baletić, Milovan i Zdravko Židovec (ur.) (1970) *X Sjednica Centralnog Komiteta Saveza Komunista Hrvatske*, (ミロヴアン・バレティチ、ズドラヴコ・ジドヴェツ編『第十回クロアチア共産主義者同盟会合』) Zagreb: Vjesnik.
- Barić, Nikica (2005) *Srpska Pobuna u Hrvatskoj 1990.-1995.*, (ニキツア・バリチ『クロアチアにおけるセルビア人の反乱 1990-1995』) Zagreb:Golden Marketing.
- Bilandžić, Dušan (1999) *Hrvatska Moderna Povijest*, (ドゥシャン・ビランジチ『クロアチア近代史』) Zagreb: Golden Marketing.
- Cipek, Tihomir (2001) *Ideja Hrvatske Države u Političkoj Misli Stjepana Radića*, (ティホミル・チペク『スティエパン・ラディチの政治思想におけるクロアチア国家の理念』) Zagreb: Alinea.
- Dobrovšak, Ljiljana i Ivana Žebec Šilj (ur.) (2015) *Nacionalne Manjine u Hrvatskoj i Hrvati kao Manjina – Europski Izazovi*, (リリヤナ・ドブロヴシャク、イヴァナ・ジエベツ・シリイ編『クロアチアのナショナル・マイノリティとマイノリティとしてのクロアチア人—ヨーロッパの課題』) Zagreb: Institut Društvenih Znanosti Ivo Pilar.
- Durić, Dragan, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) (1990) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, (ドラガン・ジュリチ、ボヤン・ムニン、スルジャン・チュパノヴィチ編『クロアチアの政党：文書資料』) Zagreb: NIRO-Radničke Novine.
- Goldstein, Ivo (2010) *Dvadeset Godina Samostalne Hrvatske*, (イヴォ・ゴールドスtein『独立クロアチアの 20 年』) Zagreb: Novi Liber.
- Goldstein, Ivo (ur.) (2002) *Hrvatska-Europa-Svijet: Klonologija (drugo)*, (イヴォ・ゴールドスtein編『クロアチア・ヨーロッパ・世界：年表（第二版）』) Zagreb: Novi Liber.
- Gotovac, Vlado i Dražen Budiša (1991) *Razgovori o Slobodnoj Hrvatskoj*, (ヴラド・ゴトヴァツ、ドラジェン・ブディシャ『自由なクロアチアについての対話』) Zagreb: HSLS.
- Grdešić, Ivan, Mirjana Kasapović, Ivan Šiber i Nenad Zakošek (1991) *Hrvatska u Izborima '90*, (イヴァン・グルデシチ、ミリヤナ・カサポヴィチ、イヴァン・シベル、ネナド・ザコシェク『'90 年選挙におけるクロアチア』) Zagreb: Naprijed.
- Gross, Mirjana (1973) *Povijest Pravaške Ideologije*, (ミリヤナ・グロス『権利派イデオロギーの歴史』) Zagreb: Sveučilište u Zagreb – Institut za Hrvatsku Povijest.
- Guskova, Jelena (2003) *Istorija Jugoslovenske Krize (1990-2000) I-II*, (イエレナ・グスコヴァ『ユーゴスラヴィア危機の歴史（1990-2000）』1-2 卷) Beograd: Izdavački Grafički Atelje „M“.
- Hekman, Jelena (ur.) (2002 [1972]) *Izvještaj o Kontroli Zakonitosti Rada Matice Hrvatske*, (イエレナ・ヘクマン編『マティツア・フルヴァツカの活動に対する法的統制に関する報告』) Zagreb: Matica Hrvatska.
- Hudelist, Darko (1999) *Banket u Hrvatskoj: Prilozi Povijesti Hrvatskog Višestranačja*

- 1989-1990. (drugo), (ダルコ・フデリスト『クロアチアの祝宴：クロアチア複数政党制の歴史に寄せて 1989-1990（第二版）』) Zagreb: Globus.
- (2004) *Tuđman: Biografija*, (『トゥジマン：伝記』) Zagreb: Profil.
- Jakovina, Tvrko (ur.) (2012) *Hrvatsko Proljeće: 40 Godina Poslje*, (トヴルトウコ・ヤコヴィナ編『クロアチアの春：40 年後』) Zagreb: Centar za Demokraciju i Pravo Miko Tripalo, Filozofski Fakultet Sveučilišta u Zagrebu, Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagrebu i Pravni Fakultet Sveučilišta u Zagrebu.
- Juzbašić, Živko (2009) *Srpsko Pitanje i Hrvatska Politika: Svjedočanstva i Dokumenti 1990 – 2000*, (ジヴコ・ユズバシチ『セルビア人問題とクロアチア政治：証言と文書 1990-2000』) Zagreb: Prometej.
- Kasapović, Mirjana (1992) *Izborni i Stranački Sustav Republike Hrvatske*, (ミリヤナ・カサポヴィチ『クロアチア共和国の選挙・政党システム』) Zagreb: Alinea.
- Kasapović, Mirjana, Ivan Šiber i Nenad Zakošek (1998) *Birači i Demokracija: Utjecaj Ideoloških Rascjepa na Politički Život*, (ミリヤナ・カサポヴィチ、イヴァン・シベル、ネナド・ザコシェク『有権者と民主主義：政治活動に対するイデオロギー的亀裂の影響』) Zagreb: Alinea.
- Kočović, Bogoljub (2005) *Sahrana Jednog Mita: Žrtve Drugog Svetskog Rata u Jugoslaviji (Treće)*, (ボゴリュブ・コチョヴィチ『一つの神話の埋葬：第二次世界大戦期ユーゴスラヴィアにおける犠牲者（第三版）』) Beograd: Otkrovenje.
- Kurelić, Zoran (2002) *Liberalizam sa Skeptičnim Licem: Nesumjerljivost kao Politički Pojam*, (ゾラン・クレリチ『懷疑的な顔をした自由主義：政治的概念としての共約不可能性』) Zagreb: Barbat
- Lalić, Dražen i Suzana Kunac (2010) *Izborne Kampanje u Hrvatskoj: Dvije Studije o Tri Izborna Nadmetanja*, (ドラゼン・ラリチ、スザナ・クナツ『クロアチアにおける選挙キャンペーン：三つの選挙闘争に関する二つの研究』) Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagreb.
- Lalović, Dragutin (ur.) (2014) *Hrvatska i Jugoslavensko „Proljeće“ 1962-1972.*, (ドラグティン・ラロヴィチ編『クロアチアとユーゴスラヴィアの「春」1962-1972』) Zagreb: Društvo >>Povijest Izvan Mitova<<.
- Mađor, Mirko (ur.) (2003 [1972]) *Hrvatsko Proljeće: Presuda Partije*, (ミルコ・マジョル編『クロアチアの春：党の判決』) Zagreb: Dom i Svjet.
- Matković, Hrvoje (2002) *Povijest Nezavisne Države Hrvatske (drugo)*, (フルヴォイエ・マトコヴィチ『クロアチア独立国の歴史（第二版）』) Zagreb: Naklada P.I.P. Pavčić.
- Mešić, Milan i Dragan Bagić (2011) *Manjinski Povratak u Hrvatsku – Studija Otvorenog Procesa*, (ミラン・メシチ、ドラガン・バギチ『クロアチアへのマイノリ

- ティの帰還—開かれたプロセスの調査』) Zagreb: UNHCR.
- Mujadžević, Dino (2011) *Bakarić: Politička Biografija*, (ディノ・ムヤジエヴィチ『バカリチ：政治的伝記』) Zagreb: Plejada.
- Novak, Viktor (1986) *Magnum Crimen: Pola Vijeka Klerikalizma u Hrvatskoj (rpt.)*, (ヴィクトル・ノヴァク『大罪：クロアチアにおける教権主義の半世紀（再版）』) Beograd: Nova Knjiga.
- Rebić, Adalbert (2012) *Sve Moje Izbjeglice*, (アダルベルト・レビチ『すべて我が難民』) Zagreb: Novelti Milenium.
- Stančić, Nikša (2002) *Hrvatska Nacija i Nacionalizam u 19. i 20. Stoljeću*, (ニクシャ・スタンチチ『19・20世紀におけるクロアチアのネイションとナショナリズム』) Zagreb: Barbat.
- Šentija, Josip (2005) *Razgovori s Mikom Tripalom o Hrvatskom Proljeću*, (ヨシップ・シェンティヤ『クロアチアの春に関するミコ・トリパロとの対話』) Zagreb: Profil.
- Šiber, Ivan (ur.) (2011) *Hrvatska i Europa: Strahovi i Nade*, (イヴァン・シベル編『クロアチアとヨーロッパ：不安と希望』) Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagreb.
- Štambuk, Maja (ur.) (2005) *Kako Žive Hrvatski Romi = How do Croatian Roma Live*, (マヤ・シュタムブク編『クロアチアのロマの生活』) Zagreb: Institut Društvenih Znanosti Ivo Pilar.
- Tripalo, Miko (1990) *Hrvatsko Proljeće*, (ミコ・トリパロ『クロアチアの春』) Zagreb: Globus.
- Tuđman, Franjo (1989) *Bespuća Povijesne Zbiljnosti: Rasprava o Povijesti i Filozofiji Zlosilja*, (フランヨ・トゥジマン『歴史的現実の隘路：悪行の歴史・哲学に関する論争』) Zagreb: Nakladni Zavod Matice Hrvatske.
- Zakošek, Nenad (2002) *Politički Sustav Hrvatske*, (ネナド・ザコシェク『クロアチアの政治システム』) Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti.

＜英語＞

- Armstrong, John (1982) *Nations before Nationalism*, North Carolina: University of North Carolina Press.
- Banac, Ivo (1988) *The National Question in Yugoslavia: Origins, History, Politics (pbk.)*, New York: Cornell University Press.
- Barany, Zoltan (2002) *The East European Gypsies: Regime Change, Marginality, and Ethnopolitics*, New York: Cambridge University Press.
- Barry, Brian (2001) *Culture & Equality: An Egalitarian Critique of Multiculturalism*,

- Massachusetts: Harvard University Press.
- Bellamy, Alex J. (2003) *The Formation of Croatian National Identity: A Centuries-Old Dream?*, Manchester: Manchester University Press.
- Bideleux, Robert and Ian Jeffries (2007) *The Balkans: A Post-communist History*, New York: Routledge.
- Breuilly, John (1993) *Nationalism and the State (2nd)*, Chicago: Chicago University Press.
- Brubaker, Rogers (1996) *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (2004) *Ethnicity without Groups*, Massachusetts: Harvard University Press.
- Brubaker, Rogers, Margit Feischmidt, Jon Fox and Liana Grancea (2006) *Nationalist Politics and Everyday Ethnicity in a Transylvanian Town*, Princeton: Princeton University Press.
- Cohen, Lenard J. and Jasna Dragović-Soso (eds.) (2008) *State Collapse in South-Eastern Europe*, Indiana: Purdue University Press.
- Crick, Bernard (1962) *In Defence of Politics*, London: The University of Chicago Press.
- Croatian Helsinki Committee for Human Rights (2001) *Military Operation Storm and Its Aftermath: Report*, Zagreb: HHO.
- Cuvalo, Ante (1990) *The Croatian National Movement: 1966-1972*, New York: Columbia University Press.
- Djokić, Dejan (ed.) (2003) *Yugoslavism: Histories of a Failed Idea 1918-1992*, London: Hurst & Company.
- Djokić, Dejan and James Ker-Lindsay (eds.) (2011) *New Perspectives on Yugoslavia: Key Issues and Controversies*, London: Routledge.
- Elbasani, Arolda (ed.) (2013) *European Integration and Transformation in the Western Balkans: Europeanization or Business as Usual?*, London: Routledge.
- Fisher, Sharon (2006) *Political Change in Post-Communist Slovakia and Croatia: From Nationalist to Europeanist*, New York: Palgrave Macmillan.
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, New York: Routledge.
- Gagnon Jr., Valère P. (2004) *The Myth of Ethnic War: Serbia and Croatia in the 1990s*, New York: Cornell University Press.
- Galbreath, David J. and John McEvoy (2012) *The European Minority Rights Regime: towards a Theory of Regime Effectiveness*, New York: Palgrave Macmillan.
- Glaurdić, Josip (2011) *The Hour of Europe: Western Powers and the Breakup of*

- Yugoslavia*, Connecticut: Yale University Press.
- Grabbe, Heather (2006) *The EU's Transformative Power: Europeanization through Conditionality in Central and Eastern Europe*, New York: Palgrave Macmillan.
- Graziano, Paolo and Maarten P. Vink (eds.) (2007) *Europeanization: New Research Agendas*, New York: Palgrave Macmillan.
- Guy, Will (ed.) (2012) *From Victimhood to Citizenship: The Path of Roma Integration: A Debate*, Weinheim: Pakiv European Roma Fund, Kossuth Publishing Corporation.
- Hastings, Adrian (1996) *The Construction of Nationhood: Ethnicity, Religion and Nationalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hayden, Robert M. (2000) *Blueprints for a House Divided: The Constitutional Logic of the Yugoslav Conflicts (pbk.)*, Michigan: The University Michigan Press.
- (2013) *From Yugoslavia to the Western Balkans: Studies of a European Disunion, 1991-2011*, Leiden: Brill.
- Hechter, Michael (1975) *Internal Colonialism: The Celtic Fringe in British National Development, 1536-1966*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Hobsbawm, Eric and Terence Ranger (eds.) (1983) *The Invention of Tradition*, New York: Cambridge University Press.
- Holbrooke, Richard (1998) *To End a War*, New York: Random House.
- Hutchinson, John (1994) *Modern Nationalism*, London: Fontana Press.
- (2005) *Nations as Zones of Conflict*, London: SAGE Publications.
- Ichijo, Atsuko and Gordana Uzelac (eds.) (2005) *When is the Nation?: Towards and Understanding of Theories of Nationalism*, New York: Routledge.
- Ingrao, Charles and Thomas A. Emmert (eds.) (2013) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholar's Initiative (2nd)*, Indiana: Purdue University Press.
- Irvine, Jill (1993) *The Croat Question: Partizan Politics in the Formation of the Yugoslav Socialist State*, San Francisco: Westview Press.
- Jović, Dejan (2009 [2003]) *Yugoslavia: A State Withered Away*, Indiana: Purdue University Press. (原題：*Jugoslavija – Država koja je Odmurla*)
- Kohn, Hans (1944) *The Idea of Nationalism: A Study in Its Origins and Background*, New York: The Macmillan.
- Kurspahic, Kemal (2003) *Prime Time Crime: Balkan Media in War and Peace*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace.
- Kymlicka, Will (1996) *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, New York: Cambridge University Press.
- Ladrech, Robert (2010) *Europeanization and National Politics*, New York: Palgrave

Macmillan.

- Linklater, Andrew (1998) *The Transformation of Political Community: Ethical Foundations of the Post-Westphalian Era*, Cambridge: Polity Press.
- McGarry, John and Michael Keating (eds.) (2006) *European Integration and the Nationalities Question*, London: Routledge.
- Mešić, Stipe (2004 [1994]) *The Demise of Yugoslavia: A Political Memoir*, [Milena Benini (tr.)], New York: Central University Press. (原題：*Kako je Srušena Jugoslavija: Politički Memoari*)
- Mill, John S. (1978 [1859]) *On Liberty*, [Elizabeth Rapaport (ed.)], Indiana: Hackett Publishing Company.
- Minority Rights Group International (2003) *Minorities in Croatia*, London: MRGI.
- Petričušić, Antonija, Marko Kmezić and Mitja Žagar (2008) *The Role of Human and Minority Rights in the Process of Reconstruction and Reconciliation for State and Nation-Building: Croatia*, Bolzano: EURAC.
- Ramet, Pedro (1984) *Nationalism and Federalism in Yugoslavia, 1963-1983*, Indiana: Indiana University Press.
- Ramet, Sabrina P. (2002) *Balkan Babel: The Disintegration of Yugoslavia from the Death of Tito to the Fall of Milošević* (4th), Colorado: Westview Press.
- (2006) *The Three Yugoslavia: State-Building and Legitimation, 1918-2005*, Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press.
- Ramet, Sabrina P. and Davorka Matić (eds.) (2007) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A&M University Press.
- Ramet, Sabrina P., Konrad Clewing and Reneo Lukić (eds.) (2008) *Croatia since Independence, War, Politics, Society, Foreign Relations*, München: R. Oldenbourg Verlag.
- Reynolds, Susan (1984) *Kingdoms and Communities in Western Europe, 900-1300*, Oxford: Clarendon Press.
- Rusinow, Dennison (1977) *The Yugoslav Experiment: 1948-1974*, California: University of California Press.
- Schimmelfennig, Frank and Ulrich Sedelmeier (eds.) (2005) *The Europeanization of Central and Eastern Europe*, New York: Cornell University Press.
- Sigona, Nando and Nidhi Trehan (2009) *Romani Politics in Contemporary Europe: Poverty, Ethnic Mobilization and the Neoliberal Order*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Silber, Laura and Allan Little (1996) *The Death of Yugoslavia*, London: Penguin Books.

- Sindbæk, Tea (2012) *Usable History?: Representations of Yugoslavia's Difficult Past from 1945 to 2002*, Copenhagen: Aarhus University Press.
- Smith, Anthony D. (1981) *The Ethnic Revival*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (1991) *National Identity*, London: Penguin Books.
- (2009) *Ethno-Symbolism and Nationalism: A Cultural Approach*, London: Routledge.
- Stewart, Michael (ed.) (2012) *The Gypsy Menace: Populism and the New Anti-Gypsy Politics*, London: Hurst & Company.
- Tanner, Marcus (1997) *Croatia: A Nation Forged in War*, New Haven: Yale University Press.
- Todorova, Maria (2009) *Imagining the Balkans (2nd)*, New York: Oxford University Press.
- Tuđman, Franjo (1981) *Nationalism in Contemporary Europe*, New York: Columbia University Press.
- Uzelac, Gordana (2006) *The Development of the Croatian Nation: An Historical and Sociological Analysis*, New York: The Edwin Mellen Press.
- Vachudova, Milada Anna (2005) *Europe Undivided: Democracy, Leverage, & Integration after Communism*, New York: Oxford University Press.
- Vermeersch, Peter (2007) *The Romani Movement: Minority Politics & Ethnic Mobilization in Contemporary Central Europe*, New York: Berghahn books.
- Weller, Marc, Denika Blacklock and Katherine Nobbs (2008) *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Woodward, Susan L. (1995) *Balkan Tragedy: Chaos and Dissolution after the Cold War*, Washington D.C.: The Brookings Institution.
- Young, Mitchell, Eric Zuelow and Andreas Sturm (eds.) (2007) *Nationalism in a Global Era: The Persistence of Nations*, London: Routledge.
- Zimmermann, Warren (1999) *Origins of a Catastrophe: Yugoslavia and Its Destroyers (pbk.)*, New York: Random House.
- Žižek, Slavoj and Srećko Horvat (2013) *What Does Europe Want?: The Union and Its Discontents*, London: Istros Books.

<日本語>

アーレント、ハンナ (1981 [1951-1968]) 『新装版 全体主義の起原 2：帝国主義』〔大島通義、大島かおり訳〕 みすず書房 (原題 : *The Origins of Totalitarianism [Part Two]: Imperialism*)

- 阿部 望 (1993) 『ユーゴ経済の危機と崩壊：国内要因と国外要因』 日本評論社
- 阿部浩己 (2010) 『国際法の暴力を超えて』 岩波書店
- アンダーソン、ベネディクト (2007 [1983-2006]) 『定本 想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』 [白石 隆、白石さや訳] 書籍工房早山 (原題：*Imagined Communities - Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*)
- アンダーソン、マルコム (2004 [2000]) 『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』 [土倉 菁爾、古田雅雄訳] ナカニシヤ出版 (原題：*States and Nationalism in Europe since 1945*)
- 石田信一 (2004) 『ダルマチアにおける国民統合過程の研究』 刀水書房
- 岩田昌征 (1974) 『労働者自主管理：ある社会主義論の試み』 紀伊國屋書店
- (1985) 『凡人たちの社会主義—ユーゴスラヴィア・ポーランド・自主管理』 筑摩書房
- (1999) 『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像—学者の冒険』 御茶の水書房
- (2010) 『二〇世紀崩壊とユーゴスラヴィア戦争—日本異論派の言立て』 御茶の水書房
- 岩間一雄 (1987) 『ナショナリズムとは何か』 西日本法規出版
- ヴィーナー、アンツェ、トマス・ディーズ編 (2010 [2004-2009]) 『ヨーロッパ統合の理論』 [東野篤子訳] 効草書房 (原題：*European Integration Theory*)
- ヴィンテルハルテル、ヴィルコ (1972 [1968]) 『チトー伝：ユーゴスラヴィア社会主義の道』 [田中一生訳] 德間書店 (原題：*Zivotnom Stazom Josipa Broza*)
- ウェーバー、マックス (1954 [1922]) 『権力と支配』 [濱島 朗訳] みすず書房 (原題：“Tzpen der Herrschaft”, in: *Wirtschaft und Gesellschaft* ほか)
- (1968 [1913]) 『理解社会学のカテゴリー』 [林 道義訳] 岩波書店 (原題：*Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie*)
- (1980 [1919]) 『職業としての政治』 [脇 圭平訳] 岩波書店 (原題：*Politik als Beruf*)
- (1998 [1904]) 『社会科学と社会政策にかかる認識の「客觀性」』 [富永祐治、立野 保男訳、折原 浩補訳] 岩波書店 (原題：*Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*)
- 植田隆子編 (2003) 『現代ヨーロッパ国際政治』 岩波書店
- 内田勝敏、清水貞俊編著 (2001) 『EU 経済論：拡大と変革の未来像』 ミネルヴァ書房
- 江口朴郎編 (1987) 『現代世界と民族』 山川出版社
- 遠藤 乾 (2013) 『統合の終焉：EU の実像と論理』 岩波書店
- 遠藤 乾編 (2008) 『「原典」ヨーロッパ統合史』 名古屋大学出版会
- (2007) 『ヨーロッパ統合史』 名古屋大学出版会
- オーカリー、ジュディス (1986 [1983]) 『旅するジプシーの人類学』 [木内信敬訳] 晶文社 (原題：*The Traveller-Gypsies*)
- 大木雅夫、中村民雄編著 (2008) 『多層的ヨーロッパ統合と法』 聖学院大学出版会

- 大澤真幸、姜 尚中編（2009）『ナショナリズム理論・入門』有斐閣
- 大塚久雄（2000）『共同体の基礎理論』岩波書店
- 大津留 厚（2007）『ハプスブルクの実験：多文化共存を目指して 増補改訂版』春風社
- 岡 義武（1993）『岡義武著作集第七巻 国際政治史』岩波書店
- （1993）『岡義武著作集第八巻 近代ヨーロッパ政治史』岩波書店
- 岡倉古志郎（1999）『非同盟研究序説 増補版』新日本出版社
- 岡野八代（2003）『シティズンシップの政治学：国民・国家主義批判』白澤社
- 小川 悟（2001）『ジプシー＝シンティ・ロマの抑圧の軌跡—』関西大学出版部
- 長 有紀枝（2009）『スレブレニツァーあるジェノサイドをめぐる考察—』東信堂
- 加賀美雅弘編著（2005）『「ジプシー」と呼ばれた人々—東ヨーロッパ・ロマ民族の過去と現在』学文社
- カルデリ、エドヴァルド（1978 [1975-1976]）『自主管理社会主義と非同盟：ユーゴスラヴィアの挑戦』〔山崎 洋、山崎那美子訳〕大月書店（原題：*Protivrečnosti Društvena Svojine u Savremenoj Socijalističkoj Praksi [drugo]* ほか）
- （1986 [1975]）『民族と国際関係の理論—世界政治と平和共存—』〔高屋定國、定形 衛訳〕ミネルヴァ書房（原題：*The Nation and International Relations*）
- 吉川 元（1994）『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）—人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』三嶺書房
- 吉川 元、加藤普章編著（2000）『マイノリティの国際政治学』有信堂
- ギデンズ、アンソニー（1999 [1985]）『国民国家と暴力』〔松尾精文、小幡正敏訳〕而立書房（原題：*The Nation-State and Violence*）
- 木戸 菲（1977）『バルカン現代史』山川出版社
- 木戸 菲、伊東孝之編（1987）『東欧現代史』有斐閣
- 久保慶一（2003）『引き裂かれた国家：旧ユーゴ地域の民主化と民族問題』有信堂
- 窪 誠（2006）『マイノリティの国際法—レスブリカの身体からマイノリティへ—』信山社
- クリソルド、スティーヴン編（1993 [1966]）『ユーゴスラヴィア史《ケンブリッジ版》増補版』〔田中一生、柴 宜弘、高田敏明訳〕恒文社（原題：*A Short History of Yugoslavia: from Early Times to 1966*）
- クローウェ、デーヴィッド（2001 [1996]）『ジプシーの歴史：東欧・ロシアのロマ民族』〔水谷 驍訳〕共同通信社（原題：*A History of the Gypsies of Eastern Europe and Russia*）
- ケドウーリー、エリ（2000 [1960-1993]）『ナショナリズム』〔小林正之、栄田卓弘、奥村大作訳〕学文社（原題：*Nationalism*）
- ゲルナー、アーネスト（2000 [1983]）『民族とナショナリズム』〔加藤 節、亀嶋庸一、室

- 井俊通、西崎文子訳] 岩波書店 (原題 : *Nations and Nationalism*)
- ケンリック、ドナルド、グラタン・パックソン (1984 [1972]) 『ナチス時代の「ジプシー」』
[小川 悟監訳] 明石書店 (原題 : *The Destiny of Europe's Gypsies*)
- コーン、ハンス (1982 [1961]) 『ハプスブルク帝国史入門』 [稻野 強、小沢弘明、柴 宜弘、南塚信吾訳] 恒文社 (原題 : *The Habsburg Empire, 1804-1918*)
- 高坂正堯 (1989) 『現代の国際政治』 講談社
- 越村 真 (1990) 『東南欧農民運動史の研究』 多賀出版
- 小山洋司 (1996) 『ユーゴ自主管理社会主義の研究 : 1974 年憲法体制の動態』 多賀出版
- (2004) 『EU の東方拡大と南東欧—市場経済化と小国の生き残り戦略—』 ミネルヴァ書房
- 雀部幸隆 (1980) 『レーニンのロシア革命像—マルクス、ウェーバーとの思想的交錯において—』 未来社
- 定形 衛 (1994) 『非同盟外交とユーゴスラヴィアの終焉』 風行社
- 佐原徹哉 (2008) 『ボスニア内戦 : グローバリゼーションとカオスの民族化』 有志舎
- 塙川伸明 (2007) 『ロシアの連邦制と民族問題』 岩波書店
- (2008) 『民族とネイション—ナショナリズムという難問』 岩波書店
- 篠田武司、西口清勝、松下 列編 (2009) 『グローバル化とリージョナリズム : 「グローバル化の現代—現状と課題」第二巻』 御茶の水書房
- 柴 宜弘 (1996) 『ユーゴスラヴィア現代史』 岩波書店
- 柴 宜弘編 (1998) 『バルカン史』 山川出版社
- 柴 宜弘、中井和夫、林 忠行 (1998) 『連邦解体の比較研究』 多賀出版
- シュガー、ピーター・F、イヴォ・J・レデラー編 (1981 [1969]) 『東欧のナショナリズム : 歴史と現在』 [東欧史研究会訳] 刀水書房 (原題 : *Nationalism in Eastern Europe*)
- ジラス、ミロバン (1957 [1957]) 『新しい階級—共産主義制度の分析—』 [原子林二郎訳] 時事通信社 (原題 : *The New Class: An Analysis of the Communist System*)
- スターリン、ヨシフ (1953 [1904-1921]) 『マルクス主義と民族問題—他十篇』 [全集刊行会訳] 大月書店 (原題 : Марксизм и национальный вопрос ほか)
- スミス、アントニー・D (1999 [1986]) 『ネイションとエスニシティ』 [巣山靖司、高城和義、河野弥生、岡野内 正、南野泰義、岡田 新訳] 名古屋大学出版会 (原題 : *The Ethnic Origins of Nations*)
- 巣山靖司 (1985) 『世界平和と「勢力均衡」論』 新日本出版社
- ダール、ロバート・A (2001 [2000]) 『デモクラシーとは何か』 [中村孝文訳] 岩波書店 (原題 : *On Democracy*)
- 高木 徹 (2005) 『ドキュメント 戦争広告代理店 : 情報操作とボスニア紛争』 講談社
- 田中克彦 (2001) 『言語からみた民族と国家』 岩波書店

- 玉井雅隆（2014）『CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造』国際書院
- 多谷千香子（2005）『「民族浄化」を裁く—旧ユーゴ戦犯法廷の現場から—』岩波書店
- 千田 善（1993）『ユーゴ紛争：多民族・モザイク国家の悲劇』講談社
- （1999）『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか—悲劇を大きくさせた欧米諸国の責任』勁草書房
- 月村太郎（1994）『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題：クロアティア人・セルビア人連合成立史』東京大学出版会
- （2006）『ユーゴ内戦：政治リーダーと民族主義』東京大学出版会
- デディエル、ヴラディミール（1981 [1970]）『クレムリンの敗北：いかにユーゴはソ連に抵抗したか』〔平井吉夫訳〕河出書房新社（原題：*Stalins Verlorenen Schlacht. Erinnerungen 1948 bis 1953*）
- 中西優美子（2012）『EU 法』新世社
- 羽場久美子、小森田秋夫、田中素香編（2006）『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店
- ハンコック、イアン（2005 [1987-1997]）『ジプシー差別の歴史と構造：パーリア・シンドローム』〔水谷 駿訳〕彩流社（原題：*The Pariah Syndrome: the Social Disease of Chronic Illness* ほか）
- フレイザー、ナンシー、アクセル・ホネット（2012 [2003]）『再配分か承認か？：政治・哲学論争』〔加藤泰史監訳〕法政大学出版局（原題：*Umverteilung oder Anerkennung?*）
- ホブズボーム、エリック・J（2001 [1990]）『ナショナリズムの歴史と現在』〔浜林正夫、嶋田耕也、庄司 信訳〕大月書店（原題：*Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*）
- （2006 [1966]）『共同体の経済構造：マルクス「資本制生産に先行する諸形態」の研究序説 新装復刊』〔市川泰治郎訳〕未来社（原題：*Introduction to "Pre-Capitalist Economic Formations by Karl Marx"*）
- ポミアン、クシシトフ（1993 [1990]）『ヨーロッパとは何か：分裂と統合の 1500 年』〔松村 剛訳〕平凡社（原題：*L'Europe et ses Nations*）
- マーチン、テリー（2011 [2001]）『アファーマティヴ・アクションの帝国—ソ連の民族とナショナリズム、1923 年～1939 年』〔半谷史郎監修、荒井幸康、渋谷謙次郎、地田徹朗、吉村貴之訳〕明石書店（原題：*The Affirmative Action Empire*）
- マートン、ロバート・K（1961 [1949-1957]）『社会理論と社会構造』〔森 東吾、森 好夫、金沢 実、中島竜太郎訳〕みすず書房（原題：*Social Theory and Social Structure*）
- 松井芳郎（1981）『現代の国際関係と自決権』新日本出版社
- 松村高夫、矢野 久編著（2007）『大量虐殺の社会史』ミネルヴァ書房
- マルクス、カール（1963 [1953]）『資本主義的生産に先行する諸形態』〔手島正毅訳〕大月書店（原題：*Formen, die der Kapitalistischen Produktion vorhergehen*）

- 丸山敬一編著（1997）『民族問題：現代のアポリア』ナカニシヤ出版
- 丸山真男（1952）『日本政治思想史研究』東京大学出版会
- （1964）『増補版 現代政治の思想と行動』未來社
- 向井俊彦（1979）『唯物論とヘーゲル研究』文理閣
- メリアム、チャールズ・E（1973 [1934]）『政治権力—その構造と技術—（上、下巻）』〔斎藤 真、有賀 弘訳〕東京大学出版会（原題：*Political Power: Its Composition and Incidence*）
- 最上敏樹（2001）『人道的介入：正義の武力行使はあるか』岩波書店
- 守本順一郎（1967）『東洋政治思想史研究』未來社
- （1974）『日本思想史の課題と方法』新日本出版社
- 矢田俊隆（1966）『近代中欧の自由と民族』吉川弘文館
- 山口 定（1989）『政治体制』東京大学出版会
- 山崎佳代子（1993）『解体ユーゴスラビア』朝日新聞社
- 湯浅赳男（1973）『民族問題の史的構造：国民的生産力批判序説』現代評論社
- ヨブケ、クリスチャン（2013 [2010]）『軽いシティズンシップ：市民、外国人、リベラリズムのゆくえ』〔遠藤乾、佐藤崇子、井口保宏、宮井健志訳〕岩波書店（原題：*Citizenship and Immigration*）
- ラーハ、ルードヴィク編著（2009 [2004]）『スィンティ女性三代記（上巻） 私たちはこの世に存在すべきではなかった』〔金子マーティン訳〕凱風社（原題：*Uns Hat Es Nicht Geben Sollen*）
- ルカーチ、ジェルジ（1962 [1923]）『歴史と階級意識』〔平井俊彦訳〕未來社（原題：*Geschichte und Klassenbewußtsein*）
- ルソー、ジャン・J（1954 [1762]）『社会契約論』〔桑原武夫、前川貞次郎訳〕岩波文庫（原題：*Le Contrat Social*）
- ロック、ジョン（2010 [1690]）『完訳 統治二論』〔加藤 節訳〕岩波書店（原題：*Two Treatises of Government*）
- 若森章孝、八木紀一郎、清水耕一、長尾伸一編著（2007）『EU 経済統合の地域的次元—クロスボーダー・コーパレーションの最前線—』ミネルヴァ書房

5. 雑誌文献

- <クロアチア語、セルビア語、セルビア・クロアチア語>
- Babić, Dragutin (2004) „Stigmatizacija i Identitet Roma – Pogled »Izvana«: Slučaj Učenika Roma u Naselju Kozari Bok“, (ドラグティン・バビチ「ステイグマ化とロマ・アイデンティティー<外>からの見解：コザリ・ボーク地区におけるロマの生徒の事例」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), str.315-338.

- Blažević-Simić, Ana (2011) „Socijalna Distanca Hrvatskih Srednjoškolaca prema Etničkim i Vjerskim Skupinama“, (アナ・ブラジエヴィチ = シミチ「エスニック集団および宗教集団に対するクロアチア中等教育生徒の社会的距離」) *Pedagogijska Istraživanja*, 8(1), str.153-170.
- Bogdanić, Ana (2004) „Multikulturalno Građanstvo i Romkinje u Hrvatskoj“, (アナ・ボグダニチ「クロアチアにおける多文化市民とロマ女性」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), str.339-365.
- Budimir, Davorka (2010) „Hrvatska Politička Elita na Početku Demokratske Tranzicije“, (ダヴォルカ・ブディミル「民主化初期におけるクロアチアの政治エリート」) *Analitika Hrvatskog Politiološkog Društva*, 7(1), str.73-97.
- Dabčević-Kučar, Savka, Vlado Gotovac i Dražen Budiša (1996) „Nakon Četvrt Stoljeća“, (サヴカ・ダブチェヴィチ=クチャル、ヴラド・ゴトヴァツ、ドラジェン・ブディシヤ「四半世紀後」) *Erasmus*, 15, str.9-22.
- Dunatov, Šime (2010) „Začetci Višestranačja u Hrvatskoj 1989. Godine“, (シメ・デュナトヴ「1989年クロアチアにおける複数政党制の序章」) *Radovi Zavoda za Povijesne Znanosti HAZU u Zadru*, 52, str.381-397.
- Gregović, Marko (2010) „Romi - Hrvatska: 1-0“, (マルコ・グレゴヴィチ「ロマ対クロアチア：1-0」) *Romano Čaćipe*, 37, str.20-23.
- Horvat, Ana (2009) „Segregacijom do Integracije?: Mogćnosti Integriranog Obrazovanja Roma“, (アナ・ホルヴァト「隔離から統合へ？：ロマ統合教育の可能性」) *Zbornik Radova Pravnog Fakulteta u Splitu*, 46(2), str.443-472.
- Hrvatić, Neven (2004) „Romi u Hrvatskoj: Od Migracija do Interkulturnih Odnosa“, (ネヴェン・フルヴァティチ「クロアチアのロマ：移住から異文化関係へ」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), str.367-385.
- (2011) „Interkulturni Kurikulum i Obrazovanje na Manjinskim Jezicima“, (「多文化カリキュラムとマイノリティ言語教育」) *Pedagogijska Istraživanja*, 8(1), str.7-18.
- Hrvatska Demokratska Zajednica (1990) „Prednacrт Programske Osnove“ (クロアチア民主共同体「綱領草案」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, str.59-62.
- (1990) „Programska Deklaracija Osnivačke skupštine HDZ“ (「HDZ 結成会合綱領的宣言」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj: Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, str.63-69.
- Koalicija Narodnog Sporazuma (1990) „Politička Načela“ (国民合意連合「政治的原則」) u Dragan Đurić, Bojan Munjin i Srđan Čpanović (ur.) *Stranke u Hrvatskoj:*

- Biblioteka Dokumenti*, Zagreb: NIRO-Radničke Novine, str.115-117.
- Kurelić, Zoran (2009) „Globalni Logor“, (ゾラン・クレリチ「グローバルな収容所」)
- Politička Misao*, 46(4), str.9-17.
- Matković, Hrvoje (2008) „Memoarska Literatura o Hrvatskome Nacionalnom Pokretu 1971. Godine“, (フルヴォイエ・マトコヴィチ「1971年クロアチア民族運動に関する回顧録文献」) *Časopis za Suvremenu Povijest*, 40(3), str.1143-1153.
- Mesić, Milan (2013) „Pojam Nacionalnih Manjina i Njihovo Političko Predstavljanje: Slučaj Hrvatske“, (ミラン・メシチ「ナショナル・マイノリティ概念と彼らの政治的代表制：クロアチアの事例」) *Politička Misao*, 50(4), str.107-131.
- Mićanović, Krešimir (2012) „Jezična Politika s Kraja 60-ih i s Početka 70-ih: u Procijepu Autonomije Između i Centralizma“ (クレシミル・ミチャノヴィチ「60年代末から70年代初頭にかけての言語政治—自治と集権主義の亀裂」) u Tvrtno Jakovina (ur.) *Hrvatsko Proleće: 40 Godina Poslje*, Zagreb: Centar za Demokraciju i Pravo Miko Tripalo, Filozofski Fakultet Sveučilišta u Zagrebu, Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagrebu i Pravni Fakultet Sveučilišta u Zagrebu, str.271-290.
- Novak, Jagoda (2004) „Romska Zajednica i Međunarodne Institucije: tek Relativan Uspjeh Zaštite Ljudskih i Manjinskih Prava“, (ヤゴダ・ノヴァク「ロマ共同体と国際機関：人権とマイノリティの権利保護の限定期的な成功」) *Migracijske i Etničke Teme*, 20(4), str.403-432.
- Rodin, Urelija (2010) „Evaluacija Akcijskog Plana za Rome za Područje Zdravstva“, (ウレリヤ・ロディン「保健分野におけるロマのための行動計画の評価」) *Acta Med Croatica*, 64, str.327-333.
- Sadkovich, James (2008) „Franjo Tuđman i Problem Stvaranja Hrvatske Države“, (ジェームズ・サドコヴィチ「フラニョ・トゥジマンとクロアチア国家形成の問題」) *Časopis za Suvremenu Povijest*, 40(1), str.177-194.
- Skoko, Božo i Dragan Bagić (2011) „Pet Uvjerenja i 29 Razloga protiv“ (ボジョ・スココ、ドラガン・バギチ「反対する五つの意見と29の理由」) u Ivan Šiber (ur.) *Hrvatska i Europa: Strahovi i Nade*, Zagreb: Fakultet Političkih Znanosti Sveučilišta u Zagreb, str.47-85.
- Spehnjak, Katarina i Tihomir Cipek (2007) „Disidenti, Opozicija i Otpor – Hrvatska i Jugoslavija 1945.-1990“, (カタリナ・スペフニヤク、ティホミル・チペク「反体制派、批判者、抵抗者—クロアチアとユーゴスラヴィア 1945-1990」) *Časopis za Suvremenu Povijest*, 39(2), str.255-297.
- Škiljan, Filip i Dragutin Babić (2014) „Romi u Podravini i Međimurju i Uključenost u Hrvatsko Društvo: od Predrasuda i Stigmatizacije do Socijalne Distance i

- Diskriminacije (Empirijsko Istraživanje - Intervjui)“, (フィリップ・シュキリヤン、ドラグティン・バビチ「ポドラヴィナおよびメジムリエのロマとクロアチア社会への参加：偏見・スティグマ化から社会的距離・差別まで」) *Podravina*, 13(25), str.141-159.
- Tatalović, Siniša (2006) „Nacionalne Manjine i Hrvatska Demokracija“, (シニシャ・タタルović「ナショナル・マイノリティとクロアチアの民主主義」) *Politička Misao*, 43(2), str.159-174.
- Tatalović, Siniša i Tomislav Lacović (2011) „Dvadeset Godina Zaštite Nacionalnih Manjina u Republici Hrvatskoj“, (シニシャ・タタルović、トミスラヴ・ラツオヴィチ「クロアチア共和国におけるナショナル・マイノリティ保護の二十年」) *Migracijske i Etničke Teme*, 27(3), str.375-391.
- Tripalo, Miko (1990) „Bilo je to za Jugoslaviju“ (ミコ・トリパロ「それはユーゴスラヴィアのためだった」) u Milovan Baletić (ur.) *Ljudi iz 1971. Prekinuta Šutnja*, Zagreb: DIPVjesnik, str.49-84.
- Veselica, Marko (1990) „Milošević nije Srpski Tripalo“ (マルコ・ヴェセリツァ「ミロシェヴィチはセルビアのトリパロではない」) u Milovan Baletić (ur.) *Ljudi iz 1971. Prekinuta Šutnja*, Zagreb: DIPVjesnik, str.219-227.
- Živić, Dražen (1999) „Promjene u Dinamici i Razmještaju Prognaničko-Izbjegličkog Kontingenta u Republici Hrvatskoj od Sredine 1991. do Sredine 1998. Godine“, (ドラゼン・ジヴィチ「1991年半ばから1998年半ばまでのクロアチア共和国における追放民・難民構成の動態と配分の変化」) *Društvena Istraživanja*, 8(5-6), str.767-791.

<英語>

- Agarin, Timofey (2014) “Travelling without Moving?: Limit of European Governance for Romani Inclusion”, *Ethnicities*, 14(6), pp.737-755.
- Ashbrook, John E. (2010) “Croatia, Euroskepticism, and the Identity Politics of EU Enlargement”, *Problems of Post-Communism*, 57(3), pp.23-39.
- Babić, Dragutin (2002) “Problems of Reintegration among Serb Returnees in Croatia - the Example of the Brod-Posavina County” in Friedrich Ebert Stiftung Zagreb Office (ed.) *National Minorities in South-East Europe: Legal and Social Status at Local Level*, Zagreb: Friedrich Ebert Stiftung, pp.94-110.
- Banac, Ivo (2002) “Gotovac Today”, *Most – Književna Revija*, 3-4, pp.207-208.
- Barry, Brian (1991) “Nationalism” in David Miller, Janet Coleman, William Connolly and Alan Ryan (eds.) *The Blackwell Encyclopaedia of Political Thought*, Oxford: Blackwell Publishing, pp.352-354.
- Bjelajac, Mile and Ozren Žunec (2013) “The War in Croatia, 1991-1995” in Charles

- Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars' Initiative (2nd)*, Indiana: Purdue University Press, pp.233-272.
- Blitz, Brad K. (2005) "Refugee Returns, Civic Differentiation, and Minority Rights in Croatia 1991-2004", *Journal of Refugee Studies*, 18(3), pp.362-386.
- Bojinović-Fenko, Ana and Ana Urlić (2015) "Political Criteria vs. Political Conditionality: Comparative Analysis of Slovenian and Croatian European Union Accession Processes", *Croatian International Relations Review*, 21(72), pp.107-137.
- Brubaker, Rogers (2011) "Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in post-Soviet States", *Ethnic and Racial Studies*, 34(11), pp.1785-1814.
- Calic, Marie-Janine (2013) "Ethnic Cleansing and War Crimes, 1991-1995" in Charles Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars' Initiative (2nd)*, Indiana: Purdue University Press, pp.115-153.
- Djurić, Ivana (2010) "The Post-War Repatriation of Serb Minority Internally Displaced Persons and Refugees in Croatia –Between Discrimination and Political Settlement", *Europe-Asia Studies*, 62(10), pp.1639-1660.
- Dragojević, Mila (2005) "Competing Institutions in National Identity Construction: The Croatian Case", *Nationalism and Ethnic Politics*, 11, pp.61-87.
- Durašković, Stevo (2014) "Nation-Building in Franjo Tuđman's Political Writings", *Politička Misao*, 51(5), pp.58-79.
- Farget, Doris (2012) "Defining Roma Identity in the European Court of Human Rights", *International Journal on Minority and Group Rights*, 19, pp.291-316.
- Flockhart, Trine (2010) "Europeanization or EU-ization?: The Transfer of European Norms across Time and Space", *Journal of Common Market Studies*, 48(4), pp.787-810.
- Friedman, Eben (2013) "Education in Member State Submissions under the EU Framework for National Roma Integration Strategies", *ECMI-Working Paper*, 73, pp.3-24.
- (2014) "Roma in the Yugoslav Successor States", *ECMI-Working Paper*, 82, pp.3-28.
- Gagnon, Jr., Valère P. (2010) "Yugoslavia in 1989 and after", *Nationalities Papers*, 38(1), pp.23-39.
- Gheorghe, Nicolae (2012) "Choices to be Made and Prices to be Paid: Potential Roles and Consequences in Roma Activism and Policy-making" in Will Guy (ed.) *From*

- Victimhood to Citizenship: The Path of Roma Integration, A Debate*, Weinheim:
Pakiv European Roma Fund, Kossuth Publishing Corporation, pp.41-99.
- Grosby, Steven (1995) "Territoriality: The Transcendental, Primordial Feature of Modern Societies", *Nations and Nationalism*, 1(2), pp.143-162.
- Guglielmo, Rachel and Timothy William Waters (2005) "Migrating towards Minority Status: Shifting European Policy towards Roma", *Journal of Common Market Studies*, 43(4), pp.763-786.
- Harvey, David (2006) "Return Dynamics in Bosnia and Croatia: A Comparative Analysis", *International Migration*, 44(3), pp.89-114.
- Henjak, Andrija, Nenad Zakošek and Goran Čular (2013) "Croatia" in Sten Berglund, Joakim Ekman, Kevin Deegan-Krause and Terje Knutsen (eds.), *The Handbook of Political Change in Eastern Europe (3rd)*, Massachusetts: Edward Elgar Publishing, pp.443-480.
- Hobsbawm, Eric (1983) "Introduction: Inventing Traditions" in Eric Hobsbawm and Terence Ranger (eds.) *The Invention of Tradition*, New York: Cambridge University Press, pp.1-14.
- Irvine, Jill (2008) "The Croatian Spring and the Dissolution of Yugoslavia" in Lenard J. Cohen and Jasna Dragović-Soso (eds.) *State Collapse in South-Eastern Europe*, Indiana: Purdue University Press, pp.149-178.
- Jović, Dejan (2009) "Croatia after Tuđman: the ICTY and Issues of Transitional Justice" in Judy Batt and Jelena Obradovic-Wochnik (eds.) *War Crimes, Conditionality and EU Integration in the Western Balkans, Chaillot Paper 116*, Paris: EUISS, pp.13-27.
- (2011) "Reassessing Socialist Yugoslavia, 1945-90: The Case of Croatia" in Dejan Djokić and James Ker-Lindsay (eds.) *New Perspectives on Yugoslavia: Key Issues and Controversies*, London: Routledge, pp.117-142.
- (2011) "Turning Nationalists into EU supporters: the Case of Croatia" in Rupnik Jacques (ed.) *The Western Balkans and the EU: "the Hour of Europe, Chaillot Paper 126*, Paris: EUISS, pp.33-45.
- Karlovic, N. L. (1982) "Internal Colonialism in a Marxist Society: the Case of Croatia", *Ethnic and Racial Studies*, 5(3), pp.276-299.
- Kasapović, Mirjana (1996) "Notes on Recent Elections -1995 Parliamentary Elections in Croatia", *Electoral Studies*, 15(2), pp.269-282.
- (2003) "Coalition Governments in Croatia: First Experience 2000-2003", *Politička Misao*, 40(5), pp.52-67.

- Kelen, Christopher and Aleksandar Pavković (2012) "Of Love and National Borders: the Croatian Anthem 'Our Beautiful Homeland'", *Nations and Nationalism*, 18(2), pp.247-266.
- Kenrick, Donald S (1971) "The World Romani Congress", *Journal of the Gypsy Lore Society: 3rd series*, 50, pp.101-108.
- Koska, Viktor (2008) "Return and Reintegration of Minority Refugees: The Complexity of the Serbian Returnees Experiences in the Town of Glina", *Politička Misao*, 45(5), pp.191-217.
- (2013) "Framing Citizenship Regime within the Complex Triadic Nexus: the Case Study of Croatia" in Jo Shaw and Igor Štiks (eds.) *Citizenship after Yugoslavia*, London: Routledge, pp.113-127.
- Kroh, Chris (2014) "Stability amid Change: Impact of the 2014 European Parliament Elections at the European Level", *Electoral Studies*, 36, pp.204-209.
- Kubo, Keiichi (2007) "The Radicalisation and Ethnicization of Elections: The 1990 Local Elections and the Ethnic Conflict in Croatia", *Ethnopolitics*, 6(1), pp.21-41.
- Kymlicka, Will, "The Evolving Basis of European Norms of Minority Rights: Rights to Culture, Participation and Autonomy" in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs (eds.) *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, London: Palgrave Macmillan, 2008, pp.11-41.
- Lamont, Christopher K. (2004) "A New Croatian Right: Nationalist Political Parties and Contemporary Croatian Politics", *Balkanistica*, 17, pp.45-66.
- (2008) "Explaining the Regeneration of the Croatian Democratic Union in Post-Presidential Authoritarian Croatia: Elites, Legacies and Party Organization", *Balkanistica*, 21, pp.57-86.
- Leutloff-Grandits, Carolin (2008) "Croatia's Serbs Ten Years after the End of the War" in Sabrina P. Ramet, Konrad Clewing and Reneo Lukić (eds.) *Croatia since Independence: War, Politics, Society, Foreign Relations*, München: R. Oldenbourg Verlag, pp.141-167.
- Longo, Matthew (2006) "The HDZ's Embattled Mandate: Divergent Leadership, Divided Electorate, 2003-2006", *Problems of Post-Communism*, 53(5), pp.36-43.
- McGarry, Aidan (2012) "The Dilemma of the European Union's Roma Policy", *Critical Social Policy*, 32(1), pp.126-136.
- (2014) "Roma as a Political Identity: Exploring Representations of Roma in Europe", *Ethnicities*, 14(6), pp.756-774.
- McGarry, John, Michael Keating and Margaret Moore (2006) "Introduction: European

- Integration and the Nationalities Question” in John McGarry and Michael Keating (eds.) *European Integration and the Nationalities Question*, London: Routledge, pp.1-20.
- Memedov, Daver (2010) “European Court Denounces Segregated Education Again: Oršuš and Others v Croatia”, *Roma Rights Quarterly*, 1, pp.75-79.
- Olsen, Johan P. (2002) “The Many Faces of Europeanization”, *Journal of Common Market Studies*, 40(5), pp.921-952.
- Peskin, Victor and Mieczysław P. Boduszyński (2003) “International Justice and Domestic Politics: Post-Tudjman Croatia and the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia”, *Europe-Asia Studies*, 55(7), pp.1117-1142.
- Petričušić, Antonija (2004) “Wind of Change: The Croatian Government's Turn towards a Policy of Ethnic Reconciliation”, *European Diversity and Autonomy Papers*, 6, pp.1-23.
- (2008) “Nation-Building in Croatia and the Treatment of Minorities; Rights and Wrongs”, *L'Europe en Formation*, 1, pp.135-145.
- Pickering, Paula M. and Mark Baskin (2008) “What is to be Done?: Succession from the League of Communists of Croatia”, *Communist and Post-Communist Studies*, 41(4), pp.521-540.
- Racan, Ivica (2000) “Making up for Lost Time”, *NATO Review*, 48(2), pp.8-9.
- Radaelli, Claudio M. and Romain Pasquier (2007) “Conceptual Issues” in Paolo Graziano and Maarten P. Vink (eds.) *Europeanization: New Research Agendas*, New York: Palgrave Macmillan, pp.35-45.
- Ragazzi, Francesco (2009) “The Invention of the Croatian Diaspora: Unpacking the Politics of ‘Diaspora’ During the War in Yugoslavia”, *Global Migration and Transnational Politics: Working Paper*, 10, pp.1-10.
- Ragazzi, Francesco and Igor Štiks (2009) “Croatian Citizenship: from Ethnic Engineering to Inclusiveness” in Rainer Bauböck, Bernhard Perchinig and Wiebke Sievers (eds.) *Citizenship Policies in the New Europe*, Amsterdam: Amsterdam University Press, pp.339-363.
- Ram, Melanie H. (2007) “Anti-Discrimination Policy and the Roma: Assessing the Impact of EU Enlargement”, *Croatian Yearbook of European Law and Policy*, 3, pp.491-513.
- Ramet, Sabrina P. (2008) “Politics in Croatia since 1990” in Sabrina P. Ramet, Konrad Clewing and Reneo Lukić (eds.) *Croatia since Independence, War, Politics, Society, Foreign Relations*, München: R. Oldenbourg Verlag, pp.31-51.

- Razsa, Maple and Nicole Lindstrom (2004) "Balkan is Beautiful: Balkanism in the Political Discourse of Tuđman's Croatia", *East European Politics and Societies*, 18(4), pp.628-650.
- Sanader, Ivo (1999) "Croatia's Course of Action to Achieve EU Membership", *ZEI Discussion Papers*, 59, pp.3-28.
- (2005) "Croatia in the New Millennium: Toward EU and NATO Membership", *Mediterranean Quarterly*, 16(1), pp.4-10.
- Sardelić, Julija (2013) "Romani Minorities on the Margins of Post-Yugoslav Citizenship Regime", *CITSEE Working Paper Series*, 31, pp.1-29.
- Sasse, Gwendolyn (2008) "The Politics of EU Conditionality: the Norm of Minority Protection during and beyond EU Accession", *Journal of European Public Policy*, 15(6), pp.842-860.
- Schimmelfennig, Frank (2008) "EU Political Accession Conditionality after the 2004 Enlargement: Consistency and Effectiveness", *Journal of European Public Policy*, 15(6), pp.918-937.
- Schimmelfennig, Frank and Ulrich Sedelmeier (2007) "Candidate Countries and Conditionality" in Paolo Graziano and Maarten P. Vink (eds.) *Europeanization: New Research Agendas*, New York: Palgrave Macmillan, pp.88-101.
- Schöpflin, George (1993) "The Rise and Fall of Yugoslavia" in John McGarry and Brendan O'Leary (eds.) *The Politics of Ethnic Conflict Regulation: Case Studies of Protracted Ethnic Conflicts*, London: Routledge, pp.172-203.
- Shils, Edward (1957) "Primordial, Personal, Sacred and Civil Ties: Some Particular Observations on the Relationship of Sociological Research and Theory", *The British Journal of Sociology*, 8(2), pp.130-145.
- Smith, Anthony D., Obi Igwara, Athena S. Leoussi and Brendan O'Duffy (eds.) (1996) "The Warwick Debates", *Nations and Nationalism*, 2(3), pp.357-370.
- Sobotka, Eva and Peter Vermeersch (2012) "Governing Roma Inclusion: Can the EU be a Catalyst for Local Social Change?", *Human Rights Quarterly*, 34(3), pp.800-822.
- Søberg, Marius (2007) "Croatia since 1989: The HDZ and the Politics of Transition", in Sabrina P. Ramet and Davorka Matić (eds.) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A & M University Press, pp. 31-62.
- Stewart, Michael (2012) "Populism, Roma and the European Politics of Cultural Difference", in Michael Stewart (ed.) *The Gypsy Menace': Populism and the New Anti-Gypsy Politics*, London: Hurst & Company, pp.3-23.

- Stokes, Gale, "Independence and the fate of Minorities (1991-1992)", in Charles Ingrao and Thomas A. Emmert (eds.) *Confronting the Yugoslav Controversies: A Scholars' Initiative (2nd)*, Indiana: Purdue University Press, pp.83-112.
- Subotic Jelena (2011) "Europe is a State of Mind: Identity and Europeanization in the Balkans", *International Studies Quarterly*, 55, pp.309-330.
- Štiks, Igor (2006) "Nationality and Citizenship in the Former Yugoslavia: From Disintegration to European Integration", *Southeast European and Black Sea Studies*, 6(4), pp.483-500.
- (2010) "The Citizenship Conundrum in Post-Communist Europe: The Instructive Case of Croatia", *Europe-Asia Studies*, 62(10), pp.1621-1638.
- Tremlett, Annabel (2014) "Making a Difference without Creating a Difference: Super-Diversity as a New Direction for Research on Roma Minorities", *Ethnicities*, 14(6), pp.727-736.
- Tremlett, Annabel, Aidan McGarry and Timofey Agarin (2014) "The Work of Sisyphus: Squaring the Circle of Roma Recognition", *Ethnicities*, 14(6), pp.830-848.
- Vermeersch, Peter (2013) "The European Union and the Roma: An Analysis of Recent Institutional and Policy Developments", *European Yearbook of Minority Issues*, 10, pp.341-358.
- Vesterdal, Knut (2007) "Conclusion: Building Liberal Democracy in Croatia," in Sabrina P. Ramet and Davorka Matić (eds.) *Democratic Transition in Croatia: Value Transformation, Education & Media*, Texas: Texas A&M University Press, pp.354-378.
- von Toggenburg, Gabriel (2008) "A Remaining Share or a New Part?: The EU's Role vis-à-vis Minorities after Enlargement Decade", in Marc Weller, Denika Blacklock and Katherine Nobbs (eds.) *The Protection of Minorities in the Wider Europe*, London: Palgrave Macmillan, pp.95-127.
- Wak-Woya, Bayisa (2000) "Property Restitution in Post-War Croatia: Problems and Perspectives a Discussion Paper", *Refugee Survey Quarterly*, 19(3), pp.86-112.
- Wallace, Helen (2000) "Europeanization and Globalization: Complementary or Contradictory Trends?", *New Political Economy*, 5(3), pp.369-382.
- Zakošek, Nenad (2008) "Democratization, State-building and War: The Case of Serbia and Croatia", *Democratization*, 15(3), pp.588-610.
- Zubak, Marko (2005) "The Croatian Spring: Interpreting the Communist Heritage in Post-Communist Croatia", *East Central Europe*, 32(1-2), pp.191-226.
- Zuelow, Eric, Mitchell Young and Andreas Sturm (2007) "The Owl's Early Flight

Globalization and Nationalism, an Introduction” in Mitchell Young, Eric Zuelow and Andreas Sturm (eds.) *Nationalism in a Global Era: The Persistence of Nations*, London: Routledge, pp.1-13.

<日本語>

- 阿部 望 (2002) 「2001～2002 年のクロアチアの政治経済」(『ロシア東欧貿易調査月報』第 47 卷 6 号、30-39 頁)
- 石田信一 (2003) 「クロアチアの地方制度とマイノリティ問題」(『跡見学園女子大学文学部紀要』第 36 号、1-16 頁)
- (2006) 「クロアチア：民族と国家の相克」(羽場久美子、小森田秋夫、田中素香編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、313-328 頁)
- (2009) 「クロアチアにおける選挙制度の変遷：1990-2007 年」(『跡見学園女子大学文学部紀要』第 42 号、1-18 頁)
- (2010) 「クロアチア政党・選挙データ」(ポスト社会主義諸国の政党・選挙データベース作成研究会編『ポスト社会主義諸国政党・選挙ハンドブック (CIAS Discussion Paper No.18)』京都大学地域統合情報センター、58-78 頁)
- (2010) 「クロアチアにおける歴史教育と近代史」(『跡見学園女子大学文学部紀要』第 45 号、1-18 頁)
- 磯村尚弘 (2007) 「クロアチアにおける『二つの民族主義』について」(『多元文化』第 7 号、167-180 頁)
- (2009) 「クロアチア・ナショナリズムと言語問題：マティツア・フルヴァツカとユーゴスラヴィア芸術アカデミー」(『アリーナ』第 6 号、137-144 頁)
- (2012) 「M・トリバロによる『クロアチアの春』への評価に関する考察」(『文化記号研究』第 1 号、187-198 頁)
- ウェーバー、マックス (1977 [1922]) 「種族的共同社会関係」[中村貞二訳] (『みすず』第 221 号、64-81 頁) (原題：“Eihenische Gemeinschaftsbeziehungen”, in: *Wirtschaft und Gesellschaft*)
- 上原史子 (2006) 「EU の南東欧政策とクロアチア～安定化プロセスの展開を中心に～」(『成蹊大学法学政治学研究』第 33 号、29-50 頁)
- 上原良子 (2002) 「『ヨーロッパ文化』と歐州審議会の成立」(『国際政治』第 129 号、70-90 頁)
- (2007) 「ヨーロッパ統合の生成 1947-50 年：冷戦・分断・統合」(遠藤 乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、94-130 頁)
- 欧ア協会編 (1972) 「ユーゴスラビアにおける民族問題」(『月刊共産圏問題』第 16 卷 9 号、69-81 頁)

- 大竹秀樹（2005）「クロアチアにおける少数民族保護について：欧州審議会加盟との関係において」（『日本福祉大学社会福祉論集』第 112 号、101-116 頁）
- 大庭千恵子（2014）「旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国におけるロマの政治的ポジション（1991-2014）」（『広島国際研究』第 20 号、1-19 頁）
- 梶田孝道（1998）「R・ブルーベイカーのナショナリズム理解をめぐって」（『一橋論叢』第 120 卷 2 号、323-330 頁）
- 金子マーティン（2009）「訳者の序文」（ルードヴィク・ラーハ編著『スインティ女性三代記（上巻） 私たちはこの世に存在すべきではなかった』〔金子マーティン訳〕 凱風社、1-11 頁）
- （2011）「フランス政府のロマ差別は EU 法違反—EU 各紙はどう報じ、EU 委員会はどう対応したのか」（『部落解放』第 639 号、70-77 頁）
- （2011）「特定の人間集団の呼称は自称と他称のみなのか—関口義人『ジプシーを訪ねて』を読む」（『寄せ場：日本寄せ場学会年報』第 24 号、264-275 頁）
- 亀田真澄（2009）「クロアチア現代芸術を読む—集団的記憶へのささやかな抵抗」（『れにくさ』第 1 号、63-78 頁）
- 吉川元、加藤普章（2000）「マイノリティと政治学・国際政治学」（吉川元、加藤普章編著『マイノリティの国際政治学』有信堂、3-20 頁）
- 木戸 蔚（1961）「ユーゴ共産主義者同盟綱領」（『国際年報』第 2 号、401-424 頁）
- （1973）「東ヨーロッパ諸国の動向」（『国際年報』第 11 号、549-566 頁）
- （1975）「ユーゴスラヴィアの政情」（『国際年報』第 13 号、395-409 頁）
- （1976）「東欧諸国の動向」（『国際年報』第 14 号、379-408 頁）
- 久保由美子（2008）「クロアチア承認問題とゲンシャー外相—ドイツ外交の転換点—（一）」（『阪大法学』第 58 号、171-196 頁）
- （2008）「クロアチア承認問題とゲンシャー外相—ドイツ外交の転換点—（二・完）」（『阪大法学』第 58 号、415-438 頁）
- 黒住 宏（1983）「1848 年革命期のクロアチア問題の一考察」（『東欧史研究』第 6 号、1-23 頁）
- （1989）「1848 / 1849 年革命における民族運動と地方社会—クロアチアの国民統合とイエラチチの独裁」（『歴史学研究』第 589 号、1-17 頁）
- 小山洋司（2001）「独立後のクロアチア経済—トウジマン路線の評価」（『同志社商学』第 52 号、331-355 頁）
- （2010）「EU 加盟を目指すクロアチアとその課題」（『ロシア・ユーラシア経済』第 935 号、18-34 頁）
- 材木和雄（2009）「クロアチアにおけるセルビア系難民の帰還の障害と住宅問題—「失われた公有住宅の居住権」の問題を中心に—」（『環境科学研究』第 4 号、51-75 頁）

- (2011) 「クロアチアにおけるセルビア人難民の帰還と再統合—雇用問題の側面からの考察—」(『環境科学研究』第 6 号、9-38 頁)
- 斎藤 厚 (2002) 「現代クロアチアの文化ナショナリズム」(『ロシア研究』第 34 号、114-131 頁)
- 櫻井利江 (2007) 「欧州における民族的少数者保護基準の発展：効果的参加権・自治・集団としての権利をめぐって」(『同志社法学』第 59 卷 2 号、639-696 頁)
- 雀部幸隆 (1981) 「民族問題に関するレーニン最後の覚書について」(『名古屋大学教養部紀要』第 25 卷、135-173 頁)
- (1997) 「ウェーバーの国家=『アンシュタルト』論と『民主主義』イデオロギー批判」(『名古屋大学法政論集』第 171 号、53-95 頁)
- 定形 衛 (1998) 「1990 年のクロアチア複数政党選挙の一考察」(『金沢法学』第 40 卷 2 号、35-64 頁)
- (2001) 「六〇年代ユーゴスラヴィアの内政と外交」(『国際政治』第 126 号、102-116 頁)
- (2008) 「旧ユーゴ紛争とディアスボラ問題—クロアチアとコソボを事例に」(『名古屋大学法政論集』第 224 号、207-237 頁)
- 佐藤成基 (1995) 「ネーション・ナショナリズム・エスニシティ—歴史社会学的考察—」(『思想』第 854 号、103-127 頁)
- (1998) 「マックス・ウェーバーと『ネーション』」(『ソシオロジ』第 43 卷 2 号、51-65 頁)
- (2009) 「ナショナリズムの理論史」(大澤真幸、姜 尚中編『ナショナリズム理論・入門』有斐閣、39-62 頁)
- 佐原徹哉「ボスニアのムスリム・コミュニストにとっての宗教とネイション」(酒井啓子、臼杵 陽編『イスラーム地域の国家とナショナリズム』東京大学出版会、2005 年、79-102 頁)
- 清水明子 (2002) 「『クロアチア独立国』におけるセルビア人抹殺政策」(『三田学会雑誌』第 94 卷 4 号、627-644 頁)
- (2007) 「クロアチア『祖国戦争』と『民族浄化』(1991~1995 年)」(松村高夫、矢野 久編著『大量虐殺の社会史』ミネルヴァ書房、193-227 頁)
- 庄司克宏 (1999) 「欧州審議会の拡大と『民主主義の安全保障』の構築」(『横浜国際経済法学』第 8 卷 2 号、21-38 頁)
- (2011) 「EU 基本権憲章の適用に関する議定書の解釈をめぐる序論的考察—イギリス、ポーランドおよびチェコ—」(『慶應法学』第 19 卷 3 号、317-330 頁)
- 鈴木一人 (2006) 「グローバル化時代における政治的正統性—欧州統合を例にとって—」(『年報政治学』第 57 卷 2 号、150-177 頁)

- 龍澤邦彦（2012）「国際機構と国家主権の制限 EU の場合」（『憲法研究』第 44 号、27-51 頁）
- 田中一夫（1978）「ユーゴスラヴィアの知識人問題—ジラスの周辺」（『共産主義と国際政治』第 10 号、33-48 頁）
- 田中 宏（2002）「EU の南東欧政策と戦後復興計画構想の比較検討」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第 80 号、51-82 頁）
- 月村太郎（2007）「民族的少数派となる恐怖—旧ユーゴ連邦解体過程におけるセルビア人を例として—」（『国際政治』第 149 号、46-60 頁）
- （2011）「バルカン地域における非バルカン化—旧ユーゴ後継諸国の現状と展望を中心にして」（『同志社政策研究』第 5 号、89-106 頁）
- 鳥山成人（1987）「東欧史の位置づけ」（木戸 蔡、伊東孝之編『東欧現代史』有斐閣、1-21 頁）
- 中内政貴（2007）「EU 加盟コンディショナリティー効果の旧ユーゴスラヴィア諸国における役割—少数民族保護政策の導入を事例に—」（『国際公共政策研究』第 12 卷 1 号、171-187 頁）
- 中村健吾（2009）「現代帝国主義論と EU—ポストナショナルな政治経済システムの解剖学—」（篠田武司、西口清勝、松下 列編『グローバル化とリージョナリズム：「グローバル化の現代—現状と課題」第二巻』御茶の水書房、85-119 頁）
- 中村民雄（2008）「多元的憲法秩序としての EU—歐州憲法条約への視座—」（大木雅夫、中村民雄編著『多層的ヨーロッパ統合と法』聖学院大学出版会、231-272 頁）
- 馬場里美（2005）「ヨーロッパ人権裁判所におけるマイノリティーの権利—民族的マイノリティーの法的保護に関する予備的考察—」（『早稲田法学』第 80 卷 3 号、405-432 頁）
- 東野篤子（2007）「西バルカン諸国の加盟プロセス」（『ロシア・ユーラシア経済』第 901 号、42-52 頁）
- 三谷恵子（1993）「現在のクロアチア語について」（『スラヴ研究』第 40 号、75-96 頁）
- 南野泰義（1992）「民族理論の再検討—スターリンと民族問題」（『日本の科学者』第 27 卷 5 号、286-291 頁）
- （1993）「ナショナリズム論への視点<序説>—ヨーロッパ型民族理論の構造と問題点」（『立命館法学』第 229 号、51-113 頁）
- 宮脇 昇（1997）「OSCE（欧州安全保障協力機構）の人権レジームの変化—ロマ（ジプシー）の問題領域を中心に—」（『松山大学論集』第 9 卷 1 号、143-166 頁）
- 百瀬亮司（2014）「ヴコヴァルの反キリル文字運動と『記憶』の双極化」（『ことばと社会：多言語社会研究』第 16 号、160-190 頁）
- 守本順一郎（1954）「近世思想史の方法について—丸山真男氏の所説の批判を中心として—」（『経済学論集』第 21 卷 4・5 号、253-277 頁）

- (1975)「思想史の方法手続きについて—田原嗣郎氏の『読書ノート』を念頭に—」(『季刊科学と思想』第 17 号、160-167 頁)
- 諸井弘輔 (2014) 「一八四八年革命期のクロアチアにおける国家・国民統合理念と民政スラヴォニア地方」(『史観』第 171 冊、66-85 頁)
- 吉田 信 (1998) 「アンソニー・D・スミスのナショナリズム論—エスニー概念を中心として—」(『六甲台論集 法学政治学篇』第 45 卷 2 号、31-68 頁)
- 力久昌幸 (2007) 「歐州統合の進展に伴う国内政治の変容—『歐州化』概念の発展と課題に関する一考察—」(『同志社法学』第 59 卷 2 号、29-67 頁)
- レーニン、ヴラディミール・イリイチ (1957 [1916]) 「ユニウスの小冊子について」〔マルクス=レーニン主義研究所訳〕(ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編『レーニン全集 第二十二巻』大月書店、353-371 頁) (原題：*Über die „Junius“-Broschüre*)
- 若森章孝 (2007) 「EU の地域政策と国境を越える地域形成」(若森章孝、八木紀一郎、清水耕一、長尾伸一編著『EU 経済統合の地域的次元—クロスボーダー・コーベレーションの最前線—』ミネルヴァ書房、1-22 頁)

6. ウェブサイト

- <クロアチア語、セルビア語、セルビア・クロアチア語>
- Hrvatski Sabor, „Govor Franjo Tuđmana u Saboru 30. Svibnja 1990“, (クロアチア議会「議会におけるフラニョ・トゥジマンの演説 1990 年 5 月 30 日」) *Znameniti Govori iz Povijesti Saborovanja*, <<http://www.sabor.hr/Default.aspx?art=1765&sec=444>> (最終検索日 2015 年 11 月 12 日)
- Radio Televizija Srbije (2015) „Milanović za RTS: Želimo Normalne Odnose, ali Granicu Možemo opet da Zatvorimo“, (セルビア国営放送「セルビア国営放送に出演したミラノヴィチ：我々は正常な関係を望む。だが再び国境を閉鎖する可能性はある」) 25 Septembra, <<http://www.rts.rs/page/stories/sr/story/11/Region/2050659/>> (最終検索日：2015 年 11 月 12 日)
- Republika Hrvatska – Državni Zavod za Statistiku, *Stanovništvo prema Narodnosti – Detaljna Klasifikacija – Popis 2011.*, (『民族ごとの人口—詳細な分類—2011 年のリスト』) <http://www.dzs.hr/Hrv/censuses/census2011/results/htm/H01_01_05/H01_01_05.html> (最終検索日：2015 年 11 月 12 日)

<英語>

- European Roma Rights Centre (2003) “Ethnic Croatian Parents Protest in Favour of Segregation”, 29 October,

<<http://www.errc.org/article/ethnic-croatian-parents-protest-in-favour-of-segregation/1123>> (最終検索日：2015年11月12日)

—— (2012) “Romani Children Face Protesters at Pre-School Programme in Croatia”, 25 September,

<<http://www.errc.org/article/romani-children-face-protesters-at-pre-school-programme-in-croatia/4058>> (最終検索日：2015年11月12日)

—— (2013) “NGOs Visit Croatia to Find Successful Practices on Roma Education and Desegregation”, 2 October,

<<http://www.errc.org/article/ngos-visit-croatia-to-find-successful-practices-on-roma-education-and-desegregation/4197>> (最終検索日：2015年11月12日)

Group 484, Center for Peace, Legal Advice and Psychosocial Assistance, and European Council on Refugees and Exiles (2010) “Serb Refugees: Forgotten by Croatia?

Deprivation of Acquired Rights for Former Tenancy Rights Holders as the Key Impediment to Securing Durable Solutions for Refugees from Croatia in Serbia and across the Territory of the Former Yugoslavia”, January,

<<http://www.grupa484.org.rs/sites/default/files/Refugees%20in%20Serbia%20-%20Forgotten%20in%20Croatia,%202010.pdf>> (最終検索日：2015年11月12日)

Matejcic, Barbala (2013) “Fits and Starts”, *Transitions Online*, 01 April,

<<http://www.tol.org/client/article/23685-croatia-education-roma-language.html>> (最終検索日：2015年11月12日)